

令和2年12月 2日 開会

令和2年12月22日 閉会

令和2年12月定例会

美作市議会会議録

令和2年12月2日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年第9回美作市議会12月定例会)

令和2年12月2日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の間接報告について
- 日程第6 認定第1～認定第13号、議案第84号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 議案第94号 美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第95号 美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第96号 美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第97号 美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第98号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第99号 美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 美作市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 市道路線の認定について
- 議案第102号 市道路線の変更について
- 議案第103号 美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について
- 議案第104号 美作市英愛センターの指定管理者の指定について
- 議案第105号 美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第106号 美作市高齢者福祉センターやまゆり苑の指定管理者の指定について
- 議案第107号 美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第108号 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について
- 議案第109号 美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について
- 議案第110号 津谷キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第111号 令和2年度美作市一般会計補正予算(第10号)
- 議案第112号 令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第113号 令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第114号 令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第115号 令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）

議案第116号 令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	西	山	正	志	2番	青	山	慶
3番	和	田	広	宣	4番	岩	崎	清
5番	岡	野	鉄	舟	6番	中	山	忠
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功
9番	金	谷	の	り	10番	山	本	雅
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一
17番	倉	地	重	夫	18番	岡	本	泰

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重
								行

4. 会議録署名議員

5番	岡	野	鉄	舟	6番	中	山	忠
								明

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明					
教	育	長	福	田	昌	弘	政	策	審	議	監	春	名	利	亮		
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	千	原	善	弘	
企	画	振	興	部	長	春	名	信	明	市	民	部	長	景	山	二	男
環	境	部	長	森	元	浩	之	保	健	福	祉	部	長	江	見		勉
経	済	部	長	遠	藤	宏	一	建	設	部	長	小	林	英	樹		
消	防	長	高	山	宏	明	会	計	管	理	者	山	森	和	幸		
教	育	次	長	平	田	幸	春										

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課		長	玉	櫛	哲	也			
主		任	白	井	隆				

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切って頂きますよう、お願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは、静粛にさせていただきますようお願いいたします。

傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため、録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。

なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切り下さい。

傍聴者の方が、傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第9回12月美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者の報告をいたします。

議席番号11番萬代師一議員と議席番号12番山本重行議員が所用の為、欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に、説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、飛沫の飛散防止の観点から、議場内においてもマスクを着用し、通告のない議案質疑も質問席で行っていただきます。

また、室内の換気を行うため、適宜休憩いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番岡野鉄舟議員、6番中山忠明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長長の報告を受けます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る11月25日、午後1時30分から、議員控室において、議長、委員、市長以下、関係職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、12月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

市長から送付されました議案は、同意1件、承認3件、条例の一部改正案7件、市道路線の認定1件、変

更1件、指定管理者の指定8件、補正予算6件の27件でございました。その内同意1件につきましては、教育委員会教育長の任命についてでありましたが、委員より審議するべきではないとの意見がありました。市長より提出された議案について、議会運営委員会において、議案を審議しないことを決定する権限はないということを、委員長の子より委員に報告し、議長の意向、判断の確認を行いました。議長より、訴訟が提起されており、裁判所の判断を見守るべきで、審議すべきでないとの判断を示され、同意案件については、議長の審議するべきではないとの意向どおり、議会運営委員会としては、同意1件は本会議では審議しないこととなりました。

結果、本定例会で審議します議案は、承認3件、条例の一部改正案7件、市道路線の認定1件、変更1件、指定管理者の指定8件、補正予算6件の計26件でございます。

また、11月24日までに受理した請願2件、陳情1件は委員会付託とし、審議をいたします。

会期につきましては、本日12月2日から12月22日までの21日間とし、会議日程は既にお手元に配布のとおりでございます。

本日1日目は、諸般の報告として、7月、8月、9月の例月出納検査の報告、組合議会の報告が3組合、行政報告、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会からの中間報告、閉会中の継続審査となっております認定第1号から13号について、決算特別委員会からの報告、議案第84号、大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、総務委員会からの報告の後、議案の一括上程、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行います。

続いて12月4日、7日から10日までの5日間に一般質問及び議案質疑を予定し、議案質疑終了後、各議案を委員会付託をいたします。

一般質問につきましては、通告順に発言し、質問回数は1通告事項で3回までとし、質問時間は45分といたします。

議案質疑につきましては、12月4日午後5時を通告期限といたしますが、通告する際は所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。質問回数は3回までとし、一括質疑といたします。通告しない者の質疑につきましては、通告者の後に行い、1議案につき、1件といたします。なお、質問は質問席でお願いをいたします。

予備日は12月3日、11日、休会日は12月18日、21日としております。

最終日は12月22日とし、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決を行います。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日2日から22日までの21日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日2日から22日までの21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（岡本 泰介君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告、勝英衛生施設組合議会、柵原・吉井・英田火葬場施設組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会については、配布しております資料をもって報告に代えます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますので御覧ください。

日程第4 行政報告

議長（岡本 泰介君）

日程第4、「行政報告」を行います。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めて、皆さん、おはようございます。

第9回になります今年の12月定例会に御参集頂きまして、誠にありがとうございます。

恒例によりまして、当市の行政の状況について報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの関係でございますが、皆さん御承知のとおり、10月に津山中央病院のクラスターが起りまして、これが1つの発端となりまして、岡山県北地域でのクラスターの拡大ということになりました。11月も大変でございますが、これも御承知のとおり、当市においても、現在までに複数名の感染が確認されてございまして、その中で大原病院における事例では、医療従事者及び患者の方への感染が確認されたということでございますけれども、この背景には当市、大原病院の独自の判断によりまして、県の指導、保健所がここまで検査すると、これは必要ないんだという話があったわけですが、それよりもさらに範囲を拡大した結果、感染が確認をされたということでもあります。これは、御覧のとおり、抗原検査、PCR検査含めて市独自で、実施できる体制を整えていたということが感染の拡大防止、制圧に重要な役割を果たしたという事例だと思います。

全国でも、私どものみならず、いくつかの自治体でやっておりますが、今申し上げたように、検査を徹底して、次に厳格に早期に隔離して治療するという、こういう方針、これは次第に注目を集めている、そういうふうなマスコミの報道等によって了解をしているところでございます。

そして、新型コロナウイルス感染症の連鎖を断つということは、今申し上げましたように、早期に発見、直ちに隔離、早期に治療ということを繰り返していくことに尽きるわけでありまして、既に市民の皆様方におかれましては、抗原検査、抗体検査を利用させていただいている方も数多くおられますけれども、11月からは新たに、高齢者の方々等、等というのは、基礎疾患を持っておられる方でありまして、そういう方々に対して、新型コロナウイルスの検査事業実施要項を策定をしまして、ウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患がある方に対して、PCR検査にかかる費用のうち、2万円を限度に助成する事業を新設いたしました。結果として2万円であれば本人負担はほぼないというようなことであります。感染が心配される症状がおありの方におかれましては、ぜひ当該制度を活用し、早期に検査を受けていただきますようお願いをさせていただきたいと思っております。

また、10月の臨時議会におきまして御議決を賜りましたインフルエンザワクチン予防接種の無償化につき

ましては、10月末までのおよそ1か月の間で65歳以上の方の接種者数が昨年度の実績約6,500件の7割相当の約4,500となっておりますので、今後の増加を考えると、昨年度相当増えていくというふうに思っておりますが、市民の生命を守り、医療体制の維持確保を図る観点から、コロナウイルスとの同時流行を防ぐことを目指しております。より多くの市民の方々に、今申し上げましたように、さらに接種を受けていただきますように協力をお願いをしたい。そして今までの御尽力に対して心から感謝を申し上げます。

県内のみならず、全国におきましても感染が拡大傾向にございまして、あわせて冬場を迎え、ウイルスに感染しやすい季節となっております。少しも気を抜けない状況が続く、御不便をおかけをしておりますが、引き続き、マスクの着用、うがいや手洗い、ソーシャルディスタンスの確保、ウイルス感染予防に一層心がけていただきますように、重ねてお願いいたします。

国においても、昨日総理の方から東京都の関係で、65歳以上の関係の往来は自粛してくれと、基礎疾患をお持ちの方は自粛してくれというような大きな方針も出ております。政府の発表等にも気を配りながら、より厳格に本市としては感染予防に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。

次に、行政懇談会等についてでございますが、住民福祉の向上や暮らしやすさを実感できるまちづくりのために、幅広い市民の方々の御意見をお伺いする必要があります。そのため、暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートの調査、これが2年に1回やっておるわけでありまして、市内の15歳以上の市民の方々の中から3,500人の方を無作為に抽出をして実施をいたしております。回答者の数につきましては、10月末の締切り時点で、インターネット回答が233、郵送回答が1,135、計1,368ということでございまして、回答率はほぼ例年どおりでありますけれども、39.1ということでありました。現在回答内容について、年代別、性別、地域別などの集計局ごとに分析をさせておるという状況であります。

また、例年各地区を巡回して実施してきました、行政懇談会につきましては、御覧のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、いわゆる3密を避ける、今年のキーワードですが、3密を避ける観点から、旧町村ごとに1会場で、自治振興協議会の代表の方々のみ参加をいただきまして、規模を大幅に縮小した形で開催いたしました。今年度の行政懇談会では、各地域で共通となっているいくつかの課題も浮かび上がってきたわけでありまして。例えば、可燃ごみの週2回収集の拡大、これは全地域で、特に介護を必要とされる高齢者の方々のおられる家庭、あるいは乳幼児がおられる家庭からは特に強い要望がありまして、これはある意味では女性の方々の思いが結実した御要望だというふうに考えております。それから、通学の人数が減っているという関係で、1人でうろろろする時間が延びているということも含めて、スクールバスの運用方法について改善をしていかないといけないんじゃないかという話。あるいは、有害鳥獣、これはもう毎年なんですけども、なかなか収まらないというようなことで、共通の課題も含めて、少人数ではありましたが、非常に活発な議論ができたというふうに考えてございまして、これらをいつ実施するかは別にしまして、政策の順序付けをしながら、適宜政策に反映させていきたいということであるわけでありまして。

次に、顕彰式典について御報告申し上げます。今年度は、これもコロナの影響でございまして。各市の行事、催物を中止せざるを得ないということになりましたが、そうした中で11月3日に全ての入場者の皆さんに事前に抗原検査を受検をいただいた上で、岡フィルの6人編成のユニットで、特に管楽器を全部使わない形にして、コロナウイルス対策ということも配慮した上で、美作市の令和2年度の顕彰式典を開催をいたしました。特に、今年は新型コロナウイルスの関係で本当に多くの方々が積極的に市政に協力をいただいたこともありますので、その方々の思いをしっかりと受け止めて感謝を、誠をささげるといふ必要がありましたので、こういう形で、感染防止対策を厳格にした上で、開催をしたわけでありまして。感謝状も数多く贈呈をさせていただきます。この他にも、有形、無形の御支援、協力を、様々な形でいただいております。全て

の方に感謝状がいかなかった可能性があります。こっそりマスクを置いていった市民の方々もおられたり、あるいは、マスクを中学校で作るために、布がないからといって、その布を提供していただいた寺院の方々、あるいは仏教女性会の方々、そんな方々もおられるわけですが、念を入れてまた対応をしなきゃいけないだろうというふうに思っております。この場をお借りしまして、今年のコロナ禍における美作市民の方々の御協力に本当に深く感謝をいたします。ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

次に、自衛隊の体育学校の合宿ですが、コロナの中ではありましたけども、やはり美作市にお越しになりたいという強い御希望がございまして、女子ラグビー班と陸上競技班の合宿が美作市で実施されたわけでございます。女子ラグビーは中止になったんですが、陸上競技は4回目となる強化合宿を9月28日から10月7日までの10日間実施をいたしました。合宿期間中には東京オリンピックを目指す競歩の勝木さんをはじめとする陸上の選手の方々が、市民の方々を対象にしたランニングクリニック等も実施をした、そういう状況でございます。我々としましては、この合宿の継続が将来において体育学校の誘致というものに結実することを心から願っておりますので、かなり強めの感染対策をした上で合宿も実施をさせていただいたわけでございます。

次に、人口の動態について御報告をさせていただきたいと思っております。人口の自然増減に関しましては、私どもの置かれている年齢層の構成上、短期的にはいかんともしがたいところでございますけれども、令和元年度における社会動態は、マイナスではありますけれども31人ということで、合併以降もとも減少幅が少ない年となったわけでございます。ちなみに平成19年というのが、合併後一番大きかったんですが、その時は社会減が245人ありました。それに比べて非常に少なくなっているということであります。また、令和2年度におきましては、4月から11月末現在で微妙な数字でございますけれども、プラス2となっております。

ところで、この転入、転出につきまして、年代別の調査をいたしてみました。少子化ということで、0から15歳の若い人がいなくなるということなんですが、そこの中でさらにここが、この年齢構成のところ転出をしますと、これはもう本当に大変なことになるわけでございます。0歳から15歳の転入、転出状況を見ますと、令和元年度が20人の転入超過でありました。もう一度いいますと、0歳から15歳という年代区分で取りますと、令和元年度は20人の転入超過、全体としては30数名のマイナスだったんですが、0歳から15歳で言うとプラスで終わっていたと。それから、令和2年度につきましても、11月までで5人の転入超過ということでありますので、子育て世代の方々が、美作市を選択をしているということは、ほぼもう間違いないと。これは類似の議会等におきまして、議員の方々から御指摘を頂戴してきた様々な政策あります。具体的にいくつか申し上げますと、平成29年度から実施している出産祝い金とか、その第3子以降の支給について拡大したとかいろいろありました。あるいは、乳幼児の幼稚園、保育園に行っている方々の病児保育、病後保育といったこと含めて様々やりました。本当にこれについては、議会の方々の御指摘に心から感謝をいたします。そして、今申し上げているように、例えばでございますけれども、出産祝い金について見ますと、第3子以降の支給の割合を見ますと、過去3年間をずっと見ますと20%台で推移をしてた。20%台というのは、普通のことです。第3子以降ができる可能性が20%というのが、普通のことなんですが、ところが、今年度は第3子以降に支給された方がなんと4割超えてるんです。3人目を作ろうという気持ちがとても高まっている。この制度が全面的にその理由とは言えませんが、第3子以降をもうけるきっかけの一助とはなっているのではなかろうかと思っております。

ところで、外国人の動態が思わしくありません。コロナ禍で国を超えた移動が制限されたことによりまして、4月以降に任期が切れて母国へ帰る、しかし日本には来れないと、こういう状況が続いております。

4月から10月末までで18人の転出超過となっております、そういう意味では、先ほど2名の転入超過と言いましたが、外国人のマイナス18というのを考えますと、もうちょっと本当は成績がよかったはずということになるわけであります。ちなみに昨年の同時期、つまり4月から10月までは、外国人の転出入はプラス59だったんです。ですから、相逆で約80名くらいの差が生じておりまして、これが今年については社会動態を大きく影響を及ぼしていると思います。しかしながら、今後コロナの問題が整理をされる、解決するに伴って、今までたまっていた、入国できなかった方々が、逐次日本に来、美作に来られるということで、何とか影響の回復ができると期待をしているところであります。

いずれにしても、今申し上げたとおり、全国的に少子化が深刻な問題になっているわけですが、当市におきましては、若年層の人口減少について歯止めが、今申し上げたようにかかりつつあるかなといううっすらとした期待感があります。それと共に、様々な政策、先ほどちょっと言いましたがそれに加えて美作市のスポーツ医療看護専門学校の誘致でありますとか、外国人技能実習生の受入れ環境の整備とか、新婚さんいらっしやい給付金とか、先ほど申し上げたことに加えていろんな政策をやってきた成果も含まれていると思っております。

次に、ふるさと納税についてお話をさせていただきます。令和2年度の状況ですが、令和2年10月末現在で件数で約4,000件、3,999件、そして金額で6,618万5,000円という寄附を頂戴いたしました。これは、昨年度の同時期、件数で2,194件、金額で4,239万8,000円だったんですが、と比較いたしますと、件数ベースでは約82%の増加、金額ベースでは56%の増加となっております。この寄附の増加の主な要因といたしましては、寄附金の受入れ窓口を広げるため、新たに2つのポータルサイトを入れたこと、そして人気のあるぶどうの返礼品について工夫を行って、タイアップ事業者の協力を頂戴しながら、寄附金額が低い場合にでも対応可能にした小分け返礼品という制度をつくって、ラインナップの充実、導入編も作ったというようなことで効果があったと聞いております。今後も菅総理が続く限り、恐らくこのふるさと納税は続くわけでありますから、美作市をアピールする返礼品の開発に努め、事業者の方々の所得向上と共に市の財政への何がしかの寄与に努めていきたいと思っております。今年度の寄附目標額は9,000万円でありまして、10月末で6,600万円、後4か月でこの9,000万円を達成をし、できれば超過できるように努力をしていきたいと思っております。

次に、財政全体の状況でございますが、令和元年度決算というものを元に、財政の分かりやすい分析と今後の財政収支見通しについて、広く情報提供を行うために、引き続き財政の総点検に取り組んでおります。ホームページ等に既に公開がなされております。財政の健全化の度合いを示す、実質公債費比率などの健全化判断比率につきましては、昨年度に引き続きまして、全て改善しております。起債残高は9億7,000万円の減少、基金残高は3億円の増加、その結果、債務残高から基金残高を差し引いた純債務残高は12億7,000万円減少いたしております。さらに、公債費に充当できる特定財源や、公債費に対しての地方交付税算定額を差し引いた、いわゆる実質的な債務、国が払ってくれるわけですねほとんどが、実質的な債務については、実質的な債務がマイナスと。実質的に貯金ができるということになりまして、いわゆるこれが将来負担比率なんですが、将来負担比率はないと。将来の世代につけを残すことはもうなくなったということでありまして、この将来に負担を残さない団体というのは岡山県内に27自治体があるんですけども、当市を含めて5団体ということになっております。

次に、様々な施策で財政再建、財政の健全化をやってきておりますので、それらについていくつか紹介いたしますと、1つは、会計管理の関係でありますけれども、山森さんのところで基金の運用をまめにやっていただいております。そして基金の運用益が1億円を超えました。基金の運用益だけで1億円超えました。これは運用方法などを様々な形で改善をする、外国の債権も使うんだけれども、円建てでリスクを取らないと

というようなことでありまして、令和元年度の基金の運用益が1億400万円と、平均の運用利率が0.65%と、平均的な定期預金金利の約65倍ということになりました。

それから2点目は河川監視カメラの更新なんですけど、これはもう議会で様々な御指摘を多くの議員からいただいた案件でございますが、夜間の映像、これが見えないという状況だったんですが、赤外線タイプのもので更新することによって、格段に見やすくなっております。そして当然でありますけども、ケーブルテレビでも見れますし、スマホを含めたインターネットでも確認することができるようになりました。ぜひどうかでチェックをしていただくとありがたいと思います。

今回の財政の総点検では、今年度末に期限を迎える過疎地域自立促進特別措置法についても触れさせていただいております。現在自由民主党の過疎対策特別委員会で議論を進められており、いわゆる過疎地域においては、いまだに人口減少に歯止めがかかっておらず、財政力が弱い状況にあるという分析がされておまして、引き続き現在と同様の財政指標が受けられるよう、そして場合によっては拡大ができるように国などに働きかけを続けなければならないと思っております。

この財政の総点検につきましては、今回で第7版となりました。初版は私が市長に就任させていただいた当時のものでありますが、初版のときの財政指標と7版を比較、年度で言いますと、平成25年度決算と令和元年度決算になりますが、この累積効果を言いますと、普通会計の起債残高は43億円減少、それから基金残高については42億円増加、実質公債費率は3.3ポイントの低下、将来負担比率につきましては、要するにゼロになりましたけども、92.7ポイントの改善ということで、各指標ともに確実な改善があります。この間に、大規模事業としまして、湯郷幼稚園の建設、むさしこども園の建設、クリーンセンターの最終処分場の建設、都市公園の整備、スポーツ医療看護専門学校の誘致、定住促進住宅の整備、小中学校のエアコンの整備など大きなものも含めて相当実施をいたしましたし、またソフト事業としまして、介護保険料の低減、タクシー利用補助制度の導入、結婚、出産に対する助成制度の導入等々をやってきたわけでありまして、決して単に締めるだけの財政改善をしたわけじゃないと、それは先ほどの議論にありましたような基金の運用の改善でありますとか、都市公園における新たな財源確保、交付税の増額といったことを合わせてやってきた結果、市民の方々に対して、負担をお願いするのではなくて、むしろサービス水準を改善をしながらこの財政改善が出てきたということでもあります。そして、また令和2年度、今年度における最大の課題であるコロナウイルス感染症対策につきましても、これまでに積み増してきた基金を活用し、比較的思い切った施策を展開することができたわけでありまして、やはり、財政の健全化に努めてきたということで、自由度が増える、これが一番重要なポイントかというふうに存じます。

以上、行政の一端の報告を申し上げ、議会の議案審議の御審議の一助にさせていただくと共に、市民の皆様方の御理解と御支援につなげればと思う次第であります。

なお、本会議における諸議案の提案理由説明等につきましては、副市長において行わせていただきますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で行政報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5 看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の間接報告について

議長（岡本 泰介君）

日程第5、「看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

したがって、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定しました。

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

ただいまから、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会の間接報告をいたします。

前回の中間報告以降、4回の委員会を開催しております。

まず、第11回の委員会ですが、10月7日水曜日に、市役所4階議員控室において開催し、1名の喚問する証人、当該証人の喚問日時、質問項目、また第4回記録提出要求を決定いたしました。

次に、第12回委員会ですが、10月28日水曜日、13時半から市民センター3階大研修室において、1名の証人から発言を求めました。また、第4回記録提出要求の内容確認を行いました。

次に、第13回委員会ですが、11月5日木曜日、市役所4階議員控室において開催し、1名の証人喚問日時を決定いたしました。最終報告につきましては、前回の中間報告において、12月定例会で行う予定としておりましたが、さらに審査を深める必要があることから、3月定例会で行うことと決定いたしました。

次に、第14回委員会ですが、11月17日火曜日、13時半から市民センター3階大研修室において、1名の証人から発言を求めました。

以上、中間報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の間接報告を終わります。

ただいまより10分間休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

日程第6 認定第1号～認定第13号、議案第84号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（岡本 泰介君）

日程第6、「認定第1号から認定第13号、議案第84号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

認定第1号から認定第13号、議案第84号につきましては、令和2年第6回9月定例会において上程し、各委員会において継続審査となっております。

この度、各委員長より審査終了の旨報告があり、審査結果報告書はお手元に配布のとおりであります。この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

始めに、決算特別委員長の報告を求めます。

和田委員長。

3番（和田 広宣君）〔登壇〕

それでは、令和2年12月美作市議会定例決算特別委員会の委員長報告をいたします。

去る、9月29日、30日、10月6日の3日間、午前9時半から、美作市民センター3階大研修室において、執行部より、市長以下関係職員出席の下、決算特別委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」から、認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」まで13件であります。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査の過程において特に議論となった点について、順次御報告いたします。

まず、認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」、保健福祉部所管では、委員より、重度心身障がい者の医療費は1割負担となっているが、精神障がい者は何人で、医療費の自己負担額はどのようになっているのかとの質問があり、執行部より、令和2年3月末現在で、精神保健福祉手帳の取得者数が149人、また自立支援医療費制度の中に、精神通院医療費給付事業があり、昨年度の美作市の受給者数は380人であったが、これは精神障がいの治療のための通院治療費が対象で、自己負担は1割であり、他の病气やけがの医療費については、3割負担であるとの答弁がありました。

委員より、人工透析治療について、通院回数や、通院先の限定等の面で負担感が大きいとなっているが、その軽減対策を何か考えているか、民生委員、児童委員活動支援事業では、後継者不足や新しい生活様式での活動に対する対応はできているかとの質問があり、執行部より、透析患者の負担軽減のため、市立医療機関への透析センター導入の検討を進めることはできていない。透析センターの設置となると、来年度予算ですぐということは困難なため、まずは助成面から他の自治体の状況調査等を行い、民生委員児童委員の後継者不足という課題は、現在欠員もなく、各地区から推薦をいただいている。また、新しい生活様式での活動については、電話による近況把握や、どうしても対面する場合は、マスクの着用や、ソーシャルディスタンスを十分に取るなどの感染防止対策をしっかりと行う必要があると考えているとの答弁がありました。

委員より、障がい者地域活動支援センターが、長寿センターに移転したが、移転後の利用状況はどうかとの質問があり、執行部より、障がい者地域活動支援センターについては、登録人数が昨年度は前年度に比較し、11人の増となっており、1日平均の利用人数も増加しており、移転した効果はあったとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブ事業の課題に、保育の質を向上していく必要があるとあるが、指定管理のクラブと、民間クラブの全クラブに対してのことなのかとの質問があり、執行部より、放課後児童クラブ事業

に掲げている課題については、指定管理クラブと民間クラブの全体的な問題である。発達障がい等で支援が必要なお子さんについては、発達支援センターと連携し、専門職員と協議を重ねているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管では、委員より、不登校対策実践研究事業で、長期欠席の児童数が多いことが課題であるとあるが、原因は何かとの質問があり、執行部より30日以上欠席している長期欠席児童が平成30年度は小学校2.9%、中学校4.4%であった。令和元年度は、小学校3.1%、中学校4.4%と増加傾向にある。病気が理由の場合や、学校に不適應など、また家庭の押し出し力や経済力が低いことが原因の場合もあると考えられるとの答弁がありました。

委員より、小学校特別支援教育支援員配置事業について、21名配置とあるが、不用額が多いと思う。その原因は何か、配置基準や採用基準はどうなっているかとの質問があり、執行部より、当初からの応募がなかったため、年度途中の採用となったことや、短期間勤務で対応したことにより、不用額が発生している。また、美作市では支援が必要な児童の割合は多く、令和元年度の特別支援学級在籍人数は小学校108人、9.5%、中学校44人、7.2%である。特別支援教育支援員は、支援学級だけでなく、通常学級にも必要に応じて入ることがあり、通常学級の支援が必要な児童は、小学校188人、16.5%、中学校73人、11.9%であり、生活面、安全面を中心に支援を行っている。各学校の状況により配置しており、小中14校中、13校に配置しているとの答弁がありました。

委員より、就学援助事業について、支給率22.4%というのは、何の数字なのか、また、適切に制度を周知する必要があるということだが、どのように対処するのかとの質問があり、執行部より、支給率22.4%というのは、全体の児童数に対しての割合である。小学校全児童1,138人のうち、就学援助が192人、特別支援教育奨励費が63人、あわせて255人で22.4%ということになっている。また、周知方法は、特別支援就学奨励費については、全ての保護者に周知しているとの答弁がありました。

次に、環境部所管では、委員より美作クリーンセンター落雷による緊急修繕工事と、旧環境美化センター解体撤去工事の内容について質問があり、執行部より、落雷による緊急修繕工事については、平成31年4月7日に、美作クリーンセンター及び最終処分場に落雷があり、美作クリーンセンターでは、収容監視装置等の設備が破損し、最終処分場では、ガス探知機等の設備が破損したため、緊急に修繕したもので、工事費の92.5%を火災保険により賄っている。また、旧施設の解体撤去工事は、旧南部、及び北部環境美化センターの解体撤去工事、平成30年から2か年で解体撤去を行っており、財源は合併特例債により、事業費の95%を起債充当しているとの答弁がありました。

委員より、長期包括運営委託の項目ごとの内訳について質問があり、執行部より、委託業務の項目ごとの内訳について説明がありました。

委員から、包括運営業務委託については、契約書のとおりということではなく、5年後の見直しという項目があるのだから、後半の契約を見直す作業をしていただく必要がある。前半の実績を踏まえて、契約改定に向けて作業をしていただきたいとの意見がありました。

次に、経済部所管では、委員より多面的機能支払交付金事業においては、業務の効率化が課題ということであるが、対策をどう考えているかとの質問があり、執行部より、広域協定組織を設立し、事務の簡素化を図っていききたいとの答弁がありました。

委員から、中山間地域直接支払事業もあわせて進めてほしいとの要望がありました。

委員より、獣肉処理施設の指定管理者の収支と売上げについて質問があり、執行部より、指定管理料込みで、収支はプラスになっている。精肉とペットフードを合わせて約2万4,000キログラムを販売していると

の答弁がありました。

委員より、更新伐事業において、森林所有者の分配はどうなっているかとの質問があり、執行部より、木材またはチップ原料として販売し、運搬費を差し引いた金額の2分の1を森林所有者に交付しているとの答弁がありました。

次に、建設部所管では、委員より、里山公園整備工事の進捗について質問があり、執行部より、令和元年度は園路整備2路線、広場整備2か所、木製チップは一部園路と、広場2か所を整備。その他案内看板設置工事などを実施した。令和2年度は、雷等から避難するためのあずまや整備、トイレ整備を予定しているとの答弁がありました。

委員より、市営住宅への入居者の状況について質問があり、執行部より、3月末時点の入居率が公営住宅534戸のうち、407戸で76.2%、定住促進住宅280戸のうち158戸で56%となっており、若干、若年代から高齢者世代へ推移している。企業向けについては、24戸の貸出しをしているとの答弁がありました。

委員より、真っ白い白線事業について質問があり、執行部より真っ白い白線事業は終了しましたが、引き続き予算を計上し、区画線歩道部のカラー表示と、車両の通行及び歩行者の安全を確保するように取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、消防本部所管では、委員より、配備した排水用可搬ポンプの訓練を何回実施したか、また、今後計画はどうかとの質問があり、執行部より、住民説明会を含め4回の訓練を実施し、最近勝田地域で消防団員約100名を集めた取扱い訓練を実施している。また、各方面隊で年1回は実施したいと考えているとの答弁がありました。

委員より、排水ポンプはどのように配備、設置しているか、水没危険地区はどれだけあるのか把握しているのか、近年の豪雨に対し、被害を想定した場合、16台で対応可能なかとの質問があり、執行部より、可搬式ポンプであるため、浸水、内水問題が大きい地区から順番に設置するという構想としている。ポンプは旧町村単位で配備管理しており、必要時にそこから投入する。また、現在の構想において必要があれば、追加購入も考えているとの答弁がありました。

委員より、消防救急デジタル無線負担金事業で、現場活動に必要なデータの送受信が迅速になった、とは具体的にはどのようなことか、スマートフォンによる医療機関との画像等のやり取りはどのように取り組まれているかとの質問があり、執行部より、現在は救急車搭載のカメラで医療機関に現場の状況を送信し、適切な指示を受けている。また、今後の活動として、消防が持つスマートフォンを利用しての画像送信について、セキュリティ問題を含めたシステム構築を3消防本部で検討している段階であるとの答弁がありました。

委員より、減少している消防団員数について、一番少ない部がどのくらいあるのかとの質問があり、執行部より、10名に満たない部が3割程度あり、最小で3名の部があるとの答弁がありました。

委員より、3名でポンプ運営は厳しく、統廃合も考えなければならないが、行政としてどのように対応されているのかとの質問があり、執行部より、地元からの意見もあり、統廃合について検討しているが、器具庫がなくなることへの不安も聞いているとの答弁がありました。

委員より、コロナ対策について、感染防護服はしっかり整備されているかとの質問があり、執行部より、コロナ対策として、本年度の予算で、使い捨てではない感染防護服を整備中である。通常の救急出動では、使い捨てタイプのガウンで対応しており、コロナ等の感染が疑われる場合は、上下つなぎタイプの防護衣で出動している。感染防護を含めた物品の備蓄状況は、つなぎタイプの防護衣、N95マスク、ゴーグル、シューズカバー、手袋がセットになった、感染防護セットが118組、つなぎタイプの防護衣が90着、セパレートタイプの防護衣が60着、使い捨てマスクが1万1,940枚、N95マスクが364枚、1箱50双入りの手袋が233箱

となっているとの答弁がありました。

次に、企画部所管では、委員より、今年はコロナの関係があるかもしれないが、リモートワークなどにより、首都圏から地方に移住する方が増えている傾向がある中、美作市は首都圏からの移住者が少ない。首都圏の人が美作市に住んでみたいと思えるような取組をしてはどうかとの質問があり、執行部より、首都圏から美作市に転入してくる方は少ないかもしれないが、今後はリモートで相談を受けるなど、力を入れていきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、日本語教室開催に当たっての成果と、外国人相談窓口開設による成果はとの質問があり、執行部より、日本語教室については、令和元年度は大原のみで開催しており、27回開催し、延べ54名の受講があった。外国人の窓口相談については、33件の相談があり、定額給付金に関するものが多かった。また、技術系の派遣職員が、コロナ禍の影響により、雇用契約が切れるが、その後は美作市内で仕事がしたいとの相談があり、対応したとの答弁がありました。

委員より、市内在住外国人のうち、国別に子どもを持つ世帯が何世帯いて、その中で就学している児童が何名いるのか、また教育委員会と連携しているのかとの質問があり、執行部より、子どもを持つ世帯数までは把握していない。実際に教育委員会と連携し対応した事例もあり、今後も連携していくとの答弁がありました。

委員より、湯郷Belleの状況と、補助金の効果はどうか。また、成績が芳しくないが、原因はどこにあるのか、今後どんなところに力を入れるべきと考えているか、また、選手たちが働いているところは、把握しているかとの質問があり、執行部より、成績はチャレンジリーグで12チーム中5位、登録選手16名でファンクラブ会員は徐々に減少しているが、市内イベント等に参加し、地域貢献の事業を行っている。また、成績については、選手の定着と選手確保も一つの課題であるとする。今後プロリーグは1部と2部との2リーグ制に分かれ、Belleは2部所属となる見込みである。リーグ改変に伴い、他チームから有望な選手の獲得を狙っている。また、選手の勤務先は、市内を中心に、県北スポンサー企業などに勤めている。スポンサーについても、新たなスポンサーを発掘し、数社契約していると伺っているとの答弁がありました。

次に、市民部所管では、委員より、条例改正により、徴収猶予の遡及適用が行われたが、どのような影響が出ているかとの質問があり、執行部より、徴収猶予の関連で影響が顕著なものは、固定資産税で約1,180万円、入湯税で約200万円の徴収猶予となっているとの答弁がありました。

委員から、不納欠損について、滞納につながる原因を究明し、ハローワークや商工会と連携することにより、ここに暮らしてよかったと思える取組をしてほしいとの意見がありました。

委員より、生活に必要な公共交通の維持確保の在り方についての質問があり、執行部より、市としても計画的な車両の更新、利用人数や乗客1人当たりの必要経費など、総合的に判断しながら、路線の廃止等も含め、検討を進めるとともに、1人でも多くの方に御利用いただくよう、今後もサービス向上に努めていくとの答弁がありました。

次に、総務部所管では、委員より臨時財政対策債について、地方交付税の代わりに借り入れるものとの認識だが、その発行に対する考え方はどうなのかとの質問があり、執行部より、地方交付税の計算において、基準財政需用額から基準財政収入額を差し引いたものが地方交付税の金額だが、国の財源不足により、一時的にその不足分を臨時財政対策債という形で補うというもので、その発行限度額が、令和元年度は4億445万3,000円で、基準財政需用額から臨時財政対策債の発行限度額を控除し、そこから基準財政収入額を差し引いたものが、地方交付税91億5,347万3,000円である。基準財政需要額は美作市の人口、面積などから算定され、自治体を運営する上で必要な一般財源として示されるものであり、もし、臨時財政対策債を発行し

なければ、その分の需要額は必要がないものと国に判断されかねないことから、限度額を借りているものであるとの答弁がありました。

委員より、決算書では、実質収支は10億円ほどであり、臨時財政対策債を発行しなくてもよいと考えるが、この実質収支と臨時財政対策債とのバランスを考える必要があるのではないかとの質問があり、執行部より、臨時財政対策債については、議員が指摘する議論もあると認識している。しかし、それは国の借金が多いということに起因した国における議論であり、地方自治体としては示された限度額の臨時財政対策債を発行するという一般的な財政運営をやるべきと考えている。また、実質収支については、予算の5%程度、他の団体と比較しても多いものではない。臨時財政対策債は発行するが、毎年度繰越金の2分の1以上の繰上償還を行い、起債残高を減らし、将来負担比率等の財政指標を改善し、健全な財政運営を心掛けているとの答弁がありました。

次に、認定第2号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、市民部所管では、委員より、財政面で県に一本化したことにより、どのようなメリットがあったのかとの質問があり、執行部より、県に納付金を納めることにより、必要な医療費が普通交付金として全額給付され、給付費の変動があった場合でも財政的に安定するとの答弁がありました。

認定第3号「令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」では、質疑はありませんでした。

次に、認定第4号「令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」では、委員より、少子高齢化が進み、給水人口が減少しているし、施設の老朽化も進んできているが、市民負担を軽減するという観点から、決算を踏まえてどのような経営をしていこうと考えているかとの質問があり、執行部より、令和元年度も老朽管更新工事や電気量の入札を行うなど、維持管理費軽減に努めている。給水人口の減少等により、給水、収益も減少していることから、本年度より市内の配水池やポンプ場、送水管など水道施設の配置について見直しを行い、施設の再編について検討を行うとともに、老朽管の更新計画も作成し、今後の料金改定の検討材料にしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、認定第5号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、第6号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、第7号「令和元年度美作市都市と農園の交流施設特別会計決算の認定について」、認定第8号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、質疑はありませんでした。

次に、認定第9号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学金特別会計決算の認定について」では、委員より、基金を創った人の思いを鑑み、子どもの教育に対してきちんとした対応をしてもらいたいとの質問があり、執行部より、多くの人に利用してもらうように周知を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、認定第10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」では、質問がありませんでした。

次に、認定第11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」では、委員より、給水人口が減り、料金収入が減ってきているが、企業債の残高も減ってきているので、料金単価が安くなってもいいと思うが、安くない理由はどこにあるのかとの質問があり、執行部より、企業債の残高の推移をみると、減少しているが、企業債の返済額は同程度の額で推移しており、料金単価を安くすることはできないとの答弁がありました。

次に、認定第12号「令和元年度美作市病院事業決算の認定について」では、委員より、医師によって土曜日の外来患者数が多い日があるが、なぜ医師により患者の多い、少ないがあるのかとの質問があり、執行部より、昨年3月までおられた岡山県からの派遣医師が、在任中非常に評判が良かった。派遣期間満了後は、

津山中央病院へ行かれたが、院長とともに津山中央病院へお願いに行き、毎月第2、第4土曜日に来ていただいている。その他の先生については、今年度異動でこられた先生もあり、まだ日数等が経っていないことなどから、患者数が違う状況であるとの答弁がありました。

次に、認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」では、委員より、下水道使用料の未収金について質問があり、執行部より決算を3月31日で行うため、3月に調停した下水道使用料が4月納付となり、未収金として事務処理しているとの答弁がありました。

以上、全ての質疑終了後、討論、採決に入り、認定第1号及び認定第3号については、討論はなく採決の結果、賛成多数により認定されました。

次に認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第12号及び認定第13号については、討論はなく、全員賛成により認定されました。

以上、本委員会において審査の経過並びに結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、このほかにも審議の過程で出された意見や要望を十分に考慮し、事務事業の執行にあたられますよう、お願いし、決算特別委員会委員長報告といたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

それでは、令和2年11月6日開催の総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る11月6日、午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長以下関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本総務委員会におきましては、議会閉会中の継続審査としておりました議案第84号、大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、執行部より資料を基に説明を受けた後、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について、御報告申し上げます。

委員より、英田地域の方と十分に調整ができたかと理解してよいかとの質問があり、執行部より資料により説明し、料金、利用体系について御理解を頂いた。また、施設の内容についても現地で確認し、利用しやすいように変更も行っているとの答弁がありました。

委員より、年間の保守経費はどれくらいの見込みかとの質問があり、執行部より、令和3年度では人件費を除き、光熱水費等で約120万円の経費を見込んでいるとの答弁がありました。

委員より、素晴らしい施設ができたので皆さんに利用してもらえるようアピールを考えているかとの質問があり、執行部より、全国グランドゴルフ協会の認定コースに登録し、大きくアピールしていく準備を進めているとの答弁がありました。

質疑終了後、討論、採決に入り、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について、御報告いたしました。

このほかにも、様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止め、事業執行に当たられますようお願いいたします。総務委員会委員長報告とさせていただきます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

各委員長からの審査結果の報告は、ただいまお聞きのとおりでございます。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。決算特別委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって質疑を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時29分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、認定第1号から認定第13号、議案第84号につきまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

初めに、認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、認定第1号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第2号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第2号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第3号「令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号「令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第3号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第4号「令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号「令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第4号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第5号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第5号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第6号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第6号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第7号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第7号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第8号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第8号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第9号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第10号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第11号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第12号「令和元年度美作市病院事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第12号「令和元年度美作市病院事業決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第12号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第13号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第84号は委員長の報告どおり可決されました。

日程第7	承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」
	承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」
	承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」
日程第8	議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部

を改正する条例について」

議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」

議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第99号「美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」

議案第101号「市道路線の認定について」

議案第102号「市道路線の変更について」

議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」

議案第104号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」

議案第105号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第106号「美作市高齢者福祉センターやまゆり苑の指定管理者の指定について」

議案第107号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第108号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」

議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」

議案第110号「津谷キャンプ場の指定管理者の指定について」

議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」

議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第113号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第114号「令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」

議案第115号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）」

議案第116号「令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第7、承認3件、日程第8、議案23件、承認第5号から7号、議案第94号から116号を一括議題といたします。

なお、日程第7につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

日程第7、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」を副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

令和2年10月7日付で人事院において、国家公務員に対する給与の改定に関する勧告がなされたことに伴い、特別職の期末手当の支給率を改定することとし、本条例の一部を改正するものです。

今回の改定は、人事院勧告に基づく給与改定として、期末手当の支給率を0.05月分引き下げ、2.2月分とし、年間の支給率を4.45月分とするものです。また、令和3年4月1日以降の支給率については、年間の総支給率を4.45月分を維持し、6月、12月の支給率をそれぞれ2.225月分とします。

今回の改定につきましては、期末手当支給率の引下げに係る改定であり、期末手当の基準日である12月1日までに施行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、令和2年11月24日に同条例を公布いたしました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は質問席でお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申合せ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

令和2年10月7日付で人事院において、国家公務員に対する給与の改定に関する勧告がなされたことに伴い、美作市においても国公準拠を基本としていることから、同様の改定を行うこととし、本条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、人事院勧告に基づく給与改定として、令和2年12月における期末手当の支給率を0.05月分引き下げて、1.25月分とし、年間の期末勤勉手当の総支給率を4.45月分とすると共に、令和3年4月1日以降の支給率については、年間の総支給率と同じく4.45月分として、6月、12月の期末手当支給率をそれぞれ1.275月分とする改正を行うものです。

今回の改定につきましては、期末手当支給率の引下げに係る改定であり、期末手当の基準日である12月1日までの施行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、令和2年11月24日に同条例を公布いたしました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申合せ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、承認第6号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」を副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

令和2年10月7日付で人事院において、国家公務員に対する給与の改定に関する勧告がなされたことに伴い、会計年度任用職員の期末手当の支給についても、一般職と同様に改正することとし、本条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、正規職員の期末手当の支給率が、人事院勧告に基づく給与改定として0.05月分引き下げられたことに伴い、会計年度任用職員における期末手当の支給に関する規定を改正すると共に、その他字句の修正等、所要の改正を行うもので、会計年度任用職員の期末手当については、特例として3年をかけて正規職員と同率とするよう、条例制定時に正規職員の期末手当の支給率を讀替える規定を附則に設けておりますが、正規職員の期末手当の支給率の引下げがあったことに伴い、その讀替規定についても改正の必要が生じたことによるものです。

会計年度任用職員については、今回の改正により、令和2年12月支給の期末手当額について、減額が生じるものではありませんが、讀替規定を整備する上で、期末手当の基準日である12月1日までに施行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、令和2年11月24日に同条例を公布したものであります。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申合せ事項及び、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、承認第7号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）」本案に賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第8、議案23件について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第94号から議案第116号について御説明申し上げます。

まず、議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

個人番号カード、マイナンバーカードのことですが、これを活用したコンビニ交付サービス導入に伴い、個人番号カードを用いて、印鑑登録証明書の交付申請、取得が可能となるよう、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正の具体的な内容といたしましては、個人番号カードを利用し、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう規定し、あわせて市役所及び支所の窓口において印鑑登録証明書の交付を受ける時は、印鑑登録証、手帳のことですが、これの提示を求めておりますが、印鑑登録者本人が窓口で申請する場合に限り、印鑑登録証に代えて、個人番号カードの提示により交付が受けられることを条例に定めるものです。

コンビニ交付サービスの導入により、窓口の混雑緩和、利用時間の拡大による市民の利便性向上につながるものと考えております。

次に議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、個人所得課税の見直しを踏まえた、国民健康保険税の軽減判定基準の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

平成30年度税制改正におきまして、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、個人所得課税の見直しが行われました。また、令和2年度税制改正におきまして、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないように、軽減判定基準の見直しが行われました。

令和2年9月4日には、地方税法施行令の一部を改正する政令が交付され、国民健康保険税の関係規定の改正について、令和3年1月1日から施行されることとなりました。この政令改正の内容を、美作市国民健康保険税条例に反映させることを目的に、条例の一部改正を行おうとするものです。

改正内容は、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を、現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることにより、国民健康保険税の減額の基準において、不利益が生じないようにするものであります。

次に、議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

美作市産業基盤強靱化基金を新たに創設するため、美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正しようとするものです。

後継者不足による耕作放棄地の広がり、圃場の管理が不十分となることに伴い、国土の保全、水源の涵養、自然環境の多面的機能の維持が危惧されることから、農業用施設の防災、減災対策、農林業振興に資する施設設備の整備、先進農業に取り組む者に対する支援、さらに農林業のみならず、市の主要産業の振興に資する経費に充てるために、美作市資金の積立てに関する基金条例に、美作市産業基盤強靱化基金を追加しようとするものです。あわせて、これまでの美作市特定施設運営基金を、美作市産業基盤強靱化基金に統合させ、一括した基金にしようとするものです。

次に、議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、及び議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

租税特別措置法の改正により、同法第93条第2項に規定されている、利子税の割合の特例として、財務大臣が告示する割合が新たに平均貸付割合と定義されたことを受け、同条分を引用しているこれらの条例において所要の改正を行おうとするものです。

次に、議案第99号「美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

美作市いきいきゆうゆうの里の地域福祉センターは、主に通所介護など、介護保険法に基づく業務を行う施設として、美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例に基づき設置され、現在は指定管理者により業務が行われておりますが、同条例の規定中、一部の業務に関し、開館時間や名称等において現状に即していない箇所等があるため、条例の一部を改正し、規定に基づく適切な業務の運営を図ろうとするものです。

次に、議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、急速充電設備の大型化が進んでいることから、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、急速充電設備の全出力の上限が50キロワットから200キロワットまで拡大されました。この改正省令に準拠するため、美作市火災予防条例の一部改正しようとするものであります。

次に、議案第101号「市道路線の認定について」を御説明申し上げます。

公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第8条、第2項の規定により提案するものです。

該当路線は、市道認定基準に適合するもので、宮原地内1路線、古町地内1路線、中尾地内1路線の合計3路線です。

次に、議案第102号「市道路線の変更について」を御説明申し上げます。

公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第10条第2項の規定の基づく、路線変更として、法第10条第3項の規定において準用する、法第8条、第2項の規定により提案するものです。

該当路線は、市道認定基準に適合する古町地内1路線、山手地内1路線で、両路線とも既存市道の終点を延伸して認定するものです。

議案第103号から、議案第110号までの8議案につきましては、指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市放課後児童健全育成事業施設9施設の管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和3年4月1日より5年間「株式会社共立メンテナンス」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第104号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市あいあいセンターの管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和3年4月1日より5年間「社会福祉法人千寿福祉会」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第105号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市作東老人福祉センターの管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和3年4月1日より5年間「能登香の湯運営委員会」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第106号「美作市高齢者福祉センターやまゆり苑の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市高齢者福祉センターやまゆり苑の管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和3年4月1日より5年間「梶並地区活性化推進委員会」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第107号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和3年4月1日より5年間「社会福祉法人幸輝会」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第108号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和3年4月1日より5年間「社会福祉法人美作市社会福祉協議会」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市獣肉処理施設の管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和3年4月1日より5年間「大黒天物産株式会社」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第110号「津谷キャンプ場の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

津谷キャンプ場の施設について、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、新たに令和3年4月1日より3年間「オフィスキャンプライト」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補選予算（第10号）」を御説明申し上げます。

令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ9億2,161万5,000円を追加し、予算総額を272億9,747万7,000円にしようとするもので、あわせて債務負担行為の追加11件、地方債の変更4件を行うこととしております。

今回の補正予算は、総務費では吉野地区JA勝英跡地購入費265万5,000円、給付が完了した特別定額給付金の減額清算、民生費では障害児施設措置費2,208万4,000円、衛生費では病院事業会計補助金955万9,000円、商工費では、工場設置奨励金102万7,000円、教育費では借地となっている作東中学校テニスコート用地購入費918万4,000円、公債費では繰上償還元金7億9,113万3,000円、諸支出金では、美作市産業基盤強靱化基金積立金1億17万7,000円などとなっております。あわせて過疎及び辺地対策事業債の同意予定額が要望額を大きく下回ったため、財源構成、人事院勧告と、人事異動に伴う職員人件費の調整、前年度国権支出金の清算を全般にわたり行っております。また、債務負担行為につきましては、指定管理料の設定などを行っております。なお、今回の補正予算の主な財源は地方特例交付金1,258万8,000円、民生費国庫負担金1,814万1,000円、減債基金繰入金2億6,883万5,000円、前年度繰越金7億4,459万3,000円などとなっております。

次に、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を御説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出をそれぞれ188万5,000円増額し、予算総額を33億1,397万6,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出からそれぞれ107万5,000円を減額し、予算総額を1億1,062万6,000円にしようとするものです。

主な内容は、事業勘定の歳入の繰入金369万円の減額、繰越金が557万5,000円の増額。歳出では、総務費が人事異動と人事院勧告に伴い、人件費を369万円の減額、人間ドック事業で新規の検査項目として追加した胸部CT検査の受診希望者の増加等により委託料が77万1,000円の増額、過年度県補助金の返還に伴う諸支出金が480万4,000円の増額でございます。直営診療施設勘定では、人事異動と人事院勧告に伴い、人件費を107万5,000円減額するものでございます。

次に、議案第113号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を御説明申し上げます。

美作市介護保険特別会計予算のうち、保健事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ249万4,000円を追加し、介護保険特別会計予算総額を歳入歳出それぞれ44億4,726万9,000円にしようとするものです。

主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整、介護報酬改定に伴うシステム改修事業の追加となっております。

歳入では、国庫支出金48万4,000円の増額、県支出金2万円の増額、一般会計繰入金196万3,000円の増額、繰越金2万7,000円の増額でございます。

歳出につきましては、総務費238万5,000円の増額、地域支援事業費10万9,000円の増額でございます。

また、予算総額の増減はありませんが、介護給付費のサービス科目間で調整を行っております。

次に、議案第114号「令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

収益的収支予算の予定額について、収入を304万4,000円増額し、総額を8億6,579万6,000円とし、支出を

573万7,000円増額し、総額を10億6,701万5,000円にしようとするものです。

内容としましては、人事異動等による人件費の補正であり、収入については一般会計繰入金304万4,000円の増額、支出については、人件費573万7,000円の増額であります。

次に、議案第115号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）」を御説明申し上げます。

収益的収支予算の予定額について、収入を955万9,000円増額し、総額を10億6,179万8,000円にしようとするものです。また、資本的収支予算の予定額について収入、支出をそれぞれ1,430万円増額し、収入総額を1億7,330万7,000円とし、支出総額を1億9,147万2,000円としております。

収益的収支予算の収入の内容は、交付税措置額の清算等により、他会計補助金を955万9,000円増額するものです。また、資本的収支予算では、県の新型コロナウイルス感染医療体制確保事業を活用し、収入支出額それぞれを1,430万円増額し、回診用X線撮影装置を購入しようとするものです。

次に、議案第116号「令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

収益的収支予算において収入を727万3,000円減額し、総額を25億4,757万6,000円とし、支出も同額の727万3,000円減額し、総額を26億4,468万円にしようとするものです。

内容としましては、4月の人事異動および、10月の人事院勧告に伴う給与改定によるものであり、収入については他会計負担金及び他会計補助金を727万3,000円減額し、支出については、人件費を727万3,000円減額しております。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は12月4日午前10時からです。

午後0時15分 散会

令和2年12月4日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（令和2年第9回美作市議会12月定例会）

令和2年12月4日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	西山正志	2番	青山慶
3番	和田広宣	4番	岩崎清治
5番	岡野鉄舟	6番	中山忠明
7番	重平直樹	8番	安藤功
9番	金谷のり子	10番	山本雅彦
11番	萬代師一	12番	山本重行
13番	尾高誉久	14番	鈴木悦子
15番	岩江正行	16番	日笠一成
17番	倉地重夫	18番	岡本泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	福田昌弘	政策審議監	春名利亮
危機管理監	千原善弘	企画振興部長	春名信明
市民部長	景山二男	環境部長	森元浩之
保健福祉部長	江見勉	経済部長	遠藤宏一
建設部長	小林英樹	消防長	高山宏明
会計管理者	山森和幸	総務課長	春名竜也
財政課長	太田裕二	代表監査委員	東内義典
監査事務局長	神原秀哲	教育次長	平田幸春

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	玉櫛哲也
主任	白井隆

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

2日に引き続き会議を開きます。

岡本総務部長が通院のため欠席です。代理で春名総務課長が出席しております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合せにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号16番、日笠一成議員の発言を許可いたします。

16番、日笠議員。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議長に発言の許可を頂きましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

今回は、1項目めに、みまちゃんネルの議会中継・再放送について、2項目めでは交通弱者対策についてを質問させていただきます。

1項目めの、みまちゃんネルの議会中継・再放送について。

質問の要旨は、議会の中継・再放送の視聴状況についてです。議会における審議状況、議決状況、結果等を広く周知する手段は、例えば議会報告誌の発行、議会報告会等が有効と思います。しかし、残念ながら議会改革特別委員会では、多様な意見があり、集約できていないため、未実施であります。現状では、みまちゃんネルの議会中継・再放送が有効な手段だと思えます。その観点から、去る令和元年12月議会の一般質問で、議会の中継・再放送の視聴率をお尋ねしております。その際、平成26年度に担当課がアンケート調査を行っておりまして、その際の議会中継視聴状況は、「毎回見ている」、「半分くらい見ている」、「数回は見た」と回答した方が全回答数328件のうち、50.3%の約57件でした。次回の調査は来年度みまちゃんネルが独自に調査を行う予定です。市としてはみまちゃんネルに対してその調査項目に、議会中継・再放送の視聴状況の項目を入れて調査するよう依頼したいと考えておりますと答弁を頂いております。その調査結果を頂いておられれば、その内容をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、日笠議員の1項目めの御質問にお答えさせていただきます。

みまちゃんネルの議会の中継・再放送の視聴状況についてでございますが、昨年の12月市議会定例会で、答弁いたしました、みまちゃんネルの議会中継の視聴の状況の調査に関する御質問ですが、みまちゃんネルが今年度中に独自に実施する視聴者アンケートの中に、議会中継の視聴状況を調査項目として調査を行う予定にしているとのことでございます。

アンケート調査につきましては、加入者1,500人に対しまして、郵送で調査票を送付しまして、実施時期につきましては、来年の令和3年の1月上旬から1月末までとしておりまして、3月末までにアンケートの結果集計を行う予定であるとお伺いしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

市政の動向に関心を持っていただき、御提言等で市政に参画していただくことが起爆剤となり、住みやすい、住んでよかった美作市とつながる、そんなきっかけの役割を担ってもらえる議会中継・再放送だと期待をしております。ぜひ計画通り視聴状況等の調査を実施していただくように依頼をしてください。そして、その調査結果の通知があり次第、お知らせいただきたい。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの、日笠議員の御質問の中で、全回答数328件のうち50.3%の157件と昨年の議会で答弁したとの内容がございました。その中で説明が不足しているところがございますので、申し上げます。

全回答数328件のうち、未記入の16件を除く312件に対し、50.3%の157件ということでございました。未記入の16件を除く312件に対しての50.3%の157件でございますので、よろしく願いたします。

みまちゃんネルが実施するアンケート調査につきましては、予定通り実施し、調査結果が分かり次第お知らせするよう、みまちゃんネルに伝えさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

16番（日笠 一成君）

予定通り調査を行っていただけることを期待して、この項の質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

2項目め、交通弱者対策について。質問の要旨は、交通体系の検証・対策についてでございます。

市営バス等を利用する上で、乗り継ぎが大変、最短で目的地に行きたい、乗車料にばらつきがあるなどの声をお聞きします。どのように認識されておられるのか、その検討状況をお知らせください。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

今日は私の方が、声がかけていますので、聞き取りにくい点がございしますが、お許し願いたいと思っております。

それでは、日笠議員の交通体系の検証と対策についてでございます。

まず、市内の公共交通の鉄道以外の状況について御説明をさせていただきますと思います。

基幹線を運行する分につきましては、民間バスとして林野駅から岡山方面へは宇野バス。大原から林野經由勝間田駅までは美作共同バス。

自治体が運行するものとして、宇野バスの廃止時間の補完として運行しております赤磐市広域バス。廃止代替として、奈義町豊沢から林野經由勝間田駅へは、奈義町への奈義バス。

美作市営バスとしましては、英田地域からと勝田地域から津山へ行くバスとしまして、英田バス、勝田バスなどを運行しております。

市内移動では、地域内循環線として大原バス、東栗倉バス、一部ではございますが、美作地域で美作柵原線、予約型のデマンドタクシー、デマンドバス、タクシー利用補助制度などを行っております。

日笠議員から交通弱者について、再三に渡り市民からの御要望、御意見を踏まえた一般質問を頂いており、今回はその検証と対策についての御質問だと思っております。

それでは、交通体系の検証、対策についてでございますが、公共交通施策を進めるに当たりまして、市役所に届く市民の方からの御意見や御要望に可能な限り応えられるよう、日々検討しているところでございます。

市といたしましては、地域ごとの交通ニーズを把握しながら、民間事業者が撤退することで廃止となった路線には、代替で市営バスを運行させるなど、できる限り交通空白地を作らない方針で対策を行ってまいりました。また、御自身で自動車等を運転することができない高齢者を中心に、タクシー利用補助を実施しているところでございます。

御質問の乗り継ぎが少なく、なるべく早く目的地に着きたい、また、停留所まで行くことができない、自宅近くへバスを回してもらいたいといった御要望もございます。このような御要望をかなえるためには、バスの台数を増やし、ダイヤを密にし、鉄道や民間路線等との接続をよくすることができればよいと思っておりますが、一方でバスの乗客が少ない、乗客が1人も乗っていないバスが走っているとの御批判もございます。

市といたしましては、利用が少なく、1人当たりの運行経費があまりにも高額な路線については、廃止をさせていただいているような状況でございます。田舎では、乗り継ぎに慣れていないことや、基幹線から民間事業者が採算の取れない路線から撤退するなど、公共交通対策は厳しい状況でございます。

こうした状況であっても、交通対策は必要不可欠な外出手段であることから、自宅から目的地まで乗り継ぎなしで移動できる交通手段としてタクシー利用補助の導入を行いました。導入当初は市営バスが運行していない地域、また、市営バスと同等の運行をしていない地域を交通空白地域と位置づけ、作東地域から実証実験を行い、有効な交通手段であると判断し、全域に拡大いたしました。また、地域循環線廃止区域につきましては、民間事業者による予約型デマンドタクシーを運行し御利用いただいているところでございます。

タクシー利用補助制度は、利用料金の半額を補助する制度ですが、導入当初は上限が3,000円でございます。目的地までの乗車時間、距離がある方は、上限を超えて負担が大きという御意見がございましたので、上限を5,000円に引上げを行っております。また、乗車する際、友人、知人と乗り合わせをするなど、上手にお使いいただくことにより、個人の負担を少なくしながら、バスよりも早く目的地に直接行けるのではないかと考えております。

また、乗車料にばらつきがあるという御意見につきましては、市営バスの運行形態は、運行の方法により、使用料の区分が異なっております。

使用料の区分につきましては、津山市に向けて往復する路線である勝田バスと英田バスの使用料は距離別運賃を導入しております。乗車区間の距離に応じ、100円から700円で設定しております。ただし、市内移動区間につきましては、200円以内の乗車使用料となっております。

その他の市営バス、地域循環線、大原バス、東栗倉バス、美作バスの柵原線につきましては、距離に関係なく、1乗車200円で統一をしております。

また、土居小学校区デマンドバスにつきましては、自治振興協議会が中心となった運営協議会との協議により運行しており、運行協議会で協議した結果、1乗車300円という使用料が設定されております。

ほかには、地域内循環線を廃止した地域では、民間事業者が行っております予約型のデマンドタクシー、地域で言いますと勝田地域、美作地域、英田地域に行っております。循環線の廃止に伴いまして、デマンドタクシーを御利用いただく上で、地域循環線と同じ料金体系とすることを検討いたしまして、市が運行経費を補助することにより、1乗車200円で実施されております。

今後も、基幹線を運行する民間事業者に配慮しながら、交通弱者の移動ニーズの把握に努め、可能な限り皆様の御要望に応えられるよう検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

交通体系等については、6町村が美作市に合併する前からの制度を継続した事業内容の検証、民間路線等との調整が必要、費用対効果の検証も必要と思います。

例えば、新規路線開設の要望があった場合は、速やかに、福祉、医療施策の観点からの交通弱者を調査し、対応、実施する制度等が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

それは施策ですので、市長のお考えをお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、この数年間日笠議員が交通政策について、様々な提言をしてこられたことを心から御礼申し上げます。

そしてその提言については、すぐできたものもあれば、少し時間がかかったけれども実行したものもあるわけでありまして、私どもとしては議員がおっしゃるとおり、住民の方々の声を直接的、ないしは議会を通じて上がってきたものは、直ちに検討又は着手するというスタンスをこれからも継続をしていきたいと考えております。

一方で、直ちに検討に着手したけれども、すぐできるかどうかは、これはまたなかなか、民間との調整も含めて様々な問題があったり、あるいは、今お願いしているんですが、地方の交通、特に過疎地の交通について、運輸局、運輸支局などがよく分からずに、いろんなちょっかいをお出しになるんで、その辺りについては規制緩和をしてくれないけんでというようなことをお願いをしているところでもあります。

つまり、市単独でできるということではなくて、どうも今のところ運輸局の規制なんかがあって、それが言葉を選ばずに正直に言いますと、邪魔になってます。

例えば、先だって地域の特に吉野ですから御記憶にあると思うんですが、タクシーを起業しようということで陸運局の岡山の支局に行ったら、一挙に確か5台だったと思いますけど、タクシーをそろえなきゃ駄目なんだと。そうしないと起業させないんだみたいな話がありまして、それは無理だよということになって、新しいタクシー会社を起業する話が頓挫をしたわけでありまして。

これらの規制につきましては、私どものみならず、県内でも様々な課題になっておりまして、先だっても

高梁市が、私どもの問題提起に対して同感であるということで両市の合同の規制改革のお願いをしていると。それをどんなふうを実現するか、いろいろ議論があるんですが、1つの手法としては、今度過疎法が改正される運びになりますが、その過疎法の中に、過疎地における交通政策の柔軟な取扱いをするような特区みたいなものやっていたりとか、あるいは、単に規制緩和をしていただくとか、いろいろ方法はあるんですけども、そういった市のできることを増やすための政策というものを合わせて実行していくという基本的な方針がありますので、その点、御答弁に付け加えさせていただきます。

以上です。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

自立した社会活動への支援となる、利便性の高い移動手段の施策は、健康寿命の延伸にもつながると思います。移動手段に困難地域からの改善要望があった場合は、速やかに対応していただきますようお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番1番、議席番号16番、日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号4番、岩崎清治議員の発言を許可いたします。

4番（岩崎 清治君）〔質問席〕

議長の発言許可を得ましたので、これから令和2年12月議会の一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は2点でございます。

1点目は、暮らしやすく、住みやすいまちづくりアンケートで、2点目は学校給食についてであります。

言葉が少し違いますけれども、美作市の将来を考える場合には、皆さんがどうやって生活するのが一番いいかという計画をつくります。この計画が、内容少し違いますけれども、暮らしやすく、住みやすいまちづくりだと私は思います。そしてこれは、行政の究極の目的であると思っております。

これを実現するためには、いろいろな方策があり、その1つとしてアンケートを実施することは大変に良いことであると思いますが、しかし、アンケートの出題内容や分析の考えによっては、回答者や市民の考えと真反対の結果が出る恐れがございます。

今まで2回のアンケートを実施され、私が31年3月議会の一般質問で、いろいろな疑問点やアンケートの内容について質問したところ、市長は改善の余地があると言われました。そのときに私が主張したことは、アンケート結果が出たらその内容を実行しなければ市民にうそをついたことになる。つまり、有言実行でなければならない、そのことができているアンケートでしょうか、市民に夢のみを持たせるような内容ではありませんねとお尋ねをいたしました。

最初のアンケートは28年で、内容は1億円を確保したので、市民の福祉の向上や、生活に直結した事業を行うと言われ、そして30年度と今回を含め3回実施されたこととなります。アンケートの結果、つまり民意をどの程度市政に反映させているかが疑問であります。

28年、30年度の市民の一番の希望は、国民健康保険税、介護保険料や医療費、介護費用を軽減する取組でした。市はこれを受けて、介護保険料に3,800万円の繰り出しをしましたが、1回のみであり、継続性はありません。また、一番の希望の内容は、4つありました。その4つとは、先ほど言いましたけれども、国保、介護の保険料、税、それから使用料の負担軽減でございますけれども、その内、3つはできておりません。財政的な支援、他の部分も含めてできておりません。

つまり、アンケートを何のためにやっているのか、意味がなく、住民不信が生まれるものです。また、その項目の中で、妊婦、出産、子育てに不足する診療科目の設置などというアンケートもございましたけれども、私の知る限りでは現在まだ手をつけられていないと思っております。

このようなことも含めて、今後のアンケートを行うならば、十分に注意して内容のある調査をしていただきたい、アンケートを取っていただきたいとお願いをいたしました。

余談ではございますけれども、愛知県の岡崎市長選で選挙公約として、コロナ対策に個人1人に一律1万円を給付すると言われ、新人の市長さんが誕生されましたけれども、財源確保が非常に困難であり、議会で予算が否決され、選挙公約が守られず、約束違反だと言われ、市民は非常にがっかりきたとされております。つまり、絵に描いたような餅では困ります。これでは市民に信用がなくなり、行政運営も難しくなると私は思います。

それでは、具体的な質問に入ります。暮らしやすく、住みやすいまちとは、他市との比較はということで、まず行政が考えられている暮らしやすく、住みやすいまちとはどのようなイメージを持っておられるのかお伺いいたします。

人にはいろいろな欲望があり、最終的には現実離れをした竜宮城みたいなところを想像する方もおられますが、現実として行政はどのような環境であれば、暮らしやすく、住みやすいまちと思われるのか、目標とする市町村があるのか、ないのか。住んでよかったまちランキングがあるのはもちろん御存じだと思いますけれども、県内で言えば、1番は岡山市、次は倉敷市、3番目は津山市と続いております。そして、その評価は、交通事情や利便性が良いという評価となっておりますが、私が思うには、民間の力でスーパーマーケットや交通網を整備し、行政は俯瞰的な施策を推進するものだと思います。

つまり、人が人を呼び、それにより店や交通網が発達し、利便性が増すものであり、これを行政が率先して行うには特に過疎地域では財政的な問題もありますので、非常に難しいと思います。

結論から言いますと、住みやすいまちとは、人口が増加しているまちのように私は思われるのですけれども、市としてはどのように考えておられるのですか。その市町村との財政負担の割合を比較して見られたことがありますか。例えば、医療費の支給。今回のアンケートも医療費の支給を高校生まで拡大とアンケートの中ではされておりますけれども、岡山、倉敷においては、医療費負担というのは、負担割合が美作市と違うと思っております。その中でどのような金額を、現在岡山、倉敷、津山はどういうふうにされているか。そして、福祉教育など、特に教育面については、福祉に近いですかね、待機児童の問題がございます。県内の待機児童は岡山市の方があって、美作市はございません。ほかの市町村も多分ないと思うんですけど、そのように、行政はある程度お金を出していい状態を作っているんですけども、なおかつ住みやすいとは言われてない。この辺りの分析はどうなんでしょうか。財政比較も含めてお答えいただきたい。

次に、前回までの反省点、相違点ということでございますけれども、前回までのアンケートの結果の施策反映はどうか、タクシー利用補助や院内保育などは、恒久的な事業になっていると思うし、また反対にハード事業は単年であるが、その他の事業はどのようにになっているのか、前回までの市民の声は全て満足して一応の方向性が出たのか。そして今回は次の方向性に移るために新たなアンケートをするのか、どうかということ、前回2回までの反省点があるのか、ないのか。そして今回とのアンケートの相違点はどのようなものがあるのか。

3番目に、アンケートの目的が私はよく分かりません。調査協力をお願い文書に、住民の福祉向上、子どもがいる家庭の働きやすさ、暮らしやすさの言葉が並んでいます。そして、アンケートの項目の中に医療介護の福祉サービスの充実の項目がありますが、現在のサービスをどのように充実するのかというものが書か

れてございません。ということで理解がしづらい。そしてまた、出産、子育てで女性の声を聞く取組等が記載されていますけれども、ここを書かれるのであれば、今までこのようにあったが、今後このようにやりたい、希望があればこのようにするというのを書くのが普通でないでしょうか。ということで、意味が不明であります。

そして、不思議に思うことは、旧美作町の火葬場の増改築や移転を含めた新築整備の項目であります。今までの市の説明では、火葬場の全体整備計画を策定中と言われております。そして、多くの議員さんが質問され、今回も2人の議員が質問をされております。市民の声によって、どのように変わるのか、変わらないのか。変わらないのであれば、アンケートを取る必要がないと私は思います。その辺りの部分。アンケートをなぜこの項目にとったのかが不思議なので、先ほど言った目的がよく分からない。

次に、防災対策の財源を確保するため、太陽光発電事業者を対象としたパネル税を導入する取組、これを優先順位をつけるとか、どうのこうの書かれていますけど、これも意味がよく分かりません。市民が取組を強く望んだらどういうふうになるんですか。反対に、そう思わないとの判断であれば、どうなんですか。パネル税に関しては、9月議会に提案されて、現在継続審議中でございます。この条例を取り下げるのですか、もしくは、議会関係なしに前に行くんですかという疑問が発生します。私はパネル税については、課税した後に異議の申立て等で、裁判になる可能性が非常に高く、それによって市に大変なリスクがあるということなので、慎重になるべきだと思います。この決定をアンケート結果に委ねるのでしょうか。そうすれば、行政は責任の転嫁と思われるんですけど、どう思われますか。このような問題は、私はアンケートに向かない題目であると思います。

例えば、アンケートを行うには、ここここに幾らのお金があります。市としては複数の事業、3つほどの事業を行いたいですが、財源的には1つしかできません。どれを先にして、後は我慢しますかというのがアンケートではないかと私は思いますけれども、どうでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

岩崎議員の1項目めの、暮らしやすく、住みやすいまちづくりアンケートにつきまして、3点についてお答えをさせていただきます。

暮らしやすく、住みやすいアンケート調査は、無作為に抽出した15歳以上の様々な年代の市民の方々を対象とし、福祉の向上や、生活に直結した事業を進めるために調査を実施しております。

アンケート結果を予算に反映し、市民の方々より、今後も住み続けたいと思っただけの施策を実施することが、暮らしやすく、住みやすいまちづくりにつながっていくものと考えております。

目標にしている市町村があるのかとのお尋ねもございましたが、近隣市町村の有効な施策の調査、研究に取り組みしております。来年度につきましては、ひとり親家庭への支援が充実している島根県浜田市などを参考にしながら、取組を強化したいと考えております。

次に、アンケート結果の施策への反映に関する御質問ですが、平成30年度のアンケート結果を基に、令和2年度予算へ反映した事業及び予算額を申し上げますと、災害に備えた取組では、河川監視カメラ更新事業2,160万円、子育て世代への支援では、出産祝い金支給事業1,280万円、農業を守り育てる取組では、地域ブランド化推進事業771万円などとなっております。暮らしやすく、住みやすいまちづくりのための歩を進めているところでございます。

次に、アンケートの反省点につきましては、これまでのアンケート方法を一部見直しまして、次の3点について改善を行っております。

1点目としましては、アンケートの対象者数を3,000人から3,500人へと500人増やしたことです。

2点目としましては、当市で実施しました施策に対する評価の項目を入れたこと。

3点目としましては、設問項目の中から、優先すべき事業を2つ選んでいただくという項目を加えたことの3点となります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名総務課長。

総務課長（春名 竜也君）〔登壇〕

私からは、他市との財政比較について公表されております平成30年度決算に基づいて、岡山県内の市の比較を行った結果について御説明を申し上げます。

決算額を平成27年の国勢調査人口で割った、市民一人当たりの決算額で比較しますと、目的別で美作市が上位3団体に入るのは、議会費が1位、総務費が3位、衛生費が2位、農林水産業費が1位、商工費が2位、土木費が1位、消防費が1位、公債費3位でありまして、逆に下位3団体に入るものは1つもございませんでした。

性質別で上位3団体に入るものは、物件費が2位、維持補修費が3位、補助費が1位、公債費が2位で、こちらも下位3団体に入るものは1つもございませんでした。

1人当たりの決算額総額は、高梁市、新見市に次いで、当市が上位3番目となっており、その次が真庭市、備前市で、上位5団体が市全域が過疎地域となっている団体でございます。これらの団体は、1人当たりの市税は低いものの、過疎対策事業債を活用して、多くの事業を実施した結果と考えられます。公債費の決算額が高くなっていることが、それを表しているものと思っております。特に、過疎対策事業債のソフト分を活用して実施している事業が、都市部と比べ、決算額が高くなっていると考えられ、言い換えますと、重点施策であると言えます。

美作市においては、過疎対策事業債のソフト分に加え、普通交付税の積極的な確保に取り組んでおり、これらの財源を活用し、企業立地促進補助金、市営バスの運行、民間バスの支援、タクシー利用補助、移住定住促進補助金、乳幼児及び児童生徒医療費給付、乳幼児妊産婦健診、不妊治療、出産祝い金などの単独事業に取り組んでおります。

また、衛生費、農林水産業費、土木費については、ごみ処理、簡易水道事業、下水道事業への負担が大きく影響していることが考えられます。地理的な要因から、どうしても割高となるこれらの経費について、本来であれば、市民皆さんからの負担をもっとお願いしたいところではございますが、近隣市町村とのバランスを考え、暮らしやすく、住みやすいまちとするため、行政の方で多くの負担をしているということが、決算から読み取ることができると思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

非常にお答えを聞きまして、私の質問について理解されずに全部答弁されているように思うんですけども、聞いた内容についてほとんど答えられてない、平行線の答えが非常に多うございます。私の質問が悪いのかも分かりませんがね。

それでは、もう1回、2回目の質問をさせていただきますけれども、まず、住みやすい、暮らしやすいま

ちづくりというのは、いろんな概念がある。これは、私が言うだけでなしに皆さん方も言われる。じゃあ、人によってもいろいろ違うわけです。例えば、美作市に住まれてる方に、よそから来られた移住された方、田舎がいいから来たんですよという方もたくさんおられます。それは住みやすいから来られた。その人に、じゃあ都会的な生活を望まれてるかというたら、そうではないわけです。だから、人によってはいろんな概念があるんですけど、一般的に言われるのは8つの分野がありまして、安全安心の分野、快適な暮らし、生活の利便性、生活インフラ、それから医療介護、子育て、自治体の運営、まちの活力というふうな、これは1つの概念の中の分析なんですけど、この中で、行政が全部できるものじゃないですよ、はっきり言って。行政ができるのは半分以下だと思います。それによって、例えばここに人がおったら公共施設まで近いよとか、遠いよとかいうところも利便性の問題あるんですけど、交通インフラなんかまだ高いですよ。ただ、美作市の場合についてこういう中山間地域についたら、交通インフラをそれこそ上げるとか、例えばデパートが来るとか、そういうふうなことは無理なわけですよ。美作市でできる範囲内の住みやすいまちづくりを作らなきゃいけない。これは私がとやかく言う話でもない。そのためにどういう市民のアンケートを取ったらいいんですかという質問なわけです。

先ほど言いましたように、例えば、岡山市が岡山県の中で、これは民間の部分ですけども、住みやすいまちのランキングで1位です。これはもうネットで調べていただいたら、はっきり出てます、1位です。じゃあ岡山市と美作市で極端な話ですよ。先ほど言いました子育ての関心の、乳幼児医療費をどこまで負担してるんですか。私の記憶では、美作市の方がすごいいいですよ。岡山市の方が悪いですよ。それから、待機児童でも、岡山市待機児童あるんですよ。美作市ないんですよ。美作市の方が条件いいですよ。だけど、いいと思わない人が多いわけですよ。ランキングも、上位3位にも出てないし、なおかつ人口もそれほど増えない、市長の方は転入人口増えてるということもありますけど、結果的に、結論的に出るのは、人口が増える可能性の方が、魅力あるまちには人が集まるというのが一般的だと思うんです。何かの評価がないと話づらいんで。私はそのように思います。先ほど前段に言った、自然がいいという人も中にはおられますけど、一般的にはそうではないと思います。

だから、そういうふうなのを使った中で、アンケートをすべきじゃないですかと。アンケートをする前に、ここの項目も、新たな項目もあるんですけど、高校生までと書かれてますけど、これは1つの考え方と。これは意見とは言ってないんですけど、例えば、高校生まですることによって、財源があると思います。そしたら、今ある財源をいろいろ使ってできるんだしたら、それはそれでいいと思うんです。ただ、他の部分について、そうではない部分がたくさんある。抽象的過ぎて中身がよく分からないというのが1点目のとこです。もう少し分析をされて住みやすいまちづくりとか、概念を作るべきではないか。

2点目については、今までの反省点ないですかという部分でしてるんですけど、3点目と同じなんですけど、今までここに持っているのは31年の3月議会、一般質問をさせていただいた時に、その後なんですけど、28年度、一番最初のアンケートですね、アンケートを取った時に、30年の実施事業という一覧表をもらってるのを持っているんです。アンケートの上位になった部分について、できていない事業あるんですよ。たくさん。一番下の方ができてなくても市民が関心なければ、それはそれで結構なんですけど、これを参考にもされてないんじゃないんですかという意味なんです。アンケートを2回、3回することによってね。逆にどういう目的でアンケートをされてるんですかというのが、3点目の質問で、反省点も含めてなんですけど、3点目について、旧美作町の火葬場、今回は一般質問の中に火葬場だけでなしに、斎場という言葉もありましたけれども、火葬場というのは、どう思われてるんですか。今までの執行部の答弁では、計画をつくって、作るか、作らないかしますよというようなことを言っておられて、プロジェクトチームを作られてるはずで

すよね。その中で火葬場の部分について、なぜこのアンケートを入れたのか、不思議でかなわないです。今回の年齢構成もだいぶ幅広い年齢で、3,500人の方からアンケートを取られてますけど、15歳以上の方ということなんですけど、15歳以上の方で、市内の火葬場がいくつあるか御存じの方が何割おられるかな。もちろん、ここにおられる方は全員知っておられると思うんですけどね。私も1回は行った記憶がありますけど、柵原の火葬場については、今行こうと思ったら道どうだったっけというくらいなイメージしか残ってない。そういうのをアンケート取っていいんですか。知らないのに、市内の火葬場が幾らあって、どうのこの。例えば建築費がどのくらいかかって、一切分からない人にアンケートを取っていいんですかという疑問なんです。パネル税にしてもしかり、同じような話なんです。

私は、先ほどいいましたように、アンケート自体というのは、非常にいいことだと思うんですけど、取ることによって、それがみんながこうだと言ったらそれを進めなきゃいけない。それをせずにアンケートだけ取るというのは、非常におかしいんじゃないだろうかと思えます。特に再度、1回目の質問をしている項目から含めて、再度おちがあるんだろうと思えますけれども、私の聞きたかったのは、例えば目的、そして反省点、住みやすいまちとは、どういうふうなことを考えられてアンケートを取られたのか、概念的なことで結構です。

といいますのが、美作市そのものでも、私の考えが違うところもあると思うんですよ。住みやすいまちというのは、ある程度人口が増えてるところだろうと私は思ってるんです。それは違うよという考えもあるかも分かりません。ということになれば、美作市においても、人口の増えてるところがあるんです。もちろん、私がどこどこと言わなくても分かると思うんですけど。減ってるところもあるんです。その中で住みやすいまちとはどうなのということを考えられて、アンケートを取られてるんだろうと思うんですけど、その辺りの説明をしていただきたいなと思えます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お話を伺いまして、確かに答弁が不十分だろうと思っております。

まず、暮らしやすさとか住みやすさというもの、これにつきましては、様々な考え方がありますし、しかし集約してみると、社会的な人口動態というところが、判断指標の1つであることは間違いのないと思います。自然増減を捉えると、これは（聴取不能）出てこない。（聴取不能）がどうなってるか。ことに我々としては、私どもの地域の人口構造が若年層が非常に不足する形になっているということであるので、できればそれを改善をしたい。したがって、若い世代の方々にとっての住みやすさというのをより追及していくべきだろうと考えて、このところの施策の実行はしてきたわけでありまして。

それは、別の答弁でもありますが、その結果として、ある程度効果が上がったということは、先だっでの行政報告の中でも申し上げてきたわけでありまして。これが、当局としての取りあえずの考え方でありますが、しかし一方で、議員のように自分のお考えが正しいと信じておられる方はそれでいいんですが、我々としては、自分たちの考えのほかにも、様々な住みやすさの観点とか、暮らしやすさの観点があるだろうと、一歩引いた考え方を持っております。そこでこのアンケートを取っていると。自分たちが思っていること以外にもいろんな観点があるのではなかろうかということを見ていく。

そうしますと、やはり市内の高齢者の方々を中心として、医療や介護、その他の問題が前は強く出てきていた。

そこで、今回御覧のとおり、その中で特に際立っていたのが、介護保険料が市として一番高いという水準

になったので、トップ1というのはやめようぜというようなことで、それを減らす方向で一旦外貨の投入を行ってみた。その次に、今回また、調査をしてみたら、多分今回の年代別の分析終わってませんけども、恐らく引き続き介護であるとか、医療保険のところは要望が強いんじゃないかなと思います。ただし、そこになってくると、今度は、一般会計だけの議論じゃなくて、恐らく制度論的なものも含めて、県や国との調整ということも、次第に必要なようになってくると。もしそこが強くなれば、そういった努力を今後していくということになります。

議員のお考えのアンケートというのは、1つのそれはアンケートなんだと思うけども、一方で議員も御存じかどうか知りませんが、日本国政府にあっても、例えば外務省のアンケートなんてのは、どうやってるかという、日韓関係の恒常化とか、中国に対して好意を持っているのか、そうじゃないのか、アメリカとはどうなんだみたいな、意識のレベルでの指標を取っていて、それを長い間かけての国政の参考にしていくということになります。

我々としては、国も同じなんですけど、自分たちの考え方は一定程度ある。しかし、それをそのまま信じてしまっても困る。それは広く市民の意見を聞かなきゃいけない。市民の意見を聞くんだったら、行政懇談会があるではないかと。確かにあります。行政懇談会につきましては、具体的な施策がざっと出てきますね。それはほとんど実行してるんです。アンケートにつきましては、1つは、行政懇談会には顔を出してこられない世代の方々の声がいったいどうなってるのかという意識を調べていく必要があるということでやると。

ただし、設問の仕方については、常に改善の余地がこれがあります。設問については、振興部で作って多分出してると思うんですけども、企画振興部自身が勉強の過程にあります。どうやったらいい意識が図れるかというところがあります。

そして、活用の仕方なんですけど、これは結果がしっかり出ましたら、これは我々としては、様々な観点から分析をし、学んでいくわけですが、議会にも御同様に勉強していただきたいと思っております。ちょうど選挙もあるわけですし、どういう年代の方々が、どういうところに関心を持っているか、もちろん項目として不十分かもしれないけども、なにがしかの政策参考資料にはなるわけでありまして、そういったことを当局だけでなく、議会においてもいろんな議論をする中で、暮らしやすさはどうみんな協力して実現するかというところに生かしていくというのが本筋だろうと私は思っております。

ところで、岡山市や倉敷市が暮らしよいかという話がありましたし、それがネットで書いてある。ネットで書いてあるのは関係ありません。これはネットに書いてる人が、じゃあ美作市に来て点検したかと、絶対ないですよ。ある種のイメージだけの話だ。ところが、ネットの使われ方を見ておきますと、例えばこの間転入された若い奥様は、本当に調べ切ってました。例えば、当然ですけども美作市の保育の状況についてどうかと、あるいは美作市の子ども政策の中で発達支援がどうかといったことを調べ抜いて、どう考えても勝央町よりいいから、こっち来たんだというような、そういうネットの使われ方の中で恐らく人口動態というのは変わってくるわけで、ふわっと順位が高いとか、低いとかっていうことでは、必ずしもない。

そういう意味で、やはり私どもとしては冒頭言いましたように、今の状況を考えると、若い世代を念頭においたターゲットを設定して、その方々が越してこられるような施策を展開していくというのが、引き続き本筋かなと思っております。それをそれなりに成功してきているという統計データがあったので、この間報告をさせていただいたのをお聞きになっているはずだと思っております。

後、残余の点がございましたら、担当部長より答弁をいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、2回目の質問のところで、美作の火葬場であるとか、事業用パネル税の件につきまして、お尋ねがありましたので、その件について、答弁させていただきたいと思います。

事業用発電パネル税につきましては、法定外目的税で創設を目指しておりまして、条例の制定に向けて審議における過程で、法定外の納税者が、納税総額の10分の1を継続的に超えるということで、事業者に対して意見聴取を行います。協議をしていただく中で、総務委員会におきましても、審議の過程で特定納税義務者だけではなくて、広く意見を聴取すべきではないかという御要望がございます。この度市内事業者の皆様にご意見聴取を行いました、それに合わせて、市民の皆様のご意見も聞いておくべきではないかなということで、今回の市民アンケートにおいて項目を設けさせていただきました。このアンケートにつきましては、市議会における審議の参考にするということで、資料を考えておりまして、事業用パネル税条例の附則にも規定しておりますとおり、その結果を参考として条例の制定に向けて生かしていきたいと思っております。

続きまして、美作火葬場のアンケートにつきましては、各議員から老朽化しているので今後の予定はどうかということで、多くの意見を頂いております。

火葬場は必要不可欠な施設であるということは皆さんも御存じだと思いますが、この美作火葬場については、アンケートで一番古い美作火葬場に限定して、途中集計や、地域性の詳細を分析できない段階での数字でございますが、増改築や移転を含めた新築整備についての問いに対して、「強くそう思う」、「そう思う」というのが半数近くありました。整備を希望されてる状況では、「どちらともいえない」というのが38%、「あまりそう思わない」というのが13.8%で、整備を希望される方が多く上回っている状況でございます。

このアンケートの結果も参考にしながら、今まで議員にお答えしていますように、本年度中に基本構想を策定し、来年度以降に向けまして整備計画を策定してまいりたいと思っておりますので、その参考資料ということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

どうですか、岩崎議員。この項目だけ済ませたいと思いますが、第1項目だけ済ませたいと思います。

4番（岩崎 清治君）

答弁いただいたんですけど、内容に満足するという意味ではなしに、質問に対して答弁がストレートに返ってきてないなと思います。

答弁された分の順番が逆なんですけども、例えば火葬場ですね。火葬場にもアンケートを取るならば、私の個人的な考えなんですけど、美作市で火葬場というのは、例えば5億なり10億なり金かかりますけど、いくつくらいいますかと。その反対に、2つ作ればまるで倍じゃないんですけど、それに近いお金があるよと。逆に数が少なければ、移動時間がかかりますよと。市民の生活する時にはどれがどうなんですとかというアンケートを取るのが普通であって、旧美作の火葬場だけを考えたというのは、非常にナンセンスな考えだと私は個人的に思いますし、パネル税についても、一般的に言えば、人のお金払うんだったら、別に関係ないがな、というのが多いと思います。それを条例を作るのに考える。もし、それを考えるのであれば、条例を出す前にやってもらいたいと思うんです。条例を出した後にするというのは、本末転倒だと私はこれも思います。

1個、1個言い出したらきりがなくて、こういう件はやめますけれども、もともと市長が言われた暮らしやすく、住みやすいアンケートの目的そのものは、住民の希望で人口増加というのは、これは考え方一緒

ですから、これはもう十分だと思いますけども、ネットは民間が作ったもので100%信用しないって、これはもう私も分かってます。ただ、ネットによっていい情報があれば、移住の前段になるわけですよね。だから、そのことを言ってるだけで、岡山市がこうだから、どうなんだ、いいところ、悪いところを参考に自分とこを見るべきではなからうかなと思います。

先ほど言いましたように、医療にしても、美作市の方が岡山市よりもいいんですよ。岡山市はその財源がなくてようしない。倉敷市も同じだけにしてない。中山間地域ほど、美作市だけ手厚いです。移住定住も含めて手厚いです。だけど、今年度とか、数年前は別で、それ以前は岡山県内で言えば、岡山市、倉敷市が転入人口がずっと多い。それがいいか悪いかという判断というのはまた1つの議論の余地があるんですけど、実際そうなんです。住みやすい、暮らしやすいという中で、私も何人かよそから転入された方と話をさせてもらたこともございます。その中で、今はまだいいんです。車に乗れるから。車の運転がまだできますから。これから運転ができなかったら、ここでは住めません。息子が都市部の方にいますから、息子のところに戻ります。こういう話が多いんですよ。割と。今は住みやすい、今は田舎の方がいい。空気がおいしい。買物の不便さよりもこっちの方がいいですよと来られた方がおるんです。その方から言えば、住みやすいというのは、交通の利便性やら、買物の利便性やら、そういうことよりも、空気のいいとこの方がいいわけです。住みやすいわけです。だけど、全体的に言えばやはりこういう過疎地域については、人口が増えるような施策を中心に行った方がいいんじゃないでしょうかねと、そしてアンケートを取る部分については、市のできる範囲内で市民の方々はどういうふうに思われてるかな、市長の方は若い世代をというふうな意味合いで言われたんですけど、どうでしょうかね、というふうに私は思うんですけど。

そして、反省点といったところなんですけど、実際は一番この反省をするのであれば、前にアンケートを取って市が実施した事業について、やはり市民の方に評価をしてもらうのが反省じゃないかな。今回の部分については、前段と後段に個人的な施策を書かれてあって、一番最後のとこに反省点らしきことを書いてあるんですけど、28年度のアンケート、30年度のアンケートを基にした反省点を書くような項目というのはほとんどないんですよ。強いて言えば、里山公園の面積拡大による財源の関係が書かれてる。これはもともと28年度のとき、里山公園という言葉が並んでましたんで、これはあると思いますけれども、全体的にはアンケートの部分については、再度この次に出すとき、もう出して回答返ってきてるんでしょから、もうこれ以上はあんまり言いませんけれども、この次にもし出されるのであれば、もう少し工夫をしていただきたいな。これであれば、アンケートを書いた人、私の方にはアンケートが配られてないので、書きようがないんですけど、これではやはり十分な施策の方針を出すことはできないだろうと思います。

質問がこれ、という意味で質問をしたわけではないので、回答があれば回答していただければいいですし、なければないでこの項目を終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員、ないようですので、それでは1項目め終了でよろしいでしょうか。

それでは、ただいまより10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時17分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、岩崎議員、2項目めに入ってください。

4 番（岩崎 清治君）

2 項目めは、学校給食についてということで、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、学校給食の公会計化という質問でございますけれども、ちなみに、学校給食については、市の予算に計上して管理するのを公会計と言い、美作市の場合については、学校給食会計で管理をされてますので、公会計ではなく、私会計といいます。

それで、学校給食の公会計の進捗状況の調査の結果がこの11月の5日の新聞に載っております。給食費の公会計化により、徴収や管理での教職員の負担の軽減ができると言われておりまして、全国での公会計化率というのが26%であると報道をされております。学校給食の公会計化により、教職員の子どもに向き合う時間や、授業改善の時間を確保できまして、学校教育の質の向上がある、働き方改革にも影響すると言われております。

岡山県の状況は、35.7%が公会計化を予定しないと報道されております。学校給食の会計は、先ほど言いましたけれども、私会計と、公会計やそれから前にも議会の中で質問がありましたけれど、公費負担の無償化の方法、大きく言えば2通りなんですけど、がありまして、市の判断で決定できる。もちろん財源のこともございますけれども。そして、今質問の公会計化を行うメリットというのは、先ほど言いましたけれども、教員の負担が軽減できるということと、市税と同じように口座振替やコンビニ収納が考えられます。反対にデメリットは、徴収することに人員の増やシステムの改修というのが考えられるだろうと思っております。美作市の公会計化の考え方、方向性はどのように考えられているのかと。

学校給食の無償化は負担額が大きすぎるとの理由で、美作市は当分の間できないということを議会でも市長なり教育長が言われた経過がございます。公会計については、今まで発言がありませんでした。メリットデメリットを示していただいて、市の方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、学校給食費の滞納の状況は怎么样了のかなというのがございまして、まず滞納があるのか、ないのか。なければいいなと思うんですけれども、もし滞納があるということは、いろいろと問題が発生するだろうと、考えられることはたくさんありますけれども、一番の問題は計画通りの給食の献立ができるのかなという疑問がありますし、もしそういうことになると、非常に危惧するところです。現状はどうかをお知らせいただきたい。

次に、学校給食の地産地消ということで、給食の地産地消については前々から言われてまいりました。1 つには、この地域の作物はどのようなものができて、これを地域の中でこれができたものですよということで教育の一環にもなる。一方では、農家の収入を増やすことができるという目的もあると思います。ただ、残念なことに農作物の均一整がない。大量の給食を作るのには適さないような部分があったりして、ふぞろいということもあったりとか、保存の関係で地域の農作物を給食に使う率が低いと今までの話ではなっております。

そこで、よその地域においては、行政が率先して地産地消に力を入れて、選別の方法や保存について後押しし、地産地消の率を押し上げたと聞いております。美作市の状況はどんなんでしょうか。地産地消の率というのが多分あると思うんで、その辺りのことを教えていただきたい。

次に、特に美作市の部分については、少し前もお米の問題が出ましたけど、お米たくさんございます。美作市のお米を給食には使われてるんだろうと思うんですけど、現実はどうなんでしょうか。その辺りをお聞かせください。

次に、学校給食センターの管理についてなんですけれども、指定管理をされてる部分と、直営の管理をされてる給食センターがあると思っておりますけれども、それぞれのメリット、デメリットを教えてください。

気になるところは、指定管理によることによって、暴風や台風、インフルエンザ等々ございますけれども、急な変更がある場合に、その対応がスムーズにいつてるのかな、少し問題があるんじゃないかなと思うことと共に、直営ですのと、指定管理ですのについては、費用負担の割合がどうなんだ、どれだけ金額が高いか安いのか、大体の概数でいいんですけれども、同じなのか、その辺りを含めて教えていただきたいなと思います。

最後に、食物アレルギーの対応。これは昨今、非常に言われてますけれども、現実はどうなんかなと思います。市の場合については、今給食センター方式というのがほとんどで、自校給食というのはなくなったと思うんですけれども、定かでないんですけれども、給食センター方式であればあるほど、非常に難しい。また指定管理者の部分についても非常に難しいのではないだろうか。食物アレルギー対応は事態も非常に難しいと思いますし、給食に関しては、この食物アレルギーについては大変な苦勞をされてるだろうと思うんですけれども、現状がどうなってるかをお知らせいただきたい。

特に、除去食、代替食、これでも対応できない場合は、弁当持参というのがあると思うんですけど、そこまでされてるのか、されてないのか、その辺りのところを含めて教えていただきたい。

そして、先ほど言いました、除去食や代替食の部分があれば、クラスで大体何人くらいがどこの学校まではよろしいですから、クラスでどのくらいの方がおられるんか、おられないんかということを含めてお知らせいただきたい。

そして、また重症者の方についてというか、個人の保護者の方との連絡の中で、間違っって摂取した場合にエピペンの持参者というのは、学校の方へ前もって持参されてると思うんですけど、その方がどの程度おられるのか、もしくはないのか。その後、緊急時の対応をどうされてるのかというのが気になりますので、その辺りも合わせてお聞かせ願いたいなと思います。

1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

学校給食についてのお尋ねにお答えしていきます。

まず、公会計化ということについての御質問でございましたが、学校給食費の公会計化につきましては、先ほども議員の方から調査の結果が紹介されておりますが、文部科学省から令和2年11月4日付で学校給食費にかかる公会計化との令和元年度推進状況調査経過が公表されております。学校給食費等の公会計化を実施しているという数字が全国で26%、先ほどもありました。岡山県では3.6%、それから公会計化を準備検討しているが全国で31.1%、岡山県では60.7%となっております。実施を予定していないが全国で42.9%、岡山県では35.7%となっております。

岡山県内での状況では、鏡野町が既に導入をしております。真庭市は今年度から実施しているということを知っております。本市を含めた17市町村が導入の準備検討をしているということで、県内10市町村が導入を予定していないという結果になっております。

本市も先ほどありましたように、メリット、デメリットを考えながら学校給食費の公会計化の導入に向けて引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

公会計化することで、メリットがどの程度あるかという辺りの御質問ですけれども、実際には集金において現金を扱うということがほとんどありません。大半が口座引き落としで集金したものを、その都度給食センターの会計の方へ振り込むというような形で対応をしておりますので、人員的に非常にそこのところが負

担当が教員に多くなっているというようなことは、今のところないだろうと思っております。

続きまして、給食費の滞納状況についてです。令和2年度1学期末の学校給食費の過年度分の滞納状況につきましては、7世帯で延べ12名、金額にしまして、32万5,685円が滞納金額となっております。徴収状況につきましては、過年度分は保護者への督促を繰り返して集金を行い、令和2年度には3世帯延べ4名の徴収が完了しております。現年度分につきましては、一時的に納付が滞っている家庭もございますが、就学援助の給付などで補填して、滞納にならないように各学校で徴収を進めているところでございます。

3番目の地産地消についてでございますが、学校給食の食材につきましては、給食センターから納入業者へ発注する際の基準として、地産地消の観点から、産地の優先順位を美作市産、岡山県産、近県産、国内産、外国産の順として、納入業者に協力を頂いているところでございます。数量の関係や価格、また生産者の高齢化による農作物不足などにより、市内産で必要な数量を確保することが難しい状況となっております。引き続き、地産地消の推進に取り組んでまいりたいと思っております。ただ、各センターでどの程度の割合で美作市産を導入しているかという数値的なものはちょっと把握できておりません。

次に指定管理についてですけれども、本市では、現在市内にある美作給食センター、これは勝田給食センターと統合して、勝田地域の給食も作っております。それから作東給食センター、英北給食センター、英北が大原、東栗倉方面の給食を担当しております。この3つの給食センターのうち、美作給食センターの調理、配送、洗浄業務について平成27年8月から民間委託を実施しております。指定管理というのではなくて、民間に業務を委託しております。本年8月から4年の期間で民間委託を継続している状況です。委託先の現場責任者と給食センターの本市職員の所長、それから学校栄養士もセンターには配置されておりますので、十分連携はできておまして、引き続き民間委託で続けていきたいと考えております。民間委託をしてのメリット、デメリットについては、金額的なものをお尋ねであったんですけども、そのところはちょっと全体の把握ができておりません。金額についてお答えできないことは申し訳ないと思っております。ほぼ、経費的には委託の方が少し負担が少なくなるのではないかという、概略はそのような状態だと思っております。

それから5番目の食物アレルギー対応につきましては、平成28年に美作市の学校給食における食物アレルギー対応指針を策定し、アレルギー対応の統一を図っております。対応に当たりましては、原則として、医師の診断に基づき、保護者の申請により行うこととしており、特定原材料7品目、鶏卵、卵類ですね、それから牛乳・乳製品、エビ、カニ、小麦、落花生、そば、これらを除いた給食を該当の児童生徒には提供しております。実際どれくらいの数が提供されてるかということは、ちょっとまだ調べておりませんのでお答えできませんが、合わせてショック症状の出た子のエピペンの使用についても何人が使用しているかという実態の方はつかんでおりませんのでお答えできません。

食物アレルギーにつきましては、児童生徒の生命に関わる重要な事項であることから、関係職員が情報を共有して保護者との連携を密にし、事故が起こらないということが一番でございますので、緊急を要する場合も、医療機関や消防機関との連携が取れる体制を整えておく、そういう必要性から現在の対応指針や手引きについて、現状と照らし合わせながらより安全な対応ができるように見直しを図っていらっしゃるところでございます。

以上、5つの項目につきましてお答えしました。以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

一応、お答えを頂いたんですけど、調べてません、分かりませんでは特にエビペンなんかの分については、何をされてるのかなという気がします。先ほど教育長言われたように、命に関わる話ですから、約何名という話はどうしても欲しいなという気がしますけれども。

まず1点目の公会計化についてですけど、先ほど言われた部分、私の勘違いか、聞き違いかというのは分からないんですけども、鏡野町の方はもう既に導入してるよ。17市町村が導入の準備や検討してるよ。10町村が導入を予定してないと言われたように思うんですけど、これでは数が合わないんじゃないかなと思います。再度間違いがあればいけないので、改めてお聞かせ願いたい。

そして、メリットについては、あんまりないみたいに言われたんですけど、特に今の会計上の部分について、これは学校給食の公会計について、文部科学省から出てるいろんな資料の一環なんですけど、その中の1つの部分が、滞納の問題が書かれてる。そして2番目の部分に滞納のことを言われてる。滞納に時間が物すごく費やされてるみたいな感じがする、現実は知りません。滞納が公会計化をすることによって滞納があるけど、給食費の滞納はなくなるわけですね。言ってる意味がちょっと矛盾するんですけど、滞納そのものは発生するけれども、給食費の支出に関しては、ありのまま使えるわけです。だから学校の教職員の方が滞納集金に行かなくても、行政事務の方が集金に行く。もちろん無償化では一緒ですよ。無償化の部分は行政が全部お金出すわけですから。だから、メリットの部分については、文科省の言ってる学校給食の公会計化という部分については、その部分は違うんじゃないでしょうかという気がする。市町村の数を含めてなんですけど。

それから、滞納については、いろんな問題、家庭の事情もあったりするし、これはなかなか言いづらいところもあったりするんで、言いませんけれども、滞納があると大変だろうなという気がします。

そして、地産地消については、率が分からない、銘々の学校が給食センターが違うから率が分からないということは、多少仕方がないのかなという気もするんですけど、お米をどこから入れてるかというぐらいは、事前通告してるんで、ちゃんと調べていただきたいなと思います。そして、できれば、再度昼になってくるんで、昼からの答弁になるかと思うんですけども、もう少し率も含めて調べていただきたい。

といたしますのが、先ほどよその町村でといったんですけど、県内の総社市の方は、毎月学校給食でしよる食材の産地というようなものまで、これを作って、もちろん条例も作ったりしてます。地産地消の率を非常に上げるという努力をされてる。もちろん条例まで作ってありますので、いろんな意味で自分とこでできた食材を自分とこで使おうという中で、御苦労をされながら地産地消率を上げられてます。

また、テレビの方でちょこちょこ出る山陰の方では、年に1回だろうと思うんですけど、カニのシーズンになったら、カニを給食に出すとかいうふうなこともされてます。何なら地産地消の関係ですよ。だから、地産地消率がどういうふうになってるのかというのは、これはぜひとも教えていただきたい。

次の部分の指定管理については、問題がないというふうに言われたんですけど、金額的には把握されてないと言われたんですけど、どちらの方が安いとか高いかくらいは教育委員会の給食センターに全部丸投げじゃないですか、これでは、やはりこのくらいの方は分かっていたいただきたいなと思います。

そして、食物アレルギーについては、除去食を何人されてるのかというのは、給食調理員が一番大変な、別の食事を作られてるわけですからね。これを教育委員会として把握してないというのは、私は職務怠慢だと思いますよ。1人の人数まで合わなくてもいいですけど、大体で何ぼくらい、仕事量がこれだけ増えるんだという、仕事量の観点からも知っておかなければいけないと思いますし、逆にエビペンなんかについては、これも多分養護教諭の先生が管理されてるんだろうと思うんですけど、担任も含めてされてると思うんですけど、私たちの小さい頃は、はっきりした記憶ないんですけど、小学校の学校給食の場合については、

家から食材を持っていったわけですよ。給食だといった場合に、学校のクラスの担任の先生は何をされてるんか分からないんですけど、ぱっと食べたらさっといなくなる。都合では職員室に持ってきてください、という状態だったんですけど、今はそういう状態じゃないと思うんです。必ず授業の一環として、食育の関係で、教室の方で食べられてる。もちろん何か異変があったら、すぐ動かれるというふうだろうと思いますし、それから学校給食関係の食物アレルギー等々、調べたところによると、これはよその県の教育委員会の分なんですけど、いろんなことが書いてあります。もちろん美作市においてもされてると思うんです。されてることをみんなの前でやはり公表して、子どもさんは私たちがちゃんと給食についても危険のないようにしてますよということを言うべきじゃないですか。緊急時の対応モデル等についても上がってますので、その辺りを含めて議長の方をお願いをするんですけど、先ほどの人数の部分については、どうしても聞きたいんで、少し休憩をとっていただいて、昼からでもいいですから回答お願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

まずその前に、例えば1項目めの公会計課の数字がちょっとパーセンテージがおかしいんじゃないかという発言もあったので、そこら辺のことからでも。

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

数字が1つ多いのではないかという御指摘だと思いますが、その中に、市町村立以外に県立学校の方がありますので、岡山県教育委員会所管の学校の数が1つだけ多くなっていると思います。それで27市町村ではなくて、28市町村プラス団体になりますけど、そういう数字になっております。

あと、把握できていない数字については、後ほど調べてお答えできたらと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、答弁調整のため、1時まで休憩をいたします。

それでは、教育長、確認しておきますと、民間委託と自営でしとる分との比較ですね、費用の比較がどうなってるかということ。それから除去食とか代替食がどの程度かと。それから、先ほどの地産地消で例えばお米なんかでも、野菜でも大まかでいいですから、この程度は今してるんだというものが分かれば、それを発表してください。

それでよろしいですね、岩崎議員。

それでは休憩します。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、岩崎議員の2回目の答弁が不十分でございましたので、答弁から入ります。

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

先ほどは準備不足で大変失礼いたしました。

まず、最初に滞納時の手間というのが現在のやり取りでは納付書を保護者に渡したり、それに基づいて現金のやり取り、あるいはなかなか徴収できないときは、家庭訪問をして取り立てるというような、そういう動きをいたしておりますけれども、公会計化をすることによって、その辺りの事務が学校から切り離され

て、対応不要になるということから、公会計化すればメリットがあると言えます。

次に、米の地産状況でございますが、100%市内で調達してございまして、本年度学校園、保育園、幼稚園も含めて、26トンを使用するというところで年間の使用量がそうとなっております。それから、野菜の地産につきましても、品目によって様々にはなるんですけれども、前年度の統計データとしまして、市内産が全体の12.2%、県内産が35.2%という数字になっております。

それから、4点目としまして、自前で給食を作るのと、委託をした時の金額差でございますが、平成28年度に移行のための検討をした比較の数字を申し上げたいと思います。自前でやりますと、約9,100万円、委託することによって7,000万円、差額、約2,100万足らずが安くなると、そういう結果になっております。

最後に、除去食対応のことでございますけれども、アレルギーの子どもたちが、美作市小、中の調査で、人数が29名がアレルギー対応をする人数になっております。その29名の内訳ですけれども、アレルギーの対応する献立が出たときに除去食で対応しているのが23名。一部弁当に置き換えて対応しているのが6名、アレルギーが非常に微量でも反応するという方が1名おられまして、この方は全部弁当で対応をしているというような状況でございます。それから、その29名の対応の中で、エピペンを用意しているのが3名おります。以上のような対応で、調理場の方も、学校現場の方も間違いのないような形で慎重に対応しておるところでございます。除去食等につきましては、途中でそういう症状が出るようになったんだというような場合も、随時申し出ていただいて対応しているのが現状でございます。

以上でお答えの方を終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

お答えを頂いたんですけれども、1つだけ勘違いがあったらいけないので、言いますけれども、例えば学校給食の公会計化について、28名と言われたんですけど、行政がしないとできないです。行政数、基礎団体数以上のものはありえんです。だから勘違いをされたら困りますよという意味です。給食を作られてるのは28名かも分かりませんが、そういう意味での話ですから、行政が公会計化をしない限り、私会計はできるんでしょうけど。

それから、米の部分については、県内産言われましたかね、美作市産と言われたんですかね。ちょっと聞き漏らしたんですけど、もし県内産であれば、美作産に代えていただきたいという意味です。といいますのは、総社市の部分なんですけど、先ほども言いましたけど、総社市の方については、米飯給食も100%、米粉パンについては、小麦が入ってますので、それはよそですけど、残り20%については総社市のものを使ってる。率は言われなかったんですけど、おおむねの話をされたんで、これでやめようと思うんですけど、もう少し一生懸命やっていただきたいな。上っ面のところだけしかされてない。食に関わることであり、地元産業の一環でもあるというふうに、学校給食の中で考えていって、やっていただきたいなと思います。あまりにも表面的なことだけしかされてないというのが非常に残念に思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

先ほど、岩崎議員、米は市内産100%ということですよ。

以上をもちまして、通告順番2番、議席番号4番、岩崎清治議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番3番、議席番号15番、岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員より資料配付の申出がありましたので、これを許可しております。

それでは、岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

一般質問の許可を頂きましたので、12月定例議会の質問をさせていただきます。

1番目はまた今回も下町のほ場整備事業進捗状況についてということで、5月か6月だったな、質問させてもらったんじゃないけども、どないなっとんじやろうか。工事施工中に不備があり、いまだ換地も完了してないことが、原因がどこにあるんじゃないかということの質問です。地権者33人中、未だ工作のできない人が13人おるんじゃないと。耕作地の原因の究明に向けての取組についての質問でございます。

それと、下町ほ場整備組合の役員は、平成28年の5月8日に全員辞職していると聞いておりますが、誰を窓口で話し合いを何回くらいしているのか。産廃問題はいつ解決したのか、地権者は承諾、同意しているのか。地権者会議はいつするのかということで、このような質問をしたんですが、また恐らく回つとらんんじゃない。地域の人と何回くらい行ったのかな。何回くらい、誰と、何人くらい接触されたんか、今日日のことじゃけん、コロナを便乗したような話はせんようにしてもらわなったら。そういうことで、下町ほ場の進捗状況についてのお尋ねでございます。1回目。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、下町の件でございます。

まず、下町の基盤整備組合でございますが、おっしゃるように平成28年に役員の方が辞職されまして、現在代表者が不在の状況が続いております。

事業の残る作業であります、確定測量、それから換地処分これに向けまして、現在は元ということになるんですが、旧役員の方々を中心に、関係者を訪問いたしまして、未耕作の原因でありますとか、協議再開に向けた御意見、また今後どうしていくべきかということの考えをお聞きしているところでございます。なかなか前進が見られない状況でございます。先ほどコロナということもございましたが、地域の方でも総会もなかなか開けないという状況のようでございます。そういった中で、集まれないかということで、協議に伺っているわけですが、なかなか前向きなところになっておらないところが現状でございます。

誰を窓口とということでございますが、先ほど申し上げました現在のところ、旧役員の方々を中心にということで、今年度につきましては、先ほども申し上げましたが、あまり行けておりませんので、4回程度となっております。私個人といたしましては、先日お二方の方とお話をさせていただいたところにとまっております。

28年度以降でございますが、電話や訪問によりまして、おおむね年に十数回ということでございますが、連絡を取り合って協議しているところでございます。

それから、産廃の件でございます。こちらの方につきましては、過去の会議録にもございますが、埋め戻されていた瓦等の撤去、こちらについて平成19年の7月25日に岡山県、それからほ場整備組合の組合長、また田の所有者、美作市が共に現地で確認した後に、7月31日に表土を埋め戻して完成したとあり、そのように私の方としても認識しております。

しかしながら、現在まで未耕作や換地が進まないといったこともございますので、そういったことを原因の1つと考える地権者の方もおられるのではないかと推測しております。それらの協議と、合意形成の場といたしましても、地権者会議、またそれに向けましての基盤整備組合の再開ということに向けまして、引き続き働きかけをしていきたいと思っております。

〔15番岩江正行議員「部長、問題がどこにあるんかいうことを答弁せないけんわ。話しましたいうのは、議長、しっかり議長してくれよ。進まない原因はどこならということを探ねてるわけじゃから」と呼ぶ〕

先ほど、産廃のことも1つの要因と申し上げましたが、大きくは換地に承諾できないというか、現在の一時利用地といいますか、仮換地といいますか、そういったところでの個々の不満があると推計しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

平成26年の9月の議会のときだったんじゃ。たくさんの傍聴人来られた。下町の。1つになって解決しようと言うとったんじゃ。それから道上市長が途中で病魔に冒されて、出て来られないようになった。それで今度新しく萩原市長になった。それからの進展というのが、全然出とらん。その辺のどこ、何が原因なんか、そこをきちつと言うてくれんなら、どこを何号田を取ったんじゃとかいうような細かいことを言わんなら、抽象的なことを言うたんじゃ納得できるわけないでしょうがな。そこのところ、答弁。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

先ほど何号田といいますのが、産廃の確認という部分ではないかと思いますが、今私の方でどの田んぼかということ把握しておりません。申し訳ございません。

それから、原因ということでございますが、今までの協議の中でも関係者の方といたしても、旧役員の方々であったり、一部の方でございます。それぞれの方、それぞれの思いであるとか、原因ということについて、直接お話を伺っていないというのが現状でございます。これにつきましても、今まで一部の方とのお話でなかなか行き詰っているということもございます。それから、一部の方では耕作が始められて十数年が経過しているところもございますので、その間の経年変化といいますか、利用の中で不具合等も起こっているのではないかと思います。こちら、ほ場整備の問題ということよりは、新たな改良が必要かということにもつながるかと思うんですけども、それぞれの具体的なことについては、今後も個々の方々に直接と申しますか、何らかの方法で意見を集約していきたいと考えております。〔降壇〕

〔15番岩江正行議員「議長、資料持って上げらせんさい。どこを取ったんか。取った、取った言いよんじゃけん」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

取ったいうのは、何号田という話ですか。岩江議員、取ったいうのは何の。

〔15番岩江正行議員「産廃を土壤汚染されるところを撤去したと言いよんじゃから、どこの田んぼを取ったんなら、それを教えてくださいと言いよんや」と呼ぶ〕

分かりますか。

〔15番岩江正行議員「分からんけん、持って上げれ言いよるがな。ここへ持ってきとかないけんがな、そんな資料は、持って上げてもらってください」と呼ぶ〕

それでは暫時休憩します。持って上げてもらいます。

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

確認不足で申し訳ございませんでした。

撤去を行った田の区画ということでございますが、区画といたしましては、14の2号田でございます。

経緯といたしましては、先ほどの19年になりますが、まず6月28日から撤去を開始いたしまして、7月2日に地元の方、地権者を含めまして6名の方に立会していただいております。それから、後に7月9日この時点でも地元の方3名、それから最終的に7月25日におきまして、地権者、それから地元の方ということで立会いをしていただきまして、最終の確認ということを記録として残っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

2か所というのは知ったんじゃ。1か所だけ取りよった。全部は取っとらん。あの1か所の田んぼも半分くらいは取っとらん。その上の田んぼも出よんや。その下の方も出よんよ。下の方の他のところから出よんや言うたら、川の浚渫したやつを入れとるやつが、今、県の方もこの土壤汚染法の関係の中で、ニュースに出よった。これ絶対取り組まないけん。そういうの入れたらあかんよ言うて。ですから、こういうなものに基づいて、どこに問題があって、なぜこれが解決せんのかというその辺のとこと、瑕疵についての解決方法、これを市は市としての意見をきちっと地元へ伝えんなら、何しに来よんじゃろうかなとちょっと疑い持つとるわけじゃ、わしが、自分自身が。何しに行ったん。行った、行ったいうて。また言われたらいけんけん、行きましたというようなことじゃ問題解決せんので、瑕疵については、やっという事実関係というのは歴代の市長がきちっと言うとるわけじゃから、瑕疵があったんですいうて。この問題を解決するには、これをどう解決するかということが大事なんで、そのことについての御答弁をどういうふうな方法で、また皆さんと接触するんか、それについての考え方を教えてください。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

先ほどの調査箇所ということで、おっしゃるとおり1枚の田んぼのところ撤去作業が行われたというところでございます。主に瓦片などということで、記録が残っております。また、その他河川の浚渫等で番線であったり、ビニールひもであったりというようなことが過去に議題とされております。そういった以後につきましても、当時会検等も何度かございましたし、農水省の方の検査、現地確認ということも行われております。その中でも工事そのものについての指摘というのは受けておりません。その後の換地が完了していないということに対しましては、それ以後も指導を受けておるところでございます。

個々の地権者の方々の思いも十分あると思います。そういったことをこれからも把握いたしまして、その原因を少しずつ紐解きながら解決に向けて一刻も早く換地が行えるように取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総括してください。

15番（岩江 正行君）

取りあえず、部長、農水省、会検言いよるけど、会計検査は金を市の方から払わせたから、解決するものではない言うとするわけじゃ、農水省の方も。そやから、あんたがたも、事業主体としてお金を返して済まそうとしとんか、そうじゃなしに土壤汚染したというのは、行政責務がはっきりしとするわけじゃから、歴代の市長が皆3人そろって言うとするわけじゃから、その辺のそこについての取組を強化していただきたいと、かように思います。

次に入ります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

次は、大原の認定こども園かな、これについてなんじゃけど、私は今回質問しようとするのは、この前ラップルコンクリートについては、他の議員さんが緊急質問されたいんですが、私はあそこの建物の下、初めからずっと見よりました。とんでもない仕事しよるなど、役所はこれ知つとるんじゃろかと。業者に丸投げしてしもとるんじやないかというような、1つの不信を持って見ておりましたが、今日も上へものがどんどん、どんどん建ちよります。私は強固な地盤改良せないけん、ということで今回は質問させてもろとんですが。

地盤については、大きな関心を抱いている方が多いように思います。日本は地震大国というて、大原のあそこにも武道館のところには、大原断層の（聴取不能）からいったのと、もう1本あそこ下町のほうにもいっとるわけ。そういう中で、大原断層が7.3が起きた場合については、水島の工業地帯までが埋めたところ、あつこらが液化現象が起きるといふうに言われとるわけじゃ。そういうなときに、地盤について大きな関心を持ってもらわんだら、私が見る限りでは、とんでもない仕事しよるな、設計管理委託業務されたところも、監督が、この前説明にきた嘆願書を見たら、下請けの責任じゃって言いよるけどね、やっぱりそこらは現場主任も何も監督がきちとして、工事打合せは監督日誌から全部書いて上がらないけんねん。そんなもん、本当にそろってあるんじやろかということと、それと、同じ教育委員会の仕事なんじゃ。皆さんのとこ手元あろう、写真。このことをしとつたら何にもここで私が大きな声で言うことはない。なぜこのことができるんじやろか。同じ教育委員会の中で。そのへんのとこの説明をしていただきたい。

重機で締めましたというて、重機で締める、締めるというても、ブルドーザーは土を押すもん、これは転圧の機械じゃないわけじゃ、ユンボいうたら穴ほるもん。それからタイヤローラーじゃなんじやいうたらこれは締めるやつじゃな。こういうふうを持ち場、持ち場があるわけじゃ。この前、あんたがたが重機で締めましたというて次長が言うたから、わしの考えちょっと違うんじやから、重機屋行ったんじや、2件回った。そらな、100%以上の仕事しようと思つたら、ローラーはローラーの仕事、ブルはブルの仕事せんだら、効力発揮せんぞというて、言いよりました。何で締めたかしらんけど、あんたの写真の中じゃ、ローラーで締めた写真がない。それから測点、測点の写真が1つもない。丁張り写真も1つもない。ラップルコンクリートを撤去したと言いよるけども、まだこの前の説明の話聞きよつたら、2か所くらいは撤去しとらんといいよる。2か所撤去しとらんやつ、これは土のまま置いとつたら、これは産廃になるんじや。このことは私があんたじゃない山名さんがそこで次長しとるときに言うたことがある。産廃なるぞと。いや、これは再利用して、これを生かしながら今度は強固な地盤を作るんじやと言うから、そうですかと言うて納得とつたんじや。70も80もあるやつを下請けが知らん間に取つたんじやというて言うたら、元請けも設計屋もどこに行つとつたんやという話になるでしょう。口頭で言うたけんって、口頭で言わな、文書でやるんだったら

文書できちんと出してくれ。その辺のところでは1回目の質問としますけれども、その辺の柱状コンクリート、柱状杭よ、これは地震に強いのか強くないのか、これは家が揺すれた時にはどうなるのか、これは、こういうふうな大きな建物に適したものなのか、その辺のところの説明をついでにお願いします。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

〔15番岩江正行議員「議長、教育長、教育長言いよるけど、わしはまだどこの人やら知らんので、これ。ちょっと教育長なったんなら、私が教育長をここで挨拶させんさいよ。校長しよったんじゃろうがな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

教育長が挨拶されたとか、されないとかいうのは、私の判断でどうこうということにはなりません。

〔15番岩江正行議員「私の判断、私が仕切つとんでしよう」と呼ぶ〕

教育長がされるか、されないかの判断でございます。私はそれをあえて、ああしろ、こうしろということは何も言っておりません。

〔15番岩江正行議員「そこに立つ以上はきちっと挨拶してもらわな困る」と呼ぶ〕

はい、教育長。

〔15番岩江正行議員「はいじゃないがな、議長」と呼ぶ〕

先ほど私は言いました。

〔15番岩江正行議員「二元代表制の中で、あんたがここで仕切っていくよるわけじゃから」と呼ぶ〕

それは分かっておりますけど、教育長が挨拶したか、しないかということについては、私の判断ではありません。教育長がするか、しないか。それは教育長自身の問題ですから。

〔15番岩江正行議員「どえらいことを言うもんじゃな」と呼ぶ〕

私はそういうことを一々指令することはできません。

〔15番岩江正行議員「指令することはできんてあんたなんのためにそこに座つとんな。平田君これ配ったんか、配らないけまい、議長に言うとなんじゃないんか。配ったんか」と呼ぶ〕

教育長、ちょっと言うてください。意味がよく分からんから。資料配るなら、配るから時間を取ってくださいと言うてください。

教育長（福田 昌弘君）

休憩をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

資料を用意するんですね。もうできとんですか。

それでは、暫時休憩して配ってもらいます。

午後2時02分 休憩

午後2時05分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

挨拶がないということですので、この場を借りまして、6月22日付で美作市教育委員会教育長に就任しております福田昌弘と申します。どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

それでは、岩江議員の質問に対しましてお答えを申し上げます。

まず1番目のところですが、品質管理についてです。教育委員会、設計事務所、請負業者の3者協議の上、契約書に基づいて工事は進めております。施行報告書、立会い確認は適宜に行い、品質管理を行っております。

次に、今回の工事は建築工事であることから岡山県土木工事共通仕様書も参考にしております。ですが、公共建築工事標準仕様書、建築工事管理指針に基づき施行はしていております。

まず、埋め戻し用の搬入土は、事前に粒度試験の結果が提出されており、埋め戻しに適した土であることを確認して教育委員会、設計事務所、請負業者の3者協議の上、締固め、転圧方法を決定し、埋め戻し作業が行われております。締固め、転圧状況は確認しており、工事写真につきましても、お配りしているとおり、工事の進捗に合わせて随時撮影が行われております。確認も合わせて行っております。

品質管理、出来高管理の体制につきましては、定例会議において、立会い項目の確認が行われ、施行が完了したのから随時施行結果報告書が提出され、施行経過の確認作業がなされるような体制を取っております。

ラップルコンクリートに関する教育委員会、設計事務所の監督責任につきましては、基礎解体前から請負業者とラップルコンクリートの確認時期や状態の確認方法等について、3者協議が行われている中での撤去が判明したものであり、これについての是正も行われております。管理も適正であります。

なお、一括下請負の禁止についてですが、建設業法第22条の規定に該当する事案が発生していないと認識しております。

瑕疵担保責任につきましては、該当する事案が発生した場合には、国土交通省が示した建設工事標準請負契約約款に基づいて、令和元年12月11日に、美作市と請負業者とで締結した、工事請負契約書第44条に規定されている瑕疵担保責任が発生することとなります。

以上でお答えを終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

教育長、平成12年の建築基準法という法が改正されたわけじゃ、そこの中での品確法という法律がね、これに基づいて自分は質問しよるんよ。質問を。これあんたとこ出した写真。ローラーの写真が一枚もない、これ。ローラーというのはなんならという言うたら、締固めする機械がローラー。ここんとこまだほかにもたくさん機械があるんじゃけども、ユンボやブルでするようになってらん。それで、これは私があんたとこの直接の仕事じゃ、これ。大原小学校の真裏へ工事しよる駐車場の転圧しよる。ここでもこれはほんまに品確法に基づいた工事をやられよる。なぜ同じ所轄の中で、これほど変わったことをせないけんのか。これはまだ上はまだ舗装するだけじゃ。この上には物が建つんじゃ。あんた、これだいたい厚みというのは、品確法でいうたら20センチか30センチ以内ずつで締めないけんねん。あんたとこが出した写真見てみたら7メートルあるんじゃ。7メートルの中、一枚しか写真がないねん、これ。締固め、転圧状況というのは、キャタペラの跡がみついたら締まらないの。これら見てみんさい。これと、これと違うじゃろうがな。この一番下の写

真、あんたが出した。これはユンボのバックでね、バケツをぐっとひきずった爪がついた敷きならし状況じゃ。強固な地盤づくりというのはどうしてせないけんのかいうようなことは、あんた工事打合せ簿も見たというて言いよる。そやけど、教育長ここで挨拶したけども、あんたがこのラップルコンクリートを取って変更したの9月3日じゃ言うてるがな。こういうような相談あったんか、なかったんか。平田君、これあんたがこれしとるんだったら越権じゃないかあんたがやとることは。越権行為じゃないのか、これは。とんでもない話じゃ、これ。

それから、試験の関係のなぜ写真のこと言いよるかいうたら、見えないとこは全部写真でやるんよ。CBRも撮っとらせん。舗装工事でもCBR撮ってやるんじゃ。その検査もありやせん。あんた資格も何もないんじゃろう。ほんなら建設の方の小林部長にでも相談して、部長あんたとこに資格持つてるもんおるんかな。こないだ聞いたら、部長も何級か知らんけど持つておられる。それから、住宅課の方には1級持った子がおるといわれとる。それから2級持った子もおるんじゃ言われてる。なぜ相談行かずに、こういうようなことを豆腐の腐ったような上に大きなものが建つか、これ。

そして、瑕疵担保責任でもどのくらいあんた思うとん。建築基準法でどうのこうのとあんた言いよったけども、品確法の中でどうのこうの言いよったけども、あんた何年くらいや思うとん。

それから、ラップルコンクリート全部撤去しとるか、これ。またこれも聞くけども、業者に。これを工程の方で全部取とんだつたらなんじゃけど、取ってなかったらこれまた大きな犯罪じゃぞ、これ。

こういうふうな県が出してるやつがある。不法投棄、マニュアルがあるんじゃ。こないなものは撤去しないといけんようになってるんじゃ。産業廃棄物になるわけじゃ。じゃから、田んぼのことでもやかましく言うのはそのことを言いよるん。あんたの今の答弁じゃ、答弁にならんぞ、教育長さん。ちょっとよく分かるように、この法律が平成12年に建築基準法が改正されたんじゃと、それからやっぱりこれ品確法で10年保証しとる。構造計算については、どがに計算したの。あそこの上とこの大体雪がどのくらいの積雪の計算しとんか、地震の関係はどういうふうにされたんか、その説明してください。雪はどのくらいの計算されたんか、屋根の上へ。あれね、子どもが来るからいうて、あそこはなるうしとんじゃ、屋根を。そしたら余計荷重かかるんじゃ、建物に。

それから、地震でだだどと揺すつたら、液化現象いうて、中しっかり締めてなかったら砂のようなやつが噴き出るんじゃ。そこらうちじゅう。あつこが地震がきたら、水島の辺のとこの埋立地までそういうようなことになるというふうな県の地震調査結果を私聞いたことがある。そここのところ、ちょっと御答弁、2回目じゃ。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、法律論でやや僕もお話伺ったらよく分からないことがありますんで、私どもの理解についてお話をしますと、公共工事の品質確保の促進に関する法律という法律は、例えば今議員が言われたように、転圧するかさを何センチにするとかそんなことは一切関係ありません。多分何かの誤解をされておられるんだと思うんです。私の記憶では、この法律は、例えばえらい安くとした結果、適正な工事ができなかったというような事案が発生して、それを政府として2つの方向で是正すると。1つは、業者の皆さんの能力を適正に審査して、能力のある方に任せるということをしっかりとやってくれと。それから価格について、安ければよからうということではなくて、適正な価格をその能力に対して支払うことによって、全体としての品質を確保する方向に向けて、国全体努力しようじゃないかという、規制法ではなくて、これは理念法でありまして、

議員は恐らく完全に誤解されておると思います。品確法に基づいて、品確法に基づいてと言われるたびに、私は聞きながらこれは誤解されてるなど、おかしいなど、大分きよるなど思うわけでありませう。

ですから、恐らく議員が言われることがあるとすれば、まさに建築基準法であるとか、そういう関係法令の中にそんなものがあるかもしれません。

それから、御案内かと思ひます。公共工事あるいは土木工事に御精通されておられますので、申し上げますが、駐車場における転圧というのは全体が支持をします。つまり駐車場の第1の路床とかいろいろ言葉ありますけど、一番下のところからずっと（聴取不能）を重ねていくんですが、全てが均一になってピシッとしないと道路と同じように車が通った時に一部にへこみが出たり、一部がたるんだりするんで、これはどがいしょうもない。したがって、駐車場の場合はすべてが支持基盤なんです。ところが、建築の場合には、べた基礎のことは知りませんが、ある特定の部分に全体の荷重を分散してかけるということになりまして、従って、転圧したところにまさに豆腐の上に建てるのではなくて、豆腐の中によく見たらくぎが入って、そのくぎにくくりつけるというのが建築工事の問題でありまして、これを全く誤解されてると思ひます。あれを同列の問題として比較せえとおっしゃるところに議員としての資質の問題があろうかと思ひます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

多項目にわたって御質問を頂いております。順次お答えさせていただきます。

順番優先はしますが、まず写真でお示しいたしてありますバックホーによる転圧につきましては、先ほども市長が少し触れましたが、公共工事の品質確保に関する法律の基本理念で、第3条第1項第5号に、公共工事の品質はこれを確保する上での工事との効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報、その他工事等に必要情報が的確に把握され、より適切な技術及び工夫が活用されることにより確保されなければならないとされております。

こういったことに基づきまして、基礎を解体する前の日になりますが、令和2年5月19日に、今回の工事における埋戻し転圧方法についての協議が請負業者から出されております。ちょっとその本文を読ませていただきます。

「既設建屋の基礎、地下部分の解体後の埋め戻し作業ですが、解体作業に伴う掘削床が、周辺地盤に対して最大6.8メートル程の深さになることが予想されます。また、作業の状況により掘削床については、不陸整正を行う必要がございます。仮にローラー系転圧機を進入させるとしても、掘削床が深いため、緩い勾配の仮設進入路を設けなければならない、さらに広範囲にわたり、深い掘削床が発生することになります。上記の条件をクリアするためには、仮設進入路の確保、廃棄物置場とは別に、掘削土置場の確保が必要となってきますが、現状の解体作業ヤードから考えると、非常に困難であると。また、解体工程の圧迫も深刻なものとなります。

以上の理由から巻き出し圧を岩江議員がおっしゃるとおり、標準的な30センチ程度で、振動ローラーそういったもので転圧するのが非常に時間が要する、困難であるということから、バックホーによるキャタピラでの巻き出し厚が1メートル程度で機械転圧させていただきたいという相談が寄せられまして、その資料といたしまして、敷固め機械と地中応力の関係といった検査結果をしたものと、よその事例になりますが、ブルドーザーによるキャタピラの転圧、そういった工事を行っておるといったものも参考資料として提出されまして、設計管理業者がこの数値等を判断して、この工法も1つの方法であるという判断をしたことから、市

の教育委員会の方と協議を致しまして、この方法を採用しようとしたものでございます。

それから、先ほどの強固な地盤ということも言われましたが、こちらにつきましては、今のブルドーザーによる転圧、それから表層改良、平均50センチでございますが、表層改良、そこに柱状改良杭、そういったものをうまく巻き込みながら工事を施工しておりますので、地盤についても強固なものとなっております。

それから、建物の強度につきましては、建築基準法によりまして、建築確認申請を出しております。そういった中で、杭に対する荷重、そういったものも含めまして設計されておりますので、強固なものとなっております。

それから、建築基準法の雪の基準でございますが、これは岡山県の方の規則の方にあわせておりまして、美作市の大原地域については75センチ、地震につきましては、建築基準法の中の定めで、中規模程度の地震に耐えられる建物、そういうことを言われております。これに基づきまして、先ほど言いましたように、建築基準の方が確認申請が出されて了承いただいておりますので建物についても大丈夫となっております。

それから、ラップルコンクリートの撤去につきましては、岩江議員の指摘がありましたように、全部撤去しておりません。一部残っております。それにつきましては、現在表層改良した地盤を支えておる一部に利用させていただいております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

市長が言いよんのも品確法に書いとんじゃ。これ理念法と違うんよ。法律じゃから。理念法の中でもこれは建設基準法の中でうたってるわけじゃから。あんたが言いよることももっもらしいこと言うとなんじゃ。違うとは言わへん。じゃけども、この品質工程施工管理という、それは資格持つてるものはみんな勉強してるわな。な、部長、小林部長。資格取るんだったら施工管理技士の1級でも、それから建築士でも取りにいかうと思つたら、これ1番大事な話じゃけん。そこの中で平田君がべらべら、べらべらしゃべりまわりよるけど、あんた今日などこの重機屋が、それからこの業者がこれでええいうて言うたんじゃ。聞いてみんさい、あんた。あんたが言いよるのはまるっきり、業者が言うやつまるっきりしてしもて。

それから、あんたなんで早いこと市長にも教育長にも言わなんだん。あんたが勝手に5月の15日のときにはわしあそこで会うとなんじゃ、宮崎設計とそれから重藤組と藤田部長と会うとなんじゃ。何が聞きたかつたんなというたら、それは地産地消で美作市の木を使うとるといけん、ほんまかなと思って私がおつたら、あそこは山形県の方の木を使いよるといけん、こらおかしいことを言うな、おかしいことを宮崎先生も言出したなと思って、それで重藤の、恐らく重藤さんがそがいしとりゃへんと思った。宮崎の先生、確認申請するのは誰がこれを出したんじゃ、これは重藤が出したと言はんじゃ。ありや、これはほんまにこれが本当だったら、官製談合で大変な問題じゃがなと思って、そこへ確認に行ったんじゃ。あんたとはこがんことをしとりゃせまいけど、宮崎の先生がこういうようなこと言われたんでというて行ったんじゃ。そしたら今日宮崎設計が来られとんで、一緒に聞いてもらいましょうかというて、そこで話をしたんじゃ。ラップルコンクリートはどがいなつとなんというたら、ラップルコンクリートはここで前おつた次長が言われたとおりの方法でやりますということ言うるとるわけじゃから。

そういうことで、今そこらへんにメガソーラーがたくさんできよる。あそこでもブルの転圧今いけんようになつとんで。あんた、分かつとんか。今でも重機転圧でブルやこうで重機でコンボでだだんと締めるのは駄目じゃいうことになつとんで。

それから、ラップルコンクリート取った後のやつもな、わしあんたがここに出しとる写真皆持つとる。下から下から丁張が一本もない、床堀り検査は誰がしたんな、これ、丁張り検査は誰がしたんな、ほいで。7メートルから掘ったやつ。締まるわけなからうがな、締まるいう根拠を持ってきなさい、あんた言いよるんだったら。1メートルで締まるいうたら、締まるいう根拠を持ってこい。N値がなんぼになつとんな。N値があんたが検査しとつたらなんぼ出たんな。答弁じゃ、次。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

岩江議員の3回目の質問に答弁させていただきます。

まず、現場の品質管理におきましては、今回の工事は建築工事として設計管理を委託しております。その管理につきましては、私どもは技術的なことは十分理解できていない部分がありますので、設計管理業者に任せております。その管理業者の現場の責任者が大丈夫という判断をしていただいたものに対して私らはお答えさせていただいております。

それから、先ほど言われました転圧の部分での報告がなされておりますが、出されてる中の資料で言いますと、転圧4トンコンバインローラーで30センチ転圧すると、応力が2.5トン働くと。1.4立方メートルのバケットのバックホーですが、そちらで1メートルの転圧をしても、応力が2.7トン働くという報告がなされておまして、これを設計管理業者が審査をいたしてオーケーと出したものでございます。

〔15番岩江正行議員「N値の関係言わないけんがな。検査しとんじゃろうがな。なんぼだったん」と呼ぶ〕

すいません、N値につきましてはこの報告書には記載されておられませんので、私は今答弁はできない状況でございます。

〔15番岩江正行議員「ちょっと議長、検査しましたいうてN値が出とらんに、何を言いよるん。ちゃんと聞いて答弁させよ。資料出せよその代わり、電話で聞いてやられたんじゃたまらんけん、資料出せ、いますぐ」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、平田次長、確認できますか。

教育次長（平田 幸春君）

出せるかどうかも含めて。〔降壇〕

〔15番岩江正行議員「出せるかどうか、お前検査したんじゃろうがな。何を言いよるんな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

じゃあ、暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時55分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、答弁から入ります。

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

もう一度答弁させていただきます。

まず最初にN値とは何かということをも説明させていただきます。

〔15番岩江正行議員「言わいでも分かっつるわ。」と呼ぶ〕

分かりました。今回N値を求めるのは、まず地盤が強固なものかどうかということになります。それにつきましては、柱状改良杭が岩盤まで到達しておりますので、それなりに数値は出ております。標準的には大体50から60程度は出るだろうという認識は思っております。

〔15番岩江正行議員「50から60。お前が行くところ、行くところ皆問題起こすんじゃない、滋慶学園から何から」と呼ぶ〕

そのN値については確認はいたしますが、耐えられるN値の数字が出ておるのは確認しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私も専門家ではありませんけど、ある程度のことは知っておかないと、市長の職を果たせませんので申し上げますと、柱状の支柱を地面に刺す、これが例えば児島湾なんかだともうなんぼ刺しても届かないんで、仕方がないんで、周りの土の圧力と摩擦でもって柱を支える、その場合には、その周辺の土壌のN値がとても重要になってくるわけでありまして、我々のケースでは、下に地盤というからおかしいんで、岩盤に柱の先端がドスンと当たると。したがって、岩盤のN値というのが通常50、60あるわけだから、それで50、60と言っていると。50、60以上のN値はほとんど世界的にはないということでありまして、岩盤にいくつかの柱をずっと並べておいて、その上に分散して荷重をかけていくという手法にしているということでありまして、ラップルの場合にはその下がないということもあるんで、ラップルの場合よりも、ある意味では岩盤到達を確認しているという前提で申し上げると、安全性が確保されていると一般的には言えるというのが私どもの見解でありまして、そういえば岩江さんはもうすぐお分かりだと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。総括です。

15番（岩江 正行君）

取りあえず、N値の関係、検査しとると言うとなんじゃから、あんたが、岩盤これ届いとらんので、あんたが配った図面じゃったら。今岩盤当たったら、岩盤は50か60かも分からんけど、岩盤の数値言いよるんじゃないけん、固めた土の関係を幾らですかと言ひよんじゃからN値を調べてください。地盤の固さを調べてくださいと言ひよるわけじゃ。岩盤の固さのことを言うたらへんど。平田君よ。君の行くところ、行くところ皆こがいな問題起こすんじゃない、ほんまに。それで何か所以上せないけんようになつとんじゃ。岡山へ出てね地質工学の先生にちょっと勉強させてもらったんじゃ。地質工学の先生に。この図面じゃたら、これ岩江さん岩盤まで届いてませんかなと言ひよるたん。岩盤までどこへ届いた図面出ささいよ、あんたが。おかしかりやがな、ほいで。

それから、この前あつこで言うたの。あんた設計屋にみな任せとるけんと言ひよるたん。設計管理は全部設計に任せとるいうて。設計屋が何べん行ったんねと、この間わし文教委員会の傍聴させてもろた。どがい言うたん、あんたは。設計屋は現場へ2回はか行つとらんて言うてるで、後は電話で3回じゃという

て言うたんで。大きな問題じゃがな。わしが言うたこっちゃない、あんたが言うたことをわしが記録しただけの話やけん、これ。あんたと話しよったら時間がなくなってしまうけん、他のことで。これで終わるけども、議長このことについては、議長が責任もって大きな問題が起こらないように勉強会でもせなんだら、これ大変な問題になりますよ。終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

3項目めは、若者定住と雇用創出について。今少子高齢化社会の中で、美作市においても6人生まれて50人（聴取不能）のような非常に厳しい状況の中にあるんじゃないかと。市が採用しとるのが、消防署やでも、この前嘆願書がきたんやけど、消防署が5人辞めて3人採用しとんじやと。後減らしたんかと思ったら、後は再任用がどうのこうのというようなことをわしのとこへ書いてきとんじや。やっぱり少子高齢化社会の中で、若者を育てるいう、そういうことに逆行しとらへんかということを使うわけ。これは、再任用してもええというのは、市の中でいろいろとあるんかも分からん。けれども、私が言おうとしとるのは、若者育てちゃらにやいけまいと。6人生まれて50人もなくなりよんど、非常に深刻な状況じゃということ。

それからまた、新型コロナウイルスが感染する中で生活の困窮者の雇用、ひとり親家族の雇用実態、パートやなんかしにきよった、仕事は非常に厳しくなりよる。断りようる。ここらについてはどのような実態を把握されとんか、どのような取組をしようとしているのか、そのことについてのお尋ねでございます。

少子高齢化社会、人口減少については近々の課題じゃというその肝に銘じて、責任ある御解答をお願いをしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

春名総務課長。

総務課長（春名 竜也君）〔登壇〕

美作市職員の新規採用について、基本的な考え方について御答弁をさせていただきます。

職員の再任用につきましては、平成25年3月26日の閣議決定の趣旨を踏まえた対応の要請として、地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、平成25年度以降に定年退職する職員が、退職共済年金の支給開始年齢に達するまでの間、役職、給与水準を引き下げた上で、希望する職員について再任用するものでございますが、本市では、退職前の勤務成績や勤務遂行能力の確認、それから健康状況を鑑みまして、選考して任用することとしております。必ずしも全ての希望者の任用は保障はしておりません。

企業として市役所を捉えた場合、過疎地域における貴重な雇用の場でもあることから、これまでも美作市出身者の働き場の1つとして受験の機会を拡大し、定住の促進と有能な人材の採用につなげるよう、募集年齢の引上げや、Uターン枠を設けるなどして、取り組んできたところではありますが、状況としましては、景気の動向等に関わらず、受験者数はここ数年横ばいの状態にあります。

また、数年前から地方公務員法が改正し、地方公務員の定年を65歳へ段階的に引き上げる動きが見られます。職員の新規採用に当たっては、安易に正規職員を採用すれば、退職までの相当期間について雇用者としての責任も発生しますので、職員の定年年齢の引上げの動向や、在職職員の年齢構成のバランス、年度間に大きな偏りのない必要人数の確保を念頭に、将来的に新規採用職員の採用抑制を招くことのないよう、一定程度の新規職員の採用を行うと共に、期限付である再任用職員の活用により、多様な行政事業に対応した組織づくりと、市民サービスの向上に努めております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

美作市の雇用実態、それから求人倍率ということでございますが、有効求人倍率などにつきまして、ハローワーク美作に問合せをしたところ、美作市のみデータがなく、ハローワークの管轄エリア単位で集計をされていることから、その数値でお答えをさせていただきます。

令和2年9月の有効求人倍率は、ハローワーク美作が1.33、ハローワーク津山全体が1.32で、県内に8つありますハローワークのうち、津山が第6位となっております。全国平均が1.03であるのに対し、岡山県全体では1.38でありまして、都道府県別では、岡山県が第2位ということになっています。また、ハローワーク美作管内については、有効求人数が前年対比で10%以上、連続して減少している状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、定年退職の時期や、求人のタイミングもあることから、一概に減少の要因は言えないということでした。

また、令和2年3月に高校を卒業されて、就職を予定されていた人のうち、内定を取り消されたり、入職時期が遅れたといった事例はないとのことでした。

次に、フリーターやニートの増加、それから中高年の再雇用問題ということですが、フリーターやニートの数については、把握できておりませんが、ハローワークでは、若者サポートステーション事業によって、就職意欲を喚起する取り組みや、職業相談、職業紹介等の就労支援がハローワークの方で行われております。中高年層の再雇用問題については、中高年の有効求職者数、45歳以上の方ですが、前年対比で増加傾向にあります。各企業において、従業員の高齢化が進んでおり、年齢構成の問題が生じていることから、ハローワークとしては、年齢条件の緩和や、例えば3人のうち1人は中高年層を雇用していただけないかなどの働きかけを行っているとのことでした。

市といたしましても、ハローワークと連携を取りながら、企業への情報提供などに努めて参りたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

岩江議員の3項目めの御質問の若者定住、雇用創出についてお答えをさせていただきます。

美作市住民基本台帳によります過去5年間の出生者数と死亡者数の月平均を見ますと、出生12.6人に対しまして、死亡43人です。年間に生まれてくるお子さんの数と、お亡くなりになられる方の人数を比較いたしますと、生まれてくるお子さんはお亡くなりになる方の3人に対し1人という状況でございます。

このような現状から、市の将来を担う出生者と子どもたちの増加を目指していく必要があると考えております。

社会増減の状況を申し上げますと、転入につきましては、外国人人口は、平成30年度末で383人でしたが、令和元年度末で467人と20%以上の増加となっております。今年度におきましても、さらに人口増加の可能性がございましたが、新型コロナウイルスの影響で日本への入国が制限され、令和元年度末の人口より減少をしておるという状況でございます。

一方、日本人による家族の転入が多くなっておりまして、令和2年、本年4月から11月24日までの約8か月間の累計でございますが、5名の転入超過となっている状況でございます。年度途中ではございますが、

この転入超過の状況は、人口減少の歯止めに貢献しているものと考えております。

転入の現状としましては、先ほども申し上げましたが、家族での転入が多く見受けられる、そういうことから、島根県浜田市の取組を参考にしまして、例えば市内の学校法人、大阪滋慶学園、美作市スポーツ医療看護専門学校には看護学科、介護福祉学科、柔道整復スポーツトレーナー学科がございますので、ひとり親家庭などの保護者の方が看護師、それから介護士、柔道整復師やスポーツトレーナーなどの資格を取得する際に資格取得支援制度をうまく活用していただき、学校へ通っていただけることもできるかと思っております。

そのためにも、第2期の総合戦略の重要な施策としまして、関係部署と連携を密にすると共に、大阪滋慶学園との連携を図ることでひとり親家庭の子育て支援を強化してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私の方からは、5番目の新型コロナウイルスが感染拡大する中で、生活困窮者の雇用、ひとり親家庭の雇用実態、子育て支援制度資金の利用状況など、子育てしやすい条件の整備についての御質問に答弁をさせていただきます。

生活困窮者の相談につきましては、社会福祉課にて相談を受けておりますが、今年度10月末の時点での状況では、相談人数は61人で、その内就労支援プランの作成に至った方が20名で、その内一般就労の開始に至った方が9名いらっしゃいます。

また、ひとり親家庭についてでございますが、毎年8月に提出されます児童扶養手当の現況届の状況ですが、届出者数が257名のうち、パート、アルバイトを含め、何らかの就労をされている方が249名となっております。しかしながら、この手当は所得によりまして、全部支給、一部支給、全部停止となり、11月分の支給では、全部停止が46人で、一部支給以上の方が211人であることから、大部分の方は収入状況が厳しいものということが推測されます。

次に、ひとり親家庭等の子育て支援についてですが、収入の増加や安定した収入を得るための資格取得に対する支援といたしまして、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業などの支援制度がございます。最近の利用状況ですが、教育訓練給付金が27年度、28年度、平成30年度にそれぞれ1名、高等職業訓練促進給付金が26年度から28年度の3か年、専修学校で就学された方が1名、28年度から30年度の3か年の専修学校で就学された方が1名、高等学校卒業程度認定試験合格支援が今年度1名の利用がございました。また、岡山県が行っております岡山県母子福祉寡婦福祉資金の貸付制度につきましては、令和2年2月末現在で、貸付制度を利用し、償還中の方が20名ありまして、令和2年で新たな貸付が2名とのことでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

岩江議員御質問の項目3、若者定住、雇用創出について、1、美作市職員の新規採用についての疑問についてということで、消防本部の答弁をします。

消防本部の採用につきまして、本年度5名定年退職予定のところ、3名の採用内定をさせていただいております。定数上で言えば2名減となりますが、来年度採用する計画で進めております。

なぜこのような採用方式を取ったかと申しますと、昭和48年、前身の英田圏域消防組合が立ち上がった頃

から、職員構成において、年齢層が重なり、一度に4、5名の定年退職者、そして3から4年採用がない年があるなどの年齢構成のバランスが悪い構造となっております。採用のない期間が長ければ、職員間のマンネリ化が起り得ます。

そのようにならないために、職員採用について平準化をしようと採用を多年度に分けるものでございます。現消防本部の職員の採用の理想といたしましては、毎年1、2名継続して採用が望ましいと考えているところでございます。

また、再任用を優先しているのではないかとこのところでございますが、新規に採用された職員が現場へ出動できるようになるのは、おおむね10か月を要し、採用された翌年1月下旬頃となります。職員減の状態が続くため、住民サービスの低下とならないように、再任用職員を引き続き消防吏員として配置し、補うものでございます。

また、消防吏員は一般職員と異なり、人員不足が生じた場合でも、他部署からの配置換え、臨時職員の採用で対処できないため、再任用職員を適正に配置活用することで、現場職員の負担軽減となり、消防力の維持につながると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

取りあえず、消防長、建設の部長は下町のほ場整備が進まないのはコロナのせいにより一部しよるわけじゃ。市民の人はコロナの関係で就職難じゃというて、物すごく今厳しい状況を嘆願書に書いてわしのところへ来とるわけじゃ。それと、美作市は人、自然、暮らし、輝く元気なまちを基本構想にして、若者定住せないけんというようなことを言うて取り組みよる。ところが、少子高齢化社会の中での、あんたがたしよることは逆行しとる。一部では逆行しとる。どっちに軸足を置くんならということが聞きたい、私は。どちらに軸足を置くんなら。

企画の部長は外国人の話をしよるけども、子どもがたくさんここで生まれたら、外国人の雇用せいでまずむわけじゃから。増えよるということは、よけい企業なんかは厳しいなりよんじやろうが、人がおらんで。

営業課としてやりよんだったら、血縁関係がどつとできていい縁組ができたりして、子どもがたくさん、たくさんできたらまちは良くなるけども、3年間から経ったらすぐ帰り、3年経ったら帰りするような形のもんでは駄目じやろがな、これは。よその方では、いろいろと増えてきよる。山梨県のほうやこうは。このコロナの都市圏の中で、東京と山梨は非常に近い。あそこらは、やっぱりコロナを怯えて山梨の方へ移住して行ってる。ちょっとはその辺のところのベトナムじや、中国じやというような外国人の話ばあせんと、もう少し定住してもらえる、今遠隔で仕事ができよるわけじゃから、この美作市は物すごく災害が少ないところで、岡山県というところは災害の少ないところで、物すごい岡山にいたら安心じやというような、そういうようなことを言われとんじや。もう少しこのまちのええところをどつと売って、何かしとる話をしたら、ベトナムか何かの話をして、人をごまかすようなことをせず、もう少し子育てがたくさんできるような、そういう環境づくり、ほかの部長やこうと部長会議でしっかり話をしてやるようにしてもらわんだら、これはもうええ美作市にはなりやせん。

消防長、あんたの言いよることは分からんことはないんで。分からんことはないんじやけども、ある一方じや、うちの子どももね、倍率がひどく厳しくなるがな。5人辞めて3人だったら。試験するのに厳しくなるがな。受けるのに。じゃから、子を持つ親、やっぱりこの地域で働いてもらいたいと思うんじやけども、向こうに学校行きよって、向こうの方でも就職は厳しくなつてどないもならんのじやというような状況

じゃから、その辺のともよう話をしてせなんだら、片一方じゃ雇用の創出じゃなんじゃ、少子高齢化じゃ、ちゃらちゃら、ちゃらちゃら言いよって、なされることは、裏の方で何ができよるやら分からん、美作市は。わしに言わたら。市民知らんのじゃ、これ。知つとる人が私のとこへ嘆願書を出しとるん。2通来とるぞ。まあそういうことで、こんなとこでひどう言うても何なんで。

江見部長、制度があるんだったら、何かで教えてあげなんだら分からんわけじゃから。皆さん役所へ行ってな、相談したらないうて、割合役所へ来るのがなんか知らんけど、高いとこへ上がるような感じの中で、相談にすぐ来られん人が多いんじゃないかと思う。そやから、こういうような、市民が気安く相談できるような環境づくりこれをしていただきたいなと思います。

それから、4番目のフリーターやニートの増加について、中高年の再雇用の問題についてというのも、やっぱり物すごく厳しくなってるのは確かなんじゃ。昨日ある人が夕方来られておりましたけども、建設現場へ行かれる人が、わしら80前になってから人が少ないけん来てくれいうて、今行きよんじゃというようなことも言われてました。そういうような厳しい雇用情勢もあるわけですから、その辺のところについてもみんながほんまによその町村と比べて、この間東粟倉の人が、江見に勤めよったんじゃ。わしはそこのとこで相談受け取ったんじゃ、明見のとこにええ土地があるからちょっと誰かあったら紹介してくれというて、大阪の方から紹介受け取ったから、あるでいうたら、何せこの前あそこのファーマーズのこの土地を買ったんじゃというて。美作は土地があるのに、美作の人間が勝間田まで行くような状況。勝央町がどがい違うんかな。やっぱりそういうようなこともしっかりとやってもらわなんだら、この人口減少には歯止めがかからんように思いますので、これが2回目の質問です。ちょっと御解答。

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

岩江議員、2回目の質問ということでございます。

私の方からは、本年度の採用試験の状況についての御報告というか状況をお知らせしたいと思います。

3名程度ということで募集をかけました。期間は8月11日から8月28日までということで、試験は9月20日、応募は8名ありました。そのうち受験に来たのが6名でございました。そのうち市内在住の方が1名、この方は市内でお仕事についてる方です。その他の方は市外の県内在住者5名ということでございました。ということで、採用試験の来年度以降、募集の仕方の検討も含めながら、また議員にそういう受験したいと言われる方がおられましたら、ぜひとも進めていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名総務課長。

総務課長（春名 竜也君）〔登壇〕

私の方からは、全体的な考え方としまして、改めて説明をさせていただきますが、採用を含めた人事につきましては、任命権者の専権事項であります。事務方としましては今日報告がありました議員に寄せられた貴重な市民の声を認識した上で、今後とも公平、公正な採用事務に当たってまいりたいと思いますので御理解いただきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは2回目の質問に御答弁させていただきます。

美作市におきましては、子育て支援をはじめ、移住対策に様々に取り組んでおります。その取組によりまして、人口の状況にその成果が出つつあるという状況がございます。人口動態の社会動態につきましては、令和元年度における社会増減が37人の転出超過でございまして、これは美作市合併以降、最も少ない減少数となっております。

それから、人口減少が続く中でございますが、本年の10月から11月にかけては、人口移動の数字の変動はなく、2万6,952人の人口を維持するという状況となっております。

先ほど外国人が減少する中での家族を含めた転入が増えていると申し上げましたけれども、特に0歳から15歳までの転入、転出の状況と比較しますと、令和元年度が20人の転入超過でございました。本年度も11月までに5人の転入超過となっております、子育て世代の方々が、美作市を選択されていることが数字として表れてきております。

今後とも若者の定住を初め、それが進み、人口増加につながるよう、さらに近隣の状況も調査研究をしながら各施策に取り組んでまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

市民の皆様に対しまして、相談しやすい環境づくりに努めることということで御意見を頂きました。現在は、生活困窮者等への自立支援ということで、市が直営でやっておる部分と、社協へ一部業務委託をしている部分とがございます。

先般の議会の方でも、地域包括支援センターの業務委託を来年度から委託ということで債務負担の議決を頂いたところですが、具体的な業務の委託については、社会福祉協議会の方へ委託ということで今現在準備を進めておるところでございます。内容につきましては、相談しやすい相談窓口の開設ということで、福祉出前ステーションというものを各旧町地域に設けまして、市民の皆様幅広く相談できる窓口の設置を予定しておるところでございます。

地域包括支援センターだからといって、高齢者のみの問題にとどまるのではなく、子育てから生活困窮等幅広い分野で相談業務を受け止めていくという方向で今社協と協議を進めているところでございます。しっかり連携を取りながら、市民の皆様相談窓口となれるよう努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

市内の企業にお聞きしましても、60歳の定年後希望があれば再雇用されているところもありますし、また、定年を65歳として、再雇用で70歳まで延長したいという方がいらっしゃるようなところもあります。しかし、何らかの事由で途中で退職を余儀なくされた方などは、再就職に苦労されているのではないかと思います。

1つ、美作市では地域活力創生事業雇用促進奨励金というものを設けておりまして、これは年齢制限がない制度です。この奨励金は平成27年度の採用分から、市民の採用を支援していくために正規従業員の雇用1人当たり20万円を事業所に交付してまいりましたが、令和2年度の雇用から10万円を事業所に、そして10万円を対象従業員に交付することといたしまして、交付申請は採用から1年経過後ということですので、令和

3年度から事業所と従業員に交付するという事で予定をしております。年齢制限を設けていないことから、今までも60歳以上の雇用で使用されている例も多くなっておりますので、ぜひこういった奨励金も生かしていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

教育委員会の子どもも誰もおらんのか。一遍もそこで何も言おうとせんと、黙っとったんじゃ、いつ言うじゃろか、いつ言うじゃろか思ってな。来年高校卒業して就職予定だった人が内定を取消しされたり、いろいろと厳しい状況の中にあるじゃろう。今義務教育じゃないけども、林野高校があるんでしょ。どがないん。小学校や中学校のひとり親家庭があるんじゃないんか。あんたとこ何する課な、教育委員会言うたら。書いてきとらんけん言えんのか。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員のひとり親家庭のことについては、江見保健福祉部長などが答えられてですね。

15番（岩江 正行君）

誰があんたに言えよんな、こっちに言いよんやがな、わしが。いつあんたに答弁せえ言うた。

議長（岡本 泰介君）

答弁はしてないですよ。そういう答弁をされましたということで言うてるわけです。

15番（岩江 正行君）

とろいこと言うな。あっちは福祉の関係でものを言うとなんじゃろうがな。

議長（岡本 泰介君）

ですから、ここの質問では定住と雇用創出ということで、大題がついておりまして、教育ということは書いてないので教育委員会がされなんだということだと思います。

15番（岩江 正行君）

教育いうて書いてなかったら、大学や高校を卒業しというて、卒業はどないなような状況じゃ、義務教育じゃないけど、議長。義務教育じゃなくてもこれこれだったことや。コロナの関係で非常に厳しい状況じゃという中で、注を入れとったら、ほなしとったんか。おかしかろうがな。まともな議長せえや。

議長（岡本 泰介君）

また、そういうこと言わずに、岩江議員と整理しよるわけですから。

15番（岩江 正行君）

整理じゃない、あんたがおかしいこと言いよるだけじゃがな。あんたが答弁しよるだけじゃがな。

議長（岡本 泰介君）

答弁してないですよ。私は答弁は。

15番（岩江 正行君）

いつからお前執行部になったんな。

議長（岡本 泰介君）

答弁されましたというて言うてるんです。

それでは暫時休憩します。10分間休憩します。

午後3時36分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

教育委員会から答弁ございますか。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、教育関係の方でのお答えをさせていただきます。

まず、生活困窮で就学援助の制度を利用している件数でございますけれども、例年並みの数でほぼコロナの影響等は今のところ出ておりません。それから、高校関係では、林野高校の方の情報では、今年末の求人件数が、去年は203件あったものが、157件とかなり減っているというような状況がございます。採用に関しても、やや減少傾向にあり、内定率は非常に厳しいんだというようなお話でした。

それから、コロナの影響は少ないんですけれども、勝央の工業団地の採用試験につきましては、クラスター一等が発生しまして、その辺り受験生の方が苦慮したようなことは起きているようです。

それから、滋慶学園につきましては、30名の方が卒業されて、就職に至る予定です。それから1名は大学へ進学ということで、コロナの影響は今のところないということです。

それから、市内で保育関係の方ですけれども、子育て支援センターの方は、湯郷、勝田、江見のそれぞれに開設しておりまして、近隣町村からも利用を受け入れている状態でございます。来年4月に開園しますむさしこども園にも新設するというので、対応をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

取りあえず、もっと言いたいけども、次の項目が言えんようになるんで、取りあえずしっかりと今度また質問したら御答弁お願いしたいと思います。

次に入ります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

地球温暖化対策環境保全についての質問をさせていただきますが、近年地球温暖化による異常気象と集中豪雨災害が多発し、甚大な被害が出ております。市民の暮らし、安全・安心と地球環境保全についてのお尋ねでございます。二酸化炭素（CO₂）の排出と脱炭素社会地球環境保全について尋ねます。

次に、化石燃料依存社会から脱炭素化を促進するための計画案はあるのかということでございます。美作市としての考え方を御答弁ください。

それから、美作市の太陽光パネル税についてお尋ねしますが、今日も言いよりましたけども、4番議員が質問されましたんで、細かくは言いませんけども、あそこを建設する時には美作市と仲良くやっとなつた。自然保護協定書にも調印し、業務協定書も調印してよろしく申し上げますと言うて進んできよるやつが、今になってできてしもてから、今度パネル税をというような、ちょっと美作市は怖いところじゃないかというような悪い印象が出よるようでございます。何言うてくるやら分からんぞというようなことで、こういうようなことは、ひどう言うべきじゃないかなと思います。それから、これは総務大臣の認可があるんでしょ。これに1、2、3とあって、3項目をクリアせないけん。1つには国の施策にちょっと逆行しとらせんかとい

う問題。住民の負担が過重な負担にならへんかという問題。地方公共団体間における物の流通に大きな障害が
出りやせんかという、この3つをクリアせなんだら、総務省はうんと言うてくれんのじゃろ。環境省の方も、
全てが再生可能エネルギーということで、そういうような国を挙げて、総理も言いよりましたけども、
化石燃料から再生エネルギーと言われとる。そういうような時期で、これを早いこと決断せなんだら面倒な
ような気がして。開発許可協定書については、被害想定をした上での許認可を出しとんでしょ。うん言うこ
とないがな。あんた書いとるがな、名前書いとるがな。萩原誠司いうてあんたじゃろうがな。そういう今頃
になってからこがいなこと言ういうことはおかしいんよ、ちょっと。

それから5番目、平成30年11月28日議会運営委員会で、坊主丸もうけじゃからこれをせないけんというよ
うなことを市長は言われとる。やり方がおかしいがな。災害でこれこれじゃから、ちょっと応援してもらえ
んじゃろかと言うんだったら分かるけどな。坊主が丸もうけじゃけん目的外の税金を取っちゃったらええん
じゃというような、これはちょっと日本の最高学府を卒業されとる人の言い方じゃないかなと思います。

それから、土居地区の太陽光メガソーラーの許認可は岡山県知事の権限で、美作市にはない。美作市とし
ては市民の安全安心の調整や万が一の新災害などに備え、全国に先駆けて毎年5,000万円の積立金を供託し
ているとあるが、これについての説明もしていただきたいと思います。

これが1回目です。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御質問、どなたからお聞きになったか分かりませんが、類似の議会をちゃんと聞いておられればそう
いう質問にはならないという部分であります。

御覧のとおり我々としては、過去最大の雨量を前提とし、そしてその1.5倍までの貯水容量があるという
ことの中で協定を締結をしろという県のご指導に基づいてさせていただいたわけでありましたが、その岡山県
が次の年の3月の確か20何日だったと思いますけども、美作地域における災害想定を変えて、今まで2百数
十ミリだった豪雨想定を6百数十ミリにしたと。そうすると、今度は我々が責任持てなくなる。そのことを
何度も、何度も議員の耳にも達するようにお話をしてきたわけでありまして、このことを一切排除して、御質
問されるというのは、ややいかなものかなと思うわけでありまして、いずれにしましても、私どもとして
は、災害想定は変わらなければ、追加的な事業をする必要はなかったわけですが、災害想定が変われば、それ
に伴って、特に下流域ですね、近接するだけではなくて、例えば江見であるとか、あるいは林野である
とか、あるいは英田であるとか、そういうところに弱いところはいっぱいあるわけでありまして、そういうと
ころの対策、特に内水対策をどうするかといったところが出てくるわけでありまして、それに所要の資金を
充てるなどの具体的なプランを作った上で、そのプランの実行のために50平方メートル、年間ですよ、とい
う話をしているわけでありまして。

地球温暖化との関係でそういうことしちやいけんじゃないかという話はそりゃあるかもしれませんが。一方
で、地球温暖化の防止を美作市だけでやるということにはなりません。恐らく後ほど答弁にもありますけ
ど、美作市は今既にあるソーラーパネルの量だけで既に市としての計算上でありますけども、CO₂排出が
いわゆるオフセット、ちゃらになってるわけでありまして。

さらに、この太陽光パネル発電税の話は議会に提出した以降においても、いくつかの新しい企業が美作市
でやりたいと言ってきているということも、議員、ひょっとしたら御存じないかもしれませんが、合わせ
て申し上げておきたいです。つまり、言いよることおかしいんです。岩江さんがですよ。岩江さんの言いよ

ることは、流れの中じゃおかしくなってきたらんです。そのことを申し上げてさせていただいて私の部分の答弁といたしますが、大の部分については、担当部長等からお話をさせますのでよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

岩江議員御質問の項目4、地球温暖化対策環境保全について。

まず最初の二酸化炭素の排出と脱炭素社会地球環境保全について尋ねるという質問でございますが、気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書などによりますと、大気中の二酸化炭素濃度は、化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済を成長させてきた結果、産業革命前に比べ40%も増加しており、有効な温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末の世界の平均気温は2.6度から4.8度上昇し、平均海面水位は最大82センチ上昇する可能性が高いと予測されております。

近年の気候変動によりまして、人間の生活や自然の生態系に様々な悪影響を及ぼしております。現実としまして、30度を超す真夏日や局地的な集中豪雨の増加により、日本の各地で大災害が発生するなど、市民が安心して生活できない事象が増加しており、影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる最も重要な環境の問題の1つで、一層の地球温暖化対策が求められる状況となっております。

国におきましては、二酸化炭素などの国内の温室効果ガス排出を2050年に実質ゼロにするとの方針から、その具体策を検討して数値目標や支援策の実行計画が求められるとのことであり、今後国や岡山県における施策の展開を注視しながら、補助制度が創設された場合には市において積極的な活用を検討するなど、脱炭素社会の取組を実施してまいりたいと考えております。

次に、2番目の化石燃料依存社会から脱炭素社会を促進するための計画案はあるかという質問ですが、美作市では、地球温暖化対策の促進に関する法律に基づき、美作市地球温暖化対策計画、実行計画、事務事業編、区域施策編を策定し、事務事業編では、本市が行う事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全、及び評価のための措置に関する計画で、区域施策編は、市内の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策に関する事項を定めたもので、この時点でございますが、長期目標として、2050年度までに市内の二酸化炭素排出量を2010年度比で80%削減する計画となっております。

次に、4項目めですが、メガソーラー建設、自然保護協定書については、被害想定をした上での許認可かという質問でございますが、自然保護協定書につきましては、岡山県では開発と自然環境の保全との調和を図るため、岡山県自然保護条例の規定に基づき、10ヘクタール以上の特定の開発を行う場合は、県、市町村、事業者の3者で、自然保護協定を締結することとなっております。

自然保護協定書には、自然保護措置として、事業の実施に当たっては、自然の破壊を防止するための自然の改変を最小限にとどめると共に、植性の回復、その他適切な措置を講じるものとするとし、別記には自然保護に関する事項や、環境整備に関する事項など、自然保護協定実施要項に沿った開発事業に伴う基準を定めております。なお、個々の案件におきましては、協議の中で適切な処置を講ずるよう求めてまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

岩江議員御質問の4点目と6点目にお答えをさせていただきます。

まず、メガソーラー建設開発許可、自然保護協定書についてはというお尋ねです。

メガソーラーの建設につきましては1ヘクタール以上の開発行為を行う場合は、岡山県県土保全条例あるいは森林法による県の開発許可が必要となります。防災上の配慮として、例えば土居地区のメガソーラーを例にあげますと、過去最大雨量の1.5倍の調整池を設けることなどが具体的な要請、行政指導として求められ、これを満たすことで許可が得られるということになりました。

6点目の土居地区太陽光メガソーラーは、許認可は岡山県知事の権限として美作市長にない。美作市としては市民の安全安心の調整や万が一の自然災害などに備え、全国に先駆け事業主と毎年5,000万円の積立金を供託しているとあるが、説明を求めるとのことにつきましては、事業者と当市との間で締結しております事業実施協定によりまして、発電設備の撤去費用として、地域の金融機関に毎年5,000万円、20年間にわたりまして、事業者が積立てを行い、美作市が管理するものとしております。この協定では、正当な理由なく事業者が事業終了から6か月以内に発電設備の撤去を行わない場合には、当市が事業者に代わって当該積立金を使用して撤去工事ができるということになっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、法定外目的税の関係の、国の同意案件についてお尋ねをされております。

3項目、議員がいわれたとおり、国税、または他の地方税と課税標準同じくかつ住民負担が著しく荷重となることであるとか、それから地方公共団体間における物の流通に重大な障害を与えること、それから先ほど申しました2項目のほかに、国の経済対策に照らして適当でないことということが条件になっております。

この中で美作市の考え方でございますが、まず、実質的に見まして、国税または他の地方税と課税標準が同じであるという場合でございますが、これが国税または地方税での税の算出において採用された課税標準である金額、価格、数量を算出根拠として採用している課税をすることを示していると理解しております。

今回の事業用発電パネル税の課税標準につきましては、地面に直接設置した太陽光発電パネルの面積、他の税の課税標準と同じくしてのものではないと解釈しております。

それから、2項目めの地方団体間における物の流通に重大な障害を与えることということがございますが、これにつきましては、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められる要件に該当しないと認識しておりまして、本税は地方団体間の物流の移動に課税する内国関税的な性質の税ではございません。

それから、3番目でございます。3番目につきましては、国の経済施策に照らして適当でないということでございますが、これにつきましては、当市も新税の創設は、国の進めている再生可能エネルギーの普及促進を阻害することを意図していたものではございません。太陽光発電事業として共生していくために、太陽光発電設備により、当市に発生する財政需要への対応に当たって、パネル面積を課税標準として、税の負担をお願いするものでございます。

それからもう1点、平成30年11月28日に、議会運営委員会で坊主丸もうけ発言についてでございます。太陽光発電施設が地域に与えると考えられる様々な懸念に対し、行政として対策、対応を行う必要があると考えまして、原因者からそれらの行政需要に対する負担をお願いするため、法定外目的税として、事業用発電パネル税の創設を目指しております。国において地方交付税を算定する上で、それぞれの地方公共団体の財政力を測定する必要があり、その測定のために、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入を一定の

方法により算出し、その額から基準財政需用額を引き、財源不足があれば普通交付税として交付されます。

基準財政収入額の対象税目は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などの法定普通税でございます。今回創設を目指しておりますパネル税は、法定外目的税でございますので、入湯税と同様、対象外の税目として、基準財政収入額には参入されませんので、交付税に影響されず、全ての収入を一般財源として安定的に使える収入となるものでございます。

このことから、平成30年11月28日の議会運営委員会における、坊主丸もうけの発言につきましては、各辞書等にも掲載されておりますとおり、僧侶は元手がいらないので収入の全部がもうけになるという例がありますので、事業用パネル税の法定外目的税については、全ての収入を一般財源として使用することから、分かり易い表現として例えたものでございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

2回目。

あれやこれや理屈のええような御回答しよるけども、太陽光しとるとこ、ええ状態じゃなかったんよ。破綻したりして。会社が焦げついとるとこ。そんなときに大きな資本を持ってきてくれて。あのままほっとて、大原なんかでも、武蔵メガソーラー発電所を作とるけども、あそこの中に夜になったら、どっとイノシシやシカが出て周囲を荒らして困りよったんじゃ。囲いしとるからあそこの中に入れん。人の土地やから。困とったんじゃ。今そんなことない。それから、あの土地がバブルのときからずっとゴルフ場、ゴルフ場いうてたくさんゴルフ場ができた、それがみな破綻しとる、次から次、次から次。当時はあれでよかったんや。ゴルフ場で。来られたお客さんも湯郷でたくさん泊まりよった。そやけども、今は違うとったわけじゃから、そこに大きな資本を持ってきて何百億という資本を持ってきて、雇用の創出にもなった、ある程度、何年か。そういう中で今になってから、上に上がってるやつのはしごをはずすような、聞こえの悪いような美作市は全国から初めてのとんでもないことを言いよるが、というようなことが聞こえます。もうええ頃時分には考えた方がいいんじゃないかな。まあ、そういうことで何かございましたら御答弁を。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

全国からの反響も様々あります。岩江議員の場合は、工事の関係があったのかもしれませんが。そこで様々な工事に関係する確かに一時繁忙を極めたこともあったわけですが、一方で、完全に破綻していたゴルフ場という意味ではナイス大原がそうなんですけれども、現に動いているゴルフ場にアクセスをして、それをやや無理やりソーラーに替えたケースもなくはないわけであります。

我々としては、地域の経済を見る時に、1回限りの工事よりは、やはり継続的な雇用がしっかりあった方がいいというふうに思います。それは先ほど岩江議員が、雇用の関係で御質問されたのではないかと思いますけども、そのときの発想で行けば全く逆になってくるわけであります。項目が変われば人格が変わるといように聞こえてならんわけであります。

私どもとしましては、そういう意味でソーラーを全面的に悪いと言ったことは一度もないんです。やれる分はやったらいい。地元の方が納得するなら、それはいいですよと。そういう評価条例も作って、その評価条例をくぐってきた方々に我々としてもしっかりやってもらうということについてはやぶさかではない。

一方で、その方々も認識をしてるんですけども、周辺、近隣周辺、直接触ってる周辺だけじゃなくて、今

の雨の問題等を含めて考えると、美作市全体に対して流下能力に対する負荷が生じることは分かっているということで、最近来られた方々については、当然パネル税ができればそれを支払ってもやっていくつもりでございますということになっているわけでありませう。

もちろん、こういうアイデアが全国に波及することを恐れるがために、事業者の方々の強い反対があるとか、その方々の一部が岩江さん等に御相談されているとは思いますが、一方で私どもとしましては、例えば先だっても東京大学の公共政策の方々来られましたけれども、丹念に話をし、なるほどなどと言って帰っていかれたり、あるいは、現に私どもの地域における太陽光発電パネルの実態を拝見されると、こらやっぱ何ぞことはせないかなという思いもして、帰っていくわけでありませう。

岩江議員もそうですけど、我々は市民の安心安全というのは一番だ。いつも言っておきながら、金を落としてくれたからええじゃないかというようなことにはならんというのが私の考えであります。

以上お答えいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

市民の安心安全はね、一番じゃ。あんたが言われんでも、私も一番じゃ思っとる。そのときにここで工事、自然保護協定書、業務協定書の中でこれこれ書いとんのいう、もう少し行政にきちっとさせたらいいんじゃないかということは言うた。そのことについては全然あんたら答えとらん。4番議員も再々やった。川が濁ったいうて。土がどえらい出て困っとる。魚もおらんようになってしもうたと言ひよる。そのことについてはあんた、やっとらんのんや。今頃になって、きれいごとを言うて、市民の安全安心が一番じゃけん、誰も市民に安全安心考えとらんもんが誰がおるん、この中に。おかしいこと言うちやいけんぞ。

私が言ひよるのは、業者も納得して出してくれるようなものをせんだら、美作市というところが、よそに先駆けて後出しじゃけんかと人が言われよる。上へ人を上げるだけあげて、上手言うて、来るだけ来とったら、今度は後からはしご段外すような話というのはね、美作市の聞こえがようない。市民として。東大、東大って言ひよるが、東大がどがいしたか知らんけども、何も東大も関係あれへん、そんなもん。あんた言うたがな、今。東大の人が来たというて言うたがな、あんた。東大がどがいしたいいうんや、ほいで。

そうじゃなしに、私が言ひよるのは、美作市がほんまにもろ手挙げて、そうじゃな、業者もよく頑張ってくれたな、こういうふうな形してくれるというふうな、業者も美作市も喜ぶようなことをするんだったらええけども、取れるからすりゃあええというふうな、そういうふうなおかしなことをしちやいけん。ほな、美作市があんたの話、勝手に聞いたら、今の太陽光の容量だけで美作市は、なんぼとは言わんけど、全部あるような感じや。よその隣の町はないかも分からん。西粟倉やこうは、あんたの生まれた場所じゃ。あっこはパネルしとらへん。そがいなもんで、うちだけよかったらええんじゃないんじゃ。やっぱ脱地球温暖化、この問題については世界的規模で考えていかないけん言うて、今回アメリカがこれでもパリ協定の手挙げるというふうな話しよんでしょ。おかしいこと言うちやいけんて。あんた。誰も一般市民知らんものはね、そりゃくれるんだったら、もらえ、もらえ言わあや。よその町村から、業者から、こういうのが口コミで広がるんじゃ。あっこはいかれんぞと、とんでもない市長がおるぞと。何を考えとるか分からんぞと。そうなたら、美作市民が、全部あれに言うて聞かすのはおらんのんか言われたら困るから、私がここで口を酸いにして言ひよるんや。少しはまともな行政をやってもらわんだら、なんぼ東大出とろうが、駄目なものは駄目なんじゃ。

まあ、そういうことで、5項目めには時間がないけん入れませんけども、取りあえずこの太陽光の問題、

早いこと継続審議、出すたびに継続審議や言うて、よくまた継続か言うて。もう反対か賛成かする時期が来とんじゃないかな。やることが、まともなことじゃない。

そやから、今2日にも裁判が始まったんじやろ。教育長の問題で。滋慶学園でも百条委員会が立ち上げとんでしょ。もう平田君が行くところ、行くところはおかしな問題ばかり出してくるし、市長は市長でおかしいことばかりするし、こんなことでは市民生活が先が思いやられる。

もうこれで終わりますけども、1項目は残して、今回の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番3番、議席番号15番、岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は7日午前10時からです。

午後4時25分 延会

令和2年12月7日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（令和2年第9回美作市議会12月定例会）

令和2年12月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	西山	正志	2番	青山	慶
3番	和田	広宣	4番	岩崎	清治
5番	岡野	鉄舟	6番	中山	忠明
7番	重平	直樹	8番	安藤	功
9番	金谷	のり子	10番	山本	雅彦
11番	萬代	師一	12番	山本	重行
13番	尾高	誉久	14番	鈴木	悦子
15番	岩江	正行	16番	日笠	一成
17番	倉地	重夫	18番	岡本	泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	萩原	誠司	副市長	荒木	利明
教育長	福田	昌弘	政策審議監	春名	利亮
総務部長	岡本	和之	危機管理監	千原	善弘
企画振興部長	春名	信明	市民部長	景山	二男
環境部長	森元	浩之	保健福祉部長	江見	勉
経済部長	遠藤	宏一	建設部長	小林	英樹
消防長	高山	宏明	会計管理者	山森	和幸
教育次長	平田	幸春			

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長	尾崎	功三
課長	玉櫛	哲也
主任	白井	隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

4日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

今日は、通告順番4番、議席番号6番、中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員、質問席で始めてください。

6番（中山 忠明君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

議長に発言の許可を頂きましたので、令和2年度12月定例会一般質問をさせていただきます。

令和2年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症で始まり、この1年がコロナ対策で終わろうとしております。本年も20日余りで新しい年を迎えますが、新型コロナウイルス感染症のこの病気が収束をするどころか、混乱をまだまだ起こしていきそうな気がいたしますが、我々は、それにいつまでも負けておるわけにはいきません。何とかしなければと今、国を挙げて、世界を挙げて頑張っているところでございますが、美作市もコロナ禍の中で、市民行政が一丸となり、コロナと戦っている、そういう今の状況でございます。

その中で、令和2年12月議会定例会を通し、少しでも市民の皆様方に希望と夢を持ってもらうべく議会でありたいと思っておりますが、残念ながら希望と夢には程遠い一般質問しかできないことを、この場をお借りしまして市民の皆様方に心からお詫び申し上げます。

12月4日の一般質問に続き、私、中山忠明が4番目に執行部へお尋ねいたします。

前置きが少々長くなりますが、12月4日の一般質問、15番議員の一般質問は大変素晴らしかったと私は思っております。なかなか格調の高い的を得た質問があり、一年生議員の私にとって大変勉強になりました。また、答弁される市長以下執行部の真剣、また丁寧な答弁には心から関心いたしました。しかし、真剣、丁寧な答弁でしたが、質問に対して的確、また正しかったと感じられる答弁は少なかったように思いました。市長も議員の品格がないとか、もっと勉強しろなどとくだらない言葉を発していましたが、それこそ市長としての品格は少しも感じられることはありませんでした。

そもそも、市長の言う品格と、社会一般に言われております品格とは、ずいぶんかけ離れているように思っています。

本年3月コロナ禍で、この美作地区の皆さんが大変な目に遭っておられました。その中で湯郷温泉が悲鳴を上げて、市長へ要望書を持ってこられ、湯郷旅館組合、観光協会の皆さんが、湯郷温泉の窮状を市長に

なんとかしてくださいよ、していただきたい、そういう思いで持ってこられました。その中で、こういうことをこの場でお借りして言うことじゃないんですけども、皆さんが一致団結する中で、市長の気に入らない議員がおられた、名前は言いませんけどね、わしの部屋じゃから出ていけというようなことがあったんです。市長室は、市長が使われとる部屋であって、決して萩原市長の部屋じゃありません。なぜ、あのときにもっと優しい心でみんなが集っておられるところで、わしの部屋じゃから出ていけというような言葉を言われるのか、こういうことで品格という言葉をいわれるんだったら、論外の話でございます。

その話は、それとしまして、今回は本当に残念な話ばかりしていくようになりますが、新大原保育園の話を少しさせていただきます。

子どもたちの命を預かる、そういう施設で、その新築施工工事において絶対あってはならないことが起きてしまいました。大変に残念です。しかし、間違いというものはどんなことでもあります。それを間違いが起きた時点でどう対処していくのか、どう処理していくのかということが私は一番大事ではないかと思っております。その事故を起こした、あろうことか隠ぺいをしようというふうには私は感じております。執行部の人は、いや隠ぺいじゃないんだと言うておられたようですが、これはなぜ隠ぺいと思うのかというのは、事故が起きてから3か月間も自治体のトップ、萩原市長が知らなかったということが、3か月ですよ。3日なら分かります。1週間でもまあ許容範囲内でしょう。3か月も知らなかった。誠にこれは話にならないです。15番議員が4日にいろいろと経過を工事のことなどを言われておりましたが、そういうことも含めて少し質問をさせていただきたいと思っております。

私の12月定例会の今回の一般質問は、大原保育園建設について、大原保育園建設に係る現場管理の不備についてと書いておりますが、ここの中にいろいろと質問したいことがありますので、順次質問、まず教育委員会の次長、平田氏が証言しておりますが、既に5月19日にはラップルコンクリートの検査立会いということをやっておられるにもかかわらず、次長の報告では7月の3日にこのラップルコンクリートのないことを業者から連絡を受け、分かったと。それについて、じゃあそっからどうされたんですか。ラップルコンクリートの検査の立会い準備のために、掘削にて現認を行ったところ、既設ラップルコンクリートがないことが判明、これが7月3日、こういうふうな流れになっております。ずっとここにありますが、なぜこういうことが起きたのかということをお回は質問をしていきますが、まず、1項目めの1番、現場代理人、主任技術者、管理技術者は何をしていたのか、宮崎設計事務所は管理業務を見ていたのではないのか、これがまず1点目。

2点目、7月3日、どなたから連絡を受けたのか。そして、その後の対応がまず2点目。

3点目、宮崎設計が1メートルと言っている、建設業法、やり方の根拠を示していただきたい。教育委員会では、平田次長は現場で2回、電話で3回と説明したが、上司に報告はしていたのか、これが3点目。

工事、いわゆる技術的なことはなかなか難しいんで、それぞれが技術もこれが正しい、いや、そっちの方法よりこれの方がいいというような論議になりますので、1点だけ。ラップルコンクリートを抜いて、穴の中にコンクリを入れる地盤改良する場合は、六価クロムの検査の必要がある。この検査を実施したのか、しないのか。

5点目、どの部分を何か所ボーリング調査を行ったのかの写真、その他が不足しております。その資料があるのか、ないのか。

形状改良杭、工事の写真の提出。

次、7番目、このミス報告をどのような手順で上に持っていったのか。そこをはっきりしていただきたいと思っております。

以上7点、お願いします。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

中山議員の1回目の質問に答弁させていただきます。

7点の御質問だったと思います。

まず、1点目の現場代理人、設計事務所が何をしていたかということについてでございますが、まず、先ほどの質問の冒頭で、5月18日に立会しているという話でございましたが、5月19日は、現場におきまして、今後どのように対処するかという打合せをしたものでございます。そのときには、現場において1本ずつ確認することは非常に難しいので、ラップルコンクリート撤去後において全体の検査をしたいと、そういう方向性で調整をしております。それに基づきまして、現場の方では作業が進んでおります。1点目の現場代理人、設計事務所は何をしていたかということにつきましては、先ほどの話のように、現場が進むことを確認するようにしておりました。現場で現地確認をしたのは、設計事務所におきましては、現場で確認したのが2回、電話の方で3回確認したのというのはお聞きしております。それから、現場代理人につきましては、日々現地の方は確認しておりますが、ラップルコンクリートを撤去したかどうかという確認は口頭でのやり取りでしており、現場の方においてはラップルコンクリートはうまくいっているという報告を受けていたということでございます。

それから、2点目の7月3日誰から連絡を受けたか、対応したかという御質問だったと思います。7月3日につきましては、まづラップルコンクリートが残っているかどうか、その確認をするために試掘しております。そのときにまづラップルコンクリートが撤去されているということが試し掘りで確認されまして、その報告を受け、現場代理人の方から設計管理業者の方に報告がありまして、設計管理業者の方から教育委員会の方に連絡を受けております。それを受けまして、教育委員会としても全てがどうなっているか、事実確認をしてくださいということで指示を行っております。

それから、3点目の埋め戻しの1メートルのお話だったと思います。それにつきましては、4日の岩江議員のときにも答弁させていただきましたが、工事請負業者の方から工法変更の協議がなされまして、そのときに添付されました敷固め機械と地中応力の関係につきましては、そういった資料を基に、工法変更の協議がなされております。それを設計管理業者が確認いたしまして、その数値等がどうであったかということ報告を受けまして、設計管理業者といたしまして計算した結果、1メートル程度の埋め戻しであっても大丈夫であるという判断の下で、この工法を採用することを決定いたしました。

それから、4点目のラップルコンクリート撤去後の柱状改良杭を打つ場合の六価クロムの検査をしているかということの御質問だったと思います。六価クロムの検査の方も行っております。

それから、柱状改良杭を打つためのボーリング調査をどうしたかという御質問だったと思います。これにつきましては、試し掘りで3か所やっております。その資料についてはございます。

それから、柱状改良杭の資料につきましても、今手元にはございませんが、別途ございます。

最後7点目のミス報告につきましては、当時私も教育次長として対応しておりました。まず、現場を是正することを最優先に考えておりまして、報告につきましては、きちっと対応できた後、報告しようと思っていたところでございます。市長に対しての報告も、9月26日くらいだったと思いますが、その日に報告をしております。その時点では、もう現場も是正できておりますし、設計管理業者、工事請負業者の方からも顛末書の報告を受けるということで、大体調整が整ってまいりましたので報告させていただいたところでござ

ざいます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、落ちてますかね。落ちてるような気もするんですが。教育次長、2番のその後の対応はというところのことがなかったような気がしたんですけど。

6番（中山 忠明君）

議長、教育長にちょっと言うてもらいたいんじゃない。せつかく、これがわしがここへ書いとるように、市長か教育長にいうて書いとるんじゃないけど。

議長（岡本 泰介君）

中山議員、どの部分を教育長に言っていたきたいんですか。

6番（中山 忠明君）

市長はええから。

議長（岡本 泰介君）

市長じゃなしに教育長。

6番（中山 忠明君）

教育長には誰から連絡があって、どこの時点で知ってとかいうような説明が。次長の説明はずっと聞いてるがな。4日の日も。教育長もせつかく挨拶して教育長として座っとられるんだから、教育長、いつこのことを知って、いつ対応してどうなったんか、それを上に上げていかないけんのじゃろうから、そこら辺の流れをちょっと言うて。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

中山議員の2番目と7番目の質問に関連しまして、ラップルがないという発覚した辺りから、私のところへ報告が上がってくるまでの経緯でございますけれども、まず途中の7月、8月、9月初めくらいまでの間は是正のためのやり取りを、その辺りの詳しい様子は私のところにはまだ上がってきておりません。9月の大体20日過ぎてからくらい辺りで、手直しの是正の見通しが立ち、業者の方が最終的に責任を負うのかという辺りで、顛末書等の取っかかりが上がってきた辺りで、私のところに報告が来ております。

1次の下請け業者が1番のミスの原因であるなということは、その時点ではっきり分かりましたので、その辺りから、取りあえず契約のこともあるからということで、次長と一緒に、市長にその後に報告に行ったという、そういう流れでございます。

最終的には是正されて、途中の経過は抜きにして、工事も止まらずに、安全を確保しながら進捗しているということで、そのところは解決はしているであろうと私も判断しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

9月20日前後、そこら辺りで報告があったからということなんです、そういうことでいいんでしょうか。実際の話が。組織としてなっていないような気がするんですよね。誰が見ても都合が悪いからほっとこう、都合が悪いから隠しておこう、子どもの安全を最優先する、そういう建物を造るのにそれでいいんです

ようか。そういう人がその立場におられるというのは、これはもう危機管理も何もできていないようなことだと思うんです。まして、一番大事な市長の耳に届かんという、わざとに伝わらなかったんか、いやいや、いろいろ思うことがあって伝えなかったんか、伺い知ることはできませんが、しかしそういうことを3か月間も放置しておく、そういうことが行政にあってはならないことなんだと、私はそう思います。

技術的なことは、Aの工法がいい。いや、そうじゃなしにBの工法がいいとかいうようなこともある。そういうことを言ってるんじゃないですよ。何かが起きた時に、すぐ連絡を密にして、我々の議会にも知らせていただいて、みんなで解決していかねばいけない問題じゃないんかと、私はそう思います。

そのために、我々議員というものは、この議場で議論を戦わせて、議論をしながら希望のある、夢のある美作市を作っていくという使命感を背中にしょっておられるんじゃないかと思えます。

なんか、言葉だけで継ぎはぎだらけのぼろぼろの言葉をいくら継ぎ合わせてみても、これが元に戻るものではありませんが、できれば上の建物を取っ払わんでも、下から斜めからでも検査ができるんですから、そういうことも含めてしていただきたいと思えます。

最後にいつまでも言ってみても仕方がないんで、市長にお尋ねをします。この原因については市長はどう思われておられるのでしょうか。そのことを一遍市長なりの見解をお聞きしたいと思えます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いくつかお答えしますが、請負工事であります。請負工事の性質というのは、当然であります受注者である請負業者が発注者が発注したものをまさに請け負けるまで自分の責任でやり尽くすということになっておりますので、その契約の性質上、契約書に書いてあるとおりでありますけれども、全ての請負業務執行中における問題、これは設計図書その他の指示に沿っていなければ、その責任は請負業者に帰属します。

原因については様々に考えられます。請負企業体、これは1社である。下請けがある。2次下請けがある。いろいろありますけれども、その企業体の中での意思の疎通の不足、あるいは管理の不適切等々あるわけであります。ただ、我々としましては、原因追及ということもさることながら、安全で安心な保育園を子どもたちに提供するという責務を負っております。したがって、教育委員会のやり方についていろいろ御議論がありますし、私も同感するところもあるんですが、私が知ったのが26じゃなくて、確か9月の30日だったと思う。そのときに一瞬烈火のごとく頭の中に火が燃えたんですが、話を聞いていると、いわゆる技術上の問題、つまり安全確保については手が打ってあった。次に金銭上の問題については最終的にどの下請けが払うかどうかは別として、企業体として全責任を負うと。3番目に、工期が規定をしておりました、来年の4月には開園をするということでありまして、それについても当然でありますけれども守れるようになってきていると。万が一の場合には、遅延損害金をお支払いいたしますと。こういうことでもう問題の処理が済んでいる形で上がってきたので、その点については鈴木議員の緊急質問のときにお答えしましたが、ちょっと頭にはきたんですが、なるほど、こういうふうには処理は済んでから報告するという流儀もあるな、流儀の問題であるということで私は納得をした次第であります。

議員もおっしゃったように、やり方の中でもっと早い時期に報告が上がってきて、一緒に汗をかいてという主張があることは当然でありますし、深く参考にする必要があると私も思っておりますが、しかし一方で、個々の問題の発生等で考えてみますと、例えば火事が起こった時に、その原因をというより、まず消防活動に専念をして、結果消えてから報告があっても、それについて私どもがとやかく言えるものでもない。事例に応じて現場がしっかりしてれば、現場の力によって、その問題を処理した上で報告するというもの

のも、これも1つの行政手法だと考えております。

以上であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

全然技術的なことを言ってるわけではないんですよ、市長。この何かがあった時のことをどういうふうにご考えておられるんですか、どういうふうにして解決していくんですかというだけのことで、損害賠償がどうのこうのとかいうようなことは、これは業者として当然のことなんじゃ。市の方に請負業者というのは何かがあれば、請けおって負けると請負業者という名前がついてるように、最後まで責任を持つてするというのは当然のことで、なんか損害ができたなら弁償したらええんだと、払うたるがなという考えでおられるんかどうかわらんのんですが、やっぱりちょっとそれは違うように思います。

これは大変なことなんです。それをなぜ教育委員会だけで止めて、3か月間も話もせずほったらかしにしたんか。ほったらかしにしたと言われても、仕方がないんですよ。

それから、最後にお尋ねします。去る11月の臨時議会のことですか、10月ですかね。市長は9月の26日まで知らなんだと言われたはずなんです。ところが業者の顛末書が出た時点が9月30日。その時点に合わせて9月の30日にいう訂正したのを覚えておられますか。なぜ訂正をしなければならないんですか。それに合わせる必要があったんか、ないんか。9月26日に知ったんなら知ったでええじゃないですか。それを業者の顛末書が出たのが9月の30日に合わせて。なあ、政策審議監。あんたが言うたんじゃろ。全協のときに。だから、不信感が出てくるんですよ。26日なら26日でええじゃないですか。なぜそれを臨時議会といえども、議会じゃから、そこで言うたことをなぜ訂正する。訂正するなら議会でしなさいよ。その9月の30日に訂正した理由、ちょっとそれだけ説明してください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

報告があったのは30日です。それは間違いないことであります。その他のことについては、いろんな雑音、騒音の類はあったにしろ、私のところにきちっと報告があったのは30日ということであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

総括ね。残念な総括になりますけど。

報告と、知ったのとは違うんですか。知ったのは26日であって、報告がというて、ほんならそれを知った時に誰が報告したんだ、どっから知ったんならというような話になりますよ。

こんなおかしい話ばかりで、大事な時間を浪費するわけにはいきませんので、総括を言うことですから、平田次長、もうちょっとしゃんとしてくださいよ。昔の時代劇の映画の中で水戸黄門、いろいろと暴れん坊將軍などというのがありますけど、領主が殿様が、何か不都合があった時に、自責だろうが、忠心に、忠心言うても、忠義の忠ですよ。そういう人が自分でかばって、殿のために詰め腹を切る、またうまいこと領民をだます。そしたら大概、ドラマですから時間が来た頃、領主がそちは愛い奴じゃのと、そしたらそこでもったいなきお言葉と、こういうストーリーがある、こういうことがあったら駄目なんですよ。だから、

もう我々は大原子ども保育園がきちっとできることを、完成することを心から願うだけのことなのでございますが、また問題が起きた時には速やかに議会の方にも連絡をしていただき、みんなで解決していくという心構えを持っていただきたいと思います。

それでは、この項目は終わります。次に行きます。

議長（岡本 泰介君）

中山議員、10分休憩します。

ただいまより10分間休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

平田教育次長より、先ほどの中で訂正があるとのことですので、発言を許可いたします。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

先ほどの私の答弁で、まず日にちにつきまして、9月26日という発言をいたしましたけど、9月30日の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

それともう1点、5月15日の打合せの報告をした際に、私誤ってラップルを撤去した打合せという言い方をしたと思います。それは、ラップルコンクリートを残すことでの打合せをしたということで、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

訂正は以上です。

〔6番中山忠明議員「議長、先にその訂正言うてくれにゃ、全然ストーリーが違ってくるわな。話の仕方が」と呼ぶ〕

それは分かります。

2項目めに入ってください。

中山議員。

6番（中山 忠明君）

後出しじゃんけん多いですからな。後出しのじゃんけんに勝てる人はこの議場には一切おらんと思いません。

2項目めに入らせていただきます。

美作市新火葬場建設について。

質問の1は、新火葬場建設の進捗状況について、ということなんですけど、いつももう既にかなり色々な話が出ておりますけど、いつも振出しに戻って今アンケートを取ってるとこじゃとか。アンケートを取っておりますという言葉だけで、ひとつも進んでおりません。本当に大事なことなんですよね。人として最後の最後、ここどうしても通っていかないけんとかじゃないですか。その中で、我々もいずれここにおられる人も全部行くところなんですけど、しかし老朽化していつ止まるか分からないような、現にそういうことがありました。しかし、遺族としては途中でそういうようなことになったら、どこに言うていけばいいんですか。本当に大変なことだと思います。新しいの作ったからいうて、事故がないとは言えんのですよ。しかし、やはり今新しい設備の中で、最後をこの世とあの世の第一の門というんですか、そういうところを通過するのに、

気持ちのいい、素晴らしいとこで使っていきたいと、誰しもが思うことだと思います。

それで、また同じことしか言われんと思うんですが、この議会を見ておられる方もおります。今朝も火葬場のこと、頼みますよ。何とかして頂きたいなと。市長も前に幕谷というところは特別な思いをこの地域の方は持っておられるというようなことを発言されたのはついこの間のような気がします、何とかこれをしていただいて、少しでも市民の方に喜んでもらえるようなことをしていただければいいんじゃないかと。そうすればおのずと品格も備わってこられるんじゃないかなという思いがしております。

まず、この問題、担当部署と最後市長にもうまとめて答えていただきたいと思ってるわけです。お願いします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

火葬場建設の進捗状況ということで、中山議員には令和2年の3月議会であったり、9月議会であったりということで、火葬場について御質問を頂いております。

その中で答弁もさせていただいておりますが、美作市の火葬場建設庁舎内検討委員会を10月までに2回開催させていただきました。そのとき、7月と10月の2回でございますが、基本構想も最終段階になっております。

基本構想の基本的な考え方につきましては、地元の住民の方に理解を得ることが一番の課題となってくると思います。この基本構想につきましては、美作市の将来人口予測の推計であったり、また将来死亡予測推計を行いまして、最終的には必要な炉数がどのくらいになるだろうかということで、いろいろと検討しております。

この基本構想は今年度中に策定を終了するというので、議会でもお話をさせていただいておりますので、その次に建設計画、これは仮称でございますが策定していくようになってまいります。

その際には住民の皆様や議会の皆様の御意見を参考にして、計画を策定してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

組織としては、今の答弁で終わりなんですけど、私の立場でいくつか申し上げておきたいと思いますが、もともと、この火葬場の問題というのは、今から8年、9年くらい前から議論がありまして、それで私が市長に就任させていただく前に既に基本計画というのがあったわけでありまして。その計画の骨子というのは、人数も減るんじゃないかというようなことの中で、統合しようということで、確か基本線は旧作東町のお作りになったレインボーにもう1炉作ろうじゃないかという案であったと理解をしておりますが、それがなかなか前行きしなかったわけですね。もちろん死亡推計などを見ながら、こんだけあれば良からうみたいな、そういう議論をすることも当然経済性という意味では必要なものではありますけれども。

一方で、このような施設につきましては、住民の皆さんの思いというものと、どうマッチするかということが極めて大切な特殊な分野であります。

そこで、確か前回の市長選挙のときの公約に、私としてはその統合案、レインボー増設案というのは、1回白紙に戻して、別の検討をさせていただきたいと、こういうふうに申し上げたわけでありまして。それなりに私としても市民の方々の意見を聞いておるわけでありましてけれども、どっか持っていったいいよという声

はいろいろあります。けれども、それには必ず各論としての反対論がついてくるという状況もこれあり、どうしようかなということでも検討委員会を立ち上げていただいているということなんですが、委員会が立ち上がってるんで、あんまり口を挟むのは遠慮はしてるんですけども、個人的な思いで言うとやはり幕谷に対する美作地域の方々の深い思いがあることは間違いないなと思っております。前に岡山で同じような案件があって、東山にいわゆる、斎場、焼き場があるんですけど、それを山上と言って、旧足守町の大規模な最終処分場の近くに広大な土地があるんで、そこへ持っていけばいいかなという議論があったんですが、大きな声にはならないんですけど、ぼそぼそという声で、絶対にあんなところに行きたくないなという合併前の岡山市の市民の方々、特にお年寄りからの細かいけども、絶えることのない声がありまして、結局岡山の場合も東山の斎場の改修という方向で、最終決着をしているはずであります。

いわゆる聖地なのかどうか知りません。霊地という言葉があるかどうか知りません。先祖代々、あるいは友達、おやじ、兄貴と同じところだという気持ちがあることは間違いないというふうに思っております、私個人的な意見をもしここで言えという、言えと言うんだから言うんですけど、私は幕谷を立派なものにしていきたいなと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

総括。

市長にそういう考えを、この場で今お示しいただいたということは、少なからずとも旧美作、もちろん英田、それから勝田という地域の人も少しばかり、じゃなしにある程度期待感を持ってできるんじゃないかと思えます。ぜひ実現に向けてよろしく願いいたしまして、次の3番目の項目に行きたいと。

議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

6番（中山 忠明君）

美作市共同バスの運行について。

質問の中の1番、美作市共同バスの今後の運行についてということなんですが、だんだんと過疎化がひどくなって、御高齢の方が次々に運転ができなくなる、免許返納する、そういう中で暮らしに直結する交通網、既にかんりの交通も、どんどん変わって便利にはなってきたとは思いますが、いかんせん、この美作市は結構広うございまして、なかなか十分すぎるほどのことはできないと思えます。が、その中でやっぱりいろいろこうしてもらいたい、ああしてもらいたい、こうしたら便利じゃないかとかいうような計画も思いもたくさんあると思えますので、今後の運行についてどういうふうなお考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、美作共同バスの運行についてということで、答弁させていただきたいと思います。

美作市といたしましては、民間事業であります株式会社美作共同バスが運行されているバス路線につきましては、智頭急行の大原駅とJR姫新線の勝間田駅間を往復するバスで、美作市北部と南部をつなぐ重要な公共交通機関であると認識しております。

このバス路線につきましては、市の北部から市内外の病院、高等学校へ通院、通学するための重要な系統

で機能しております。特に、岡山県立の林野高等学校に通学する生徒の多くが利用していることから、市内唯一の高校である林野高等学校の存続という観点からも、運行を継続していただく必要があると考えております。

市といたしましては、公共交通施策として、株式会社美作共同バスに対して、美作市バス運行維持費補助金を交付することで、市民の生活に必要なバス路線の維持確保を図っているところでございます。

なお、補助金の交付に当たりましては、株式会社美作共同バスに対するヒアリングを実施し、経営状況の確認、経営改善のお願い、利用が少ない路線の減便を含む路線の見直しについて、踏み込んだ協議をしているところでございます。この民間バス路線が今後も存続できますよう、市といたしましても許される範囲において支援をしてみたいと思っております。

市民の皆様につきましても、これらの生活に必要な路線につきましても、鉄道を含めましてその必要性和重要性を改めて認識していただき、自ら地域の公共交通を守り育てる意識、自分たちの路線は自分たちで守るという意識を持っていただきまして、乗って守るという形での御協力をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

今、市民部の景山部長から乗って育てる、そのことについて乗っていただくじゃなし、使っていただくというふうな考えも大事じゃないかと思えます。乗せていただくとか、そういうのじゃなしに、みんなで市民で育てるとかじゃなしに、その事業主体がやはり感謝も含めて、やっぱり表に出していく必要があると思えます。岡山に、ここの宇野バスという路線が通っておりますが、その経営者の理念として、乗っていただいてありがとうございます、降りていかれる時には、乗っていただいて本当にありがとうございますという挨拶を必ず運転手さんがするらしいです。私も電話でしか問い合わせしておりませんが、確かにテレビでもそういう場面を見ておりますし、そういう考えを出して、乗せちゃつとんどとかいうんじゃなしに、乗っていただいておる、乗っていただく、そういう気持ちで、な、遠藤部長。やっぱりそういうことを基本にやっただけであれば、もっともっと、利用者もまた増えていくし。今日も市営バスに乗ってよかったな、またあの運転手さんと会えないかな、やっぱりそういうことの積み重ねで、おい、はよ乗れよ、というようなこと、時々聞くんです、その場に遭ったことはないんですよ。そういうことがあるのかな、そういう乱暴な言葉で乗っていただいている人に接する人がおるのかなという、甚だ疑問には思つとんどですけども、しかし多分誇張した言葉じゃなしに、そういうことがあったんでしょう。そういう意味で市が乗っていただく、いろんなとこの、どうしたら便利になるんかというようなことを研究しながら、我々もまたサポートしていきたいと思えますので。

市長、この令和2年の最後に、市長のお考えを聞きたいんで、共同バスについてどうのお考えを持っておられるのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

共同バスは、御案内かと思えますけれども、既存の路線がいわゆる純粋民営の企業で持たなくなった際に、市内のいくつかの有力な中小の企業の方々が力を合わせて運行の継続をし、それに市が協力をしようという形でスタートをいたしております。

我々が見る限り、いろんな問題がある中でよう頑張っていたいただいていると。

例えば、コロナのときにも社内の消毒清掃なども、ずいぶん負荷がかかりましたし、乗車人員も減る中で、一生懸命に耐えていただいているということでもあります。

私を見る限り、乗っていただいてありがとうという気持ちは十分に当然ですがあろうかと思えますけれども、たまに運転をしておられる方の機嫌が悪かったりしたことがあるのかどうか、そういうところについては当該会社の方々に議会でそういう質問もあったのであるから、念のために接客マナー及び感謝の気持ちのある運転態度ということに根本である、基本であるけれどもまた立ち返っていただけるようにということをお話をするというか、こうやって答弁すれば当然伝わるわけでありますけれども、そのように考えております。

一方で、中長期的な観点から言いますと、この路線バス事業というものが、一体今後どうなるんだろうということについては、はっきり言って誰も分からないということでもあります。

鉄道においてさえそうであります。今、四国や北海道のJRがずたずたというくらいにひどい状況になっておりまして、国が資金を投入する、つまり私ども税金からの支援もこっそり、ひっそりではありますけどやってるんですけども、それでも持たない状況になる中で、一体どうなるんだというような不安の声もあり、それが当然ですけどコロナでもってより強くなっていて、これは英語で言うところのゲームチェンジが起きるんじゃないかということも言われているわけでもあります。

一方で、自動運転を中心として、陸上輸送における無人化みたいな問題が次々に現実の問題として散見されつつありまして、これにインフラにおける整備が並走してくると、全く新しい形の公共交通網というのできる可能性もありまして、その辺り、国交省の社会実験が新見の方でも行われているというようなことであります。我々としては、あんまり先走ってそういうことにチャレンジするつもりはないんですけども、一定程度の社会基盤が整いかけてきたときには、さっとそういう新たなやり方というものも勉強させていただきたいということで、基礎的な研究、あるいは情報収集をしていかなきゃいけないんだろうなと思ってるというのが今の頭の中の状況であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

共同バスのバスというのは、乗降口が高いような感じがするんですけど、最近ではローステップなどというような、お年寄りの方が乗り降りしやすい、そういうものも含めて、やっぱりこれもお金のかかることなんで、大変なんでしょうけど、しかし少しでも乗られる、利用される方のそういうことを考えていただき、また市の方も共同バスの方に、こういう考えもありますよ、こういうふうなこともいいんじゃないですかというようにことを提案していただきながら、維持していくのに、特にお体の悪い、足元のおぼつかない人が乗りやすいような、利用しやすいような共同バスであっていただきたいと、かように思います。

今日なんか大原子ども保育園の建設に関わることでいろいろと言いましたが、こういうことをここで議論しなければならないようなことでは駄目なんですよ。ね、市長。そうでしょ。だから、今後も美作市執行部、議員の人が一定となって、よりよい希望と夢のある住みやすいまちづくりをしていきたいと思えます。

令和2年12月議会の一般質問をここで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番4番、議席番号6番、中山忠明議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番5番、議席番号5番、岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

岡野議員、始めてください。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可を頂きましたので、私、岡野の12月定例会の一般質問をさせていただきます。

私は、本定例会におきましては、新型コロナ禍でございますので、それをメインにした消防行政。そして教育行政。コロナ感染対策としてのものについて。それから、令和2年3月の人口ビジョン。そして同じ同時期に改定をされている総合戦略について。最後は新大原保育園建設にかかる地盤改良の工法について質問をいたします。

今、新聞等では、特に東京、大阪、関東方面で医療従事者の大変なこと、そして医療崩壊とか、そういったことが日夜、新聞、テレビで報道されておりますが、私は第1点目に、新型コロナ禍における消防署員の安全確保対策等についてということで質問をいたします。

2つございますが、1つは、コロナ感染者の搬送を想定して、どのような安全確保対策を考えておられるのか。2つ目は、感染危険手当を創設すべきではないかということですが、お答えいただきたいと思えます。

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

岡野議員御質問の新型コロナウイルスにおける消防職員の安全確保対策等について。

質問1、コロナ感染者の搬送を想定して、どのような安全策を考えているのかにつきまして答弁いたします。

傷病者の搬送につきましては、新型コロナウイルス感染症に関わらず、消防庁が発出しております救急隊員の感染防止マニュアルに基づきまして、救急業務において、取り扱う全ての傷病者は、何らかの感染症に罹患していると想定した上で、汗を除くすべての血液、体液、分泌物、排せつ物、損傷のある皮膚、粘膜といった感染源になり得るものに接する際、標準予防策を取って活動を行っております。

特に、キーワード方式、119番等が入った時に、「発熱」、「咳」、「感染流行地への移動がある」、「コロナウイルス感染症を疑う場合」は、一般社団法人日本環境感染学会が発出しております、新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインに基づき、隊員の感染防護対策を行っております。

具体的には、先ほど申しました標準予防策、手袋、マスク、ガウンに加えまして、高機能マスク、N95と言われるものでございますが、の着用。さらに咳等気道症状がある場合にはゴーグルを着装して対応しております。

救急車につきましては、通常業務終了後は諸所内でアルコールであったり、次亜塩素酸水による消毒を実施しており、特に発熱患者、咳症状のあったものを搬送した場合におきまして、オゾンガス発生装置によるオゾンを発生させ、消毒を合わせて行っているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症患者の移送業務につきましては、実質は県の業務となっておりますが、県から移送依頼を受けた場合には、2名で出勤し、県、保健所の管理下で移送を行い、収容先で県による感染防護服などの回収、救急車内の消毒を行った後帰署し、再度オゾンガス等で消毒を追加しております。

続きまして、質問2の感染危険手当を創設すべきではないかにつきましてですが、新型コロナウイルス感染症患者を搬送した場合には、美作市職員特殊勤務手当支給規則、新型コロナウイルス感染症に対するための手当の特例に基づいた特殊勤務手当を支給しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

先般、消防署のOBの職員の方と話をたまたます機会がございました。今、消防長が申されましたように、防護服とかゴーグルの話をされたんですが、その方がおっしゃられますのは、ゴーグルという防護服をすると、大変暑いと、冬場においても暑いと、そういうお話を聞くにつけて、大変だなと。これほど御苦労されているということを私は初めて知った次第でございます。

そこで、質問でございますが、私も行政経験がございますので、万が一のことを考えて、そういう感染が出た場合に職場環境として、消防長は今、消防署の事務のトップでございますから、どのようなことが必要だとお考えでございましょうかということでございます。

それから、今おっしゃられましたように、規則改正をなされていると。条例でないんで、規則は行政でできますので、よかったなという思いがしておりますが、はっきり特殊勤務なんかという規則を見てないんですが、私の記憶では、医療従事者につきましてはそれぞれの職制に応じた手当があるんであろうと思いますが、今おっしゃられました規則改正というのは、いつなされたんでしょうかという、改正の時期ですね、それを最初事務的に聞きいたします。

まずは2点お聞きします。

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

岡野議員から2回目の質問ということで2点質問の方を頂きました。

防護服着て確かに暑いというのは、私も経験しておりますので、その通りでございます。

感染に関わることで、職場環境ということですが、職場環境におきましても、やはり密を避けるとか、日頃からの健康状態を保つ、そういうことを中心として職員には指導の方を行っております。

それと、対策といたしましては、机が対面になっておりますので、そこへビニールを張って、保護シートをして、感染のリスクを抑えるような格好も取っておりますし、仮眠につきましても、ベッドには若干の高さのパーテーションというか、立ちがあるので、後は間隔を開けるということで消防署においては環境整備ができていくということになりますし、出張所については、平場ですが、カーテンによる仕切りを設けて、直接飛沫が飛ばない、横にいかないという対策を取っております。

それから、規則改正がいつ頃かということですが、本年、令和2年8月21日の交付によって改正をされております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問をさせていただきます。

最初の規則改正じゃなくて、職場環境としてというのは、私がもう少し質問を詳しくすればよかったかなという反省がありますが、お答えいただきたかったのは、職場を想定したときに、あつてはならんことですが、もしそういう事態が起こった時に、職場が守ってくれているというそういう環境づくりが私は必要ではないかなという、いわゆるソフト面での答弁を消防長から頂きたかったんですが、私は手元に筑波大学の

アンケート調査のペーパーがあるんですが、そこにも、そういったことを書いてあります。

3回目の質問を2ついたします。

これも似たような質問を最初にいたしますが、もし感染者が出た場合の職場復帰に際しての注意点として、あなたは職場のトップとしてどういうことが必要であると考えていらっしゃいますかというのが1点目でございます。

それから、感染危険手当は、私は金額が分かりませんが、規則改正で一覧表としてあるんでしょう。私がお聞きしたいのは、医療従事者につきましては、同じように規則であると思うんですが、一時手当を支給したと思います。昨今は消防の搬送業務においても、京阪神ではそういったことがございますので、一時手当を支給されるお考えというか、その辺がどうなんだろうということが2つ目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

岡野議員、3回目の御質問でございます。

2点あったと思います。職場で起きてはいけないんですが、感染者が出たというときの注意点をお答えします。職場で出た場合、当然本人は休ませるようになると思いますが、まずは濃厚接触者の調査、それに関わり検査を行い、濃厚接触者においては、症状がなくても一応2週間程度は休ませるという方向には行くと思います。なおかつ、検査を行って、感染が確認されないということであれば、職場復帰ということになると思います。いずれにしろ、発熱、云々かんぬんがあれば、直ちに検査を行って、感染があるかどうかを調べるのが重要になってくると思います。

手当につきましては、今のところ一時金については、用意する考えは持っておりません。特に、保健所についてもこういう考えもありませんし、今のところ一時手当の考えは持ってないところでございます。特殊勤務手当の支給につきましては、直接患者さんを搬送した場合は1日4,000円、それからそのバックアップの業務に当たった人間については、3,000円ということになっております。よろしくお願ひします。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

総括をいたします。

受け売りになりますが、ちょうど感染者が職場で出た場合、何もこの消防署に限ることはないんですが、皆さん聞いていただきたいんですが、日本産業カウンセラー協会の方の1つの新聞記事がございますので、それを読ませていただきます。

入院中や自宅隔離中は、連絡手段を聞いた上で、回復と復帰を待っていると伝える。それから復帰後は、いたわりの言葉をかけ、相手の気持ちを受け止める、私とは主語を明確にして、うれしさを伝える。そして3つ目は、なぜ感染したのかということ、原因や責任を追及しない。嫌味や柔らかいからかいの言葉は言わない。陰性証明は求めない。周囲に伝えたいこと、分かってほしいことがあれば、本人から教えてもらう。上司は、感染者に責任があるかのような発言をしない。誰でも感染する可能性があり、感染した人に謝罪の必要はないことを周囲に伝える。

こういった新聞記事がございますので、参考までに総括として発表させていただきます。以上、この質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

5番（岡野 鉄舟君）

同じく新型コロナ禍における質問でございますが、教育行政についてでございます。項目が多くございますが、順次読ませていただきます。

令和元年度間における、美作市の「児童生徒の問題行動等に関する調査結果」はどうかということでございますが、2つございまして、小学校におけるいじめ、長期欠席、不登校、暴力行為の数値、件数等についてでございます。2つ目は、中学校における、いじめ、長期欠席、不登校、暴力行為の数値、件数等でございます。

2つ目の大きい質問が、この「児童生徒の問題行動等に関する調査結果」について、平成29年度、平成30年度、令和元年度の推移（数値等）の結果をどう分析しているかということでございます。

3つ目は、令和元年度結果について、次のことを質問いたします。取組状況、それから2つ目は成果と課題、対応など。

4つ目の問題は、令和元年度における、小中学校の1週間当たりの60時間を超える勤務をしている職員の方の割合はどうかということでございます。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

岡野議員の質問にお答えします。

まず、令和元年度における美作市内小中学校の児童生徒の問題行動等の状況ですが、児童、生徒1,000人当たりの出現率でお答えしていきたいと思っております。

小学校では、暴力行為が8.8人、いじめが35.1人、長期欠席が30.7人、不登校は7人となっております。

また、中学校では暴力行為が17.9人、いじめが26.1人、長期欠席が63.5人、不登校が34.2人となっております。

3年間の推移の分析についてでございますが、暴力行為の件数は、中学校においては、今年度は平成29年度と比較して大きく減少はしておりますけれども、前年度をやや上回るような結果になっております。小学校ではほぼ横ばいというような状態が続いております。

いじめについては、冷やかしかからかい、悪口を言われるなど、細かい事案についても認知をしていくという国の方針に従い、積極的な認知を進めております。その辺りの捉え方の違いが生じておりますので、中学校の件数が特に増加しているような状況でございます。

残りの項目につきましては、多少の増減はあるんですけれども、固定的な人数が毎回上がっているような状況になっております。なかなか解消に至らないという辺りが1つの取組がより継続して必要な部分だろうと思っております。

3点目の令和元年度取組、成果、課題等につきましてですけれども、暴力行為やいじめへの対策としましては、児童生徒への定期的なアンケートの実施、それから相談活動を充実させることで教員がきめ細かく対応し、状況を聞き取り、その都度早期解決に努めています。状況把握をできるだけ早くということに焦点を絞っている取組です。それから、意識の方の教育でございますけれども、特に人権教育の推進ということに力を入れております。人権啓発コンクールや、いじめ防止キャンペーンにおいて、児童生徒に作文、標

語、ポスター作り等に取り組み、児童生徒の人権意識を自ら高めていくような取組をしております。そして作品を掲示して啓発にも取り組んでいるところでございます。まず、何よりも相手の立場を尊重する人権教育をより充実させることが課題であろうと思います。

また、長期欠席の対応としましては、今年度長期欠席の児童生徒の多い小中学校に別室での指導ができるような専任の教員を加配し、長期欠席、不登校の児童生徒に対し、学校復帰に向けた学習支援や生活支援を行っております。この取組は2校に配置しておりますので、現場でそれぞれ成果が少しずつ上がってきているような状況をつかんでおります。全体としましては、長期欠席は依然として多く、理由もそれぞれになってくるわけでございますけれども、継続しながら、なかなか解消ということがしにくい面を持っております。小学校で出現すれば、必ず中学校段階でもそれが継続していく。その辺りの情報の提供等も含めて、長期にわたり丁寧な取組を進めているところでございます。

4番目の令和元年度におきます、小中学校教員の1週間当たり60時間を超える勤務をしている職員の割合は、小学校では3.8%、中学校では17.7%となっております。平成30年度と比較し、小学校では0.7%減少、中学校では5.5%減少となっております。また、令和2年度上半期では、小学校で2.3%と令和元年度と比較し、1.5%減、中学校では、10.0%で、7.7%の減となっております。これは、コロナによる出張等が非常に回数が少なくなっております。例年に比べまして、学校行事の取組が自粛するような形で、代替行事等も実施はしておるんですが、例年に比べ非常に少なくなっております。それから、大きな大会等がどんどん中止になっておりますので、この辺りに出かける回数もぐっと減っております。それから、それに応じまして、部活動時間も自粛しながら取組が少し少ない状況になっておりますので、全体的に前年度よりも低いという辺りの原因がそこら辺りにあるだろうと思っております。

文部科学省の令和元年度教育委員会における、学校の働き方改革のための取組状況調査より、昨年度4月、6月の1か月の時間外勤務が80時間を超える割合は、小学校が12.1%、中学校が27.7%となっております。美作市において、昨年度1か月の時間外勤務80時間を超える割合は小学校が5.6%、中学校が21.6%となっており、国の数値よりは低いものの、長時間勤務解消は美作市の場合も課題となっております。各校における行事等の精選、これも過去から行事の精選どんどん進めて圧縮はしてきておるんですけども、なかなか実現しにくい部分もございます。ある程度の行事をしないと、子どもも育たないという、そういう課題もありますので、その辺の加減が難しいところだと思っております。

それから、昨年度より導入しております、公務支援システムによる公務負担の軽減を図っております。もう1つは、自動音声応答機能付きの電話を導入し、一定時間、勤務時間過ぎますと、電話の方が自動で応答して、後で確認して対応するというようなそういうシステムを入れております。

それから、教師業務アシスタントや部活動支援員等の配置等により、人員を増やすことで教員の働き方改革に取り組んでおりますが、今後も教職員の長時間勤務解消に向け、引き続きこれはもう職員一丸となって取り組んでまいらないといけないことだと考えております。

資料の中で1週間当たり60時間を超える勤務というのは、1か月の時間外勤務が85時間を超える勤務だと、データの取り方がここ四、五年非常にまちまちになっておりまして、比較するための資料をそろえるのが難しいような状態で、可能な限り比較ができるような形で数字を紹介させていただきました。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、2回目の質問からは、お昼からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

5番（岡野 鉄舟君）

はい、よろしい。

議長（岡本 泰介君）

それでは、ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

それでは、岡野議員の一般質問を続行いたします。

岡野議員、2項目めの2回目の質問から始めてください。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をいたします。

まず、長期欠席者について、先ほど教育長は、小学校は長期欠席は平成29、30、令和元年度が29人から30.7人と、不登校は4、8、7人と言われました。問題は中学校なんですね。29年から30年、令和元年、ちょうど言われたのを数字に入れてみました。長期欠席が41人から40人になり、令和元年度が63.5人、不登校も26人から29人、34.2人と増えております。前年対で言えば、23.5人増えている。この原因は一体どうということであるというふうに分をされているかが1点目です。

それから、続きましていじめの認知件数について、先ほどの答弁では、中学校で言えば、令和元年が26.1人で、前年が12.84なんですけども、前年から12.84人増えてると。教育長が言われたのが、積極的に認知作業を進めたと、こうおっしゃられたんですが、小学校の数値についてお聞きしますよ。平成30年から令和元年が40人から35.1と下がってるんですね。私が県の資料から調べたもので言えばね。これは認知作業を怠ったという結果なんだろうかとという質問です。よろしいですね。

つづきまして、令和元年度の結果についてでございますが、先ほど答弁の中で、暴力行為、いじめについて、児童生徒へのアンケートを実施したということでございますが、その生徒のアンケートの回答の中にはどういったものがあったんでしょうかということでございます。

それから、4点目の質問でございますが、ちょうど私は平成29年度に職員の方の時間外労働時間について質問をしております。1週間が60時間以上の労働時間、つまり1か月で言えば、オーバーワークの時間が80時間以上になるんですが、小学校ではそのとき、15.1%だったんですね。大体5人に1人が過労死ライン。それから中学校は45.9%だったんです。ですから2人に1人が過労死ラインであったんですね。それで先ほどの令和元年度4月、6月まで調査をしたというときに、この数値を言われたんです。小学校は12.1%である。つまり、10人に1人が過労死ラインということになる。一方、中学校については27.7%ですから大体3人に1人が過労死ラインということに、数字上見れば私はなると考えるんですが、先ほどの説明では、コロナ禍での出張の減、行事の縮小、減、大会の中止等で前年よりも低いと言われたんですけども、しかし、令和元年度4月から6月に調査されたものでも、中学校は27.7で3人に1人が過労死ラインであるんですね、数字上はですよ。この原因をどういうふうに見ていらっしゃるか。

以上、2回目の質問として4点をお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

2回目の質問にお答えします。

長期欠席、不登校の中で、中学校の方が前年から比べて増えたという分析でございますけれども、不登校の場合、継続している子どもと、新規で出現する子どもが出るという辺りが不確定な要素になってしまいます。これがあるから不登校になったんだ。長期欠席になったんだというようなことがなかなか特定できない。つまり、原因がつかみにくいところが一番大きいだろうと思います。個々の例につきまして聞き取りをしたり、保護者と面談をしたりする中で、どうしたら心が通じ合うような形で対応ができるかというような辺りを丁寧にやっていくということが一番になっております。

増えたというだけを捉えられますと、どういう形で増えたのかという統計データを取ることもより先に。その新たになった児童生徒に対してどう対応するかということが現場としては先行するわけでございます。数字のために対応するわけではありませんので。そうすると、担任、学校を上げて対応をする中で、さらに外部の応援を頂くというような場合、適応指導教室等の美作塾も開設しております。そういう中で対応、またバックアップしていただくという、関係するところにできるだけ広げて対応なり情報集めをしていっているというのが現状でございます。

それから、2点目のいじめが増えているというのに反して、小学校の場合は前年比で減っていると。これは認知が怠っているとかどうとかというのは問題ではございません。いじめというのは、継続している場合は、これはもう継続を認知しながら引き続き注視しているわけです。定期的に、今はどうかということを担当を通じて、あるいはほかの先生方を通じて、その辺りは解消していつているのかどうかということを担当で見せております。細かいところまで拾い上げるということは、人間関係の中で些細なもめごとから、皆さんの感覚で言うと、単なる子どものけんかじゃないかというような部分まで対応しているようになっております。ですから、その辺りで学級経営がうまくいっていればそういう数はだんだん減りますし、それからもめごとが多くなって連鎖反動的に不満が多くなってきだすと、件数は増えていくという、そういう実情がございます。ですから、一概にいじめの場合は増えた、減ったという判断が、個々のケースに対して学校は取り組んでおりますので、数字の変化について一喜一憂ということではございません。これは解消していくということが目的で取り組んでおります。

それから、アンケートの回答の中身ですけれども、これは数値データを得るためのアンケートではございませんので、何か困っていることはありませんかということをお個々の子どもに聞くよりも、紙に自分の思いを書いて、その中で回答が気になれば、その子と面談をしていくというような、そういう地道な取組をしております。いじめられましたか、という単刀直入に聞いてもなかなかその辺がまたやり返されるんじゃないかということで、書けないという、言えないという子どももいますので、そういう子どもに寄り添いながら、本当にやられてないかどうかという辺り、集団を担当の先生なり、指導する先生が見ていく中で、ちょっとおかしいぞというようなところに気づいて、いじめられてるんじゃないかというような事案も、実際にはございますので、ケースバイケースで取り組んでおります。

それから、時間外勤務が80時間以上月にありますということは、週に20時間以上やっております、これを日割りにしましたら、1日が4時間超ですね、それくらいの数になっています。特にコロナで自粛していた夏休み前くらいまでは、美作市の場合は、学校を閉じていませんでしたので、比較的休み中も余裕を持って校務に当たっておりました。少し状況が変わって、非常事態宣言が解けてから、8月の終わりからそろそろ行事等も取り戻さないといけないな、修学旅行も新たな取組をしないといけないなという中で、どうしても時間外で対応せざるを得ないような状況が生まれてきております。その辺りが学校内でチームワークがうまく働いて、荷重になる先生と、余裕のある先生とがうまく連携が取れるような形になればいいんですけれど

ども、その辺りが担当している先生にどうしても仕事の量が集中しやすいというような状況はあります。分担しているんだけど、できる先生の方に力というか時間がとられてしまうという状況は、なかなか避けられません。学校経営していく中で、できるだけその辺りがチームワークでできるような形を取って、少しでも時間外勤務を減らしていけるような努力はしておりますが、なかなか一概に、一気に時間が減るというような状況にはなっておりません。コロナが結局、大丈夫じゃないかという中で行事を増やしていった辺りでもやや荷重になってきているという状況でございます。これも毎月、毎月データは取っておるんですけども、校長の方も80を超えそうになるような教員につきましては、その都度声をかけて無理のないようにということで、分担できるところは分担してやろうということで、声を掛けながら指導していったというのが現状でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目ですね。

先ほどの、いじめの件数で小学校は下がっているということで、いじわるな質問だったんですが、私は門外漢でよく分からないんですけど、要するに認知作業をされる人が、職員の数によって主観的に異なることはないと思うんですね。だから、私はこの中学校と小学校の結果はこう見ております。

つまり、中学校で増えてるのは、先生方は同じような作業をされたんだけど、実質的にその実態が増えたんだらうと。逆に小学校どうかと言えば、下がっているんですけども、同じ主観的な作業をされる中で、小学校は下がったんだと、私はそういうふうに解釈しております。数字の上で一喜一憂できんと言われたんですが、データを都合のいいように使われるというのはどうかと答弁を聞いて感じました。

3回目の質問の1つをいたします。

令和元年度については、長期欠席への対応として、職員の加配をして学習支援をやったということなんですけど、63.5人の中に不登校が34.2なんですね。長期欠席の原因とすれば、県教委が出しとるものを見ますと、インターネットで出てるものを見ますと、病気、経済的理由、不登校その他ということで、不登校は34.2人なんですけども、この不登校の状況というのは、どうでしょうかというのがなくなりましたが、質問の3回目の1つです。

それから、2つ目ですが、コロナ禍で労働時間が減る要因とすれば出張等が減った、大会等のイベントを自粛したということがあるんですけど、一方、朝日新聞とかいろんな新聞を見たときに、先生が机を拭いたり、スリッパのところを整理されたり、コロナ禍によって今までなかった状態というのがあるんですけど、この部分というのは、実質的に時間外労働が増えるんじゃないかなと思うんですけど、相殺すれば、当市の場合減ってるということになるんでしょうけど、この辺の状況はどうでしょう。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

3回目の質問にお答えします。

中学校の不登校の数、これが34.2人という数字になっているところでありまして、これにつきましては、増えていく中で、やはりきっかけとしては別室登校というような授業を2校に取り入れることによって、この辺りが少し不登校解消に傾き出したということもありますけれども、何がきっかけで不登校へとい

うような辺りになりますと、どうしてもここのところは原因がつかみきれない部分だという、先ほどの質問の御答えと重なってしまうんですけども、そこを解きほぐしていくことに非常に労力を要しているというのが原因です。

国や県との数字を比較して、出現率が高い、低いという辺りにつきましては、ここのところはやはり個々の子どもの状況というのがありますので、一概にそこのところと言えないだろうなという辺りで、それぞれの子どもの見ていく中で取り組んでいるというのが現状です。

それ以外のサポートとして、スクールカウンセラーの配置をしたり、それからスクールソーシャルワーカー、こういった方々を配置する中で、先生以外でサポートできる部分というのも1校1人という配置ではございませんけれども、交替しながらそこのところを中学校では特に力を入れて対応しているという状況でございます。

それから、時間を減らすという辺り、2つ目の質問でございますが、確かに1学期の頃、4月から7月までの間というのは、学校を開くことによって、職員による教室の消毒作業、それからそれ以外の共用するような部分での消毒作業等で、どうしても職員がそこのところを最初時間がとられるというようなことが状況としてはありました。徐々にウイルスの状況というのが分かってくるにしたがって、あまりそこまで厳密に消毒というのが必要なわけではなく、どうしてもというところの消毒ということに限定していくことで、作業を減らす、あるいは密になるという辺りも、マスクをしてるかしてないかということが、非常に一番大きな予防策になりますので、授業中にマスクをするということと、それから移動するごとに手洗いという、その辺りの対応をきちっとしていく中で、先生方自身が負わないといけない作業を、多少なりとも減らすというそういう傾向はあったと思います。ですから、コロナだけでどうなのかという辺りが、日々の業務を、コロナの業務、公務で授業の方の業務というふうに色分けをしながら、そこところがどう過重な状態になっているかということまでは、なかなか把握しきれないものですから、トータルとして多少増えているという辺りも、お互いがチームでそこところを減らしていく努力をするというのが一番というのが現状でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

総括いたします。

御承知のように、今年から英語学科については、高学年は正式な科目として今までなかったような負担が先生にはかかっているという状況の中です。

私が総括として、私は門外漢なんですけれども、思いますのは、やはり長期欠席に対する継続であれ、新規であれ、よく分析をして、人手が足りないのであれば、市独自の加配の非正規職員の方を雇うとかして、コロナのそういう事由ができればそういう対応をすとかすることの中で、できるだけ先生方に学習の方へ回せる時間を作られるということが必要ではないかなと感じました。

これでこの質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

5番（岡野 鉄舟君）

3項目めでございますが、大きいタイトルは新型コロナウイルス感染防止対策等についてということで、3つありますが、感染防止をするために、どのような対策、啓発をしているか。

それから、2つ目は、感染が疑われる場合に1つは取るべき対応、手順は何か。それから2つ目はその広報はどのようにしているんでしょうかということです。

それから、大きい項目の3つ目は、感染者が出た場合の対応についてなんですが、1つ目は公表の考え方、基準はどうなっているのか。それから2つ目は、誹謗、中傷を防ぐための対策は何をしているのかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

新型コロナウイルス感染症防止対策等について、答弁をさせていただきます。

まず、1番目の感染防止をするためにはどのような対策、啓発をしているかとの御質問ですが、感染症予防の基本として、手指消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、3密の回避を引き続きお願いすると共に、発熱や咳など、風邪の症状がある場合は、病院に行かず、まずはかかりつけ医などに相談していただくようお願いをしているところでございます。これは、風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、いずれも発熱や咳など、初期症状が似ていることから、病院のリスクを下げるために行っていたくものです。また、広範囲の行動は感染リスクが高まることから、不要不急の外出は控えていただきますようお願いをしております。

啓発につきましては、広報誌、ホームページ、みまさかオンライン、告知放送などを利用し行っているところでございます。

次に2番目の感染が疑われる場合、取るべき対応、手順は何かの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の初期症状は、先ほども申し上げましたが、発熱や咳など、風邪やインフルエンザと症状が似ており、こういう症状がある場合には、無理せず学校や職場等に行かないようにして、まずはかかりつけ医に電話で相談をしてください。かかりつけ医から発熱患者等の診療検査医療機関を紹介してもらえます。かかりつけ医がいらない場合は、大原病院を含め、岡山県や市のホームページ等で公表をしております、診療検査医療機関に直接電話するか、保健所の受診相談センターに電話相談をお願いします。この広報ですが、新型コロナウイルス感染症に関する告知放送をする時には、かかりつけ医に相談する件は放送内容に入れるようにしております。詳しい内容は、岡山県ホームページ、市のホームページに掲載しておりますし、県の作成しておりますチラシを本庁や各総合支所に設置をしております。

それから、3番目の感染者が出た場合の対応についてということで、1番目の公表の考え方、基準はどうなっているかとの御質問ですが、基本的に情報の公開は岡山県において行われ、保健所が積極的疫学調査等におきまして、収集した情報に基づき、感染した要因等について分析し公表がされます。感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する必要があります。また、先般の大原病院での感染者発生の事例のように、市独自の情報収集が可能な場合は、感染症拡大防止につながることを目的として、岡山県に先行し、行動に自粛などの注意喚起の広報を行いました。

次に、誹謗、中傷を防ぐための対策は何をしているかとの御質問ですが、感染者が発生した場合において、告知放送やホームページ、市長メッセージとして誹謗、中傷等の行為が起こることのないよう、呼びかけを行っております。また、看過できない事案が生じた場合は、岡山地方法務局や岡山県等とともに連携を図りながら厳正に対応を行ってまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、教育委員会の方として感染防止をするために、どのような対策、啓発をしているかということでお答えをしていきたいと思えます。

美作市内の小中学校につきましては、国から示されている、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに従い、マスクの着用、手洗いの徹底や消毒といった感染症対策を各校で行い、安全に配慮しながら、学校における活動を進めております。市内の保育、幼稚園の辺りも同様の対応をしております。

授業等におきましては、特に図工、美術等の共同制作をおこなったりはしない、あるいは体育で児童生徒が密集するような運動は行わない、密にならないような工夫を行って、授業の中身を検討しながらこれまで進めてきております。さらに保護者に対しましても、検温やマスクの着用、手洗いの励行等、文書による啓発を行っておりますし、保育園、幼稚園等の玄関先ではサーマルカメラを整備していただきましたので、それを活用しながら毎日登園直後に検温しているという、そういう状況でございます。現在も感染症予防には配慮しながら教育活動を継続しているというところでございます。

職員につきましては、行動自粛をして感染リスクを抑えてきておりますし、日々の健康管理も行い、発熱等があれば早めに連絡をして、出勤を自粛していくというような形で対応を取っております。

次に、感染者が出た場合の対応についてでございますが、先ほどの保健福祉部からのお話と合わせて、学校独自ということにはなりませんけれども、市内の小中学校の児童生徒や教職員に感染者が出た場合、公表の考え方につきましては、学校園でのクラスターの発生など、感染が拡大する恐れがある場合につき、学校園名を公表して、感染拡大をしないような対策の一助にしていく。それから、お互いに事実を知ることによって注意喚起を促していく、そういった取組を予定しております。

一方では、誤った情報とか、憶測の流布、そういったものも公表することである程度回避できるのでないかと考えております。美作市の新型コロナウイルス感染症予防経済対策本部と協議しながら近隣市町村の状況も見ながら公表の方法については検討してまいりたいと考えております。状況の変化に応じて基準は変えていくという意味でございます。

次に、誹謗、中傷を防ぐための対策につきましては、市内の小中学校では、児童生徒に対し、新型コロナウイルス感染症に関する差別やいじめを防止するため、道徳や学級活動等の授業をはじめとして、あらゆる機会をとらえてそれぞれ発達段階に応じて人権尊重の考え方をその都度学習をしてきております。学校園の保護者に対しましても、市内で状況が変わるたびに文書で偏見や差別につながる言動を取らないよう、あるいは根拠のない噂について拡散しないように通知を行って対応していただいているところでございます。

また、社会教育施設におきましても、感染者に対する差別等の防止や相談窓口を周知する目的としまして、啓発チラシ「NO、コロナ差別」これを作成しまして、掲示したり配布しているところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目、3点質問します。1項目めは江見部長に対してでございますが、市民向けといいますか、それはされてるというのは分かるんですが、気がかりなことなんですけれども、市内の事業所向け、あるいは特にこういった病理学的に専門的知識が十分でないかもしれない、高齢者施設については、どういった啓発をされているのかをお聞きします。

それから、次に2つは教育長に対してですが、1つは、今はクラスターが発生した場合には学校園を公表予定と、こういう趣旨だったんですが、じゃあクラスターでない、個別の場合が万が一発生した場合にはこれはどうなさるおつもりなのかということが1点です。

それから、もう1つは道徳や学活と言われたんですかね、そういった授業の中で人権尊重の考え方をしているということだったんですが、その具体的な内容が今1つ私の関心度にあるんですけども、何があるかといいますと、インフルエンザと新型コロナとどこが違うかという、私は基本的な意識がありますので、そのもし万が一新型コロナが発生するようなことが起きた場合に、具体的に先生方、生徒、そして保護者にどういった誹謗、中傷が起こらないようなことを具体的にやられるおつもりなのかと。告知放送でやったり、したらいいよというの、それは行政一般と考え方は同じなんです、そこをもう少し踏み込んでお答えいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

市内の事業者向けへの感染症予防対策についての周知ということですが、美作地域で津山地域の医療機関でありますとか、勝央町地内の事業所等でクラスターが生じたときに、全ての事業所ではございませんが、市内の医療機関及び高齢者施設の各事業所向けに、一層の感染症対策に努めて、危機感を十分引き上げた上で対応を行ってほしいということの要望を各事業所に行き、注意喚起を行ったところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、2回目の質問にお答えします。

まず、クラスターでないときはどうするのかということですが、単発的に児童が家族内で濃厚接触者で感染した場合、これはもうほかに広がる恐れがない、そこで食い止められるような事案であると判断すれば、これは公表しないで対応していく。これまでも濃厚接触者として、陽性、陰性の結果に基づいて保護者の方が陰性であったんだけど、2週間休ませないといけないといったときに、保護者の方から申し出て、状況についてはもう学級の子どもたちに話してやっていいですからという保護者の申し出もあつたりしましたので、そういう個々の例について、お互いに安心できるような形で、それから休んでいる子も頑張っているんだよということで、励まし合いながらやっていけるような状況を作ってまいりました。個々の場合で公表しない方向で検討しております。

それから、授業の中での具体ですが、まずこれはインフルとの違いの大きな部分が、まず現在開発中のワクチンがないということ、それから有効な治療薬がまだ供給できていない。部分的に確認されたものが出回っているけれど、万能ではないというような状況があります。

そういう中で、コロナウイルスの表面的な捉え方での恐怖、それから死者がどんどん出ているからという死に至る非常に怖い感染症だということが先入観として、当初の頃は随分とそこに恐怖感を感じていたと思います。その辺りが少しずつウイルスの正体が分かってきて、きちっとマスクをしたり、手洗い消毒をしたりすれば、普通の生活の中で防いで行けるんだよという、そういう取組の結果を受けながら、安心できるという辺りがこれが人権問題を考えていく中で大変重要な部分だろうと思っております。

ですから、相手、感染した人に対して、きちっと相手が今一番困っているんだ、大変な思いをしているん

だというところに考えが至ることが非常に重要なことではないかと思っております。もちろん、周囲はそういうことに対して支えられるような動きがとれるかどうかという辺り、そして安心だと言いながらも自分の身を守っていくことも、これは自分自身を大切にすること、非常に重要な人権感覚だろうと思います。相手も守り、自分も守るということで、やっていくことが人権学習の中では一番のことだと思って取り組んでいただいております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

総括ですが、2つのことを紹介して総括に代えたいと思います。

1つは、11月24日に岡山県が主催した高校生の意見交換会があるんですが、7人の生徒が出席しております。御紹介しますと、「対策として、被害を受けた人がどのような気持ちになるか考えて行動する。置かれた状況や環境が一人一人異なるのは当たり前ということを、みんなが受け入れられる寛容な社会を目指すことが必要だ」とこういう意見があります。

もう1つは、谷川俊太郎さんの「ともだち」という詩があるんですが、これは小学校の国語の授業にもあるかなと思いますが、その一節を紹介します。

「ともだちって、風邪がうつっても平気だって言ってくれる人。

ともだちって、一緒に帰りたくなる人。

ともだちって、お母さんやお父さんにも言えないことを相談できる人。

ともだちって、みんなが行っちゃった後も待っててくれる人。

ともだちって、そばにいないときにも、今どうしているかなと思いたす人」

ということでございますが、私は先ほど申し上げましたように、インフルエンザとコロナというのは、非常に似ているところがあると。内科の先生もそういうふうに先般お話したときに言っていらっしゃるんですが、こういった視点を学校の立場では基本的に置きながら話をされるというのが大事かなと感じたところでございます。

これは、これで終わります。

議長（岡本 泰介君）

10分休憩します。

午後1時42分 休憩

午後1時53分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議に入ります。

それでは、岡野議員、4項目めから始めてください。

5番（岡野 鉄舟君）

4項目めでございますが、令和2年3月改定の美作市人口ビジョンについてですが、2つあります。

1つは、合併後の人口推移を踏まえ、平成27年8月策定の美作市人口ビジョンをどのように分析、検証したのかということが1点と、それから2つ目、改訂版には、どのような特色を出したのでしょうかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、岡野議員の4項目めの質問にお答えさせていただきます。

合併後の人口推移を踏まえた平成27年8月策定の美作市人口ビジョンをどのように分析、検証したのかについてでございますが、本年の3月の市議会定例会でも申し上げましたが、平成27年度以降美作市の住民基本台帳に基づく総人口は、過去5年間、社人研「国立社会保障人口問題研究所」の人口推計値を上回っております。

転入転出では、近年、勝央町、美咲町、赤磐市への転出超過が解消されつつあり、地域経済分析システム「RESAS」によりますと、令和元年度の岡山市に対しては、平成22年以降で初めて転入超過となっております。しかしながら、津山市への転出超過は依然として厳しい状況となっております。

改訂版策定に当たりましては、議員の皆様からのある地区では人口が急激に増加しているがどうか、近隣自治体で転出超過の原因は何か。また、目標値の2040年に2万5,000人を上回るためには、議員の皆さんでいろいろな施策、戦略を考えることが大きな意味がある、などの御意見を頂きまして、総合戦略会議において検証をいたしております。

次に、改訂版にはどのような特色を出したのかについてでございますが、美作市人口ビジョン改訂版策定での特色としましては、住民基本台帳を基に、目標値を設定すると共に、近隣自治体の転入転出超過の推移を具体的に過去9年間にわたり調査検証したものを盛り込んでおります。

美作市人口ビジョン改訂版でも、引き続き自然増に関しては5年間で1,000人の出生、合計特殊出生率では2020年に1.80、2025年に2.10を目指し、社会増減では転出超過の多い近隣自治体への流出を食い止め、転入の増加を図ることにより、2040年の総人口2万5,000人を目標に取り組みでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問、3点いたします。

1つは、津山市への転出超過が厳しいということなのですが、その原因をどういうふうに分析をされておりますかと。それからこれに対する対策は何かということでございますが、総合戦略にも絡みがありますのですが、1点目にそれをお聞きします。

それから、2つ目ですが、私は通告をしておりますのは、合併後の人口推移を踏まえという前置きをしておりますので、そこで質問でございますが、まず1つは、合併後から平成25年度末まで1つの区切り、そして今度は平成26年の4月1日から直近までそれぞれについて、社会増減、自然増減をどういうふうに分析しているかということでございますが、私はこれ、何を根拠に質問をしているかといいますと、今回改定をされている人口ビジョンの資料の1ページに、社会増減、自然増減のまとまった数字があるんですが、私が聞いておりますのはその中身ですね。その推移を踏まえながら、例えば平均値なんかを答弁されるということ期待をいたしておるわけでございますが、それをどういうふうに分析しているか。

それから、改訂版にどのような特色を出したのかということで、いろいろ聞きたいと思うところはあるんですが、時間の都合もありますので、1点だけ、5年間で1,000人の出生を目指すと言われたんですが、これは何を根拠にこういう目標値をあげられたのか。

3点でございます。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

岡野議員、2回目の御質問に御答弁させていただきます。

まず、1点目の津山市との関係の厳しい状況についてでございますが、津山市への転出超過につきまして、津山市自体が県北では最大の市であるということから、公共機関や雇用する企業の数、それから買物の面でも便利であるなど、美作市と比べまして、あらゆる面で住みやすいといったような状況もございますが、行政サービスの差と言いますか、違いを判断されて近年では転入されている状況もございます。

そのためにも、津山市の支援制度の調査研究などを行いまして、当市の支援制度や体制を充実させることで美作市に住みたい、住んでよかった、得をしたと言ってもらえるようなまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

2点目の、合併後以降の人口の関係でございますが、合併以後、総人口につきましては、毎年のように減少をしているのが現状でございます。それは、先ほど議員おっしゃっていたように、人口ビジョンでも資料として、データとしてお示しをしているところでございます。

人口動態の自然減に関しましては、年齢層の構成上、なかなか短期的にはいかんともし難いということございまして、令和元年度における社会動態は37人の転出超過、それからこの37人というのは合併以降最も少ない転出超過の減少数ということになっております。なお、平成19年度が245人転出超過となっておりますが、これが合併以降最も大きい減少数、転出超過の数というものでございます。ちなみに、本年度におきましては、11月末現在で2人の転入超過となっている状況でございます。特に0歳から15歳までの転入転出の状況を比較しますと、令和元年度が20人の転入超過、本年度も11月末までに5人の転入超過ということで、子育て世代の方々が当市を選択されているといったことが数字でも表れてきているという状況でもございます。

3点目の1,000人の出生の目標という点でございますが、過去5年間の出生者数は平成27年度からでございますけれども、元年度までで5年間の合計が761人となっております。5年間で1,000人という目標を設定しておりますが、人口ビジョンに掲げております2040年に2万5,000人を達成するためにも目標に近づけるようさらに取組を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

私なりに職員の人の手を煩わせて作っていただいたんですが、今、部長答弁がありましたけど、私が平成17年合併時が3万4,185人ですから、25年度末の社会増減と自然増減を出し、それから26年の4月1日以降私は11月まで分からないんで、10月まででやりますと、社会増減について言えば、合併から25年度末までは年平均154人減っております。それから26年から10月末までに119人減ってるんですね。だから、今部長が答弁されたように、減り方を抑えたという意味では誉めることができるのかな。

ところが一方、自然増減は、合併後から25年度末までは、年平均296人減ってるんですよ。ところが、26年度以降、362人減ってるんです。つまり、減り方が萩原市長になってから減り方が66人多いんですね。これは自然増減ですから生まれる人と亡くなっていく方の相殺した形なんですけど、やはりこのところを分析をしないと、人口ビジョンをするために総合戦略があるわけなんで、逆ではないわけで、このところを改訂版を作るときにどう分析されたかということになろうと思うんですね。

そこで、今私は答えを、私なりの数値で申し上げましたので、数字の上で自然増減が約70人多いんですよ。26年度以降10月末まで。これはどういうふうに分析をされておりますか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員が人口論についてお詳しいという前提でお話しますと、美作市は、人口動態変化の第4段階に既に入っていると。平成20年くらいから入ってるかもしれません。つまり、全ての年代層で人口が減るとというのが第4段階なんですけども。そういう意味じゃ日本の人口変化の先進地になります。

御案内のとおり、私どもの場合にそういう状況にあるということは、人口ピラミッドが高齢者の率高いんですね。それがだんだん消えてきてるんで、この自然減が増えていくのは言わば当然の流れ、これをどうこうすることについては誰もできないということでありまして。それが原因なんですけども、ただ重要なことは、その中で自然増についての要因をなるべくたくさん作っていかうということについては、政策的にもある程度対応可能ということでありまして、そこについては、出産祝い金とか、それから乳幼児の保育についての先進的な取組というのを一部ずつ入れてきている。例で言えば、病児病後児保育というのがなかったものを入れるとか、あるいは放課後デイとかいうところも入れたり、最近非常に多くなっている発達障がい支援を強化したりというところで、美作市で産んで安心なんだという状況を作っています。これは簡単にすぐに成果が出るとは言えないんですが、いずれにしましても前回はちょっとお話ししましたが、このところの出産動向を見ますと、第3子以降の祝い金をもらう方の比率が結構増えてまして、そういう意味では2人より3人という傾向が、3人より4人という傾向が、少しずつ出始めているということが1つのポイントになってきます。

それから、将来の出産年齢人口のことを考えたときに、先ほどちょっとこの数字が出ましたが、転入者の中で、高齢者の方々の転入も当然歓迎なんですけども、高齢者の方々が転入されて、私どもで最後の息を途絶えるということでも大歓迎ですが、一方で30代、40代の方々がお子様方を連れて転入して、そのお子様方が美作市民として、当地でできれば結婚して頂くみたいなことも非常に重要なファクターになります。

この辺りの施策については、議員も御認識だと思いますし、私どもとしても分かっているんですが、効果が出るのが少なくとも約十七、八年は待たないと駄目なんです、これ。そう簡単ではないんです。そういう施策の体系なものですから、今一生懸命やっていることが、恐らく20年後にはちいと違うなということになることを期待しながら営々とやっていく。山を埋めるのと同じようなところがありまして、出産施策というのはその程度の気持ちでやらないと平成17年から25年と、それから26年から令和2年という14、5年のやつを2つに折って比較するというタイムスパンではなかなか結論が出ないと思います。

これは日本政府全体としても同じ考えでありまして、30年、40年かけてここの出生率を少しずつ引き上げていこう、その当面の目標が政府全体としても出生率を1.8、そしてしかるべき時期までに2.1にするという目標であります。根拠を示せと言っても政府もありません。そうしたいという大きな目標を掲げてそのために様々な施策を次々にやっていく。資源配分をどちらかという、若い人優先に次第に変えていこうというのが皆さんも同じことを言ってますけども、政府としての基本的方向であり、我々もそのような中で同じような方向性を取っております。

ただし、他の市町村よりは、その強弱において少し強いと。それはなぜかという、他の市町村よりも少しばかり安定した独自財源を持つてる部分があるので、少し強めにそのところで投入できていて、それが次第にというかこの五、六年の間にもある程度の効果が出始めていると御理解を賜ればと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

質問じゃなくて、総括させていただきます。

これは、私個人の私見ですが、今、春名部長が社人研の数値を上回ってるということを強調されたんですが、私は社人研の数値のいつ作ったかということもあるんですが、見込みが、つまり現実的でない部分がありますね。したがって、美作市の人口が約500人弱減ってるんですが、当然、社人研の数値が低いのでね、上回るということは当然なんです。つまり、500人ずつ減ってますので、したがってあと20年、2040年には要するに1万人は減るだろうと僕は思います。そうすると10月末で2万7,000人を切ってますので、申し上げたくない数字ですが、約1万6,000人くらいになるんだろうと僕は考えております。もちろん、そのときには私は生存しておりませんが。

一方で、今市長はいや高いところも目標設定は必要なんだと。私もそれを否定するわけじゃございませんが、それに固執するというのはよくないと思います。

一方では、下がるんだという前提でソフトランディングするんだという辺りも考えて、徐々にアップしていくということの視点も必要ではないかなと感じております。

そういうことと言えばなしになりますが、私の総括に代えさせていただきます。

次の質問に移ってよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。5項目めに入ってください。

5番（岡野 鉄舟君）

5項目めでございますが、第2期「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございますが、3点あります。

第1期のこの総合戦略の反省点は何でしょうかということでございます。

その反省点は、今回の改定にどのように生かされているんでしょうかというのが2つ目。

3つ目は、新型コロナ禍における産業振興にどのような工夫がなされているのかということで、これは経済部長にお聞きします。

以上、3点でございます。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

岡野議員の5項目めの質問にお答えさせていただきます。

第1期「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の反省点についてでございますが、「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27年8月に策定しまして以来、毎年総合戦略会議を開催し、委員の皆様から御意見を頂き改定をしております。去る11月9日に美作市総合戦略推進会議を開催しまして、第1期総合戦略の検証を行いました。

重要業績評価指標（KPI）48項目では、半数以上の27項目が目標を達成しておりまして、成果を出すことができましたと考えております。

また、これまでの施策に取り組んできたことによりまして、先ほど申し上げましたが、社人研が推計して

いた人口を上回り続けることができたことは、大きな効果があったと考えております。

次に、その反省点は今回の改定にどのように生かされているのかという点につきましては、第1期総合戦略では、半数以上の項目におきまして成果が見られますが、人口減少と少子高齢化に歯止めをかけることは容易ではございません。多様な施策を実施していくための財源確保を進め、自然増のみでなく、津山市、赤磐市などへの転出超過を今後いかに解消していくかなど、ターゲットを絞った対策が重要と考えております。

第2期におきましては、これまでの第1期の取組を検証いたしまして、それらを継続しつつも、新たに文化財を活用した観光、道路、鉄道網の整備、維持、森林エネルギーの活用としての木質バイオマス発電、魅力ある住宅地の供給として、民間を活用した分譲地の開発整備などへの支援の検討、市有地の利活用の研究などを盛り込んでおります。一般質問の方でもお答えしておりますが、ひとり親家庭をターゲットとしまして、資格取得支援制度を活用していただけるよう、関係部署や大阪滋慶学園等との連携を図りまして、子育て支援を強化することで移住定住へつなげてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

第2期「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、新型コロナ禍における産業振興にどのような工夫がなされているかということでございますが、農業関係では、美作市農林産物販路開拓会議もち麦部会に対する支援を続けております。令和2年度は大阪府や東京都で開催される商談会の出展支援や、美作市への農産物体験ツアーの支援を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、中止となっております。

もち麦部会では、レトルト食品、それからもち麦みそなどの加工商品の開発、「キラリモチ」の特別栽培、新品種である「フクミファイバー」の栽培に取り組んでおります。「キラリモチ」の特別栽培といえますのは、化学肥料と農薬の量を岡山県の定めた栽培指針の半分以下に抑えた栽培方法で、他の産地との差別化を図るために取り組んでおります。また、担い手の農家に対しましては、農産物の生産工場、品質の向上を図るための支援として、農業用機械導入の補助、2分の1補助で上限100万円のものでございますが、この補助を行うことにしており、現在申請を受け付けております。

観光関係では、インバウンド観光などを増やすため、PR用写真を撮影しております。四季を通じて観光スポットなどを撮影して、観光PRコンテンツを作成しております。旅行先や観光地を調べる際、スマートフォンを利用して調べる人も多く、視覚から魅力が伝わりやすい写真は、訴求力が高くなっております。撮影した写真は市のホームページ、Instagram、グーグルマップに掲載するほか、観光協会などにも提供して、美作市の魅力発進に活用していくということにしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問、まず1点は春名部長に要求します。

11月9日と言われましたかね、戦略会議を開催して、第1回目の検証をしたということでございますが、48項目のKPI、重要指標項目、英語の意味はそれくらいの意味なんですかね。ここに5つの大きい項目がございます。A3の縦書きの分を持ってらるんですが、それぞれの基本目標ごとにどのように反省されたかということを教えていただきたいと思っております。

次に、遠藤部長にお聞きします。最後の観光の部分は、いいこと言われたなと思います。つまり、リアルでない観光というのは、やはりこういったコロナ禍の中では非常に重要なことで、久しぶりにいいこと言われたかなと感嘆をして聞いております。そこで、コロナ禍で伸びたのは御承知のようにインターネット関連の企業なんですね。お聞きしたいのは第1次産業への支援を、あるいはまた観光への要するにオンラインの支援をどのようにされていこうとされてるんかと、ここを遠藤部長にはお聞きしたいと思います。

2点です。1点目は非常に項目が多いので大変だと思いますが、勉強されとるんで大丈夫かと思えます。
議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新型コロナ禍ということで、オンラインを活用した産業振興ができればということでございます。

先ほど少し申し上げましたが、もち麦の方ではレトルト食品や、これ市外の業者とタイアップしまして、それからもち麦みそにつきましては、市内の事業者とタイアップして、そろそろ販売できるかなというところになっております。これらにつきましては、販売方法としてオンラインがどのように活用できるか、そういったことを活用してもち麦の販売量をいかに増やしていくかということで進めてまいりたいと思います。

それから、観光と第1次産業の関係でございますが、湯郷温泉を拠点として、着地型商品と言いますか、市内でいろいろな体験ができると、こういった体験ができる商品と言いますか、そういう体験ができることを増やしていくことが湯郷温泉に滞在していただけると、そういったことが増えていくということになると思いますので、そういったことを増やすことと、それからインターネットを活用しながら申込みができるといったことを研究していくことが必要かなと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、2回目の質問に御答弁させていただきます。

総合戦略の中では、議員おっしゃったとおり、4つの基本目標を設定しております。

まず第1番目が先ほど申し上げました、安全で安心して暮らせる福祉の充実ということで、目標を5年間で1,000人ということで、実績が761人ということで御説明をさせていただきました。実績が200数10人目標に足りなかったということもございますが、目標としまして第2期におきましても後の5年間で1,000人を目指すという目標値として設定させていただいております。

2項目めにつきましては、地域の魅力を伸ばす、教育文化、芸術の充実というものでございます。指標としましては、就業者数ですとか、転出者数ということで、設定をしておりましたが、数字の設定の仕方にもいろいろとございましたようで、第2期におきましても、就業者数につきましては5年間で100人の増加、それから転出者数につきましては5年間で250人の減少を目指すという設定をさせていただいております。

それから、3項目めの地域産業の活性化と観光振興の充実というものがございまして、これも2期におきましては、雇業者数につきましては5年間で180人分の新規雇用創出、それから転入者数につきましては5年間で1期につきましては大きな数字でございましたけれども、20人の増加を目指すという目標に設定をさせていただいております。

それから、4項目めの自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりにつきましては、薪ストーブ等の導入ということで、CO₂の削減を目指しております。2期におきましても1,000トンのCO₂の削減を目指していくということにさせていただいております。合わせて、里山公園を整備することで新たな財源の

確保を目指すという中身となっております。

それから、第1期で48項目のKPIを設定しておりましたが、2期におきましては、それぞれ基本目標ごとに分けておりますけれども、新たな項目も設置をいたしまして、取り組んでいくということにしております。

主だったものとしましては、新たに設定したものとしましては、文化財を活用した観光で、文化財講座受講者数令和7年度までに500人、それから新規産業団地の整備と誘致促進といった辺りでも150人という目標も設定しております。2期におきまして引き続きこのKPI目標値を達成できるよう取り組んでまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

私は一般質問では誉めることは今までしてないんですけども、春名部長よくやられてると、誉めたいという気持ちで回答を待ったんですが、どうもそういうわけにはいかないような感じがいたしております。

それは、なぜかといいますと、これは反省するわけですから数値をああだ、こうだと言われてもいけなくて、これを項目については、一言で言えばこういうことで良くなかった、これが良かったと、そういうふうな説明を、総括をされないと駄目です。具体的にここで言えば、Dについてはこうだとか、そういうようなことを言われないと駄目ですよ。

それで、私の説教じみた話しよったら持ち時間なくなりますんで、具体的にまず春名部長に質問いたしますが、それと関連をします。

今は御承知のようにコロナの真っ最中です。小池さんはウイズコロナとも言っておられます。これは遅かれ早かれ収束してもらわなければいけないんですけども、そこで質問なんですけども、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、ポストコロナを見据えて、中長期的な視点が必要だろうと思うんです。いわゆる俯瞰的な上から見下ろすような視点が必要だろうと思うんですが、これをどういうふうに考えられて、第2期戦略の中に入れておられるかということです。非常にAI的な質問で難しいかもしれませんが、やはりこれは必要でありますね。

一方、遠藤部長にお聞きしたいのは、今いい案だと申し上げました。その通りだと思うんですが、リアルでない観光を工夫するためには、つまり、今までは、中国、韓国であったかもしれないんですけども、プラス送り出し国の美作市に対する集客をやらなければいけないんですけども、これをやるためには、今言われたようにスマホであるとか、インターネットであるとか、オンラインの取組が必要なんですけど、行政でやるばかりもいけませんので、お聞きしたいのは、観光協会に対して、あそこが窓口的になっていただかないといけないんで、今後の総合戦略を見直される中で、どういうふうにやっていかれる、あるいはやるべきだろうと思うんですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

3回目の質問に御答弁させていただきます。

ポストコロナを見据えての中長期的な視点というお尋ねですが、第1期の総合戦略が昨年度までの計画期間でございました。第2期の総合戦略の策定に当たりましては令和元年度を中心に策定を進めておりまして、最終的に策定できたのが3月末となっております。その間、年度末に当たりましてはコロナの情報も出

てきましたけれども、総合戦略の第2期にポストコロナですとか、ウイズコロナ、コロナと共にといったような戦略の中の中身にそういったことを反映はできておりません。時期的にちょっとコロナよりも早かったという策定の期間があったということでもございます。

この第2期の総合戦略につきましては、今年度が初年度となっております、来年度総合戦略会議の中におきましても、コロナの関係も含めまして各委員からの御意見を頂戴しながら、コロナを見据えた中長期的な視点を考えていきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

観光振興のための組織ということでお尋ねだと思います。

総合戦略にも言葉が上がっていると思いますが、DMCまたはDMOとか、国の補助を受けることもできますし、営業行為も当然できることですし、インバウンドなんかにも長期的な視点とタイムリーな対応とかもできる組織だと思いますので、今なかなか組織化が進んでいない状況ですが、DMCの設立というのは、美作市の観光振興に必要なことだと思いますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

総括をいたします。

春名部長の答弁が、あれをする、これをすると言われたら僕も深く切るつもりだったんですけど、中身ができてないと謙虚に反省をされましたので、私の意見で総括をさせていただきますが、御承知のように、コロナで、皆さん感じておられるように、命というか生命だろうと思うんですね。それを考えたときには、私はですよ、私が部長の立場にあれば、例えばコンセプトとしておくのは、生活とか人生だろうと思うんです。そうすると、経済的な側面で何をすべきかといったときには、御承知のように保健福祉部の健康医療であり、環境ですよ。それから生活福祉、それから農業。僕は文化だろうと思うんです。今部長は文化と言われたので、これは僕は非常にいい視点だろうと思います。それはどうしてかといいますと、今僕は谷川俊太郎の詞を読みましたが、生命保持について不可欠なエネルギーを与えてくれるからなんです、それはやはり市の中で文化財を発掘するもいいでしょうし、それ以外のこともやるのもいいでしょうし、そういったことを総括的に俯瞰する中で、今後の見直しをされたらいいんじゃないかなと思います。

こういうことで私の総括に代えます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、6項目めに入ってください。

5番（岡野 鉄舟君）

最後の質問でございますが、残り時間を使いまして質問いたします。

新大原保育園建設に係る地盤改良の工法変更についてでございますが、次のことを質問いたします。

1、工法変更するようになった原因。それから2番目として原因を把握した後の対処の経緯、変更内容。それについては、工法変更後の安全性はどのような手順で確認をされたのでしょうかということです。それから法律的なことになりますが、請負契約の瑕疵担保責任の内容をどのように考えていらっしゃるかということでございます。

最初は、今日は私は3番目です。15番議員とそれから6番議員が質問されます。ダブリもあるかもしれませんが、私の質問にお答えいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、大原保育園建設に係る地盤改良の工法変更についてお答えいたします。

工法変更することになった要因につきましては、請負業者、設計管理業者の監督不足や双方の連絡調整不足によって、解体工事を行った下請け業者が既設のラップルコンクリートを誤って、誤認して撤去してしまったことにあります。

次に、原因を把握した後の対処の経緯につきましては、令和2年7月7日にラップルコンクリートのほとんどを撤去していることを業者からの連絡で把握し、翌7月8日に設計管理業者が建築確認の指定確認検査機関と代替対策について協議を行い、図面の変更、支持層が他の柱状改良と同じであることが分かる書類等を検査機関に提出するよう指示を受けております。その後、設計管理業者と教育委員会で協議を行い、既設ラップルコンクリート撤去部分のボーリング調査をするよう請負業者に指示を行っております。

8月3日、4日の両日、ボーリング調査が行われ、8月5日に行われた請負業者、設計管理業者、教育委員会が参加する全体会議で、建物の変更後の構造計算に基づき、ラップルコンクリートの撤去部分などの代替対策のため、柱状改良杭で対応するよう指示を行っております。変更内容につきましては、変更後の構造計算に基づき、新たに柱状改良杭を12本新設すると共に、一部の地盤につきましては、地盤改良を増強する対策も実施しております。

次に、工法変更後の安全性はどのような手順で確保したのかにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、7月8日に設計管理業者が建築確認の指定確認検査機関と代替対策について協議を行い、設計管理業者は図面の変更、支持層が他の柱状改良と同じであることが分かる書類等を検査機関に提出するよう指示を受けております。これにより、図面の変更、柱状改良杭の長さなどを決定し、構造計算の再計算などを行い、令和2年11月9日付で、建築確認の指定確認検査機関に関係書類を提出し、同日付で関係書類を受理したと確認しております。これにより、建物の安全性が確認されたものと認識しております。

次に、請負契約の瑕疵担保責任の内容についてですが、令和元年12月11日に、美作市と請負業者とで締結した工事請負契約書の第44条に、瑕疵担保のことが記載されており、同条第2項に、瑕疵の修補または損害賠償の請求は引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならないとされていますが、瑕疵が受注者の故意、または重大な過失により生じた場合は、瑕疵の修補または損害賠償の請求をすることができる期間は10年とするとなっております。今回の事例は、変更後の設計により建築工事が行われており、現時点では瑕疵担保責任は発生しないものと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2番目の質問ですが、ちょっと多いですよ。答弁漏れのないようにしていただきたいと思います。

昨日、平田次長は、転圧は1メートルでやったという答弁をなされましたが、公共建築工事標準仕様書では、転圧の厚みというのは幾らになっているんでしょうかということが1点目でございます。

それから、先般の全員協議会の中で柱状改良杭の施行中、施行後の写真がなかったということなんです

が、それを具体的に示していただきたいと思います。

次の質問でございますが、設計管理業者が建築確認検査機関へ書類を提出したからといって、信用できないんじゃないかなという思いがあります。それは、先般の工事計画書の中で、全体会議を何回もやっていらっしやいます。つまり、事業者、設計管理業者、そして教育委員会が入ってるんですが、教育委員会というのは失礼ですが、専門的な知識をお持ちでないんじゃないかなと思うんですが、その3者協議で確認をしたとしても、第三者、例えば我々や保護者の人たちが、安全かどうかの確認はできないんじゃないかなと思うんですが、そこで質問は、第三者の別の専門家に検討していただく必要があるんじゃないかなということでございます。

最後には、最後というか瑕疵担保責任のことですが、確かに瑕疵というのは民法の中に570の売買の規定と請負業者については634、5条にあるんですけども、今回の場合は、重大な過失が云々かんぬんと言われましたが、当初の5月頃からの経緯を見ますと、私は重大な過失そのものだと思います。今のところ担保責任は発生しないと言われましたが、消滅時効まで延ばす10年どころか、もう停止条件つきに発生した場合はどうすべきかという辺りを私は素人ながら考えております。この辺のお考えをまず1回目としてお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、10分間休憩します。

午後2時42分 休憩

午後2時58分 再開

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

瑕疵担保は発生していないものと思っております。それから、業者の方も責任を負って工事費負担でやっておりますので、その部分については現在はないものと思っております。

それから、現在工事が進行中でございますので、今後どのようなことがあるかというのは、あつては困るんですが、ないものと思っております。私どもも、気づいた時点ではその都度業者、設計管理業者、そちらの方に声掛けをいたしまして、大丈夫であるかといったことは確認しながら、工事を進めてまいりたいと思っております。

〔5番岡野鉄舟議員「違うよ、答弁漏れがあるよ。設計管理業者が建築確認検査機関へ書類を提出したからと言って信用できんんじゃないかと、その場合は第三者の専門家に検討してもらう必要があるんじゃないかと言ったよ」と呼ぶ〕

そちらの答弁は総務部長の方にお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

第三者の専門機関ということでございますけれども、基本的にはまず当市の検査参事が参加をさせていただくことになろうと思います。そして、参事の知識の範囲内で取まればよろしいですけども、それを超えるものにつきましては、他の専門機関の方に意見を求めての判断ということをさせていただくことになろうかと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

私も専門的な知識があれば自信を持ってあれなんですけど、勉強した上でやっとするものでなかなかあれなんですけど、30センチということであれば、その30センチでいいんだということ、まずそれこそ第三者の専門家にこれで安全なんだよという確認をしてもらう必要があると思いますが、それをどうされるのかということ、ことです。

それから、転圧について、じゃあ30センチとすれば、要するに3×7の21ですか、7メートルですから、21回の転圧の状況が黒板に白墨で書いて現場監督の人が写った写真が30センチずつのものがないといけないんですが、それをお示しいただきたい。それができなければ、つまり市長じゃありませんが、豆腐の中に棒を突っ込んだ状態とそうではないかと疑われますよということなんですけど、それが肝腎かなと思います。

それから、僕は非常に気にかかるのは、テレビを見ていらっしゃる方が、岡野さんなんか言いよるなどいのは分かるんですが、非常に申し訳ないと思っておりますが、やはり時間の関係上質問いたしますが、この設計管理経緯書の中で、8月5日に設計管理者より職場代理人へ変更後の柱状改良杭で対応することを指示をしようとするんですが、8月の4日には完了したんですね。僅か3日ですよ。夜中はされんと思っすんでね、そう日にちがないんですよ。これを12日間でほんまにやっとなのかという思いがあります。柱状改良杭ですから、ずっと奥へ行けば岩盤があるはずなんですよ。市長言われたように、岩盤についているのであれば、つまりボーリング結果のコア、つまり核になる部分が、突っ込んで想像しながら行けば、突っ込んでいけばですよ、泥が入ってきて、色が茶色であったり、ヘドロがあったりするんか分かりませんが、そういったものの現物があるはずなんですよ。それをこの場にお示しいただかないと、私限りでなく、後、重平議員が質問されますが、もしそれが無理であれば、重平議員にバトンタッチをしなけりゃいけないんですが、それをお示しいただきたい。ここで教育長、誤解してもらったら困るのは、私は教育委員会を責めとんじゃないんですよ。御承知のようにまだ引渡しを受けてないわけですよ。責任は業者にあるんですね。だから、教育委員会と私ども議会は自信をもって業者に、あれを出せ、これを出せと言わなければいけないということ、ここを誤解しないようにしておいていただきたい。ということ、老婆心ながら申し上げておきます。

それで、次の質問ですが、保護者の方、テレビで見ている方もいます。先般も大原の若いお母さんとお話する機会があったんですが、非常に心配をなさっている方もいます。100%安全性が保障されない限りは、年度末の引渡しは、私はできないと思っすよ。支払いもちろんできない。同時履行の抗弁権でお金の支払いもできない。そこで質問なんですけど、この今回までの現状を保護者の方に説明をする責任があると思っすよ、教育長この辺りのことをどのように考えていらっしゃるかということ、質問をいたします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

前段の詳細につきましては、後ほど次長がお答えします。

最後のところですけれども、保護者に対する説明責任ということでございますが、今のところ問題は是正されて順調に工事が行われているという辺りはきちっと保護者にも報告できることであり、その後に問題が発生するようなことがあれば、新たにそのところで、これはもう保護者のみならず皆様方にも次の段階で問題が生じてしまいましたということで報告しなければならぬと考えております。

最後に完成した暁に、その経緯について、お話しする以前に今回このようなことがありましたということは、保護者に対しても説明は機会を得てしていけたらと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

まず、30センチ程度の転圧の状況についてでございますが、現場は1メートルでの施行になっております。その写真につきましては、厚みを正確に測る写真は確認できておりませんが、ある程度厚みのある写真が工事写真として残ってることは確認しております。

それから、8月5日に、3日、4日で調査して、5日に完了したというお話だったと思いますが、8月3日、4日でボーリング調査をいたしまして、8月5日にその柱状改良杭であることを指示いたしております。その後、12本の柱状改良杭を打っておりますので、その完成につきましては。

〔5番岡野鉄舟議員「8月8日だ。5日指示して8日だから3日でしょ、僕が言ったとおりでしょ」と呼ぶ〕

ボーリング調査については3か所しております。それを受けまして、12本のラップルコンクリートを撤去した部分の柱状改良杭を実施するように指示しております。それ以外のものにつきましては、7月の段階でラップルコンクリートを撤去した部分には影響ない部分につきましては、柱状改良杭を実施するよう指示しております。ですので、工事といたしましては柱状改良杭は2段階で行われた状況になっております。

先ほど言われましたように、試験杭を打ってる写真、それからそういった土質がどうであったかというものの、柱状改良杭の施行状況の写真、そういったものはこちらのほうにございます。

議長（岡本 泰介君）

岩盤についたか、つかんかのコアの。

教育次長（平田 幸春君）

ボーリングを行ってその土質とかそういった調査したものはこちらのほうに写真もございます。

〔「コアがあるんか、コアがあるんか言いよるんじゃな」と呼ぶ者あり〕

コアはございます。〔降壇〕

〔「みんなに配りゃいいんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

〔5番岡野鉄舟議員「ここへ持ってきてくれりゃいい、泥を」と呼ぶ〕

〔「写真配ろう」と呼ぶ者あり〕

〔「写真じゃなからうがな、現物ここへ出せ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いずれにしても、岩江議員の御質問でもお答えしましたが、コンクリートの支柱を新たに突っ込むわけですね。それが土中のどこかで浮遊しているというのは困るので、支持基盤すなわち岩盤相当のものに着地してるかどうか、それは、当然でありますけれども岩盤の位置がどの辺にあるかということ調べるためのボーリングをしていて、それは、ボーリング調査というのは、先ほど雑音の中にもありましたが、基本的には箱の中にしまっておいてあります。これは重平議員が言うほど、配れというものではなくて。

〔7番重平直樹議員「僕は写真を配れと、そんなもん配れりゃせん」と呼ぶ〕

そうか、そうか、現物は配れません。ただし、今ここで出せと言われてもないんですけども、今後の質

問の中でコアに相当するものを持ってきてくれと言うたら、持ってこれるんだけど、大層重たい話でありますけれども、必要があればお示しをすることができます。

そういたしますと、あともう1個、柱状の支柱を入れる時に、掘削をするので、掘削をする時にドリルをもって岩盤までいってるかどうかやるはずなので、その証拠物件もでてくるかもしれませんが、これはちょっと自信ないですけど。それは、そうしないと危ないんで、誰が当たってもやるわけですから。その辺のデータで一番重要なことは、一定のところに支持基盤、岩盤があるということが分かるボーリングコアだと思います。確かにその通りで、それが確認されたら、転圧のことはそんな大きな、転圧でもって支える構造ではなくて、支持基盤への接着でもって支える基盤なんで、あんまり大きな問題じゃないということになります。そのことは昨日、おとといお話をしたとおりでありますので、焦点はボーリングコアが出てくるかどうかということになるかと思います。必要があれば準備はするように、私の方からもお願いをしたいと思います。

そういう意味では、議員おっしゃるとおり、まだ我々としては完成物を受け取ってないんで、受け取ってないということは、ちゃんとした施行をしるよと、データ出せと、お願いすることが有効にできる立場であることはまさにおっしゃるとおりであると思ひまして、その契約上の権限を使いながら行政をすることはできると考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。総括でお願いします。

5番（岡野 鉄舟君）

皆さん、各議員がお聞きのとおりでございます。

議長にお願いをいたします。

一連の質問だけでは、私も議会としてのチェックができたとは言えないと思います。

今800メートルリレーで言えば、私は600メートルを終わったところですが、後200メートルは重平議員にお任せをします。お任せしますが、看護学校は1億5,000万の話です。この保育園は6億で、しかも生徒の園児の安全・安心がかかっております。どちらがどうこうということはいえないんですが、やはり私どもとすれば、議会として100%安全であろうというところまで審議をする必要がありますし、それが無理であれば法律的に来年度の引渡しを受けることも、支払いを受けることも無理であろうと私は考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番5番、議席番号5番、岡野鉄舟議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番6番、議席番号10番、山本雅彦議員の発言を許可いたします。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

今日中に私の番が来るかなと思っておりましたけども、何とか来たようでございますが、だいぶ時間も経過いたしましたので、できるだけスムーズに質問していきたいとこのように思っております。

答弁の方も、1回の答弁でよろしいと言えるような答弁をお願いしたと思っております。

令和2年という年を、私は一生忘れんだろうなと思うんですね。このコロナ禍によって始まり終わるといいう年でございます。

こういった感染症が大流行したときには、以前も述べましたが、世界的にも、あるいは国内的にも大きな変化が訪れると言われております。事実、わが国では安倍政権から菅政権へと変わりました。また、イギリ

スでもジョンソン首相が就任し、アメリカではまだ正式に代わっているわけではありませんが、大統領もバイデン氏に代わるような予定になっております。そういったことも含めて、世界的に大きな変動が起きていくということになるわけでありませぬ。

この度のコロナ禍で、地方に移住される方も大変増えていると聞いております。東京都では、ここ数か月間で連続して転出が増えているということで、いろんなところに引っ越しをされてるんだなと思います。そういったことを思いますと、地方行政もこの時代の変化をしっかりと見据えながら行政を取り組んでいくことが必要であると、我々もそれを見据えながら議会活動をやっていかなければならない、このように痛感しているところであります。

この、12月議会では、私は5点の項目を通告しております。1つ目がデジタル社会への取組について。2点目が新型コロナウイルス感染症について、これは経済対策ですけれども。3点目が高校生の通学支援について。4点目が河川について、これは河川の浚渫と水産資源というところでありますけれども。5点目が2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体についてということで、5点の質問をさせていただいているわけでありませぬ。

第1項目めから順次質問をいたします。

この度のコロナ禍を受けて、我が国は諸外国と比べてデジタル化が大きく遅れているということが分かったわけでありませぬ。国としても、今後デジタル化を積極的に進めていくと、菅総理もこのデジタル化と温暖化対策というのを政権の看板に掲げているわけでありませぬけれども、このデジタル庁を設置して整備を進めていくと表明をされております。

政府は、国内に基本方針を策定する予定であるわけでありませぬけれども、このデジタル庁の設置により、行政手続きがスマートフォンで完結するといった利便性の向上や、データの利活用を学術研究や政策立案などにも役立てていくことを目指していくことになるかと考えるわけでありませぬ。

そこで、美作市ではそのことを見据えて、このことにどう取り組むのか、また何から取り組んでいかれるのかということをお尋ねしたいと思ひます。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、山本雅彦議員、1項目めの御質問でございます。

デジタル社会への取組について、美作市の課題と取組につきまして御答弁をさせていただきます。

当市の取組としましては、本年度末にマイナンバーカードをお持ちの方が全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑証明書などが交付できるサービスを開始する予定となっております。

国におきましては、地方公共団体の基幹系情報システムについての基準を策定し、地方公共団体にこの基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築しまして、情報システムの標準化を推進することとしております。

当市としましてもこの方針を踏まえまして、行政機関システムも国の標準化を見据えたシステム導入が必要となりますことから、運用コストが現行システムよりも安価であると共に、新システムの導入によりまして、人件費の軽減が見込め、他の業務との連携も容易になり、国の進める標準化に迅速に対応できるシステムの選定を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、デジタル社会への取組について、教育の分野での課題と取組についてお答えします。

文部科学省や総務省などでは、教育のICT化について、実践モデル校を設置し、調査研究を行っております。その中で運用上3つの課題があるということが示されております。GIGAスクール構想の中でICT化を進めておりますけれども、大きく学習系のシステムと校務系システムの両方を運用することで、学習の面でも事務の事務処理の面でも効率化が進められるという方向性ですが、まず1点目は導入に関する地域の格差、これは通信インフラの整備の状況が、全国で均一ではないという状態がございます。

2番目に、推進者、利用者、保護者の導入意欲に関する格差、進めたいという人、あつたらずひともいいなという人という人達とは逆に、使い方が分からないからちょっと難しいかなというような、そういう辺りの格差です。

それから3つ目は教師の通信ネットワークやセキュリティーなどITに紐づく要素を理解する能力、あるいは操作する能力に関する格差、これは指導者として興味関心の高い教職員と、そうでない教職員で差がどうしても出てまいりますので、その辺りをできるだけレベルを均一に上げていくことが課題となっております。

当美作市の学習系システムの現状につきましては、今年度小学校6年生と中学校3年生に行った学習状況調査と、令和元年度全国学力学習状況調査結果の比較になります。

授業の中でのコンピューターなどのICT機器を週1回以上使用していると答えた割合が、小学校では全国が30.7%に対し、美作市では、21.7%、中学校では、全国が31.4%に対し、美作市は24.5%とやや低い割合になっております。日頃からコンピューター等のICT機器を活用した授業場面がそう多くないという実態がございます。

今進めているGIGAスクール構想において、1人1台のコンピューターがこの11月末で整備が完了して12月から順次運用を開始しているところです。ただ、通信環境が整うのが本年度末の予定になっておりますので、その辺りの差は既存の通信環境を利用しながら使い方を練習していく、実際に実地で施行していくという、そういうやり方を進める予定です。

今まではコンピューター教室にとどまっていたんですけども、この1人1台ということで、普通教室でも使用でき、ひいては家庭に持ち帰って家庭と学校と、これが通信環境によって双方でやり取りができるという状況も生まれてきますので、その運用ができるような体制を整えていくことをこれから徐々に進めていくところでございます。その辺りをできるだけ進捗を確実にしていこうと思いと、指導する教員が授業の中で機会を捉え、ICTを活用できるようになることが必要になっております。

市内の教員に行った調査では、児童生徒の考えを共有させ、話合いができるよう、コンピューター等の活用を指導できる割合は、39.6%になっております。半数以上のところで、まだまだ指導能力の向上を高めていく必要があるというような現状でございます。興味関心のある人は自ら学んでいくという姿勢がありますので、どんどん積み上げができるんですけども、これは教員に限らず、子どもも大人も苦手なものはどうしても遠ざけやすいというところがありますので、その辺りが多くの人に興味関心を高めながら深めていけたらという、そういうところを目指していきたいと思っております。

これまで、林野高校は先進的に美作市も補助しながら取り組んでおられますので、県教委から講師を招いたり、林野高校の生徒の助けを借りたりしまして、ICT活用の教員向け研修と共に、児童生徒にもICTを利用した学習の機会を増やしていけたらという、その取組を継続してまいりたいと思っております。

なお、小中学生のいる世帯のインターネットの接続環境、通信環境でございますが、整っている割合は

83.8%となっております。市単独の補助制度により、残りの16.2%が利用できるように、それで100%になることを目指して、現在条件整備を進めているところでございます。

もう1つの、校務系システムにつきましては、令和元年度小中学校に導入しまして、事務処理、学籍処理等のデジタル化がもう既に稼働しております。県におきましては、ただいまのところ一円で試験的に事務処理等の運用を検討して、試行している状況でございます。

以上、簡単ですがお答えいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

企画振興部長からも、また教育長からも説明いただきまして、特に教育長におかれては、丁寧な説明を頂きました。大体よく分かったわけでありまして、生徒の中での平均で見ると、少し全国平均より遅れるかなというところがよく分かるわけでありまして、これがすなわち即学力の差にはならぬわけでありまして、こういったことがしっかりとできるようになると、学力もまた向上していくんだろうと思っておりますので、進めていただきたいと思うんですね。

さっきありましたが、企画振興部長ね、これマイナンバーカードですね。ここの前にいらっしゃる方皆持っていていらっしゃるんですね。職員の皆さん、あるいは市民の皆さんが今どの程度これを持っていらっしゃるのか、分かりますよね。総務部長は分かるわな。どこでもいいんですけど、分かる人はちょっと教えてください。これの取組が、実はこれから先、2年、3年後にはこれがすごく大きな力になるんですね。ですからしっかりとやっていかないといけないと思うんですね。

市役所内での決裁文書なんかも、未だに印鑑とか、そういったものがどんどん、まだまだ必要であろうと思いますし、我々議会においても、既に他のある議会では、タブレット等を使ってやるところもありますけれども、そういったペーパーレスで行うことも、我々も検討していかなければならないと思うんですね。これがこれからの課題であると。

それで、学校関係では先ほど教育長の説明がございました。

先生方大変ですよ。子どもたちの勉強を教えるのに、遅くまでかかって、明るく日の用意もし、また家に帰ってもその準備をし、そして学校へ来て教える。そして、その中でこのICT化をやっていくということ。本当に大変だろうと思うんですよ。そういう中で、なかなか先生が全てをやっていくというのは難しいだろう。そういう時には外部の方を応援に招いて、外部講師でやっていただくとか、何か先生方の負担を少しでも軽くしながら実際にそのICT化を進めていくという、そういった政策も教育委員会では考えていただきたいと思うんですね。これはうまくいくと令和3年度がもっとスムーズにこのことが進んでいくだろうし、また、現場の方の、教員の方の負担も少しでも減るだろうと思いますので、この辺りはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

教育委員会の答弁はもう結構ですから。

あとは、企画振興部長ね、今さっきお尋ねしたこと、市民部長か。そこをちょっと説明していただくのと、決裁文書等が今どういう状況にあるのかということを知る範囲で結構ですからおっしゃってください。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、マイナンバーカードの交付件数、交付率について申し上げます。

11月22日現在でございますが、5,600件の交付を受けておりまして、率にしまして18.3%という状況でございます。

市の職員の方も言いますが、これが令和2年の3月末時点で数字でございますが、マイナンバーカード取得の職員の率でございますが、組合員としては24.8%を取得しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名政策審議監。

政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕

決裁関係ですが、現在のところ御指摘のとおり、今、判こを用いたものとなっております。

今回コロナ等もございまして、年末の御用納め、また年始の御用始め、皆さんで幹部職員以上が集まって会議を開くようにしてるんですが、今回はコロナもありまして、リモートで開催しようという計画もしております、市といたしましても、少しずつデジタル化といいますか、そのような面にも取り組んでまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

先ほど申し上げた、このマイナンバーカード、令和3年度を含めてしっかりと普及活動をやっていただきたいし、また、職員の皆さんにおかれてはできるだけ100%に近い取得をしていただきたい。そのことが、ひいては市民の皆さんに伝わっていきながら、それぞれがマイナンバーカードを所有するようになっていくだろうと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

また、先ほど政策審議監から答弁ございました、市役所内でもできるだけ押印等が必要なくなるようなやり方をやっていくんだというようなお話もありましたので、これをしっかりと進めていただきたいし、我々もこのデジタル化についてはしっかりと取り組んでいきたいと思います。今後しっかりと取り組めるように環境づくりをやっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

2項目めに入ります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

2項目めは、新型コロナウイルス感染症についてということですが、これは先ほど申し上げましたように、いわゆる経済対策でございます。今年、特に2月から3月にかけて、コロナウイルスが拡大していきながら、当市においても経済面で大きな打撃を受けているところがたくさんございます。そこで、市長の方から経済対策を次々と打っていただいて、これによって一定の効果があつたと思っております。ただ、コロナ禍そのものは終わったわけではございませんで、まだ明年のある時期くらいまでは大変だろうと思うんですね。

国のG o T o トラベル、あるいはG o T oキャンペーン、これも来年度の半ばまではやるんだと言われておりますし、雇用調整助成金についても、来年の2月までは取りあえずは延ばすということで発表もあつたわけでありまして。これについてはもう少し私は伸びるだろうと思うんですけども、いずれにしても、そういった面で雇用をしっかりと支えていただく。そして経済活動もより活性化できるようにやっていくとい

う、なかなか感染と戦いながらやるんで、難しいところはあるんですけど、しかしながらそれはやっていかないといけない。経済を止めるわけにはいかないわけでありまして。

そういうことで、この次の経済対策ですね、今までやってこられたわけでありまして、この次の経済対策というのを美作市としては、どう考えていくのか、このことをお尋ねしておきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今お尋ねになった経済対策。前の議会のときにも御答弁したつもりでありますけれども、やらなきゃいけないときは躊躇なくこれはやらなきゃいかんと思っております。

後から具体的な話があると思うんですが、我々が、議会の議決を頂戴しながら作った各施策については、相当執行率が上がってきてまして、残り少ないと。この12月でコロナが終わるのであればちょうどよかったなというくらいなんですけれども、どうもそんな感じは一切しないというようなことであります。いつ終わるのか、これはもう私には全然分からない。影響は多分長引くだろうと。

しかしその中で、例えばG o T oがあるからいいじゃないかという議論もあるんですが、G o T oの効き方はすごい差があるんですね。高級志向のところについてはかなり効いてるようなんだけど、そうじゃないところについては、ほとんど効いてないということになって、そうじゃないところの従業員と、そうであるところの従業員に差があるのかということ、ないんですね。だから、その辺の問題の所在も見ながら、国がG o T oやるときに、我々がG o T oやってもしょうがないんだけど、国がG o T oやっても救われない人をいったいどうするのかというところが、恐らく我々を含めた基礎自治体の役割だと思っております。国も我々がそういうことをつぶやいていることについては、次第に御理解を頂いております。例えば、いろんな自治体で臨時交付金の使い方見ると、まあこの際コロナ関係ないけどいろんなもの買うところや、とやった自治体と、私どものようにそうじゃないんだと、まさに民間を救うためにやってんだというところを基本的な軸足としてやったところというのは差がありました。そういうことについても、国もなんとなく理解をされておられるようでありまして、そういう状況の中で全部の自治体とは言いませんけども、いろんな自治体の中でやはり経済対策に追加が必要なものを抱えている自治体もあろうかということも念頭に置いた上で、まだはっきりしませんけども、国としても恐らくしっかりと財源を地方自治体に提供するんじゃないかと思っております。報道では1.5兆円の追加交付金というのがあり得るとなっていて、まだ連絡はもらってないんですけども、1.5兆円で、半分県が取って7,000億円都道府県取って、後、7,000億円を1,700で割ると、1億か2億か3億か分かりませんが、それくらいの平均値になって、うちは少ない方でしょうけども、まあ最低限1億や1億5,000万はくるだろうと、こういう中で、私どもとしてもさっき言いましたように、例えばG o T oでも救われない旅行観光業者の方にどうすんだというようなことを念頭に置きながら、ひょっとしたら早い時期にまた1月のどこかで補正をお願いするとか、そんなこともあるかもしれない。今日も旅館業界の方と別の件でいろんなやり取りがあって、いい話としては、G o T o商店街というので応募したやつが多分通るだろうというところにはなってるんですけども、そんなことが効果あるのかどうかを見極めながら、ちょうど師走になって、市内でもいくつかのコロナの発生事例もある中で、飲食の方がどうかかという最新情報をしっかりと聴取をしながらやっていこうと思っております。

経済部には今日の午前に、各旅館、ホテルの状況について、観光協会を通じて濃淡があるはずだが、その濃淡について分かるように資料を作っていたきたいというような発注もさせていただいている。まだ十分な検討をしきってはいないんですけども、問題意識としては、冒頭申し上げたようにやらないけんときにはやり

ますということだけは申し上げさせていただきたいと存じます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

今後の新型コロナウイルス感染対策への経済対策ということで担当部長として答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増大し、第3波が到来したと言われております。経済対策として進められてまいりましたGo Toキャンペーンもその是非が議論をされております。このような状況から、市内の事業者も引き続き大きな影響を受けているものと考えております。

美作市では、事業者の方に事業継続していただくために、支援を続けております。

8月に各世帯に送付いたしました「使って応援がんばろう美作地域応援商品券」、これは市民1人辺り1万円を市内の事業所で御利用いただいておりますが、使用期限は令和3年1月20日までとなっております。

それから、9月定例会などで補正予算を議決いただきました「事業継続応援給付金」、特に被害が大きい業種の事業者を対象とした重点給付金でございますが、これは、2月から9月までの間のいずれかの連続する3か月の売上高が、前年同期と比較して30%以上減少している事業者の方を対象としまして、給付金額は前年同期の1月当たりの平均売上高によって10万円から100万円の間で4区分の給付額を設定しているものでございますが、こちらは申請期限を令和2年12月25日としております。

それから、売上高が20%以上減少した中小事業者に対する無利子貸付制度である「新型コロナウイルスに負けるな貸付金」は、期限を定めておりませんので、新規の方に限られますが、現在も御利用いただけます。

それから、国の雇用調整助成金の交付を受けている事業者に助成金の20%を加算交付しております「新型コロナウイルスに負けるな給付金」につきましては、国の緊急対応期間の延長に合わせて、現在12月までとしている期限を改めて延長することになると考えております。

市長から先ほど答弁がありましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることから、事業者の方に、特に観光協会など事業者への状況の把握、聞き取りなどに努めまして、被害状況を把握し、それから商品券や各種給付金の現在の効果などの把握にも努めまして、国の補正予算の動向も注意しながら、追加の支援を検討してまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

市長からもそういったメッセージもございましたし、経済部長の方からもしっかり取り組んでいくんだという決意もございました。

1点だけ言えば、1万円の商品券の発行やりましたですね。そのことの効果とか、あるいは使用状況、使用率といいますか、そういったものがデータとしてあれば、少し示していただいて、そういったことも次の経済対策に反映できるかどうかは別として、参考になるんじゃないかと思っておりますので、そこの辺りの質問もしておきたいし、後、特にGo Toキャンペーンで10月とか11月に、例えば市内の観光施設、旅館とか含めて、そういったところの状況はどうだったんだろうかなと思うんですね。その辺りの状況がもしお分かりでしたら、2回目の答弁としておっしゃっていただいたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、「使って応援がんばろう美作地域応援商品券」でございますが、1人当たり1万円ということで、配布対象が市民2万7,121人ありましたが、最新では配布済みが2万6,963人ということで、99.4%の配布率となっております。

それから、使用につきましては商工会の方へ換金請求していただきますが、11月30日までに商工会の方へ事業者の方が換金の請求をされたこの数字を申し上げさせていただきます。

市内取扱い店舗として417店の登録を頂いておりますが、325店、店舗率として77.9%のところ、現在の換金状況が1億8217万9,500円ということで、11月30日までに67.6%が換金されたという状況になっております。

それから、湯郷温泉の入り込み客数でデータを申し上げますと、5月が非常に前年と比較して8割減といったような状況でしたが、6月が54.6%の減、その後8月、9月、10月と15%前後の減ということに、G o

T o トラベルの効果などもあったものと思いますが、ただ、11月になりまして特に関西圏で感染が広がったことからキャンセルが非常に多くなって、なかなか新規のお客様が入らないといった話もお聞きしておりますので、今後も状況の把握に努めてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

経済部長の答弁を頂いたわけでありませうけれども、この商品券の活用については、既に使った分もあると思うんですけど、集計のタイムラグもあると思うんですけども、約70%くらいが使ってあるということですから、順調には使われてるんだろうと、そしてこの年末年始のこの時期にも使おうと思ってる方もいらっしゃるということも聞いてますので、恐らく正月明けるとほとんど使ってしまうんだろうと思うんです。ということは、大変効果があったということになるわけですね。したがって、こういったものはまた検討する余地もあるんだろうと思います。

また、市内の観光施設についても、やはりG o T oキャンペーンが始まった頃はだんだんとよくなってきたんですけども、やはり第3次感染というのが広がってきてる中で、だんだんと客足が落ちてきたということで、これはやむを得ない事情もあるわけですね。そういったことを合わせて考えてみると、やはり追加の経済対策というものをやっていかなければいけないと。先ほど経済部長の答弁もありまして、追加の支援ということも考えていくということで、市長の答弁にもございました。この追加の支援策というのを早急にまとめていただいて、市民生活が少しでも安心できるように行政としてしっかり取り組んでいていただきたい。我々もそういった意味では、しっかりと皆さんにお伝えしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

市長、これは追加の支援策で何か言われます。では答弁を。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

例の商品券でありますけれども、業種分割をして作成した、いろいろ工夫があったチケット構造になってますが、面白かったのが、飲食系の方々が非常に喜んでおられて、飲食系の方々がなぜ喜んでるかということ、あの商品券で客単価が上がったというんですね。これは要するに、1のものが1.3とかね、1.4になると

いう、そういう効果があったと。そこは重視をすべきかなと思っております。

一方で、スーパー系のところで客単価が上がったということにはなかなかないということじゃないかなと。私はいろんな人からそれなりに情報収集をした限りにおいてはありましたんで、そのやる、やらないをここで明言するつもりはないんですけども、経済効果の発揮のされ方について、ちょっとした学びがあったことも踏まえながら、次の施策を練っていくというふうに関今時点では申し上げた方がよろしかろうかなと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

総括になるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、しっかりと経済対策に取り組んでいたきたいということを要望しておきます。

議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

続けて、3項目めですね。3項目めは、高校生の通学支援ということでございます。

これは、昨年12月の一般質問で申し上げまして、なかなか遠方だろうが、あるいは近くであろうが、保護者の経済的な負担も大変なんだということで、若いお母さん方からいろんなことをお聞きしておきまして、なんとかならないだろうかなというような御意見もございましたので、質問させていただいたんですね。

そのときに、里山公園、市長が最初やるときにはいろいろ反対もあったんですけど、今じゃ非常に有り難い財源になっているということで、この里山公園をどこまで広げられるのかなということで、当時多分今の建設部長は都市住宅課にいらっしゃってね、ちょっと話をしに行っただけですね。もう1年でどのくらい行けるかなという話をしたときに、取りあえず頑張ってみますという話だったので、期待しておったんですね。そうすると、大方1,000万近く増えたんだと、金額ベースで言うとね。これは大きな成果だなと思っていて、まだ誉めてはないんですけど、ここで誉めておきたいですね。ありがとうございます。御苦労様でした。

その財源を活用して、なんとか通学支援に当てられないだろうかということで今思ってるわけでありまして。そのときに、つまり昨年の12月の時点での答弁では、しっかりと令和3年度において検討していきたいというような話もございましたので、改めてここで聞きするのは、そのことが行われる予定なのかどうかということ、確かにいろんな方がいらっしゃるんですよ。自転車で通ったり、バイクで通ったり、あるいはバスで通ったり、車で通ったりという、いろんなパターンがあるんで、一概にはいかないと思うんですね。ただ、それはそれとして人によっては多額の交通費がかかる場合があるので、そういったところの制度設計も当然必要でしょうから、そういったところ含めてしっかりと検討していきながら、明年4月からの実施に向けてどのようにお考えのかなと改めてお尋ねをしておきたいので、通告をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

これはかなり真面目に検討してるんですよ。そうすると、議員も質問の中でまじったけど、なかなか制度的に公平感を出すのが難しい問題に膠着するんですね。今どこまでそれが多いかどうか知りません。下

宿してるとか、どうすんだとか、バイクで行ってるけども、バイクだってお金かかるよとかね、いろんな個々の事情を持っておられる方に相談すると、いや、という声が起こるものですから、ちょっとやり方を、どうやったら公平になるかというのを、しっかり分析をしないと難しいぞなという問題があります。

ですから、思いとしては、高校生の方々に交通かはどうかは別として一律の支援金みたいなものを出すというのはこれは1つの公平感ですよ。1人月1,000円、みんなあげちゃうという。後は、学費になろうが、交通費になろうが、それはそれとしてやってくれというやり方がいいのかどうかとか、あるいは、全く別の考え方で言われたのは、あなた美作市の市長であるのであるけれども、林野高校はどうするつもりだと、津山東と林野とどっちが重要だというような話をされると、ちょっと言いづらいねと、こうなる。市内重視的な御判断を持っておられる方も結構おられるんで、そこの辺がちょっとなかなか今は検討を命じてるんですが、市長これで行きましょう、というのでなるほどすっきりしたアイデアだ、というのをまだ持ってきた人がいないというのが現状ということをまず私のほうからお答えさせていただきまして、後は残余の部分については担当部長からお話をいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

高校生の進学支援につきまして御答弁をさせていただきます。

昨年の12月市議会ということで、議員の方からも御発言がございましたけれども、こちらの方で答弁させていただいております。

高校生の通学支援の財政面につきましては、その際、会計年度任用職員への意向による市の負担を社会保険加入者ベースで令和元年度と比較しますと、今年度につきましては1,300万円の負担増となっております。しかしながら、先ほどのお話にもございましたように、都市公園の面積が令和元年で394ヘクタールとなっております。約1億3,000万円以上の交付税参入額と、それから基金の運用益によります約1億円の財源を確保できる状況となっております。

10月から実施しました市民アンケートにつきましても、現在のところ詳細なデータを分析中であります。その分析結果も参考にしていきたいと考えております。先ほど市長の方からもございましたが、具体的な支援につきましては、あらゆるケースが考えられまして、遠距離の場合の公共交通機関利用や、バイク通学、それから近距離での自転車等の通学、さらには市外への通学、市内の高校への通学など、細やかな制度設計をする必要があると考えております。

他の自治体の事例も調査、研究もした上で、関係部署と調整のうえ、来年度中の実施に向けて一定の支援を考えていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

担当部長や市長から答弁いただきました。一定の理解をさせていただきたいと思えます。

春名部長ね、他の自治体の事例とか調査、研究と、これはやったらいいと思うんですけど、あくまでも参考にしかありませんので、美作市はこうやるんだというもの、それはこれから知恵を出しながらやっていただきたいと思えます。無理なことをしようと思ってもできるわけありませんので、できる範囲の中でやられたらいいんじゃないかなと。

最後におっしゃった、来年度中の実施に向けての一定の支援を考えていきたいということでございました

ので、そののところを大いに期待を申し上げまして、この質問を終わります。

次に、4項目めに入ります。

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員、10分間休憩したいと思います。

10番（山本 雅彦君）

行ってしもうたらいいんじゃないけど、休憩しますか。

議長（岡本 泰介君）

休憩しましょう。ちょっと長引きますから。

午後4時01分 休憩

午後4時11分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、山本雅彦議員、4項目めからお願いいたします。

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

4項目めでございます。

項目としては、河川についてということですが、先ほども最初に申し上げましたように、河川の浚渫計画、県管理、市管理と合わせて、その浚渫計画がどうなってるのかということ。これは令和3年度について、3年度以降も含めますけども、今後の予定についてということ。それから、合わせて河川の整備も含めて計画をお尋ねしたいと思います。

2つ目としては、水産資源の保全ということでございますけども、よく皆さん、他の議員の方もおっしゃいますけども、昔はもっと川に魚がおりましたねと。あるいは、私は作東ですから、江見の大還橋の周辺には釣りのシーズンになると、アユ釣りに来られる方がたくさんいらっしゃったんですけども、今は川には魚すらいないという状況であります。この河川をずっと車で走りながら見ておりますと、カワウとかサギとかそういった鳥類がたくさんおりますけども、それだけじゃないんですけども、そういったことでなかなか魚が育たない、また数が減ってしまう。ある時に見てみたら、その川の上をカワウが20羽くらい編隊組んで飛んでるんですね。どこ行くのかなと思って見てみたら、ある川の広い浅瀬のところに集団で舞い降りるわけですよ。そこで待ち構えるんですね、魚が来るの。いわゆる一網打尽という、そんな感じですよ。これでは魚は住む場所がなくなってしまう。減るのは当たり前だろうなと思いますね。

そこで、2つ目として水産資源の保全ということについて、漁業組合とも協議が必要でしょうけども、どういった政策が今行われているのか、また、これらについて今後どのような政策でもって水産資源の保全をしていくのか、その辺りをお尋ねしておきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、私の方からは、まず河川の浚渫の計画ということで、今年度の状況から来年度の予定ということでお話させていただきたいと思っております。

まず、県が管理しております、1、2級の河川でございますが、県が公表しております入札情報、こちら

を参考にいたしますと、本年度が11月までに39か所の浚渫工事を実施されております。

県に取組を確認したところ、現場において土砂堆積等による流水疎外の状況を確認の上、これまでも河道掘削等による対策を実施してきたところである。令和2年度に策定した「岡山県河道内整備実施計画」に基づきまして、令和3年度以降についても、優先度の高い箇所から実施していくと聞いております。

それから、市が管理する部分でございますが、こちらは小規模な普通河川ということになります。

今年度におきましては、緊急自然防止対策事業、こちらは起債事業でございますが、充当率100%、それから交付税措置が70%ということで、有利なものでございますが、こちらを活用いたしまして、40の河川で護岸修繕、浚渫、パロペット工事を進めております。

令和3年度からは、緊急浚渫推進事業、こちらも充当率100%で、交付税措置が70%が新たに創設されます。これによりまして、河川の支障木の伐採、浚渫工事の要望等取りまとめて、現在13河川の計画をしております。

なお、この事業につきましては、令和6年度までの5か年計画ということで創設されておりますので、次年度以降も地域の要望などを参考に情報提供を頂きまして、対応していきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

水産資源の保全につきまして、漁業資源が大きな損害を受けているということでございますが、カワウやサギ類による被害対策として、吉野川漁業協同組合では、テグス針や花火を使った追い払いに取り組み、年間を通して猟友会に駆除を依頼しております。

カワウ、サギ類の捕獲奨励金は1羽当たり、市から1,000円、漁協から2,000円で、合計3,000円を支給しておりますが、令和元年度の捕獲実績は、カワウが11羽、サギ類39羽で、被害を防ぐまでには至っていない状況です。駆除の成果が上がらない背景には、対象鳥類が河川にいること、民家や道路が近いことから、なかなか猟銃を使った駆除ができないという状況にあります。市では有害鳥獣対策として、主にサル対策でございますが、動物駆逐用火火で追い払いを行うための、煙火消費保安手帳の取得費用を負担しておりますが、漁業協同組合にも参加いただきまして、花火によるカワウ、サギ類の追い払いに取り組んでいただきたいと考えております。

また、12月1日には、吉野川漁協に対しまして、岡山県が委託した専門員によるカワウ対策の講習会がございました。これ、実際講習会ですが対策が行われております。英田、青野で行われておりますが、カワウの巣があります竹藪の上に、ビニールテープを張ることによって、ねぐらの退去を進めるという方法です。英田、青野で実際に行われておりまして、ビニールテープのようなものが張られてますが、これは植物由来性のものでして、自然に分解していくというのですが、そういった対策が取られております。この取られた対策の効果も見守ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

建設部長から答弁いただきまして、河川の関係ですが、今、県も計画中であるということ。そして市も計画を行っているということですね。これは、その計画の内容ですよ、つまりどの河川をいつやるのかという、そういう計画が県も市もあるんでしょう。それは細かくは公表できないと思いますが、分かってる部分がありましたら、こんだけの河川でやりたいんだと、あるいはこういう計画であるんだということが、御手

元にそういう資料がありましたら、示していただいて、お教えいただきたいと思います。

それから、水産資源については、今ねぐらにテープ張るんですかね。テープ張ったら入れなくなるからよそへ行くだろうと。そりゃあ確かに追い払いはできるんだけど、結局数減らないんですよ。数減らない。だから、捕獲するしかないんですよ。捕獲するためにはどうすればいいのかという。だから、網を張って捕まえるのか、なかなか川の中で猟銃等撃って持っていくわけにもいかないんだろうけども、まずは捕獲ということ。今お聞きしましたら、1羽3,000円ということで。例えばですよ、イノシシ1頭が今5,000円ですよ、捕獲の場合。違いますかね。もうちょっと多いんですかね。また後で。イノシシ並みにするとか、例えばですよ。カワウ1羽捕獲すれば5,000円とか、6,000円とか。そうしたら、もう少し力が入るのかなという気がせんでもないんですけど、お金で釣るというわけじゃありませんが、それくらい本気になっていただきたいし、市も真剣なんだということで、しっかりと取り組めるような環境づくりができないかなということで、再度お尋ねしておきたい。サギというのは、色の白いのもいたら、そうじゃないのもあるんですけど、サギも有害鳥獣になってしまうんですけど、少し悲しんですけど、カワウもそうですよね。だけでも、全然カワウを捕獲した数は少ない。サギは39羽ということなんで。そういったところも1つ問題なのかなと思うんですね。この捕獲についての市の支援策というものも考えられる部分があれば、もう少し検討も協議しながらやっていただきたいなと思います。その部分だけで結構ですけども、お考えをお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、河川の浚渫の計画ということでございますが、まず岡山県の河道内整備実施計画、こちらにつきましては、令和2年の4月に岡山県の方が作成されたということで、ホームページの方にこういったものが公表されております。この中を確認いたしますと、県下の管理河川ということで、2,700キロ、こちらの方を調査されたということで、3ランクに危険度を大きく分けておられます。

河川の断面のうち、阻害している部分が30%以上、こちらについては、特に影響が大きいということで、Aランクをつけられております。ちなみに、このAランクについての河川は美作市内にはございませんでした。

次に、15%から30%の阻害率ということで、こちらの方が美作市にはちょっと県に集計していただいたところ、15の河川があるということで、26か所程度上げられております。県といたしましては、このBランクのものについて今後5年間の計画というところでございますが、5年では取り切れないといった予想を立てられておまして、このうちの3割程度をこの5年間で解消していきたいといった目標になっておるようでございます。

それから、阻害率が15%未満、こちらについては、経過観察ということで、影響が少ないCランクという位置づけにされておられます。

それから、美作市が行います普通河川の浚渫、こちらについては、いわゆる法定外の青線とか呼ばれるものも全てでございます。台帳もございませんし、非常に膨大な距離があるということで、分母のほう把握しきれない状態ではございますが、こちらの方は地域からの要望等お聞きしながら、順次計画に取り込んでいきながらしていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

なかなか、カワウやサギ類の対策として銃による捕獲が増えないと。奨励金の金額のこともありますけど、なかなか山の中へ帰ってくれたら撃つことができると。だけど川のほとりの巣に行くと銃が打てない。それから、捕獲が成功してもなかなか個体の回収をして奨励金の確認なんか結び付けるのが難しいということもあるのかなと思っております。狩猟法の関係で、なかなか銃を使った、他の捕獲の方法も検討しないといけないと思いますが、できないということで、なんとか、例えば、集中的にそういった対策が取れるとか、そういったことができれば効果的な捕獲ができるのかなというようなことも考えるんですけど、なかなか特効薬がない状況で、巣の中にドライアイスを入れて、ひなといいますか、卵を処分するといった方法も言われておりますけど、引き続き情報収集なり、研究してまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

建設部長、河川については特に浚渫あるいは河川整備についてなかなか大変だろうと思うんですけど、この浚渫そのものは市の管理については、特に地域の要望等がどんどん出てくると思うんですね。今こうやって放送もしてるわけですから。そうすると、それに対してできるだけ危険な地域については丁寧に組みんでいただきたいと思ひますし、3年、4年、5年という一つの長さ、単位でやっていくんですから、優先度というものもあるかもしれません。そういったことも含めて、しっかりと河川については組みんでいただきたい。

今年は大きな豪雨災害等なかったわけでありまして、これが明年度あるいは明後年度に起きる可能性もありますので、今のうちにしっかりとこの対策を行っていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。これはそういうふうによ望しておきます。

経済部長、難しいですよ。これといった手がなかなかないということですから。しかし、ない中でやらなきゃいけないというのが（聴取不能）なんですけど、それは漁業組合ともしっかりと協議していただきながら、有効な方法を考へていく。網を川の上に張るといふのもどうかと思うんですけども、そういったことも、できるものならやった方がいいですよ。できることからやった方がいいという、そういうことで少しでも捕獲を増やしていただき、水産資源の確保に結び付けていただくということを令和3年度も含めてしっかりと組みんでいただきたい。我々もできるいいアイデアがあればまたお預かりしますのでよろしくお願ひしたいと。

こういうことで、議長5項目めに入ります。

議長（岡本 泰介君）

はい。5項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

5項目めは最後であります。2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体についてということで伺います。

冒頭申し上げましたように、菅内閣としては、2050年カーボンニュートラルということで、二酸化炭素排出を実質ゼロにすると表明されたわけでありまして。これなかなか今まで言えなかったんですね。日本の政治も。安倍前総理もなかなかここまで踏み込んで言えなかった。これを菅総理は言っちゃったわけですけども、それを言わざるを得ないような世界的な状況にもなっているということだろうと思うんです。

それで、この2013年が1つの目安ということだったと思うんですけども、一説にはイギリスの産業革命のときまで遡った方がいいんじゃないかというような話もあったようなんですけども、まずはそのときの状況というもの、そこが1つの基準になるようでありまして、それにしてもそれからどんどん増え続けておる

わけでございますから、日本としても早急にこれはやっつけていかなきゃいけないということでもあります。

そこで、美作市としては、このゼロ表明自治体ということも含めてどのような取組をしていくのかということ、これをお尋ねしておきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

5項目めの、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体について、美作市としての考え方及び取組についてということでございますが、地球温暖化を防止するための対策としまして、先ほど議員が言われましたように、国としましては、二酸化炭素などの国内の温室効果ガス排出を2050年までに、これまでの目標でありました2013年度比で80%削減するから、実質ゼロにすると宣言されました。

また、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの達成を表明しております自治体も増えておりまして、12月3日時点で181の自治体、24都道府県99市に特別区、46町、10村の自治体が表明しております。県内では、岡山県と真庭市が既に表明されております。

本市におきましては、現在のところ表明はしておりませんが、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「美作市地球温暖化対策実行計画」を平成29年3月に策定しておりまして、行政、市民、事業者がそれぞれ主体となって、本市の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制に取り組むこととし、策定時点でございますが、2050年度までの長期目標としまして、2010年度比で二酸化炭素の排出量を80%削減を目指しております。再生可能エネルギーの利用促進、薪ストーブ、薪ボイラーの導入促進、またクールビズ、ウオームビズ、エコドライブ、ごみの減量化など、家庭でも行える温暖化防止対策を実践、推進していく計画であり、その他にも市では美作市が管理している施設について、太陽光パネルや薪ストーブの設置、照明のLED化を積極的に取り入れ、二酸化炭素排出削減に向けて取り組んでおります。

現状としましては、先週同様の質問に対しまして、市長の方から答弁がありましたが、市内の森林における炭素吸収量や経済産業省が認定しております、民間の再生エネルギー施設などの発電量を参考に、発電電力相当の購入電力が削減できたものとして、美作市の二酸化炭素削減量を試算しますと、現時点で着工されているものや、自家消費分も勘案すれば、本市の二酸化炭素排出量はほぼ削減されたものとみなすことが可能であり、実質的には二酸化炭素排出実質ゼロを達成しているものと推測しております。

今後におきましても、市が管理する施設や、市が行う事務事業の中でできる地球温暖化対策を継続していくとともに、市民一人一人が意識することにより行える「うちエコアクション」などを推進し、さらなる温室効果ガス削減に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

議員の御質問の関係としまして、事業者としての美作市、市の事務事業での取組につきまして御報告をさせていただきます。

先ほど森元部長の方よりも答弁がございましたように、「美作市地球温暖化対策実行計画」を2011年に策定ということございまして、その後2次計画を策定いたしております。国の二酸化炭素の削減目標につきましては、40%ということがございましたけれども、この2次計画におきましては、長期目標としまして、二酸化炭素の排出量を、これは2030年度に国の目標値より高い41.6%、短期目標として、2023年度に24.5%削減と定めているところでございます。

具体的には、今年度「カーボンマネジメント強化事業」といたしまして、補助金を受けて愛の村パーク、大芦高原温泉雲海、大原病院の照明、冷暖房設備の改修や、補助対象以外でも、武蔵武道館や、作東バレンタインホテルの照明をLED化するなど、施設整備の更新等に関する取組を行っているところでございます。

また、職員一人一人が日常業務におきまして、室内温度の設定や必要のない照明の消灯など、省エネルギーに関する取組を行っているというところでございます。こういった取組の推進、評価を行うため、庁舎内に、美作市地球温暖化対策推進本部を設け、毎年現状の確認を行い、評価や今後の方針を定めるとともに、職員に対しての研修を実施しているところでございます。

その成果といたしまして、二酸化炭素の排出量の2019年度の状況は、2013年度に比べまして、27.3%の削減ということになっておりまして、2023年度の目標24.5%を上回っている結果となっております。なお、この取組や成果につきましては、美作市のホームページで公開をさせていただいておりまして、行政が率先して行動することにより、市民や事業者への啓発につながるものと考えているところでございます。〔降壇〕
議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

美作市としてはしっかり取り組んでいるんだということが分かってきたわけでございますけれども、先ほど総務部長もおっしゃったように、2030年度41.6%、2023年度が24.5%が、既に27.幾ら%までやっているという、まあ数字上のことではありますけれども、目標は立てたものについてしっかり取り組んでいるんだということは分かるわけでありまして、あと10年先に17%以上削減ということになりますから、なかなかこれは大変だろうと思うんですけども、こういうことをしっかりと、計画書はちゃんとあるわけですから、この計画に基づいて美作市の方もやっていくことも必要ですし、また、市内の民間企業におきましても、そういった取組をしっかりといただくように、啓発活動、あるいは取組を奨励していくということも必要だろうと思います。

国としては、石炭から石油、石油から再生可能エネルギー、そして2030年には電気自動車をもっとしっかり使っていくんだと、脱ガソリン自動車といいますかね、そんな目標も立てておるわけでありまして、ますます、こういったことが求められてくると思うわけでありまして。美作市が行政として積極的に取り組んでいるんだということを内外に示す意味でも、表明することも必要ではないかと思うんですけども、そこら辺りを最後に市長の方からお聞きしておきたいと思います。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

表明の意味によっては、直ちに表明することができると思っております。

今まで表明された方々の表明の内容を拝見しますと、取りあえず表明しておこうと、2050年、そんな先のことで分りゃせんけど、言うたほうがええんじゃけえ、言うところかみみたいな話になってるのではないかとと思われる場合もあります。

一方で、美作市の場合は先ほど環境部長の方からお話したように、市全体として考えると、達成しちゃってるんですね。だから2千何十年かに達成しますじゃなくて、達成したんですけどどうしたんですかという表明になっちゃうんです。本当は。そのときに御褒美がもらえたらすぐやろうと思ってるんですが、御褒美が出ると全然聞いてないので、その辺は状況を見ながら、御褒美が出るなとなると、さっと表明をしていくことになると思う。

ただ、一方でそういう漫画みたいな話を除きますと、我々は太陽光パネル発電のおかげで、実質ゼロを既

に達成をしてるだろうということに計算上なるんですけども、問題はそのメリットがほとんど海外に流出しちゃってるということなんですよ。原油を買ってきて、ガソリンにして云々かんぬん、結局例え話的に言うとサウジアラビアに行っていたということが、今見るとアメリカの金融市場にいつてると。変わったのは、サウジアラビアがアメリカになっただけみたいな、そういう状況になっていることについては、やはり市としてはじくじたる思いを持っております。そのじくじたる思いがあるものですから、いややりましたと胸を張って言うような気持ちに今のとこなっていないということもまた真実であります。

いつでもできる体制ではありますが、ちょっと状況を見させていただきたい、そういう思いがあることを答弁としてお話をいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

市長も余裕ある発言といいますか、もう既にできてるんだから、それを表明してどうなるんだろうということなんでしょうけども、日本の国というのは、特にマスコミが随分といろんなことを騒ぎ立てるわけなんですけど、例えばこのことが議題になった時には、話題になったときには、これを達成している自治体はどこにあるんだということになったときに、美作市がイの一番に達成率がぼんと上がってくるという、そういうこともなきにしもあらずで、そうするとますます美作市というのは、環境問題に取り組んでるんだなど、移住するなら美作市に行こうとなることもあるかもしれない。そういったことも考えながら、しっかりと取り組んでいくということと、合わせて表明するからには数値まで求めるということも、国の方も必要だろうと思いますし、また、美作市もその数値を示しながら表明していただけたらなと思います。

何か達成できたら御褒美がもらえるかどうかというのは、これは分かりませんが、国の方もそういったことでしっかりとそれを検証していくような体制づくりというものをやっていただきたいと、こういう申入れをしたいなと思いますけども、美作市としては、これだけ取り組んでいるんだということもしっかりとアピールするためにも、適当な時期に表明していただきたい。しっかりとPDCAサイクルを実行しながら、さらに、次なる目標に向かってしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いをしておきまして、この定例会での一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番6番、議席番号10番、山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後4時47分 延会

令和2年12月8日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（令和2年第9回美作市議会12月定例会）

令和2年12月8日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	西山正志	2番	青山慶
3番	和田広宣	4番	岩崎清治
5番	岡野鉄舟	6番	中山忠明
7番	重平直樹	8番	安藤功
9番	金谷のり子	10番	山本雅彦
11番	萬代師一	12番	山本重行
13番	尾高誉久	14番	鈴木悦子
15番	岩江正行	16番	日笠一成
17番	倉地重夫	18番	岡本泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	福田昌弘	政策審議監	春名利亮
総務部長	岡本和之	危機管理監	千原善弘
企画振興部長	春名信明	市民部長	景山二男
環境部長	森元浩之	保健福祉部長	江見勉
経済部長	遠藤宏一	建設部長	小林英樹
消防長	高山宏明	会計管理者	山森和幸
教育次長	平田幸春		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	玉櫛哲也
主任	臼井隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

本日は、通告順番7番、議席番号14番、鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

14番、鈴木でございます。質問の許可を得ましたので令和2年12月議会の一般質問を行います。

師走を迎え、心なしか気ぜわしさを覚える中で、秋を彩った色鮮やかな落ち葉が北風に舞うこの頃でございます。

冬の到来がコロナウイルス感染症の拡大に影響を及ぼしているようで、都市部を中心に感染者が増加をしております。

スーパーコンピューター富岳を使い、飛沫が拡散する状況を検証した結果、マスク着用が拡散抑制に大きな効果があることが証明されました。コロナにかからないために、マスクの着用を心がけることを、市民の皆様に向けて強く発信したいと思います。

そして、このようにコロナで不安定な時期だからこそ、市長をはじめ、執行部と議会が連携して、市の活性化、安全、安心な美作市を目指し、俯瞰的に見据えた施策に取り組むことが大切であると考えます。

それでは、今回の質問は、1項目めは、私が最優先で取り組んでおります武蔵の里整備について。

2項目めは、医療的ケア児の支援について。

3項目めは、旧大原町古町地内を流れる吉野川の洪水対策について。

4項目めは、179号線、旧美作、平田から朽木地内を通っている国道179号線における安全対策についてです。

まず、1項目めの、武蔵の里整備についてでございますが、少し具体的に申し上げますと、インバウンドを含む観光誘致と、青少年から大学生、高齢者までの幅広いスポーツ愛好家、あるいは、ブラスバンドや楽団演奏などの文科系の皆様をターゲットに、この時代にふさわしい武蔵の里五輪坊、温浴施設の新設などを機会あるごとに提案してまいりました。9月議会において、市長と経済部長から、10月には武蔵の里整備検討委員会を設立し、委員からの意見を集約して、サステナビリティな武蔵の里を目指していくとの答弁がございました。今が良ければではなく、将来にわたって、地球環境を保ち続け、持続可能な武蔵の里を作ると

いう御答弁でありました。

そして、10月には第1回目の検討委員会が開催されました。私も委員として出席をさせていただき、いろいろと意見を述べさせていただきましたが、今後の武蔵の里整備を進めるための検討委員会の提言を充実させるためにお伺いしたいことがあります。

それは、昨年の讚甘地区の行政懇談会において、旧大原町の農産物、花、また手作りの物品等を主として販売することを目的に、解体される民家を移築して作られた楽市楽座がございます。このかやぶきの楽市楽座の屋根のふき替えの要望があったと記憶しております。私も、農業振興のためにも、高齢者の生きがい対策のためにも、楽市楽座は大いに存続価値があると評価しております。

そこで、まず屋根のふき替えの前に、耐震診断をされたと聞き及んでおります。耐震診断の結果はどうだったのでしょうか。教えてください。

診断結果を受けて、今後様々な方向性が考えられると思いますが、どのようなお考えを持っておられるのかお聞かせください。

第2回目の検討委員会において、市としての考え方を踏まえて委員会で楽市楽座をどうすれば、今以上に管理運営を行うことができるか。多くの生産者に季節の新鮮で旬な野菜を搬入していただけるか。あるいは観光客や地域の皆様に購入していただけるかななどを想定した意見を交わすことにもつながると思いますので、お考えをお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

武蔵の里の整備について御質問いただいております。

楽市楽座ということで御質問いただいておりますが、現在、楽市楽座は運営している建物がありまして、その隣にかやぶきの店舗としては使用していない建物がございます。その建物につきまして、耐震診断を行ったということで、答弁させていただきたいと思います。

この、楽市楽座に隣接するかやぶきの建物は、平成9年に移築して整備された木造の施設であります。武蔵の里の再整備を検討していることから、耐震診断を行いました。

結果は、開放的な間取りのため、壁量が不足しており、倒壊する可能性が高いとのことでありました。

その結果を受けて、今後をどう考えるのかという御質問ですが、今後は耐震補強をするのではなく、武蔵の里再整備に合わせて撤去する方向で検討したいと考えています。なお、この施設は、美作市シルバー人材センター東部支所として利用されておりますので、退去していただくように関係者と協議を進めてまいります。

それから御紹介がありましたが、武蔵の里整備につきましては、武蔵の里再整備検討委員会で検討いただいております。この検討を受けて進めてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

御答弁いただきました。私も耐震診断の結果で、倒壊の恐れがあるというようなことをお聞きして、直せということは言えません。素早く撤去していただきたいと思っておりますので、この件につきましては、これで結構かと思っておりますけれども、1つだけ。

武蔵の里にあります、武蔵のお姉さんのおごんさんが嫁がれた平尾家が、武蔵神社の下にございます。その平尾家の主が亡くなられて、跡を継ぐ方が、娘さんはおられるんですけどお嫁にいかれております。その娘さんの方が、この家をどうしても自分で管理ができないというなお話をされまして、宮本の区長さんと相談をされました。区長さんもこの武蔵の里整備検討委員会の今委員長をしてくださっておりますので、もちろん一生懸命御尽力を頂いて、話をしてくださりました。平尾家の家を娘さんが市へ譲り渡してもいいという話まで言うてくださって、区長もそういう方向に話を仕向けられたんかどうか分かりませんが、一生懸命になってくださっております。ぜひ、武蔵の里でその家なくして語ることもできませんし、どうしてもそれを市の方で受けていただけるかどうかということ、市長にお伺いしたいと思います。

それからもう1件は、武蔵の生家が、今までずっとお留守でした。おられる時は、平田家のおばあさまが、生家を開放して、いろいろ面白おかしく説明をしてくださっていましたが、十数年前くらいからになると思うんですけども、空き家になっておりました。ところが、最近になって、お孫さんが御夫婦で子どもさんを連れて大原の家に帰ってこられたんです。武蔵の生家の裏に新しく家を建てられて、そこでおられます。先週の土曜日に私もその家に伺ったんですけども、ちょうどおられて、話ことができました。自分たちはここで大きくなってないので、よく分からないけども、おばあ様が一生懸命武蔵を語っていたということとはよく知っているし、生家だということももちろん重々承知しておると。今後において、これから私たちは武蔵の里整備について再構築をしたいということで、一生懸命検討委員会作って頑張っている最中なんだと、協力してもらえますかと言うたら、全面的に協力するというお話を頂きました。

そういうことが2件ありましたので、ぜひ市長にも、その方にもお会いしていただいて、話をさせていただきたいということもありますし、それから平尾家についても、そういうこともありますので、もし市長の方で言われることがありましたら、ここでお話を頂きたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私の記憶の中で言うと、祖父が実は若い頃に、今お話になった両家に私を連れていきまして、武蔵の話を聞かせてくれたと。私事になりますが、どうもじいさんの話では、遠縁に当たるんだというんで、えらく感動したことがありました。そのときの記憶をたどると、いずれにしても、その2つのお家が武蔵の身内のいわゆる末裔であるんだというようなことであって、武蔵の里を語る上では欠かすことができない、今の言葉で言えば文化財なんだということを表していただいた記憶があります。

ちょっと話がそれますが、武蔵の生誕の地がどこかという論争がありますけれども、武蔵の出身地がそこであることはまったく間違いないですね。ほかの言葉でいいますと、私は大原病院で生まれましたけれども、大原出身とは言いません。西栗倉の出身であると。それは、産婆さんがどこにいたかという問題ではないんですけども、そういう意味で、武蔵のゆかりの地の中心的な建造物があって、それを御子孫の方々が、もうよう守っていかなのであるからと言ったときに、武蔵の価値を考えるとすれば、それは地方公共団体、基礎自治体である我々が第一義的に、その家屋ないし史跡というべきものを、後世に引き継ぐ役割を果たすべきだろうと思っておりまして、そういう観点から言うと、御寄贈の申出があれば、当然、前向きというか、分かりましたという方向で検討するということになると思います。

次に、武蔵の里再整備の検討の中で、どんなふうには今度は利活用していくかということになるかと思えます。それで、再整備の検討の範囲の中でも若干、それらしい議論があったんですが、宿泊を分散ホテルという形でやるということも一つ考えよう。その分散ホテルの中に今あるもので言うと古町にあるN邸です

ね、それから東栗倉にA、Bの民泊とかね、そういったもの、あるいは場合によっては、西栗倉にも古民家改造のT寺というものがあったりするんですけども、そういったものも連携をして、その総括的なクロスポイントとして武蔵の里をやたらかどうかという話が出てましたが、その分散型の宿泊施設、古民家改造型の長期滞在型宿泊施設の中の1つに平尾家の長屋の一部を使うとか、そういうこともあるのかなと思って、個人的には非常に興味がございます。

ただ、今申し上げましたように、検討委員会において、そういう位置づけができれば宿泊施設になるし、そうじゃないときには、今度は文化財としての活用になっていくと思ってるんですけども、どっちに振られていくのかについては、今後地元の方々の御議論も含めてしっかりと検討していくべきだろうと思っております。

なお、1項目めの質問の中の楽市楽座の問題がありましたけども、これについては、今後の施設全体の検討の中で有効性があればそうすればいいんですが、一方で、私思うんですけども、宮本武蔵の大河ドラマがあって、うわっと湧いたところへ作ってるんですけど、その後の客の動向というのは、右肩下がりですと来ていて、大原で人が買物に行くところとしては、ややずれてるんですね。その辺も含めて考える時にほかのやり方もあるかもしれない。愛の方がいいかもしれない、ということも含めながら検討すべきだろうと思っております。

その辺については、楽市楽座を生産者の視点から見ると、観光の視点から見るとかというような、生産者の視点から見ると、安い販売所があった方が当然いいんです。それは既に管理人がいるところに持っていったほうがよっぽどいいということにもなるかと思って、その辺は、しっかり農業振興課にも議論をしてもいいながら、皆さんに御満足いただけるようにしていきたいと思っております。野菜1つ売るためにかかる費用が1万円というのは持たない。それはやっぱり0に近い値段でやってもらわんと無理なわけでありまして、その辺をしっかりと考えれば、生産者の方にもメリットがあるようにしたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

3回目です。

いろいろお話を頂きました。いずれにいたしましても、検討委員会で全て今質問したこと、それから市長から答弁いただいたこと、部長からの答弁、全て検討委員会で今後協議していかなければいけないことだと思います。

第2回目の検討委員会が16日くらいを予定してありますので、そこでしっかり協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1項目めはこれで終わりたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

14番（鈴木 悦子君）

2項目めは、医療的ケアが必要な幼児に対する支援についてお尋ねいたします。

菅内閣は、政府の想定以上のスピードで少子高齢化が進んでいることを踏まえて、不妊治療への公的医療保険への適用を看板政策に上げています。

さらに、包括的な対策を進める上で、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症に悩む人を対象に、新たな助成制度を設ける方針という記事が目につきました。確かに、少子化から脱却を図るためには、必要な支援

策であると思います。

半面、妊娠して無事に産まれた子どもが、もしも大きな病気にかかっていたなら、親はもちろん家族の心境はいかがでしょうか。誰でも気持ちは想像できると思います。しかし、貴い命を授かり、誕生したからには、1人の国民として、国、県の支援は当然のことではありますが、直接深く関わることになる市町村の取組がとても重要になると思います。心のこもったできる限りの施策を講じるべきであると考えます。

もう少し具体的に申し上げますと、平成28年6月3日に大幅に改正された児童福祉法において取り上げられたことにより、医療的ケア児についても、実践に向けた取組強化が行われるようになっております。

しかし、これも一部の自治体であります。しかし、ケアを必要とする施設や期間は極めて少ない上に、様々な問題もあり、一部の市町村に限られて実施されているのが現状でございます。

私のところにも、医療的ケアが必要な子どもを持つ親から、切実な相談がございました。そして、市長のところにも、その子どもさんとお母さんと、そして訪問看護師さんと一緒に面会に行かせていただきました。

そこで、お尋ねいたします。1つ目、先ほど少し触れましたが、平成28年に改正された児童福祉法について、どのように理解され、考えておられるのか。

2つ目としまして、医療的ケア児等の地域における受入れ態勢へ向けての整備を進めながら、医療的ケア児の地域での生活支援の向上をどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、医療的ケア児に対する支援についての御質問で、1つ目の平成28年の児童福祉法の改正についてどう考えるかとの御質問に対して答弁をさせていただきます。

平成28年の児童福祉法の改正につきましては、同法56条の6、第2項で、地方公共団体は、医療的ケア児のその心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努力義務を規定したものです。

これは、医療技術の進歩等によりまして、新生児特定集中治療室などに、長期に入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰吸引や、経管栄養などのケアが必要な医療的ケア児が増加しており、その医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体にその体制整備について、必要な措置を講じるよう求めているものです。

当市においては、まだその連絡調整を行うための体制整備はできておりませんが、現状では、保護者からの相談に対し、各関係機関がそれぞれで対応を検討している状況です。

今後は、保健、医療、福祉、教育、その他の各関連分野の各機関が連携し、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援が円滑に受けられるよう、連絡調整のための体制整備を進めてまいります。

次に、2つ目の御質問の、医療的ケア児の地域における受入れ態勢の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上についての考え方ですが、医療的ケア児の地域における受入れ態勢、地域生活支援の向上についてですが、医療的ケア児が地域において日常生活を送る上で、心身の状況や保護者の状況により、支援のニーズは多様化するものと思われれます。障がい児を対象としました、障がい児相談支援や、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい児通所サービスや、介護者の休息のための短期入所支援等の各種サービス利用において、医療的ケア児についても対応できることが必要と考えます。

現在市内では、大原病院と田尻病院において、障がい児、者の短期入所サービス事業を行っていただいておりますが、大原病院では医療的ケア児についても受入れの準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症協力医療機関の関係で実際の受入れには至っておりません。

今年度は、児童福祉法に基づく障がい児に対するサービスについて、その種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保にかかる目標を定める「障がい児福祉計画」の見直しの年度となっておりますので、医療的ケア児についても、この計画に反映したものにしたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、鈴木議員の質問に対しまして、2点目の教育委員会としての取組、考え方等をお答えしたいと思います。

現在、医療的ケアを必要とする子どもで、保育園等に入園を希望されている方がおられます。それに対応すべく、調査、研究を行っているところでございます。必要な医療的ケアや配慮は、一人一人の子どもの状況によって異なりますが、子どもの最善の利益を尊重する視点に立った合理的配慮や、障がいの有無を問わない考え方を踏まえ、どのように対応できるかを考えることが重要だと考えています。

そして、対応が実現すれば、医療的ケアを必要とする子ども、障がいを持つ子どもや保護者にとっては、将来への大きな希望になるものと考えております。

一方で、保育中の事故が起こらないように、受入れについては、しっかりと子どもの状況を確認して、安全に保育ができる環境を整備し、関係機関と緊急時の対応についても協議をするなど、万全の体制を作る必要があるものと考えております。

特に、医療行為を必要とする子どもの受入れにつきましては、例えば看護師の配置、保育士等の研修、保護者との調整はもとより、子どもの主治医や学校医などと緊密に連携を取りながら、保育を進めていくことが重要と考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

2回目です。今回のように、特に医療行為を必要とする子どもの受入れにつきましては、先ほど教育長が言われたように、看護師の配置、また保育士の研修も受けないとはいけません。それから、子どもの主治医、あるいは学校医などと、それから保護者との緊密な連携を取りながら保育を進めていくことが重要ということもよく承知をしております。

しかし、既に子どもさんは保育園の入園を希望され、申込みも済まされております。今、体制整備を検討するんじゃ、4月の入園を希望されて申込みをされているわけですので、検討するじゃ遅いんじゃないでしょうか。もう既に、保健福祉医療、教育委員会で協議会を作って、早急に対応を協議すべきと考えますがどうでしょうか。

また、申込みをされている保護者の方に、今の市の状況、考え方、あるいは今後の方針について、説明をされているのでしょうか。

先ほど部長も言われましたけれども、大原病院の中のレスパイト事業で、この子どもさんは1日だけ受入れをしていただきました。そして、お母さんも初めて子どもと離れて、そこへ預けて本当に少しの時間だったけど、リラックスした、安心して預けられるところがあって、本当にうれしかったということも話をされ

ました。院長先生が本当に一生懸命で、やさしく接してくださり、協力的であったという感想をお母さんが言われて本当に喜んでおられました。そして、子どもも大原病院へ数時間初めて預かっていただいたんですけども、全然精神的にも身体的にも何もなくて、家に帰ってからも安定した状態だったということをお話されました。

ところが、コロナ禍の中でございます。病院の方から、コロナの関係でしばらくは診れないということをお母さんが話されました。せつかくいいところがあって、自分の時間も取れる、子どもも違うところでいろんな空気を吸いながら数時間過ごせると、親子共々がいい関係であったのに、コロナの中でこんなことになったと言われたので、ちょっとしょうがないですねとか言われておりました。

お母さんが言われるのには、この子は健康で皆と同じように遊んだり、走ったり、話したりはできないけど、同じ保育園に入園して、同じレスパイト事業でも、そういうところにも、1日でも2日でも入らせていただいて、同じ空気を吸ってにぎやかな声を聞いて、遊ぶ姿を見て、皆と同じ環境にいたということを経験をさせてやりたいということをお話されました。そういうお母さんの気持ちを考えますと、これから検討するじゃすまされないんじゃないでしょうか。早急に協議会を立ち上げて、対応を急いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、2回目の質問にお答えします。

先ほども答弁したとおり、保育園に入園を希望されている方がおられ、調査、研究を行っているとお答えしましたけれども、現在入園を希望されている保護者の意向等を確認しながら、保健福祉部や主治医等に相談、意見を聞いているのが現状でございます。

その中で、整備をより迅速に進めていけたらという考えで取り組んでおります。

それから、4者協議の設置につきましては、受入れ前後の状況に応じた関係機関との連携が必要となりますので、まず、受け入れる前、受け入れた後、どういうふうに対応していくかということで、具体的に4者が協力しながら進めていけたらということを考えております。

その中で、市内の園の中でどこへケア児を受け入れるというような、いわゆる物的環境をつくっておくか、その辺りを想定しながら、物を用意し、看護師等の人の配置を用意し、それから、情報を集めという、その3点で、速やかな受入れ態勢の構築が図れるよう、現在受入れ環境の整備をしているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

市内全体、全保育園で受け入れるということは本当に難しいということは理解しております。

私としては、早期に、できれば来年4月から、モデル園として1か所の保育園を受入れ態勢を整えていただきたいなと思います。特に、美作市立大原病院も近くにあるわけでございまして、それから院長先生も非常に理解を示してくださっておりますので、むさしこども園も4月には開園するわけでありまして、モデル園としてぜひこのむさしこども園が受入れが可能になるように、進めていただきたいなという思いでございます。

いろいろ制度、支援を受けながら子どもの幸せを願い、子育てを頑張っておられるお母さん、お父さんで

ございます。その中で、このようなことを書いて私のところへ届けて来られました。

まず、医療ケア児を知らない方が大変多いということ。もっと、もっと知ってほしいなということを書きました。

それから、医療ケア児は美作市内には少なく、情報が少ない。制度を、支援を利用したいと思うけども、使いたいという前に、何が利用できるのか、何の支援が受けられるのか、そういうことの情報が少なく、もっと、もっといろんなことが知りたいということも書いておられます。

それから、障害者手帳をもらってるんだけど、1歳を預かった経験がないという理由でなかなか簡単に受け入れてくれるところが少ないということ。

それから、今の新型コロナウイルス、またこれからインフルエンザ等の感染症に対する不安が普通の方よりも物すごく不安を持っておられます。それは、根拠のない噂が飛び交うからだと書いておられます。

それから、誕生寺支援学校がありますけれども、それまでの行き帰りが本当に、本人にすごく負担が大きいと。大変でも支援学校がないので、通うしかない、負担を強いられながら、通うしかないという方も大勢おられる。美作市に支援学校が市長さんが一生懸命支援学校のことを言うてくださっております。支援学校が開校する話が実現すれば、美作市の子どもだけでなく、勝央、津山の学生も通学の負担が少なくなるので、ぜひ市長さん作ってくださいということを、切実なることが書いてあります。

今日、そういう保護者の方がテレビの前で見てくださっておりますので、本当に皆さんにもよく理解していただきたいなと思っております。

それから、医療ケア児も保育園に通園したい。レスパイトがあつて、有難いけども、これは不定期である。いつでも自分が思うときになかなか受け入れていただけないということ。それからレスパイト事業を利用させていただきただけだったら、お母さんの職場復帰がなかなか難しいということも言われました。

そういうふうな、いろんなこと書いてこられております。目を書いてばちつとこういう印を書いて、明るいことも書いてくださるとんですよ。医療制度があること、支払いを気にせず子どもをしっかりと治療をさせてやることができる。

それから、大原病院にレスパイト事業があるんで、安心できたと。1日だけだったけど、安心できたと。また、コロナ禍がなくなったら、もし保育園が4月に間に合わなくても、そこを利用しながらなんとかできると。自分の時間も持てるということを書いておられます。

また、1歳の子どもにも障がい者手帳を発行してくれた。手帳があるのと、ないのでは、受けられるサービスが大きく広がるということも言われております。

それから、美作市内にも医療ケア児がいて、困っていることを本当に知ってもらいたい。今まではなかなか耳を傾けてもらえず、困っていた。どうしようか、どうしようかと困っていた。実現する、しないではなく、聞いてもらえたことが大きな前進であり、本当にうれしかったと言われております。

それから、障がい児、障がい者が家庭で看護という考えを変えていきたい。支援学校とかそういうものを作っていただいて、家の中だけでなく、いろんな経験ができるので、家庭で看護という考えを変えていきたい。健康な子どもは当たり前でできるが、障がい児、障がい者にはサポートがないと難しいということもあるし、障がいがあつても、他の子どもと交流をさせてやりたいという気持ち。それから、できないことは多いけど、いろんな経験をさせてやりたい。同じことの繰り返しになりますけども、そういうことを書いておられます。

そして、最後に子どもに障がいがあると分かったときは、本当につらかった。でも、やっぱりかわいいし、大変なこといっぱいあるけど、ずっと一緒に美作市で家があるから、美作市でこの子と一緒に生活し

ていきたい。支援学校等の通学が負担で、入所する人もいるけども、美作にできれば家からも通わせられるし、親の私はずっと美作市でこの子と一緒に暮らせるし、暮らしたいと思っているというような、こういうお手紙をくださいました。

ですから、この思いを酌み取っていただき、先ほど教育委員会から答弁の中にありましたけど、どっかの保育園1園をモデルとして、ということですが、先ほども言いました大原病院も近いですし、それを考えても、安全、安心が一番でありますので、むさし園という方向でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、障がい者について、大変市長も力を入れてくださっております。何かお考えがありましたら、よろしくお願ひします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、お名前申し上げませんが、具体のお話をされた若いお母さまには、大変勇気のある行動をしていただいたということで、心から感謝をしています。

平成28年の児童福祉法の改正、概念的には当然知っておったんですが、具体の心のこもったお話としてその必要性を我々が認識をすることができたということは、とても大きな前進だと思っております。

保育園の話につきましては、保育に欠けるということは間違いない状況になるので、教育長は受け入れることを前提として話をしているわけでありまして、つまり、4月には受け入れるんだと腹を決めてるんだけども、その中でどうするかを考えてるんだという答弁でございまして、御安心をしていただきたいと思っております。

ただ、連携の仕方においては、医療的サービスを保育園が提供するのかどうかについて、様々な議論があって、調整をいたしますけれども、今確か訪問看護でしたですね。訪看のサービスを保育園において提供することができるかどうか、あるいは訪看の方が保育園にいていいかどうかというぐらいの話に多分なるんじゃないかなと思います。後は、事故の場合の責任の分担の仕方を事前によく取り決めておくということが、法律的には根本的な課題になってくるんですが、そういうところをしっかりとってくれるんであろうと思います。

組織としての看板は出てませんが、具体的な話としては、もうこうやって動いておりまして、調整機能もしかるべくやっつけていこうと思ってるんです。

そして、とても重要なことは、こういった課題が議会の中で議論をされる段階に達してきたということは、とても大切だと私は心からそう思っております。ですから、どんな意義があるかということについて、若干、私の考え方を申し上げておきたいのは、私が思ってますのは、年代に関わらず、医療的、あるいは福祉的ケアが必要な方に対しては、社会はその年代に関わらず、年代の差別なく、サービスを提供することが、憲法上の義務じゃないかなと私は思っております。

前々議会のときに、和田議員からAYA世代の話がありました。これも1つのあれで、40歳をもって介護福祉的な給付が始まるというのは、おかしな話で。それと同様に、何歳であるから、ケアができないということは、10歳代でも0歳代でも同じだと思っております。

国民の医療的福祉的ケアのために、国が何十兆となくお金を使っている中で、それを平等に扱っていくというのが我々は社会としての責務だと思っておりますが、ただし、国の施策が地方より遅れてくるときには、しょうがない、どっこいしょということで、市が負担をある程度しょっていくことも覚悟しなければならないと思いますし、それが我々のまちの先進性につながっていき、そして日本全体に対する先駆的なことにな

る、そのことも含めて頑張っていくべきであろうと思う次第であります。

できますれば、この議会の模様を見ておられる市民の方々におかれても、生まれた瞬間から医療的ケアがずっと必要なんだというようなお子さんがおられ、そのことに対して我々も社会として、支援に回る必要があるんだという議論が当議会でなされていることをぜひ御認識を頂戴したいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

総括です。

全ての子どもを受け入れることが当たり前の美作市であってほしい。この思いをお伝えして、2項目めは終わります。

議長（岡本 泰介君）

ここで休憩を10分間いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議に入ります。

それでは、鈴木議員、3項目めに入ってください。

14番（鈴木 悦子君）

続きまして、3項目めは、旧大原町古町の洪水対策についてお尋ねいたします。

地球の温暖化は、人類の予測を超えたスピードで進行しており、日本はもとより、世界中で大きな災害が発生しております。美作市の誕生後にも、竜巻、台風、豪雨による風水害が市内各地区で起こっております。

近年、気象庁が発表される表現として、50年に1度の大雨とか、命に危険を及ぼす豪雨とかの表現で、早期の避難を呼びかけております。

今後は、私たちの想像を超える風水害に見舞われる可能性は高いとの危機意識を持って、災害が起こる前に対策を講じることが重要であると考えます。

国の方でも、2021年から2025年度を対象期間として、防災・減災に向けた国土強靱化に関する新たな5か年計画に取り組むよう指示を出され、その規模は15兆円が計上されるそうです。

このように、政府が積極的に危機感を持って取り組むのであれば、当然美作市も、河川の氾濫や、山、崖の崩壊を想定し、危険箇所については、国、県と積極的に連携を図り、防災工事を進めるべきと考えます。

特に、地元の区長からの要望、陳情書が提出された時には、しっかりと早めに対応することが重要だと思います。

ところで、古町地区と下町地区から、大原地内を流れる吉野川に関する洪水対策についての要望書が提出されていると思います。地元の方から伺いますと、昨年降った雨で、古町地区の下町遺跡付近では、土砂が堆積しており、堤防を越えるのではと恐怖感を覚えて、公民館への避難も考えたと話されておりました。また、その古町地区には、因幡街道宿場町の景観を今も保っていることが認められて、昭和61年に岡山県から町並み保存地区に指定されて、重要文化財となっております。このような重要文化財に指定されている中、災害から守る責任もあると思っております。私が今言いましたことは、ほんの一部ではありますが、古町地区

と下町地区からの要望には、様々な思いと意見を集約しながら、この洪水対策についての要望書を提出されたと思います。

そこでお尋ねいたしますが、井堰の改良を含めて現状はどのように対応しておられるのかお伺いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、古町、下町よりの要望書ということで、吉野川の洪水対策でございます。

御承知のように、一級河川ということで、岡山県の管理ではございますが、県に確認いたしましたところ、現在要望が出ている中で、古町地区から要望のあった、吉野川・後山川合流部分の護岸のかさ上げ及び浚渫、コウセイ橋周辺の護岸のかさ上げ、こちらについて、現在今年度の完成を目指して工事施工中であると。

また、下町地区から要望のありました、護岸石積みの修繕につきましては、現在発注準備を進めているところであると。そのほか、多くの要望ということで、先ほどの固定堰のこともございます。こういったことについて、県の方では、緊急性を考慮いたしまして、事業化の検討を行っていくと聞いております。

市といたしましても、要望書が出た段階で、月ごとでございますが、県の方に進達いたしまして、検討の調整、地元調整なり、条件なりということで、事業化に向けて取り組んでいるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

御答弁いただきました。まず、古町地区につきましては、現在先ほど部長も言われましたけども、護岸の高さが低いところは一部コンクリートでかさ上げをしてくださって、もう既に終わっております。現場を見に行きました。

それから、後山川、吉野川の合流地点、ちょうどこれは私の家の真裏なんです。そこもコンクリートでかさ上げができて、それは終わっております。今は、対岸の浚渫をされております。

それから、下町の護岸については、発注作業にかかっているということでございますので、いろいろな面で、いろいろと進めてくださりありがとうございます。

いずれにいたしましても、古町の洪水対策でございますけれども、このいわゆるパラペットで高さを調整するだけじゃ、根本的な解決にはならないんじゃないかなと思っております。このことに関しましては、要望書の関係だけの答弁で、今後どうすれば洪水から守られるというような、新たなお考えは部長の答弁の中にはなかったような気がいたします。

一番肝心なことは、古町の洪水対策でございます。今から20年くらい前なんですけど、ここで岩江議員の話出したら、言うなと言われるかもわかりませんが、岩江議員と町会議員のときに一緒に古町の河川について、国の方へ要望へ行ったり、県の方にも要望書を出したり、図面まできちっとしてもらって、地元の方に公会堂へ集まってもらって説明をして、皆さんに協力していただきながら進めていきたいというような、そういう煮詰まった話までしたことがございます。しかし、それもできなかったんですが、それくらい、あそこの古町の街並みの方は、いつも雨が降るたびに大変危険な思いでおられます。

この洪水対策に対して、私は素人で、どうしたらいいというようなことはなかなか分かりませんが

も、区長をはじめ、地元の方から話を聞いてみますと、特に町並み保存地区におきましては、川幅を広げるのにも、家が密集をしております。それから、両側に家があるところもありますので、川幅を広げるということは、物理的に不可能なことです。

それから、じゃコンクリートでかさ上げをいくらでもできるんだと言われても、それも限度があると思います。これ以上は考えられないんじゃないかなと思います。

それでは、何をすれば洪水から守られるのかと聞きますと、古町の方が、古い区長さんをした方とか、そこへ住んでおられる方が言われるのには、古町にコウセイ橋というのがあります。その下に下町井堰というものがあるんですが、その井堰の水位が下がらないために、ちょっとした雨でも危険水位に達すると聞いております。この井堰を可動井堰に改良するよりほかに手立てはないだろうと話をされていました。ぜひ、市の方としても安全第一と考えるならば、県の方へ可動井堰改良の方向で、強く市として要望していただきたいと思います。

また、地元は地元でこの井堰についての要望書を出していただくように、私からも言いますし、区長さんも出すということも言われておりますので、ぜひ、市と地元で強くこの可動井堰ということで進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。何かありましたら、お願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

現在、古町地区でもバラベットとか浚渫ということで、応急的な処置となっております。本格的な河川改修というのは、下の方から行っているということで、今英田地域で行われているのが大規模な河川改修ということにはなりますが、その他の地域では、バラベットですとか、浚渫ということで、少しでもというような改修が行われているところであります。

下町井堰ということで、固定堰になってございます。河川の中の農業用の施設ということで、河川を占用したような形で水利組合の管理上のものになってございます。河川の中で多々固定堰があるわけですが、どちらにいたしましても、多くがいくら浚渫しても、そこで水位が上がってしまうというような事情があって、川の流れから言えば障がいになっているものになっております。

似たような話なんですけれども、ここで江見地区の方では、同じように大還橋井堰ということで、固定堰がございました。こちら山家川の関係もございまして、地元の方にも不安を抱えておられるというようなことで、防災上の観点からというような位置づけもございまして、固定堰を取りまして、ポンプ化ということを検討したり進めたりしておるところでございます。似たような事例ということにはなりますが、今後水利組合等と協議いたしまして、そういった方法が考えられるかどうかということで、進めていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

ぜひ、地元の方が安全、安心に暮らせるようによろしくお願ひしたいと思います。

3項目めはこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

14番（鈴木 悦子君）

まず、朽木の道路沿いの看板がちょうど細い歩道があるところの上なんです、そこに看板が落ちそうで危険なので取ってほしいということの要望がございました。

早速、建設部に連絡しましたところ、すぐ持ち主に連絡していただき、取り外していただきました。大変ありがとうございましたということを申し伝えさせていただきます。

それでは、質問に入ります。4項目めは、平田朽木地区内の幹線道路国道179号線における安全、安心についてです。

最近、朽木地区に在住している知人から、朽木地区として歩道整備を市に要望書を提出してるが、早期に設置できるように協力していただけないかとの相談がありました。

私も市役所に議会や委員会、会議等が開催される時や、私的な所用のたびに、平田・朽木地区の風景を見ながら通過をしておりますので、御相談を受けたときは歩道設置の場所もすぐ理解ができました。また、今回の質問を行うに当たり、改めて状況の確認をして感じたことを申しますと、まず国道179号線は美作市内の幹線道の中で交通量が多く、北原を通り過ぎ、平田に入ったとたん歩道がありません。民家も幹線道の両脇に点在をしていること、また近くには地区の集会所、自動車の整備工場、アスファルト工場、また別の工場、建材木材会社、神社仏閣、ハローワーク、林野高校、そして少し南へ下がりますと公共施設が多くあります。これらをいろいろな幅広い年齢層の方が、目的を持って訪れる施設がたくさんあるわけでございます。

このように、平田・朽木地区で日常生活を送られて、住民の気持ちを考えたとき、安全に、安心して暮らせる環境を求められることはよく理解できます。

お話を伺いますと、高齢者の方も多く、いつ交通事故に遭うかもしれない、平田朽木地区以外の人が事故に遭わないか、起こさないかなど、強い危機感も抱いておられます。特に朽木地区におきましては、既に土地所有者から歩道設置を要望されて、土地の承諾を得て、それも要望書に添付して出されているということでございます。

このようなことから、朽木地区の皆様が歩道設置を真剣に強く望まれております。ここまで言いますと、どれだけ強力で要望されているかということが理解できると思います。

悲惨な交通事故から貴い命を守ることを最優先で考えたとき、車道と歩道を区別する事業を速やかに取り組むことがどれだけ重要であるか理解していただけたと思います。もちろん、国道ですから、市の担当課が直接取りかかることができないことは承知しております。

そこで、改めてお伺いいたしますが、朽木地区から歩道整備について提出されている要望書について、担当部署として、県と国に対してどのように対応しておられるのか。また、平田地区も以前要望書を出したことがあるということを言われました。そのときは地区と県との調整がいい具合にできなかったというお話も聞かせていただいております。そういうふうなことで、朽木については現況はどのように進んでいくのか、教えてください。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、朽木地内の国道179号線の経緯は、先ほど議員もおっしゃられたとおり、朽木地区より令和2年2月に歩道設置の要望書が提出されております。その時点で市から岡山県の方に進達いたしました。合わせて地区役員の方々とまた市が協議いたしました。より強い要望をするという意味で、改良が必要となります用地の関係者を調査いたしまして、地区関係者の方々の御尽力によりまして、令和元年10月に土地所有

者の同意書を添付いたしまして、県に提出をさせていただいております。

確認いたしましたところ、県の状況といたしまして、歩道整備等の交通安全事業については、他の要望箇所との優先順位を考慮の上、事業化の検討を行ってまいりたいと聞いております。

市といたしましても、こういった同意書が全てそろっているということで、国道でもございます。大変重要なところではございますし、学校も近いということで、自転車等の通行もあるところでございます。市と県とで度々協議の場もございますので、そういった場を活用いたしまして、市からも助言なり働きかけなりということで、一刻も早い事業化に向けて取り組んでいきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

美作市内は広いですから、多くの要望も出されていると思います。答弁では、交通安全事業については、他の要望箇所との優先順位を考慮の上にとわれましてけれども、いろいろな工事をする上で、用地が必要な場合、用地交渉が一番大変なんじゃないですか。そういうふう聞いております。民間の方が持っておられたら、なかなか難しいと思います。そのことがもう既に出来上がっているわけでありますので、当然用地の了解が得られた朽木地区からすぐにでも、優先順位がどうのこうのより、一番にここが用地の交渉まで、承諾書までもらってつけて出されとんですから、もう何も言うことない、すぐかかれるんじゃないんでしょうか。ですから、その辺のことをもしっかり言ってください。

そして、平田地区につきましては、先ほど言いましたけども以前要望書を出された経緯があるそうです。そのときは、県と平田地区との調整ができなかったと話されていました。現在は平田地区としましても、どうしても歩道が欲しいということも話されました。平田地区の方からまだ要望書が出てないようでしたら、私も言いますが、ぜひ、出していただいて、合わせて、つながってますからね。合わせて幹線道路でもありますし、今言いましたように、いろんな家もたくさんあります。工場もあります。学校もあります。公共施設もあります。そういった中で、車道と歩道の区別をきちっとしないと、危ないと思います。

私が来る時に、南からも大原から出るほうも途中で赤い5メートルくらいの真っ赤な色が道路について、歩行者注意と書いてあるんです。朽木も同じものが真っ赤なのが道路に塗ってあって、歩行者注意かなんかと書いてあるんです。そこは本当に注意しないといけない。歩行者が渡る。そういうことがあるから道路にそういう目印というんですか、そういうものが書いてあるんだと思うんです。それも赤ですよ。そういうことがありますので、ぜひ危険箇所として歩道の方強く働きかけていただきたいと思います。

今、豊野がどんどん、どんどん広がっております。ですからああいう広い歩道が一日も早くできますことを強く要望いたします。まずは朽木が最優先ということで、ぜひ力強く要望していただきたいと思います。何かありましたらお願いします。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

御発言のとおり、要望書の中で所有者の同意が全てそろっているといったようなことは、大きな完成の中で、なかなかないことでございます。そういったところがそろっているということで、先ほど言いましたように事業に向けての第1段階というのはクリアしているというような状態だと思います。179号も平福辺りの歩道が順次改良されまして、橋の付近も解消されてきております。平田・朽木に向けての歩道の延伸ということで、市といたしましても精一杯事業化に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

4項目にわたり質問いたしました。全て要望することばかりでございましたけれども、安全、安心のためにぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番7番、議席番号14番、鈴木悦子議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番8番、議席番号13番、尾高誉久議員の発言を許可いたします。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

それでは、発言の許可を頂きましたので、令和2年12月議会の一般質問を行います。

昨日から二十四節気の上では、半月ばかりが大雪に当たります。大きな雪と書いて大雪です。本格的に冬が到来し、山々は雪に覆われ、平野にも雪が積もり新しい年の準備を始める、正月事始めもこの時期から行われます。また、二十四節気を約5日おきに分けた七十二候という季節を短文というもので表現した中において「閉塞成冬」という初候61候に当たり、天地の気が閉ざされ、冬が訪れること、空は重い雲に覆われ、生き物はじっと気をひそめている、そのような季節だそうですが、私たちが気が閉ざされ、重いコロナという雲に覆われ、身動きできない状況であります。

それに反するというか、それにしても今の株式市場は別物で、年初来高値、過去最高値を更新して、盛況で、この世とは全く関係ない別の世界であるように思われます。これはちょっと山陽新聞の支局の方に寄って取り寄せたものですが、2020年の6月27日の山陽新聞の滴一滴の中で、このようなことが掲載されておりました。

「今年1月、日本財団に宅配便が届いた。段ボール箱の中身は紙幣で1億円余り、1年前には愛媛県庁にも1億円余りが届いた。いずれも送り主不明で災害支援に使って、何かの役に立てると一筆が添えられていたという。どんな事情があるお金か分からないが、善意の寄附として扱われることになった。お金は回り回って誰の助けになっているのだろうか。

高額なこちらの寄附にも驚いた。個人として100億円を寄附すると発表したのはユニクロの創業者柳井正さん。ノーベル賞受賞者の本庶佑さん、山中伸弥さんの研究を支援し、新型コロナウイルスの実態解明やワクチン開発に役立てるといふ。柳井さんと言えば総資産3兆円ともいわれ、世界の富豪リストに名を連ねる。著名人がコロナ対策に巨額の寄附を表明する動きは広がっているようだ。人類共通の危機に対し、寄附が集まるのは確かに美談に違いない。だが、頭をよぎるのは、かねて指摘されてきた負の偏在という問題だ。

国際非政府組織NGOのオックスファムの最新調査によると、世界の富豪の上位2,000人余りの資産の合計は、世界人口が今77億9,500万人の6割ですから、当たる下位46億人の資産よりも多い。そうした社会の在り方を議論していくことも、コロナ後の課題だろう」と書かれておりましたが、このコロナ禍の中で豊かな方はますます豊かな方になり、貧しい人はますます貧しくなるという格差社会の広がりを感じている今日この頃でございます。

それでは、一般質問に入ります。

今回の質問は、コロナ対策についてと、災害について、入札等について、それから、最後に市政についてと。

最初の質問は、まずコロナ対策。8月第5回臨時議会において、厚生労働省関連のコロナ予防対策の補正予算が組まれたと思います。放課後児童クラブ、保育所、認定こども園を対象とした、コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金と市からの補助であったと記憶しておりますが、その後の経過についてお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

第5回臨時議会のコロナ予防対策について答弁をさせていただきます。

健康づくり推進課所管分につきましては、放課後児童健全育成事業施設、これは放課後児童クラブに当たりますが、この施設10施設、病児保育事業施設が2か所、子育て援助活動支援事業、これは一般的に言われるファミリーサポートセンター事業、これが1か所です。それから、認可外の保育施設6施設につきまして、加湿器、空気清浄機、非接触型体温計等の物品の購入や、事業者に対する補助事業を実施しているところであります。

このうち、市が行う備品等の購入につきましては、各施設において実施する感染防止対策に必要な物品等の購入や、法定耐用年数が経過しているものの更新を行います。

衛生備品の全国的な需要の増加から、調達に時間を要するものもありますが、既に非接触型の体温計を配布し、加湿器、空気清浄機等の備品の整備につきましては、各施設の備品の設置状況を踏まえながら、現在、随時設置を進めているところであります。

また、合わせて実施する施設への補助事業につきましては、感染防止のための物品等の購入だけでなく、感染拡大防止のために実施した経費の負担軽減を図るなど、施設ごとに柔軟に活用していただくことができるものでありますが、すでに補助対象事業者に対し、周知を行い、申請期日を令和3年2月末までとし、実施しているところであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

コロナ予防対策について、教育委員会の方が所管しますこども園、それから保育所、保育園、幼稚園の備品購入につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、複数の園児の発熱の状況を早期に発見できるサーマルカメラや、園児が触れる玩具、絵本の除菌を速やかに行える除菌ボックスを購入するようにしております。

サーマルカメラにつきましては、もうすでに納品が完了し、各保育園等に順次設置して活用しているところでございます。

除菌ボックスにつきましては、調達がやや遅れておりまして、納入が12月中になる予定となっております、納入後速やかに設置して活用できるようにしてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。この質問は、今、任用職員というか、幼稚園ないし保育園に以前は勤務されておられて、今は退職し任用職員という形で努めておられる方から、直接私に電話がありまして、何を言われたかといいますと、臨時議会で金額はまた江見部長、どれくらいだったか教えていただきたいと思うんで

すが、金額よりも何よりも、このように言われたんです。加湿器や空気清浄機、非接触型体温計のことまでは言われなかったんですけども、放課後児童クラブにそれが整備されるんだと。学童にはというのは小学校1年生、2年生きっと6年までのクラスにはそういう設置をされないんですかと、おかしいと私は思うと言われたんです。それはそうだなと、おっしゃるとおりです、じゃあ質問しますと。

放課後児童クラブはまだ質問してるんで詳細は分からないわけですけども、放課後児童クラブというのは、保育所や幼稚園にあるわけじゃなくて、小学校にある厚生労働省の施設であると、管轄であると考えております。学校施設においては、文部科学省の管轄であろうと思っております。私的には菅総理が言われたように、縦割り行政を排除して横の連絡を取るんだと言われるならば、同じように放課後児童クラブに力を入れてみたって、加湿器や空気清浄機が各クラスにないんだったら意味ないじゃんということを言ってるだけでございます。

すなわち、全ての子どもたちを守るためには同じようにして施策に十分な完備ができていなければ、大きな穴が空いているようなもんだなというような疑問からこの質問をしてるわけで。昨日も帰ってからビデオを見て、市長が答弁されている内容を聞きながら1つ思ったのは、国の第一次補正が、最初が25兆5,000億円ですよ、それで次が31兆8,000億円、57,8兆で、山本雅彦議員の質問に対して恐らく3次で1.5兆円くらいの臨時交付金が出るそうです。もう2020年12月7日、昨日に文書が届いておりましたし、3次の補正予算の国会は1月くらいになるんじゃないかと思いますが、その第3次補正がなされると、80億になるのか、90億に近くなるのか。

このことを聞きながら思い出したのは、国にこのコロナの観光行政、いろんな行政が切迫してきているというときに、確か市長がおっしゃられたのは30兆、あのとき私は素直に、またオーバーな金額をと正直思いましたが、今は本当に反省しております。もうとっくにその金を抜いております。それだけ予想だにできなかった災害がこの地球に起こってるんだと、これに本当に真剣に戦っていかなくや、人類はどうなるんだろうというような思いもしておりますが、そこで、教育長、具体的には、保健福祉部はこれほどの対応がなされてるんですけど、例えば、加湿器や空気清浄機がこれは国がやられてないのに教育長が身銭切ってやるわけにはいきませんので、そういう方針というものについてどのように思われているのか、それから、市全体が取り組むことでありましようから、例の休業補償についても休日全日休業するのもあるけど、開店休業もあると、半休業、半開店みたいなものもあるという、本当に緻密な給付をされたと敬意を表しておりますが、そのようなことがないようにするために、この質問をしてることでありまして、使える予算というのは、教育委員会としてはどれくらいこれに当てることができるのか、また、保健福祉で千何百万かだと思んですけど、お答え願えたらと思っております。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

第5回の臨時議会で御議決を頂きました、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業にかかる、保健福祉部所管の事業の事業費についてですが、先ほど申し上げましたように、放課後児童クラブや病児保育、それからファミリーサポートセンター、認可外保育施設、この事業全てで約1,400万の事業費がございまして、うち、放課後児童クラブにつきましては、1,074万8,000円の予算とさせていただいております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

2回目の質問にお答えします。

学校園の現場、保育所、こども園、幼稚園等も含めまして、放課後児童クラブの施設との比較の中で、加湿器、空気清浄機等を整備していく中で、教室のサイズがかなり大きくなるということ、それから全教室ということになると、学校全体で非常に多くの数を調達しなくてはならないということがあるのと、窓を開けて換気をするという対応の仕方感染症の予防対策を指導してまいっているところがございますので、そういう対応で可能ではないかという見込みもあり、同じような状態で全てが整備できていないというのが現状であります。

サーマルカメラとか除菌ボックスにつきましては、計上した予算執行が約870万くらいの金額になっております。

保健福祉部の方と、教育委員会の方でそれぞれ所管する施設の連携が取れるような形で予算執行が今後できたらより効率的に整備ができていくのではないかとこの考えは持っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

教育長が、最後言われましたように、保健福祉と連携とって、かたや簡単に言えば1,400万、かたや870万、文科省のほうが弱いんだなと。厚生労働省の方が力が強いんだなとこのを特に感じるようなことでは困りますし、今回も市道の認定が出ない議会はない、非常にいいことだと思っております。これをまとめて30件も出すと、チェックが入りますんで、2件、2件くらいでいきよると、そう目につかないと思います。素晴らしい発想だと思っておりますが、このお金もかなり貯えができてきたんじゃないかなと思っておりますので、総務部長もしよかったですら概算で、他の方に言いましょうか。誰か。分からなかったらいいですよ。かなりあるものを法定外の目的税を使って、私が思うのは、そのことを私におっしゃったことで、グサツと私は胸に刺さったのは、今度ピカピカの1年生になる子と、今保育所とかこども園にいる子が同じ子なんですよね、今度なるときに。そのときに、片方はなんか手厚く、片方はなんとなくそうじゃないんだ的に考えられると辛いなというような思いがしたんで、今回の質問にしましたので、法定外目的税というのは大変いい発想だと思っておりますので、有効に利用していただいて、これを使っていただいて、子どもたちや保護者の方が心を痛めないような市政を進めていただきたいということで、この質問は終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

13番（尾高 誉久君）

2項目めにつきましては、災害についてということで、これも9月定例会において、再質問をいたしました。覚えておられるかどうか、ちょっと読みますと、次のような質問をいたしました。

豪雨時の道路冠水、越流による農地災害の一例についてということで、この私が住んでいる安蘇地区には昭和コーポレーションと技術専門学校という学校がありますが、その間の県道は、大雨災害時には毎回農地がえぐられて、被災を受ける農地ですと。原形復旧の原則により、復旧がなされております。災害に遭うたびに復旧がなされているが、次の大雨災害には濁流にえぐられて同様の事態になりますと。このことについて、未然防止は考えられないのかお尋ねしますと。この原因が分かっているんですよね。上流の土手が低いからなんです。20センチか30センチ、ただそこをやれば私は解決するなと思ってるわけですけど、被災地点の

吉野川上流の堤防の一定区間が低いために濁流が流入し、毎回繰り返されております。堤防敷の工事には、制約がありますが、単純に考えれば、堤防を高くすれば解決すると思われま

す。このように簡易に手を加えることで解決するであろう同様の箇所が、美作市には多々、鈴木議員も中町、古町のことを言われていたように、可動井堰に変えてみたらどうかと、一生懸命皆さん考えられてるわけで、分かっていることは手を打てばいいんじゃないかと思うのが、当然金がついてまわることですから、そうでありますが、また、私の場合は国に対して、もう国の考え方、市長が言われた、古いと。原形復旧は古いと言ってほしかったと思っておりましたら、その方が来られたんですよ。去る11月8日に作東バレンタインにおいて、自民党の総務会長ですから、幹事長は二階さんでしょう、それから政調会長は確か文部科学大臣だった何とかさんが。

議長（岡本 泰介君）

下村。

13番（尾高 誉久君）

その方が政調会長で、この自民党の総務会長佐藤勉氏によると、地方が出勤する地域の国土強靱化と防災についての講演だったんですが、その中で、災害復旧について、従来通りの原形復旧という指標ではなく、これからは、改良復旧という道を選択すべきだと言われましたので、私は小さい工事である、災害であるけれども、もう一度それじゃあ既成の概念を断ち切って、新たな発想を必要とすることが美作市災害に対する第一歩じゃないかと思って、再度質問したわけでございます。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、9月定例会でございました安蘇地内の河川の部分でございますが、以前もお答えしたとおり、この部分については県の方も測量いたしまして、低いということを確認しております。一部民地もござい

ますので、それに向けて調整していると理解しております。それから、改良復旧ということでございます。御承知のように、災害復旧事業につきましては、被災した施設の原形復旧が原則でございますが、それだけでは事業の効果を発揮する区間、箇所が限定され、再度の災害に対して防御できない区間や箇所を放置するリスクがあり、次の改修時に工事に手戻りが生じることがある場合は、改良復旧事業を行うことができる場合がございます。

市内におきましては、平成21年に被災した山家川の災害復旧に当たって、山家川河川災害復旧助成事業、それから吉野川河川災害復旧等関連緊急事業といたしまして、いわゆる改良復旧事業が行われております。

また、近年では、岡山市の砂川で災害復旧と合わせまして、上下流の脆弱化している堤防を災害関連事業により、改良復旧が行われており、どちらも再度の災害の防止を図っている事例となっております。

これらの改良復旧事業は、制度にはございますが、大規模な災害、甚大な被害の際に行われておりまして、小規模河川等では原形普及が主流となっております。小規模災害での改良復旧や、また本年度で事業期間が終了となる緊急自然災害防止対策事業、こちらは河川の浚渫ですとか、復旧だけではできない修繕等に使えるわけですが、こういった未然防止に活用できる事業の財源措置につきまして、制度の延長であるとか、拡充が望まれているところでございまして、国、県に対して引き続き要望等行っていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。建設部長としては、それ以上の答えをするのは、部長でなくて大臣になりますから。できんでしょ。そのとおりでと思います。激甚で真備町が姿のない状態、山家川にしても現地に行きましたけど、もう家の中になんというありさまだというような状況になって、湯郷、林野にも38災ありましたが、まあ跡形もなくというようなものが原形に復することがない、当たり前のことだと思っております。

私の言ってるのは、なった時はそれなりの対応を、国が激甚も指定し、それはやるんだけど、余りにも私が言ってる箇所は、馬鹿げてるなと思うんですよ。何を繰り返してるんだろうと。復旧することの原因が分かっている。臭いものは元から断てばいいというようなコマーシャルがありますけど、元から断てばもうすることはないですよ。農業者に負担を僅か1万、2万の負担をかけると。負担をかけないでやるんだしたら、それにしても7割くらいの共済の保険が100%もらえないわけですけど、3割は損するわけですよ。そうすると、農業者を本当に私から言えば、非常に馬鹿にした行為だなと思うわけでございます。

というのが、美作市全域にそういうところがあれば、手当をすれば、意外と大きなことをする事業も大事なんですけども、細かな手当を個々にするというのが、安蘇に我慢強い人がおって、私もちょっと年末の挨拶にぐるっと回りよるときに、がっしやんがっしやんいうんでなんだろうと思ったら、位田飯岡線のグレーチングの結局ボルトがさびて飛んでしまってるんですよ。どうして言ってくれなかったのと言うたら、もう2年も3年もなるけん、我慢できるようになったと。よく私もばかな議員だなとそのとき思いました。確かに、足元の世話もできないんだなと思いつつも、一応美作市の担当の人を通してきつく言ってもらいましたけど、県の動きは鈍い。鈍い。名杭に上がる道路なんかも、雨が降るたびに道が川になるんですよ。12年間我慢してきたんですけど、それでちょうど市長が来られまして、もう県が直さんなら、俺が直してやるぞと言うたら、県もびっくりしたんでしょ、ちょっと待ってくださいと。県がやるだけのことをやってみると。だから官公庁がばかにされるんだなと思うんです。お日様は西西だとかいろいろ言われるのも仕方ないと思うが、動けというんですよ。早く。それだけのことを私はやってきました。聞いたら動いた。そのことが本当に今の美作市の職員の人に感じませんが、県職で出先になってから本当駄目。あつこの所長はいいけど。いい所長だけど、そんなことを思います。

このようなことは、国が決めなければできないということではありますが、ただ、国をも動かす人が1人おられます。その方に強く要望して、これはなんぼ言っても同じですから、されないということであるならば、致し方ございません。私はやるべきだと。それをやるから、新たな道が開けてるのに、このことすらできないのかという結論を私が言いながら、この質問を終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、尾高議員、昼になりましたので、3番目からは昼からお願いいたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

岩江議員が通院のため、午後から欠席です。

それでは、尾高議員の一般質問を続けてください。

13番（尾高 誉久君）

3項目め、入札等についてということで、1番に入札の各方式について、それから指名委員会の役割についてをお尋ねします。指名委員会はなぜできたのか、必要なのかと。

予定価格についてお尋ねします。もうそろそろ抽選会は辞めたらどうでしょうか。積算の必要もなく、ただ運だけで落札する、実行予算も検討することなく、かたや資格要件について厳しくあたる。これが公共工事を発注、受注する姿であろうかと。公平や公正、競争原理がいったいどこに働いているのでしょうか、お尋ねいたします。

随意契約と市内業者についてでございますが、コロナ禍の中で御多分に漏れず、建設業界も景気が低迷しております。この際新たな発想を、新たな規約要項の検討をしてみたいかと思いますが、お尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

議員の入札等についての御質問でございます。

まず、入札方式について、そして指名委員会の役割についてということでございますので、答弁をさせていただきます。

現在、美作市の競争入札の方式は、一般競争入札、建設工事総合評価落札方式、指名競争入札を採用しておりますが、その中でも、主に予定価格を事前に公表する指名競争入札で落札者を決定しているというところでございます。

また、入札指名委員会に関しましては、美作市契約規則で規定されておまして、現在は副市長以下7名の委員で組織しております。入札参加資格の審査に関する事項、一般競争入札に関する事項、指名競争入札の指名に関する事項、指名停止処分に関する事項など、広く入札に関する事務を担っているところでございます。

次に、予定価格ということでございますが、現在美作市では、建設工事等の入札においては、上限価格、予定価格でございますが、これに一定の範囲の率を乗じて、最低制限価格を設定し、上限価格とその最低制限価格の範囲内で応札をしたもののうち、最低の価格で入札したものを落札者として決定をいたしております。

なお、その上限価格に乗じる率は一件ごと、開札時に電子くじによりランダムに決定されることから、議員が御指摘のとおり、落札決定は運によって決まる側面が非常に多いということでございます。

そこで、当市といたしましては、その対策といたしまして、入札時には入札金額の内訳書の提出を義務付けているところでございます。最低制限価格制度は、いわゆるダンピング受注への対策でありまして、手抜き工事、下請け業者へのしわ寄せや、労働条件の悪化などを防止することを目的としておまして、公共工事の品質確保の促進に関する法律にも発注者の責務として措置を講ずることが明示をされておまして、また、美作市においても公共工事の適正な施行の確保には必要な制度であると考えているところでございます。

また、上限価格を事前に公表することについての問題といたしましては、予定価格が目安となることで、競争の原理が制限されまして、落札価格が高止まりになりやすいこと、建設業者の見積り努力、意欲を損なわせること、談合が一層容易になることなどが考えられ、このことは、国からの指針でも示されているところでございます。

岡山県では、平成20年から予定価格は事後公表とされておまして、また、以前は事前公表を行っていた

県内の他の市町村につきましても、事後公表に徐々に移行しつつあることから、当市といたしましても、何らかの措置を検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、随意契約と市内業者ということでございますけど、随意契約につきましても、当市でも地方自治法施行令及び美作市契約規則の定めに基づき運用をしているところでありますが、法令等で明確な定めがあるものは別といたしまして、今後必要と考えられるもの、例えば、額の低い工事等で例年定期的、定例的に発注しているような工事や委託については、災害ボランティア協定等を結んだ市内業者を優先的に扱うなど、事務の軽減が図れるような制度の見直しも、今後の検討に値するものであると考えております。

また、工事や業務委託、備品購入などについては、従来から市内業者の保護、育成の観点から、市内を優先に発注するようにしており、指名委員会に置きましても、市内優先を前提とした業者指名を行っているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

日本の公共事業における契約方式は、地方自治法第234条において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの4方式に限定しており、一般競争入札以外の云々というようなことがうたわれております。総務部長の答弁でありましたように、もうそれは本当にやめた方がいいと。

これは、表裏一体の部分があるんですよ。予定価格を公表しない。私の昔の経験則から言うと、予定価格を知っているのは限られた人になるんですよ。それで、予定価格が露見すると、罪になるというようなことにもなるんで、それで当然首長である、市長が最終的に推すなりした場合、市長のところにいるんなら予定価格を教えてくださいとか、昔の話ですよ。今はパソコンなんかでデータがみんな入ってるんで、できるというならば、実行予算を組む上でも、それから業者によってはあり財というのが、なんかの加減で積みブロックをようけ自宅というか倉庫の中にあるんだというような場合は、価格は低くなるわけですよ。そこには、それぞれの事情があって、競争原理も働くということです。

指名委員会というのは、これは私なりの思いなんで、参考までに聞いてもらったらいいと思うんです。

昔、私も市長に言われて、職業は俺は建築士なんだと、そうだ、そうだ、俺は建築士だから、この次は職業欄に無職と書かないようにしようと思ったんですけど、北小にある低棟と高棟の小学校は約3億1,500万だったと思います。最低値です。それから、体育館は私が設計したんですけど、目地入れてなかったんか、未だに気になる不細工な設計してしまったなと思ってますけど、クラックがきてないんでまだいいかと。その最低値は4,200万にしました。大体、建設業者というのは嫌がるんですよ。縁起を持って。死に単価というようなのは入れたくないはずなんです。だからあえて最低値を4,200万に私はしてみたんです。それで、最低値で取られましたけど。

そのような首長の立場を守るために、指名委員会という防波堤ができたものと私は解釈しております。何事にも原因があって、都市計画をひいた美作町がなぜ都市計画をひいたのかと、これも我流ですけども、それは都市計画街路を作ろうと思ったんじゃないかなと。縦貫道ができた際に、カルバートの4メートルのあそこの北山のところを想像されたら分かるんですけど、16メートルの例えば街路がいったとします。それが何も街路が予定がなかった場合、4メートルになるわけですよ。都計街路がある以上、高架橋を16メートルに道路公団というものが、設計をそうしたのであろうと。当時の担当者がこう言われたことがあるらしいです。お前、ジェット機でも着陸させるんかと。東京都の100メートルの道路が今狭いと思います。

日々物事は進んでいるんだなと思う中で、次に随意契約については、プロポーザルでクリーンセンターは

森元部長やったことがあると思うんですけども、1社対1社なんですよ。入札ではないですよ。だったら、例えば、何かの工事をするときに、美作市内の業者が3社しかいないんだと。しかしながら、規則なり要項の中では4社いるんだというときは、3社でやればいいと私は思っています。それがどうしたんだと。議会から追及されたら、片方では地元が発注するんだよといいながら、数字を守れというようなことをするんじゃないで、たまたまその工事は大きな工事で、よその1社は、数を入れたためにそこが取ったというような話で、市内の業者が泣いたというようなこともあります。随意というのは、非常に自分のところの業者、地元の業者を大事にしたからといって、議会がそれに反発するはずはないと思っております。そういう思いでおりますが、何かこれについて反論があると思しますので、指名委員会はそうじゃないよとか、いろいろ私の言ったことに不自然な点がありましたら、どうぞおっしゃってみてください。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

尾高議員、2回目の質問でございますけども、まず、市内業者ということ強調されておりますので、御報告というんですか、答弁とさせていただきますんですが、ほぼ月に2回程度、指名委員会を開催いたしております。毎回、十数件くらい案件が出てくるんですけど、トップの副市長が毎回どの工事につきましても、これは市内だけでできんのかというのを常に言われております。そういうことでございますので、我々といたしましても、可能な限り市内業者を優先して指名するようなことを考えるようになってまいりました。

また、最低制限価格でございますけども、実際に私、入札に立ち会うんですが、やはり十数社の入札があって、一番高い値段で落ちるというようなことも時にあります。そういうことを考えると、やはり尾高議員がおっしゃることもなるほどなと思っておりますのでございます。今後いろいろと検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。総務部長、最低制限価格のことはあまり言ってません。というのは、20段階に分かれて、ガラガラポンでやるから、市長とも話したんですけど、予定価格もガラガラポンでやればいけないかと、切ったものを。そうすると、予定価格を決めた人にも分からない。分からなければ、みんなが救われるんですよ。そういう予定価格を土建協会とか建設業の方々は非常に望んでおられます。なんのための技術屋なんだと。自分は主任技術者、管理技術者いろんなために、施工管理士の資格を取って、それだけの能力があるのに、極端に言うたら、能力のない人に持っていかれる。そのようなことがずさんな工事、ずさんな管理に結び付いているんじゃないかと、私は思いますよ。どことは言いません。皆さんが言うてるから。

それから、建築の関係じゃ、せっかくですから紹介しますけど、小林部長は建築士です。建設部には2人の、岩江さんも言われたように、優秀な建築士、優秀だと思いますよ、非常に。私は優秀だというのは言いませんけど。そういうようなことがあって、もうそろそろやめて、それをガードし、それから、極端には入札というのは1社だっていいんじゃないかと思ってます。それが見合わないならば、他に持ってくればいいけども、そのことを、こちらが示したものに、向こうがそれだけのものをくれば、それで契約というのは、私は極端に言うたら成立するんじゃないかなと。自分の家を建てるときにですよ、五、六人、大工さん集め

て、はい、見積りというようなことは、私も聞いたことございませんので、そういう弾力を持つということが随意じゃないかなということを思っとるわけです。これについて、きっと何も無いと思いますんで、あったら言ってください。なかったら次へ移ります。

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、尾高議員、4項目めに入ってください。

13番（尾高 誉久君）

最後は、これはあまり利用したらいけないので、この12月に初めてやりました。この私の思いは、常々、議会を見ていて、非常に面白くない議会だなというのは、一方通行で言えばなしで、言い逃げみたいなことをやるのはよくないなという考え方がありまして、市政について、萩原市政についてお尋ねしますと書いてあるんですけど、これやれば何でも尋ねれるわけですよ。全てが萩原市政なんですから。こういうことは、私もこの次はしませんが、こういうこともできるよと。だから、こういうことについて、尾高さんそれは違うだろうと、議員違うだろうと、言う前に、1点、議長回っていいですから、訂正しておきたいことがあるんで、訂正します。なんか、菅直人さんの名前のように私が表現したというんで、菅義偉さんの間違いでございますので、私は菅直人さんの党派ではございませんので、よろしくお願ひします。

そういうことで、一応何か市長にお尋ねしなきゃいけないということで、お尋ねします。

昔、というより今も、私の友人、近いところにおりますが、彼があるとき言ったのに大事にすることは俺はこう思ってるんだと。順番は忘れましたが、道を知れ、家を知れ、人を知れというようなことを言う友達がおりました。ある単行本の話をしたことがあります。この間聞いたら、俺はそんなこと言ったかといいましたが、私はきっちり覚えておるんが、非常に頭に残ったんで、そのことを披露して市長にお尋ねしたいと。

あるとき、徳川家康を試そうと、関白秀吉が、家康の五大老というか、五奉行というか、側近というのか、家来を懐柔しようとしたのかどうか分かりませんが、家康を試しに、1人の家来は既に私に、秀吉に寝返ってる。100%寝返ってる。お前なんか見捨ててるぞと言ったら、ほかの4奉行にもそのようなぞかけのようなことを言った中で、家康がこう答えたんですよ。それぞれ、1人の家来について、もう既に秀吉に身を売ってるというのは命をかけて主君家康を守ろうといい関白に従おうとしているのかと。1人の家来はお前を裏切ってわしにつくといっとるぞという話で、家康はそれぞれの家来の思いに違いこそあれ、いずれの思いもこの家康を助けんがためと答えたという話を彼がしてくれたわけです。

非常に大事な話だなと思って、当時もらった給料をほとんど家に持って帰らなかったことがあるというのは、今日早退されました岩江議員がよく、お前だけは家に金持って帰りよんかと言われたことがあります。萩原市長のコロナ禍での市民への思い、職員への思いを強く今回の政策で感じましたが、今の話について御感想をお聞かせいただけたら幸いです。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

どんな時代においても、どんな職場においても、仕事をするためには人の協力が必要である。まずその点が第一だと思っております。

そして、どんな時代にも、どんな職場においても、人の仕事を邪魔しようとする人がいるということもまた確かでありまして、その中でいかに合理的にあるいは身を賭していくかと。合理的というのは、いろんな意味があるんですが、情において深くする合理性というものもあるし、情において浅くする、怜悯でもってや

るというもあるし、あるいは、その両方を取り混ぜながらやっていくというのものもあるんですが、家康の場合には大変立派なことは、相手に言質を絶対取らしてないということでありまして、そこをどう表現するかということが非常にうまかった。いろんなやり方で俺をサポートしているんだと。あなたに擦り寄ろうとする形で俺をサポートしてるんだという解釈をしたと一応言ってるんですけども、そのことによって、少なくとも守った形が取れる。

根本的には、我々のような立場で、いろんな情報や噂があっても、即断をしないこと、自分が全部は知っていないのであるから、それはそうだといって、全て肯定したり否定してしまうと、後が大変になってくるので、時間を取りながらぼんやり見たふりをする。その中で自然に表れてくるものをよくかみしめながら真実に近いところをなるべく追及をしていくというような、ぼやっとした態度が必要だということになるかと思っているわけでありまして。その辺りが家康のすごみであり、信長の弱みであったということができるとかなと思っております。

いずれにしても、仕事をしたい、仕事をするための使命を帯びてる皆さん、議員の方々におかれても、同じようにこの議会が終わり、次の3月議会が終わると、全てが競争者になる中で、いろんなことが言われます。そのときに即断をしすぎて変な方向にものが発展するようなことは大体御自身にとって損になると思いますし、私もその意味で同じような修羅場をくぐり抜ける立場として、自戒をしなきゃいけないなど改めて思っております。

どんな答弁でもいいということなんで、こんな答弁にさせていただきました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ありがとうございます。どんな答弁でもいいんです。私は風呂はあまり好きでないんですけど、よく風呂に入ってる時は、どんなら、ええ加減じゃと言うんですけど、そのええ加減の方は非常に認めますけど、私自身はそういう生き様してないから、ええ加減なやつちゃんお前はという分は認めないんです。ただ、私は本当にいい加減なところがあるなというのも自分で思っております。尾高というたらええ加減だなというのがある人と、同級生7人おった中で、大げんかしまして、あの人とは絶対にもう会うことはないというか、接することはないんだといって、1週間もしないうちに鍋を囲んで飲んで、食べてと聞いたときに、怒った、怒った友達が、お前みたいないい加減なやつはないなというて、そんなに腹の中につまでも持つことができん性分なんで、いい加減と、ええ加減とですわね、時にはええ加減にやったほうがいい加減になる場合もあるんで、あんまり真面目にやると、いい加減にせえと大体言われますから。それは、いい加減にせえと取ったらいけんのんで、怒って言ってるいい加減じゃ思うんで。その辺を幹部諸侯にお願いいたしまして、12月の定例会、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番8番、議席番号13番、尾高誉久議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番9番、議席番号1番、西山正志議員の発言を許可いたします。

1番、西山議員、始めてください。

1番（西山 正志君）

1番、西山でございます。議長の許可を得ましたので、令和2年12月定例会の一般質問をさせていただきます。

この1年、コロナで大変な1年となっております。市内でも発症があり、関係者の皆様の御尽力に改めて

感謝申し上げます。

今回は、1項目め、旧もうもう工房跡地の進捗状況について。

2項目め、地域交流センターの新設について。

3項目め、多面的機能支払交付金について。

4項目め、里山公園の拡大について。

5項目め、高校生への通学支援について、を質問させていただきます。

それでは、1項目めの、旧もうもう工房跡地の進捗状況についてお尋ねします。

9月定例会の一般質問でさせていただきました、3点の機能を盛り込みたいとの説明を受けましたが、その後の具体的な進捗状況についてお聞かせください。また、当面の照明や舗装、区画線について、どのようにされるのかお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、旧もうもう工房跡地についてでございます。9月議会以降の進捗ということで、以前お話ししました、パークアンドライド機能を持たせた駐車場整備案、それからバス専用の駐車場など、必要施設の整備や、新たなバス路線を誘致するという案、また、もうもう工房周辺の食い違いの交差点、こちらの道路改良を含めた駐車場整備案、大きく3点についてその後、高速道路の管理者であるネクスコ西日本中国支社等と協議をしまりました。

道路区域の変更ということがどうしても伴ってまいります。高速道路の区域変更ということですね。こちらについて、独立行政法人美作道路保有債券返済機構と言いまして、ネクスコとまた別の団体がございます。そちらの方ともまた協議が必要であるということで、全体的に事業費に対する費用対効果、また事業実施の重要性等についての整理について、相当の時間を要し、またハードルが高いというようなことも分かかってまいりました。また、道路区域を伴わない場合であれば、ネクスコ西日本内での協議で完結するというものでありまして、現状の区域内で、また早期に事業化するといった案も改めて検討いたしまして、岡山県も含め今後協議してまいりたいと思っております。

また、当面の照明施設や区画線、また舗装ということでございます。臨時駐車場として開放して以来、利用者からの要望によりまして、県道の街路樹の伐採、防犯灯2灯、また通路の改修等を行っておりますが、先ほど申し上げましたように、今後事業化までまだ時間を要することが想定されます。Go To トラベルが始まりまして、駐車場利用者も以前までには回復していないものの、2,30台の駐車がされておるようでございます。

先般、簡易的ではありますが、中の消えかかっておりました白線を引き直しまして、約10区画程度の増設を取りあえず図っております。

引き続き、今後の利用状況等も考慮しながら、今土のままになっておるようなところもございまして、こちらのほうの区画なども、検討していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1番（西山 正志君）

当該地は、この美作市の西の玄関口でもありますし、前回も申し上げましたが、現在も宅地等が造成されて分譲が始まっています。今後周辺の農地も含めてこの地域をどのように土地利用するのか、早急な検討が

必要と考えておりますが、いかがでしょうか。

といいますのも、周辺の集落、豊国原ですね、北山も含めて、非常に土地の利用、せっかく都市計画の区域になつとんで、西の水田等も含めて、大きな絵を描かれて利用計画を書かれたらいかがなもんかと思っております。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

このインターチェンジ前の県道でございますが、先ほど尾高議員の発言にもございましたように、当時インターチェンジができた頃がほ場整備と一緒に行われたということで、飛行機が下りる道路ではないかといったような状態で、広い農地の中に道路が出来上がったようなことが発端でございます。

しかし、その後インターチェンジが開通いたしまして、順次開発が行われてきたということで、県道沿いつきましては、ほぼ埋まったような状態でございます。都市計画ということで、県道自体は都市計画道路ということで、非常に広い道路が当時としてはできたわけですが、そこから枝分かれします支線についての都市計画の道路までは指定されていなかったといったこともございまして、県道べりについてはほぼ埋まってきた、背後の農地の方へ入っていくようなところなくなってきた状態といったこともございます。

農地といたしましては、優良農地ということで、非常にいい農地ではございますが、先ほど言いました開発等になりますと、そういった道路がないといったようなこともございます。

今回のもうもう工場の土地でございますが、唯一市がその背後地に接して持っている土地といったようなことで、重要な部分もございます。今回の整備計画の中でもそういった背後の今後の発達も考慮しながら、計画なり、練ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1 番（西山 正志君）

この地域は、先ほども申し上げましたように、市内でも1級の土地と考えて、将来構想も考えた土地利用の検討をしていただくようお願いして、この項の質問を終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

2 項目めに入ってください。

1 番（西山 正志君）

2 項目めに入ります。2 項目めは、地域交流センターの新設についてということでお尋ねします。

現在、豊国地区には地域交流センター施設がないのでありますが、ここは特に人口の増加している地域でございますし、地域交流センターの新設は検討できないか。

これは、豊国地区の自治振でも、またいろいろな集まりの中でも話が出てきているところでございます。市の方のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

西山議員の、檜原、豊国地区への地域交流センターの新設についてという御質問でございます。

地域交流センターは、市内には湯郷地区にしかなく、平成22年度に湯郷公民館が老朽したため取り壊し、地域の活性化及び観光客と地域住民の交流促進を図ることを目的とし、建設をされたものでございます。

従いまして、湯郷公民館としての役割と、隣接する美作市文化センターを含めた、美作市の観光や文化芸術活動の拠点としての役割の2面性を持った施設ということになってまいります。

地域交流センターと同様に、地域住民の交流施設として、公民館と集会施設等がございます。公民館につきましては、生涯学習の拠点として、教育委員会が管理するもの。集会施設等については、施設の設置や光熱水費などの費用について市が負担し、管理運営を地元が行うものがございます。

公民館については、平成29年に、美作市社会教育委員会議の答申が出されておりました、効果的な施設設置や、管理運営などを含めた再編の必要性を求められております。

一方、集会施設等については、市内に23施設ございまして、地域別には勝田地域に4施設、大原地域に6施設、東栗倉地域にはございません。美作地域に3施設、作東地域4施設、英田地域に6施設となっております。このうち、美作地域の3施設と作東地域の1施設は現状は公民館として管理をされております。そして檜原地区には公民館といたしまして檜原公民館、檜原公民館檜原支館がございます。しかしながら、集会施設等はありません。豊国地区には、公民館として豊国公民館があり、集会施設等は豊国地区多目的集会所として条例上は設置がございますが、これは豊国公民館のことでございまして、現状は公民館として管理をされているというものでございます。

公民館や集会施設等につきましては、生涯学習の拠点や地域の交流の場という目的以外にも、災害時の避難場所としての役割を持つ重要性の高い施設となっております。公民館や集会施設等、地域に整備されている類似施設については、明確な基準がないまま混在し、整理をされていない状況でございます。

このことから、今後基準を明確にするために、設置条例などの見直しが必要になってくるものと考えております。

そして御質問の檜原、豊国地区の施設につきましても、地域の皆様のどのような施設を要望されるのかということも十分確認をしながら、この見直しのタイミングに合わせて進めていければと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1番（西山 正志君）

先ほど言われましたように、確かに豊国公民館はあります。そして本当に非常によく利用されておるのが現状でございます。しかしながら、今ある豊国公民館は多目的集会所ですか、そういうあれでできたんでしょうけども、非常に手狭で、例えば北山地区の自治会の通常総会ですら、出席者が入りきらず、玄関付近におられるのが現状でございます。まして、当番の町内会は、それよりはまだ横のトイレのへの控室の辺にいないと、参加できないというようなことになっております。

今後、設置条例などの見直しをされるとのことですけれども、自治振等の意見を踏まえて、地域の実態に合せて、住民の皆さんによく使っていただける施設ができるようお願いして、この項の質問を終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

1番（西山 正志君）

3項目めでございますけれども、多面的機能直接支払交付金についてでございます。

これは、私事ですけれども、以前の職場でこの日本型の直接支払制度などを推進しておりました、この制度に対する思い入れが人一倍ございます。多分この中におられる方の中では一番あるんじゃないかと自負し

ております。

近年の農村地域の過疎化や高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同作業の困難化が発生している現状でございます。まさに、この日本型直接支払は、当美作市のような地域に対する制度であると思われま。今後の美作市の取組について考えをお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

多面的機能支払交付金につきまして、美作市の今後の取組ということでございますが、多面的機能支払交付金は、農業や農村の有する多面的機能を維持し、農村環境の保全と向上を図るための地域の共同活動を支援する交付金で、対象の農用地面積に応じて交付金額が算定をされます。

財源は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。県と市の負担につきましては、地方交付税措置が取られております。

令和2年度では、市内24組織、対象面積431.5ヘクタールで取り組まれており、交付金額は2,841万2,000円を見込んでおります。この事業の対象となる市内農業振興地域内の農用地面積2,805ヘクタールに対する取組済みの面積の比率は15.4%となっております。今後、市ではこの交付金事業を全市的な取組へと広げて、交付金を活用することによって、農業施設や農村環境を維持、保全していきたいと考えています。

また、この交付金は、事務処理の負担が大きいと御意見を頂くことが多くあるため、事務処理を請け負う組織を立ち上げ、取組ができていない地域の参加を促していきたいと考えており、特に以前この事業に取り組んでいた集落や、中山間地域等直接支払制度のみに取り組んでいる集落に対して、事業参加に向けた説明を行ってまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1番（西山 正志君）

2回目です。先ほど答弁がありましたように、確かにこの交付金の制度は非常に事務処理の負担が大きいと思われま。それは、私も以前タッチしとったんで、十分分かっておるつもりでございます。

そのために、事務処理の組織を立ち上げてもらってしていただければと思ひますが、組織の具体的な立ち上げの工程はいつ頃予定されているのか、もし分かればお願いしたいと思ひます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

組織立ち上げの工程などございますが、事務処理を請け負う組織として、令和2年度本年度中に、母体となる組織を立ち上げまして、事務局を設置したいと考えております。立ち上げ当初は、市で経費を負担することになります。組織を運営するための財源は、多面的機能交付金の一部を委託料として地域からいただいて賄うようにしなければなりません。委託料の率は5%から10%程度で検討しております。

先進地でありま、新潟県見附市の1市1組織の委託の例では、委託料の率は7%となっております。本市の現在の取組面積431.5ヘクタールを仮に7%で受託しますと、約200万円の収入ということになりま、400万の収入を得るためには倍の取組面積が必要といったことになってまいります。

また、事務処理を受託しても、処理作業を軽減するためには、組織の広域化が望まれるところであります。取組ができていない地域の参加を促すこと、また既存組織の広域化を図りながら、事務処理の受託を受

けていくことに取り組みまして、委託料で運営できる体制づくりということに進んでいかなければならないと考えております。そして、集落機能が低下している中、農業施設の維持管理経費にこの交付金を生かしていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1 番（西山 正志君）

ありがとうございます。コロナ禍で忙しい時期でございますけれども、早急に事務処理を請け負う組織が構築されて、全市的な、市全体、なかなか大変でしょうけれども、対応ができるようお願いして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、西山議員、ここで10分間休憩いたします。

休憩後に4番目から入ってください。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番尾高議員が通院のため欠席です。

それでは、西山議員4項目めから始めてください。

1 番（西山 正志君）

それでは、4項目めでございますけれども、里山公園の拡大についてということでございます。

里山公園の面積拡大に伴い、地方交付税が増額したとのことで、大変喜ばしく思っております。今後この里山公園の拡大計画についてお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、都市公園であります美しい里山公園整備でございますが、これは平成27年度より取り組んでおりますが、荒廃が進む山林を美しい里山に回復させ、多面的に活用することで、次世代へ継承するといったことを目的に、今年度におきましては、平福園路、竜王山園路、木田谷園路の整備を行っております。おおむね園内の園路整備は今年度で終了いたしますが、引き続き管理費に森林環境譲与税を充当するなど、財源の工夫をしながら更新伐事業等も合わせて森林整備に環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度になりまして、都市公園の拡張ということで、里山公園と塩垂山公園、こちらにおきまして、地権者の協力を頂き、現在までに6.5ヘクタールの貸借契約を行っております。

また、今後の都市公園の計画についてでございますが、必要性が議論されております防災公園については、15ヘクタール程度が必要ではないかということで考えているほか、都市計画区域内の山林等につきまして、各地域の御意見を頂きながら、新たな適地を検討し、第2期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております600ヘクタールを目標にいたしまして、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1 番（西山 正志君）

この公園は都市計画区域内ということですが、まだ都市計画の地域内には公園適地が多々あると思われ
ます。

地元から上がってくる声を待つのではなく、市が自ら地元の方に出向いて、公園に対するメリット、デ
メリットを営業されてはいかがですか。非常にまだ適地があると思いますし、話の仕方によれば出てくると
思いますので。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、もっと営業的に拡大をとということでございます。

当初の27年度頃といたしますと、なかなかこういった公園も類似のものがなく、説明に苦慮して回った記憶
がございますが、現在は美しい里山公園といったことで、モデル事業として見ていただけるようなものが完
成いたしました。

各地区を回ってということでございますが、当然市といたしましても適地については、こちらから区長さ
んに説明をさせていただきながら、適地を探していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1 番（西山 正志君）

どんな施策をするにも、お金は必要でございます。そういう意味でも、里山公園の拡大は非常に収入源と
しては非常に重要に位置づけられると思います。国から合法的にお金が入る、そのためにはもう一汗かいて
いただきたく、市民のためによりしくお願いしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、5項目めに入ってください。

1 番（西山 正志君）

昨日、山本雅彦議員が質問されていて、かぶる部分があるかもしれませんが、再度前向きな答弁をお願い
したいと思います。

美作市の将来を担う子どもたちのうち、公共交通機関を利用して高校へ通学している高校生や、バイク等
を利用して、通学している高校生はどのくらいの割合、人数がおられるのか、市内の高校生の通学に当た
てのバス代、自動車代などの通学支援についてお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、西山議員、5項目めの高校生への通学支援についてということで、お答えさせていただきます
です。

市内の高校生の学校通学に関する状況を申し上げますと、県南への通学と勝央町を除く数字でございます
が、近隣の津山市それから林野高校への調査で申し上げますと、鉄道通学が115名、バス通学が59名、自転
車通学82名、バイク通学27名、保護者による送迎55名、徒歩7名、その他が8名となっております。

先ほど議員の方からもございましたが、山本雅彦議員の御質問でも答弁いたしておりますように、具体的

な支援につきましては、あらゆるケースが考えられます。遠距離の場合の公共交通機関利用やバイク通学、近距離での自転車等の通学、さらには市外への通学、それから市内の高校への通学など、細やかな制度設計をする必要がございます。他の自治体の事例、それから美作市の環境につきましても、調査研究した上で、関係部署とも調整した上で、来年度中の実施に向けて一定の支援を考えていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1 番（西山 正志君）

いずれにしましても、美作市の将来を担う子どもたちでございます。先ほどの里山公園の拡大等をして財源を確保していただき、支援の方よろしく願いして、12月の定例会の一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番9番、議席番号1番、西山正志議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番10番、議席番号17番、倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員、始めてください。

17 番（倉地 重夫君）〔質問席〕

それでは、ただいまより17番倉地、12月一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は新型コロナウイルス感染症から市民をどのように守るのか。

2 番目に市内の家庭から市外で暮らしている学生に対する支援について。

3、告知放送端末の活用について。

4 番目、今回の行政懇談会で出された要望について、順番に質問させていただきます。

1 番の項目は、同僚議員が質問されたことと、重複するようなどころも多いんですけども、後は私なりに質問させていただきますので、それなりに答弁いただきたいと思っております。

担当部署の皆さんには、毎日の使命として大変な業務の処理に追われて御苦労様です。

正に、市民の命と健康を守る最前線で、職務といえども、その責務の大きさと職責の重大な立場に立ち、誇りと同時に大きなストレスもあると思慮しています。

そういう使命の遂行に邁進し、対応されていることに、市民から選ばれたものとして、市民に代わり大きく感謝しているところであります。

そうした中でも、さらに住んでいてよかったと言える美作市にするため、次の事項をお尋ねいたします。

市民に対し、日々大きく変動する感染情報の周知について、どのように取り組まれておられますか。

2 番目、感染すると重症化が懸念される高齢者、軽症ではあるが後遺症があると言われている、無症状感染者が多いとされる若者に対しての感染予防に対する取組について、どのように対応をされておりますでしょうか。

3 番目に、新型コロナウイルス感染拡大で、真っ先に影響を受けたのは、観光や宿泊、飲食などのサービス業で働く人々と言われていますが、G o T o キャンペーンでもコロナ以前の売上には程遠く、この先の展望が全く見えない状態と、私がお尋ねした企業の現場では言われ、その上、第3波を受けて、飲食店などは今、国がいくらG o T o トラベルと旗振りをしても、このところ、湯郷の旅館、ホテルでは、宿泊のキャンセルも増えていると聞いております。厚労省の集計では、コロナによる雇い止めは7万人以上、8月の労働力調査を見れば、パート・アルバイトは前年同月比と比較して、74万人も減っています。多くを占めるのが女性で、その数63万人と言われております。現時点での、美作市の状況を把握してはいたませんが、そんな厳しい現実です。市に対して経済支援についてどのような声が寄せられていますか。それに対する対

応、対する市の情報収集と対応はどのように行われておりますか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、1項目めの新型コロナウイルス感染症から市民をどのように守るか。

まず1番目の市民に対し、日々大きく変動する感染情報の周知についてどのように取り組まれているかという御質問ですが、基本的には、岡山県の公表に合わせまして、市も公表することにしておりますが、事前に情報が収集でき、市民が早く知ることにより、感染症予防につながるものが想定される場合は、県の発表に先立ち公表を行った事例もございます。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは共に感染症予防の基本として、手指消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、3密の回避を引き続きお願いすると共に、発熱や咳など、風邪の症状がある場合は、まずはかかりつけ医などに御相談していただくようお願いをしております。これは、風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、いずれも発熱や咳など、初期症状が似ていることから、病院のリスクを下げるために行っていただくものです。また、広範囲の行動は感染リスクが高まることから、不要不急の外出は控えていただくようお願いをしているところでございます。

次に、感染すると重症化が懸念される高齢者、軽症ではあるが、後遺症があると言われている、また、無症状感染者が多いとされる若者に対しての感染予防に対する取組の御質問ですが、報道によりますと、11月22日新型コロナウイルスに感染して、国内で死亡された方が2,000人を超えました。この中で80歳以上の方は半数を超えており、次に70歳代、次に60歳代ということです。また、感染者のうち死亡した人の割合を示す死亡率は、全体では1.5%ですが、60歳代が1.9%、70歳代が6.2%、80歳代以上になりますと、14.8%と高齢になるほど高くなるデータが出ております。県内でも、感染確認が加速度的に増えておりまして、行動範囲の広い20歳代から50歳代の感染の割合が高くなってきております。新型コロナウイルスの特徴は、無症状や軽い症状で感染に気がつきにくく、知らない間にウイルスが持ち込まれるケースが多いので、十分に気をつけていても、感染を拡大する恐れがあります。亡くなった方の大半が高齢者で、高齢者の感染がいかに危険かを表していると思われまます。

先ほど申し上げました通り、手指消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、3密の回避を引き続きお願いすることで、自分を守り、さらには家族、祖父母など、大切な人を守ることに繋がっていただきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

私からは、経済対策につきまして答弁をさせていただきます。

8月から経済対策の参考とするため、市内の事業者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

9月30日までに396の事業者から回答を頂きました。

集計結果を見ると、新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、企業活動に「非常に影響がある」が52.6%、「少し影響が出ている」が38.0%となっております。前年同月と比較した、4月から8月までの営業状況も「大きく減少した」が35.9%から52.7%、「やや減少した」が30.7%から45.7%という状況で、4月から7月までの平均売上減少率は、全体で38.4%という状況でございました。

また、自由記載欄には、国や美作市に望むこととして、継続的な支援、税金の免除、生活の保障確立、本

年度中を見据えた支援などの記述がございました。

美作市では、事業者の方に事業を継続していただくために、支援を続けております。

8月に各世帯に送付した「使って応援がんばろうみまさか地域応援商品券」、こちらを市内の事業所で御利用いただいておりますが、使用期限は令和3年1月20日となっております。

「事業継続応援給付金」、特に被害が大きい業種の事業者対象の重点給付金でございますが、2月から9月までの間の売上の減少を対象に、売上高によって10万円から100万円の間で、4区分の給付額を設定しておりますが、申請期限を令和2年12月25日としております。

また、売上高が20%以上減少した中小事業者に対する無利子貸付制度である「新型コロナウイルスに負けるな貸付金」は、期限を定めておりませんので、新規の方に限られますが、現在も御利用いただけます。

国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に、助成金の20%の加算交付をしている「新型コロナウイルスに負けるな給付金」につきましては、国の緊急対応期間の延長に合わせ、12月までとしている期限を延長することになると考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることから、事業者の方への聞き取りなどによりまして、被害状況と、商品券や各種給付金の効果の把握にも努めまして、追加の支援を検討してまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

2回目。コロナを抑え込むには、いかに早期に感染源を特定し、対策を打つかが大切と言われております。市長の所信の発言でそのことを述べられたこと、大いに評価をしたいと思います。

一たび、感染者が出ると、即クラスターにつながる事業所、死亡率の高い高齢者、基礎疾患を持っている人など、不安のある人全員に費用の負担を心配することなく検査が受けられる、そのことが感染拡大を抑え込む最善の方法であると思います。

萩原市長は、市長選で「ノーマスクタウンみまさか」、「みまさかにコロナを入れない」と訴えてきておられます。市民がコロナ感染を心配することなく、生活できる美作市への取組を求めます。改めてその決意についてお尋ねいたします。

また、クラスターの発生した職場へ勤務されている職員の皆様の家族、特に学校に通っておられる子どもさんに学校へ来るななどの、いじめに近いような事態も起こっているとされています。このような事象を把握されておられるでしょうか。また、それらの取組についてお尋ねいたします。

保健福祉部と直接は関係がないんでありますが、社会福祉協議会の取組についてであります。緊急小口融資総合支援資金のコロナ特例貸付金の償還時の所得が、住民税非課税の家庭にあつては、返済免除や返済猶予の措置が取られていると思いますが、利用したいと思っている市民の皆さんにそれらのことが正しく伝わっているでしょうか。利用する立場になると、返済の言葉が負担になり、利用条件がありながら、申込みをためらっておられる方があります。

先日も、私に相談に来られた方が、年金から借金をしているので借入ができないと困惑されておられました。意味がよう分からなかったんですけど、年金を担保にお金を借りることができるんですね。この方の場合、自分の旦那さん、連れ合いの葬式を出すために、どうしてもお金に困ってそういうお金の借り方をして、自分がいよいよ年金が減った中で生活ができないと、私に窮状を訴えてこられておられました。社協の

方に、家賃補助で対応していただき、喜んでおられました。ありがとうございました。

私も、当市が実施しているのと並行してアンケートをやっているわけではありますが、コロナ禍で収入が激減して苦しんでいる方の悲痛な声が寄せられています。このような方に正確な情報が伝わるよう努力が求められますが、どのように取り組まれるでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私は、美作市は県内の自治体の中で、間違いなく最も検査体制が充実をしておりますし、検査費用についての公費負担の割合が一番高い自治体となっております。当初2回くらいまでと思ったんですけど、どうも2回だけでは済まんということもあって、回数制限もだんだん緩和をしております。そして、所信でも申し上げましたとおり、検査を徹底をする。徹底するってどういうことかということ、岡山県がおっしゃっておられる濃厚接触者の範囲に入らなくても、ちょっとこれとは思ったら検査をしまくるという態度でやると。現にその中で発見されたこともありました。発見されなかったことの方が多いんですけどもちろんね。そこがとても大切で、最近の類似の例を見ておっても、やはり陰性であってもその後陽性になって、その陽性になった人が、病院内でクラスター発生させたみたいな事件もあります。必ずしも、公衆衛生の専門であった先生方だけが万能ではない。それよりも、幅広く厳密な検査を実施をする。そしてもし何かがあったら、即座に隔離をさせていただいて、早期に治療をすると。こういう方針が第一だと思っております。

それから、もう1つは、実務的に申し上げますと、濃厚接触であって、陰性になった場合においても、私どもの運用としては、2週間ばかしの自宅ですべてでね、自己隔離をしておいてくださいということをお願いをさせていただいております。これも、検査は徹底するんですが、検査が万能でもないということもありますので、その辺の自己隔離要請というものもし、現に私どもの職員の中でもその要請に応じて2週間頑張ってくれた子もいるわけでありまして。こういうごく当たり前の方針を徹底してやらせていただくということによって、今まで市内にコロナが持ち込まれたことはありましたが、私どものところで発生したコロナが2次感染につながったケースがなんとか治められてないということになっている状況であります。予断を許すことはできません。これからも、油断なく今の方針を市民の方々に御理解を頂きながら、やっていきたいと思っております。

それから、人権事案については、私ども念入りにお話をそれぞれしてございまして、言いにくい面もあるんですが、具体的に、例えば県の情報からは出ないんですが、一定の地域の方に閉じた地域でコロナが発生した場合において、積極的情報提供をした上で、検査の拡大もしてるんですが、そういう場合においても、一切、人権的な発言を聞いたことがございません。地域においては、学校についてどうかということについては、また教育長がお答えされると思いますが、学校においてそうですね津山で最初の事例が発生した頃には、かなり夜中に騒がしい情報が飛び交っていて、大変なことになるのかなという思いをした時期もあったんですが、このところの状況を見ると、私の耳が遠くなったということはないと思うんですけど、雑音がほとんど聞こえてこない。市民の方々もしっかりとこのコロナについて、かかった人が悪いということじゃないんだと。市の方針に従ってしっかり隔離をする、検査をする等々の措置の中で、その当該コロナにかかられた方々が、早く治ってほしいと、こういう大まかな理解が学校にも多分あると私は思ってるんですけども、もし、議員におかれて、私どものようなトロイ理解が違ってるんだという実例がおありになるんだしたら、正々堂々とご披瀝をされた上で、当局の善処をお求めになった方がいいと思います。風聞によってそういうことがあったんじゃないかねかと言われてもこっちは困るんで、それこそ我々に対する人権侵害と同じこと

になります。ぜひよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等について、先ほど市長の答弁にもございましたが、今年度11月末までの状況で、市内小中学校において新型コロナウイルス感染症に関することに起因するいじめ等の報告は受けておりません。園の方につきましても、そういう報告は上がってきておりませんので、もちろんそれぞれ学校園、教育委員会の方に全ての正しい情報が上がってくるということは、なかなか保証しかねる部分がございます。隠れたところでそういう話が飛び交っているということは、予想の段階でしかございませんので、もしそういう確たる情報がございましたら、後程よろしければ情報提供いただけたら対処してまいりたいと思っております。

繰り返しにお答えするようなこととなりますが、市内の小中学校では、新型コロナウイルス感染症に対する差別やいじめを防止するための道徳や学級活動等の授業、あるいは日々の朝会や集会等で機会を得て、子どもたちには指導を行っているところであります。いけないというだけでなく、大事なのは感染された方の立場、その家族の思い、そういったところに思いが至るということが一番大事なことであるということ、そこが要になるのではないかと考えておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私の方からは、コロナ特例貸付の償還の特例について説明をさせていただきます。

新型コロナ関連の特例資金貸付の社会福祉協議会の取組についてですが、美作市社会福祉協議会では、社協のホームページや社協だよりにより、この資金の貸付の制度の周知を行っており、また家計相談会での説明を行っているとのことですので。

相談者には、今回の特例貸付の償還について、厚生労働省のパンフレットの記載のとおり、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とされていますとの旨の説明は行っておりますが、所得の減少程度や確認方法等、償還免除の要件は厚労省において検討中であり、現時点では詳細は示されておられませんので、基本的に資金の貸付については、借入金であること、返済が発生することも説明して、今後の国からの詳細が示された時点で貸付対象者に伝えていきたいと考えているとのことでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

2回目の経済部への質問が飛んでおりましたので、ここでやらさせていただきます。3回目として。

アンケートにある企業活動に非常に影響がある、前年と比べて営業状況が大きく減少など、多くの回答が寄せられた回答が30%を超えているという説明でありましたが、これらの事業者の方の具体的な要望はどのように把握しているのか、また、事業を継続してコロナ禍を乗り切っていくための支援についてどのように取り組むのか、生活保障の確立、今年度中を見据えた支援などに、どのように取り組むのか、また、使って応援商品券などの企画は、多くの市民が評価をして利用してきたところではあるが、ほとんどの市民が、使

い切った、再度の声が聞こえております。答弁にはありますが、被害状況と商品券や各種給付金の効果の把握に努め、追加の支援を検討してまいりますとありますが、どのように取り組まれますか。市内の事業所でクラスターの発生など、深刻な状況が継続している中、継続応援給付金も1回限りでなく要望があります。その取組についてお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

事業者の方の具体的な要望をどのように把握しているのか、またその対策にどのように取り組むのかなどでございますが、事業者の方からの要望につきましては、湯郷温泉観光協会や、美作商工会を通じて、被害の状況や要望などの把握に努めてまいります。

「使って応援がんばろうみまさか地域応援商品券」につきましては、11月30日までに、1億8,217万9,000円の換金請求がございまして、これは発行額2億6,963万円に対して、67.6%の換金ということになっております。専門券や中小一般券を設けたことから、飲食店をはじめ、多くの店舗で御利用いただいております。経済対策につきまして、繰り返しになりますが、事業者の方の被害状況や要望、商品券や各種給付金の効果の把握に努め、国の補正予算や国、県の追加支援策にも留意をしまして、市としての追加の支援を検討してまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

総括ですね。

本当に困っておられる方の声というのは、なかなか声を出しにくいというんかね。声を聞く側がどういう姿勢で聞くかということでも、やっぱりなかなか切羽詰まってもその状況を人に相談できずにおられる方がたくさんおられると思います。こういった方をどうやって救い上げるか、全国的に女性の自殺者も増えているというようなことが報道されております。美作市の市民の方からそういう不幸な方が生まれることのないよう、しっかり各総合支所に社会福祉協議会の窓口もありますので、そういった方がしっかり地域の情報とかそういうものをつかんでおられると思いますが、非常にコロナが長引くということで、経済的に困窮される方が増えております。そういう声が私のアンケートには次々上がってきております。

だから、先ほど言いましたように、本当に自殺に追い込まれるようなことのないような見守り体制と言うんですかね。そういうものをしっかり取っていただきたいということをお伝えしておきます。

それから、使って応援の給付金ですかね。1万円の枠が3種類あったわけでありましたが、どの種類の効果が市民に、あるいは地域の事業者に1番影響というか、効果をもたらしたとか、そういったところの分析もちゃんとして、もし次に発行される場合にはその辺をしっかりと念頭に入れて金額の枠組みというんですかね、そういうものを検討していただけたらなと思います。

以上で1項目めの質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入る前に、10分間休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時51分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、倉地議員 2 項目めから入ってください。

17 番（倉地 重夫君）

2 項目めは、市内の家庭から市外で暮らしている学生に対する支援についてということで、6 月議会で要望いたしましたが、学生の置かれている環境が大変な状況になっています。これらの学生に食糧支援を求めるといって述べさせていただきました。

新型コロナ感染拡大で、親の収入やアルバイトが減り、苦しい生活を余儀なくされている学生たちが急増しています。学生組織の中で食料品を配布し合うプロジェクトが立ち上がっています。

市では、外国から美作市で暮らしている人への支援としてお米10キロ、もち麦などを送るとして、専決までして実施してきたところではありますが、市内の家庭から進学をしている学生、それらに仕送りをされている家庭が大変な状況になっています。国や学園からの支援制度は実施されていますが、困っている家庭や学生に対して十分とは言えず、学園などのボランティアなどで、食糧支援活動が行われております。まさに命をつなぐ活動として喜ばれていることが報道されております。コロナ禍でアルバイトが激減し、収入がなくなって困っています、の情報が私のところへも寄せられています。多くが飲食関係をアルバイト先にしていて、このところの第2次、第3次感染拡大など、アルバイト先を失っています。帰省したくても、感染地域からの移動になると、帰ることもできないと困っています。ふるさと、美作市からの支援、美作のお米を送れないかの提案であります。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、2 項目めの市内の家庭から市外で暮らしている学生に対する支援について、美作市からの支援、美作のお米を送れないかとの御提案ですが、国や大学等では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている学生に対し、様々な支援策が行われております。

美作市におきましては、学生に限らず、あらゆる世代に対し支援を行っておりますことから、現段階では美作のお米を送る支援は検討いたしておりません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17 番（倉地 重夫君）

非常に冷たいお答えで、ちょっとがっかりしているところではありますが、外国から美作市に移住して仕事をされている人たちには、市は議会に諮ることもなく、専決でお米ともち麦を配布されました。

今、地元を離れて学生生活を送っている人たちが、どのような要望を持たれているのか、調査をされたことがありますでしょうか。親がコロナで失業して、退学するかどうか迷っている、水だけで過ごす日もある。コロナで親の収入が減って、仕送りが少なくなり、生活が厳しい、バイトが減って収入が減り、1日200円から300円で過ごしている。就職が決まらず、計画留年も考えている。飲食店のバイトを切られ、別のバイトを探している。就職は決まったが将来が不安。

国や政府が学生向けの支援をしているということですが、政府の学生向け緊急給付金10万円から20万円の給付ですが、対象が全学生の1割しかないということでもあります。希望者全員に給付ができた大学は19%です。要件が厳しく、申請を自粛した学生もおり、困窮していても、多くが給付を受けられていません。私ど

もは政府に対して、学生たちの実態を突き付けて、緊急給付金の再実施を繰り返しております。

津山市では早い段階で、これは私が6月の要求を出した時の新聞の記事で要求を出したわけですが、コロナ感染防止のために、帰省を自粛している市関係の学生らに、津山市産食材を送る学生応援事業の申込を6月7日まで受付を始めるとの山陽新聞の記事が出て、国内の大学、大学院、短大、高専（4年生以上）、予備校の在校生のうち、市出身の県外在住か、県外出身で市内在住の人に送るという企画で、食材は「キヌムスメ」などの米や津山産小麦で作ったパスタ、大豆加工品といった農産品、加工品の詰め合わせで、一律ではない、1人5,000円分で、160セット用意するとの記事が報道されています。

私のところにも、県外の学校の子どもさんに仕送りをしているお母さんから、授業も始まらず、バイトも切られ、コロナ感染を危惧して帰省もできずに困っていますとの声が届いています。

答弁では、現段階ではそのような支援は検討していませんとのこと、市民の声に耳を貸そうとしない。余りにも冷たい答弁ではありませんか。

まず、市民の声に耳を傾ける対応を求めますが、どのようにお考えですが、答弁をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

基礎自治体の政策の根本は、やはり市民の方の声をなるべく広く聞いて、それに適正に反応することでありますが、まずそのために私どもいろいろな広聴制度、行政懇談会等の議論もし、またアンケートも頂いたり、（聴取不能）も設けておりますけども、様々な形で御意見を頂戴しているわけであります。

例えば、先ほど西山議員が発言された高校生の通学助成、山本議員も言われましたけども、これらについては、厳然とした市民の方の声があったことは間違いありません。行政懇談会でも出たことがございます。

一方で、今回は規模を縮小しての行政懇談会でもございましたけども、件数で言うと昨年並みの御要望が出ている中にそういった反応を示す声が、実は1個もなかったんですよ。できれば先ほどの件も同じなんですけども、私どもには寄せられてるという、私どもというのが共産党の全体なのか、それとも議員御本人に本当の市民の方が言われたのか、その辺をしっかりと御開陳いただかないといけないと思うんです。その学校におけるいじめがある。たくさんあるとおっしゃったけど、結局根拠は示されなかった。それは全国（聴取不能）としての運動は分かるけれども、一応我々としては、美作市の運営をしているつもりであって、共産党のための行政をしているつもりは全くございません。

ですから、市民の立場に立ってとおっしゃるのであれば、そのどっかの段階できちっと情報開示をしていただいて、ここにこういう実例があるんだということになれば、その実例を我々も自分の目で確かめて、それにそぐった対応が必要であれば、検討を開始することになります。

学生給付金が党として頑張っているのだからというところがやけに目立ちますので、ちょっと本当にそうかなと。議員の方々もこうやって18名おられて、市の職員もたくさんいる、社協の方もいろんな声に耳を傾けている中で、様々なコロナに関する要望が上がってきてるんですけど、その御要望の中にまだ倉地議員以外に同じような傾向のことを言ってこられた方は、私の記憶が正しければ、私はないという状況であると。そのことをお答えの代わりに申し上げさせていただきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

私の個人的な主観じゃないかというお答えかなとお聞きしたんですけども、実際に私に声をかけられた

方はありますけれども、前回告知放送の件で、誰が言ったんだと、特定した人間のことを教えてほしいというようなことで、その方の場合は本人の了解を一応事前にとってましたので、お知らせはしましたけれども、今回はまだ本人にそういうことを、ここで本人を特定するようなことを、市の方に伝えていかどうかということは確認してないんで、お教えすることは控えますけれども、例えば、美作市では滋慶学園ですか、そちらには恐らく100名近い学生さんがおられると思うんですよ。こういった方にまず声を聞いてみるとか、先ほど言いましたように、津山市の取組としては、市の方が先にこういう形でアドバルーンを上げてそれに希望を受け付けるという形で取り組んできたわけですから、どう考えても社会人、仕事を持っておられる方は仕事で収入が減ってもなんとか食いつなぐためには次の仕事、あるいはダブルワークでも次から次へなんとか仕事をしながら生きていくためには頑張るわけですが、学生の場合は本分が学校、授業、学問をすることが本分で、食うこと、あるいはお金を稼ぐことだけに力を注ぐと、結局学業がおろそかになるということで、困っているということが社会現象として今起こっていると、私の個人的な考え、あるいは共産党がそういってるという言い方も分かりませんが、やっぱり困っている人に手を差し伸べる、困っている人の声に耳を傾けるという行政を私は求めています。今の段階ではそういう対応はしないという市の判断は、そういうことになるのかなということで、私にそういう声が寄せられた方にはその旨お伝えして、現時点で美作市ではそういう取組はできませんという形でお返事するしかないですね。

はい、分かりました。では、続いて3項目めの質問に入ります。

議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

17番（倉地 重夫君）

先ほどもちょっと触れましたが、3項目めは、告知放送の端末の活用についてということで、1番目、9月議会で告知端末の空きチャンネル（FM-7）を通じて議会の中継を放送して欲しいの取組についてであります。

そして、2項目めとして、Jアラートと称して、けたたましい警報が放送されるが、緊急時、停電時はどうなるかということです。

3番目として、FM、AMラジオ放送が、クリアな音で受信できると説明してきたと思うが、実態はということで、お尋ねしていますが、これは3項目めのクリアで受信できると思っていたのは私の勘違いのようなので、質問の内容が変わってきますけども、いずれにしても、告知端末でAM放送を聞こうとしたときにはちょっと実用にならないということでその立場から質問したいと思います。

告知放送端末に、議会中継放送を流すことはできないかとの市民の声を紹介しましたが、当事者にお話を聞きたいとのことで、市の方にお伝えしましたが、どのような話し合いをされたのか、その結果を受けて、どのように取り組むのか、私の方へは何も知らされていないのですが、どのように取り組まれますか。

市では、みまちゃんネルを通して議会中継を生と夜7時から録画で放送しております。市内にはテレビ放送は地上波を直接受ける、またはケーブルテレビで視聴している家庭では、これらの中継が全く届いていないことになります。全世帯中、このような世帯がどれくらいあるのか把握をされておられるでしょうか。同僚議員が発言の中で、みまちゃんネルで見ておられる市民の皆様へとして、見ていただいていることを前提にして熱心に発言をしておられますが、議会の情報を共有できていない市民に対してどのように考えておられるでしょうか。

2番目として、家庭の電気が止まった時、告知端末は緊急情報が受信できるのか、私は自分で接続をしたので、説明書に従って電池を組み込んで接続していますが、市が業者に接続を任せた家庭では、電池はどう

なっておりますでしょうか。災害と停電はセットで発生する可能性が高いと思われませんが、停電時、電池をセットしていなければこれらの情報を知ることができないのではないのでしょうか。また、設置業者任せで、設置された端末が高い、手の届かないところに設置されているケースも多く、もう一度聞き直しをしたいなどと放送しているが、操作ができない家庭が多い。市民の立場、利用者の立場に立った取組がされていないということです。

美作市はAMラジオの受信環境は非常に悪いところです。夜など、告知端末でAM放送を受信しようとしても、受信状態が悪くて実用にならない状況です。AMラジオ放送については、インターネット接続でクリアな音声で受信ができます。なぜ、これらの方法を検討してそれを変換して告知端末で流すというようなことができないのか。多くの家庭で音量が絞られて、ほとんど利用されていないなどが実態ではないのか。告知端末が市民にとって、市の情報を得る装置として利用されているのかどうか実態は調べたことがあるのかお尋ねいたします。

1回目です。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、3項目めの御質問にお答えさせていただきます。

告知放送端末の活用についてということで、まず1点目でございますが、告知端末の空きチャンネルを通じて議会中継の放送をしてほしいとの取組についてでございますが、9月議会の倉地議員からの一般質問を受けまして、9月15日に当事者の方に直接お会いさせていただきました。

お話を伺ったところ、FM告知端末へ取替えの際の説明不足に対する御不満や、FM告知放送の有効活用の御意見を伺うことができました。告知放送で議会中継を流すことにつきましては、議会の御判断も必要であるために、すぐには返事できませんという旨の回答をいたしております。

次に、議会中継を視聴できていない世帯数に関する御質問ですが、現在のケーブルテレビ視聴者数は9,210件となっておりますので、約3,000世帯の方々が議会中継を視聴できないということになっております。

ケーブルテレビの視聴には、使用料の負担があると共に、告知放送では光ケーブルが引き込まれていることが大前提となりますため、全ての市民の方に議会の情報を提供することは、ケーブルテレビ、告知放送では困難であると思われれます。広報誌などの別の情報提供方法を御検討いただければと考えております。

次に、Jアラートと称して、けたたましい警報が放送されるが、緊急時にはどうなるのかというお尋ねですが、停電時の緊急情報の受信に関する御質問でございまして、現在のFM告知端末は、ケーブルテレビの電波を利用して、告知放送を行っております。ケーブルテレビの電波は、光交換機を通し、映像や音声にするため、光交換機の電源が必須となっております。乾電池を入れても、停電時には告知放送を聞くことはできないという状況でございます。

停電に伴う災害時には、告知放送に乾電池を入れていただき、通常のラジオとして利用することを推奨いたしております。

それから、告知端末の設置場所につきましては、設置事業者が利用者と設置場所について、事前に打合せをしまして、設置場所の同意を得た上で設置をいたしております。設置後は設置同意書も利用者から頂いておりますが、それでもなお、設置場所の変更が必要な場合は、企画情報課に御連絡いただければ、対応させていただきます。

次の、FM、AMラジオ放送がクリアな音で受信できると説明してきたと思うが実態はというお尋ねですが、美作市のFM告知端末は、ケーブルテレビ線を接続して放送を聞く、ケーブルラジオと、放送端末についているアンテナを利用して聞く、空中派のFMラジオとAMラジオの2種類の方法でラジオを聞くことができます。その中で音声クリアに聞くことができるのは、ケーブルテレビ線を接続して聞く、ケーブルラジオとなりまして、現在は7局を選定をして放送をしております。ケーブルテレビの仕組み上、AMラジオは放送できないということがございまして、告知端末ではクリアに放送が聞けないという状況もございまして。AMラジオの音声クリアになるとの説明はしたことがございません。

議員御提案のインターネット接続でAMラジオ音声を受信する放送は、スマートフォンやパソコンで聞くことはできますが、告知端末ではインターネットの受信ができないため、聞くことは不可能となっております。

なお、ケーブルテレビラジオでは、AMラジオからFMラジオに変換されたワイドFMラジオの山陽放送、RSKでございますが、これは配信中ですので、ケーブルテレビ線にワイドFM対応のラジオを接続していただければ聞くことができるということになってございます。詳しくは市のホームページにも掲載をいたしております。

音量を絞って放送を聞いていない利用者もあるのでとの御質問もございましたが、通常放送に関しましては、利用者の方々の判断となりますので、利用実態までの調査は行っておりません。災害時の緊急時の放送につきましては、強制的に音声を最大にし、告知放送を行うようにしております。

なお、美作市の情報配信方法としましては、告知放送以外にも個人のスマートフォンに情報配信する「美作市公式アプリ」やメール配信など、個人に配信するものもございまして、ダウンロードやメール登録をさらに呼びかけてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

今、春名企画振興部長の答弁の中で1つ間違いがありますよ。

停電時にはFM告知端末では緊急放送は聞けないと言われましたけど、私は実際に実験してみたんですよ。ひかり変換機というのは、それぞれひかりのケーブルが導入された壁の中に光変換装置というのがついてます。それから、テレビの映像信号をテレビに映る信号に切り替えるために5ボルトの電源を供給してます。この5ボルトの電源が止まったら、テレビに映像は移りません。けれど、VHFで送られているFM放送はそのまま受信できます。そこはあなたの認識不足でしょ。だから、当然Jアラートなどの緊急放送も恐らくあれVHFでFM帯で放送されてると思うんで、それはちゃんと電池さえ入れてれば聞こえるはずですよ。あなたの認識不足です。きっちり確かめてください。

議長（岡本 泰介君）

休憩しますか。質問を最後までされてから。

17番（倉地 重夫君）

市民から寄せられた声はどう取り組むのかということでもあります。議会の判断が必要ということですが、それでは12月議会で条例などを出して、それに応えるのが市民の声に耳を傾けた取組になるのではないのでしょうか。

市でも把握されているとおり、みまちゃんネルで議会中継が視聴可能な世帯は9,210世帯。およそ4分の1世帯は議会でのどのような問題が討議されているかも知られてないということになります。

ひかりケーブルに関しては、全市一斉の工事でかなりの効率で導入されてると思うが、その数値は把握されていると思うが、全ての方に議会の情報を提供することは、ケーブルテレビ、告知放送では困難であるとなぜ思うのか。少なくとも音声だけは流すことは可能であると思われるが、その中には質問者、議員の名前、答弁者の名前など、アナウンスで入れれば、議会の状況を知ることになるのではないのか。みまちゃんネルの中継には、質問者、答弁者の名前がテロップで入るのであるのから、その操作をされる方にアナウンスを入れてもらう、または議員の名前、答弁を担当されている執行部の皆さんの名前や基本的に決まっているのであるから、ボタンの選択などでその人の名前を自動的に挿入するようなこともそんなに難しいことではないと思われます。

告知端末の設置に当たっては、委託業者にその全てが任されて行われたのであるが、その使い方は電池を入れなければ停電時には利用することができないなどの説明がされていない。緊急放送時、停電していれば緊急放送も受信できない欠陥品ではないのか。

多くの市民が携帯電話をスマホに変えているが、美作オンラインなどのアプリがどの程度利用されているのか、皆さんは若くてそれなりの知識を持っておられるが、高齢者の皆さんに熟知させることにどのように取り組むのか。

災害時に強制的に音量を最大にして告知放送をするようにしてるとのことであるが、先ほど言ったように、電池が入っていなければそれも受信することができない状況です。これらについては、どのように対応されるのか、ダウンロードやメール登録などどのように設定してあるのかということでもあります。

3項目め、AM放送の受信について言えば、私の勘違いでありましたが、今、脳の活性化、また認知予防の観点から、ラジオ放送が見直されてきています。AM放送について言えば、当地域は先ほど言いましたように山間部で、受信に（聴取不能）の雑音が多く、（聴取不能）にならない状況です。それらのことから、放送局がワイドFM方式で90メガを超えた電波体を利用してAM放送の変換を随時行っています。RSKだけでNHKがまだこれから取り組む予定ということでもあります。

これらの放送を市民が利用できる取組をしてほしいとの要望が30年3月議会で市民から陳情の形で出されており、その陳情は、その議会で採択されています。それら3件の陳情についてどのような陳情であったか、陳情内容をどのように把握されているのか、まずお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

それでは、倉地議員、先ほどの答弁ミスと言われたんで、調査しますので、先ほどのと今の回答と暫時休憩の後にします。

暫時休憩します。

午後3時20分 休憩

午後4時09分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番の山本雅彦議員が通院のため退席されました。

それでは、倉地議員の回答から入ります。

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

先ほどは、どうも申し訳ございませんでした。

2回目の答弁ということで、先ほどの答弁につきまして、私どもの確認不足によりまして、乾電池を入れても告知端末から放送は流れないと答弁をさせていただきましたが、仕様書を確認しましたところ、議員御指摘のとおり、屋外に設置している成端箱と直接端末を接続している場合は、乾電池により電源が供給されますため、通常はできないんですけれども、停電時も告知放送が流れるということが可能になるということでした。おわびして訂正申し上げます。

合わせまして、2回目の御質問に何点かございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、ひかりケーブルに関して、全市一斉の工事でかなりの効率で導入されていると思うが、その数値はというところでございますが、現在ひかり引込み件数は1万3,792件、うちサービス休止中の件数が1,819件となっております。光サービスを利用している件数は1万1,973件となっております。

次に、全ての方に議会放送を提供することは、ケーブルテレビ告知放送では困難であると思うがなぜそう思うのか。まず、ケーブルテレビでの全市民への放送提供は先ほどお答えしたとおり、3,000世帯の方が視聴できません。また、FM告知放送は、現在の設置数が1万152件となっております、こちらも全ての方が聴取することはできないという状況でございます。

次の、質問者や答弁者の名前などをアナウンスで入れることはそんなに難しいことではないと思うがにつきましては、今後議会放送を告知放送で提供する場合、議員御提案のとおり議会音声をそのまま放送するようになると思われます。今回告知放送で放送することが困難であると回答したのは、全ての市民の方々に対しまして、議会放送をすることが困難であり、放送の仕方が困難というわけではございません。

それから次の、緊急放送時に停電していれば、緊急放送も受信できない欠陥品ではないか、美作オンラインメール登録などがどの程度利用されており、今後どのように取り組むのかというお尋ねでございますが、本FM告知放送選定の際に、停電時の対応の件についても検討しました結果、本FM告知放送システムとなりました。現状は有線のみ告知放送となりますが、無線で受信できるように検討をしております。

また、市公式アプリやメール配信ですが、アプリのダウンロード数は5,379件、メール配信の登録は2,409件となっております、今後も登録の呼びかけをしていきたいと考えております。

次に、電池が入っていないければ、緊急放送を受信できない状況について、先ほどのお尋ねの中にもございましたけれども、停電時の対応といたしましては、無線ラジオで告知放送を受信できる方法も検討をいたしております。現状としましては、停電時で情報提供できるその他の情報ツールにつきましては、市公式のスマートフォンアプリ「みまさかオンライン」、メール配信サービスや、市内エリアの携帯電話に対し強制的に情報を発信できるエリアメールなど、個人がお持ちの携帯電話への情報発信が主流となります。また、屋外拡声器や一部防災無線も活用しております。それらを利用して情報発信をしていきたいと考えております。

次に、平成30年3月議会の3件の陳述内容をどのように把握かというお尋ねですが、平成30年3月に議会におきましては、3件の陳情がございまして、その対応につきましては、RSKのAMラジオがワイドFMとして放送を開始したことから、現在ケーブルテレビの電波に乗せて放送を流しております。NHKに関しましては、NHKのAMラジオがワイドFM化をした段階で検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

訂正の答弁がありましたけれども、結局シンクレアの告知端末の性能というものを、市の方できちっとつ

かんでなかったということになるんじゃないかと思います。それで、告知端末を使う立場からしますと、あれプリセットという形で、要するにボタンでどの放送局が受信できるか、FMの局ですね、7局、1つはさっき言うたFM-7というのは空きチャンになってるんですけど、決まったチャンネルが設定されてるわけです。だから、先ほど言いましたRSKがワイドFMで今現在放送されているけれども、それを受信しようとしたときには、市販のワイドFM対応のラジオをつなぐかしないと聞けないわけですね。当然NHKが今後ワイドFMにしてAM放送を流すようになったときにも、今の告知端末では聞けないということなんです。先ほど3件の陳情について言われましたけど、この陳情者の方は、結局それをきちっと対応できるような取組をしてほしいというようなことも合わせて陳情されてるんですよ。当然予算もかかるしということで、それを含めて提案されてるんです。それと合わせて当議会というんですか、陳情とか、請願、請願とかは、関係機関に意見書を出してくれとかいう内容になってるんで、当然採用になった場合には関係機関に意見書を送ったりするようなことはやるんですけども、市の方に対する陳情、要望に対しては、陳情、要望が採択されてもそれがたなざらしになってるというケースが非常に多いということで申請、陳情された方がクレームをされておられます。

これは、市というより、執行部だけでなしに議員側にも責任があるわけでありましてけれども、やっぱり請願とかいうものに対して、それをどう扱うかということは地方自治法の125条ですか、これによって定められておるわけでありまして、そういった市民の声にしる、何にしる、請願、陳情それは真摯に受け止めてその対応を図っていかなければいけないということでありまして。

このことに関して先ほど企画振興部長から陳情は承知してるということで答弁がありましたので、今後の陳情に対する取組についてどうされるかお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

先ほども答弁させていただいておりますが、平成30年3月の議会で3件の陳情ということで、1つ目としましては、NHK第1及び第2放送及び山陽放送のAMラジオ電波をFM電波に変換してケーブル回線に乗せることに関する陳情。

それから、NHK第1及び第2ラジオ放送のワイドFMの放送の実現と音声告知放送端末機の性能対応確保に向けての要望。

それから、3つ目としまして、山陽放送RSKラジオのワイドFM放送開始に備えての陳情という3件でございます。いずれも最終的には採決と議会のほうではなされておまして、先ほど申し上げましたように、RSK山陽ラジオ放送につきましては、ワイドFMの放送を開始しております。

NHKにつきましては、ワイドFM化がされた段階で市としましても検討させていただきたいと思っておりますし、陳情にありますような内容につきましては今後とも十分注意をして推進するように考えてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

総括。

議長（岡本 泰介君）

総括でお願いします。

17番（倉地 重夫君）

先ほども言いましたけれども、ボタンでプリセットで設定されている放送局しか選曲できないという欠陥というか、そういう端末なんです。これでせつかくワイドFMの対応になって、FMでAM放送がクリアな音で放送されるようになって、現在の端末をそのままでは対応できないということなんです。だから、市販のワイドFM対応の受信機を購入して、今の段階では聞くという手段を選ばないとそれが聞けないというのが現実です。何億もかけてシンクレアの告知端末を全戸に導入してきたわけですけども、市民の利用する立場に立てば、そういう不満というか、こういう使い方もしたい、あるいはそのような放送も聞きたいと思ってもそれに対応してないということがここで明らかになっているわけです。

それらに対して、当然新しいワイドFM対応の受信機を購入するためにはそれぞれ個人に負担がかかるわけですが、そういったことを最初に言いましたように、AM放送がお年寄りとかそういった人の老化防止とか認知症の予防に役立つような研究発表がされてますんで、ぜひともこれらの方法を市民がなんとか安価な方法で利用できるような対応をしていただきたいということをお伝えして、この項目を終わりにします。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

17番（倉地 重夫君）

4項目めに、英田地域の行政懇談会である区長さんから英田地域に宅地造成を求める要望書が出されております。私はその懇談会に出席していたんですが、またほかの行政懇談会に出席していなかった市民の皆さんからも直接要望を聞いています。

美作市に優良宅地提供の取組をとの先の議会で要望してきましたが、御承知のように市の西部、勝央町黒土地区に近年たくさんの住宅が建てられ、市の職員の中にも該当者がおられると聞いております。

住宅が建つということは、無限の経済効果があります。英田地域は、市中心まで約15分、津山までも30分、岡美道などを利用すれば、岡山市中心街まで1時間以内、そして隣の赤磐市にはなりますが、銀行、ショッピングなど生活環境に非常に便利な地域となっております。

また、学生が津山地域に通学しようと思えば、津山バスを利用すれば乗換えなしで通学が可能です。福本地域の農地を持っておられる市民の方も、市で取り組んでもらえるのであれば、前向きに検討してもいいとの声も確認しております。市営住宅のある地域、雇用促進住宅の後が民間経営されていますが、その地域に行きますと、多くの子どもの遊び声が聞かれます。高齢化で消滅集落になる前に、子育ての世帯が自分の家を持つことを応援する政策が必要と思うが、どのように把握されておりますでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

今回の行政懇談会で出された要望についてということで、英田地域に宅地の造成を求めるといってお尋ねでございますが、英田地域の現状を申し上げますと、福本地区がここ数年人口が増加しているという状況がございます。この要因としましては、雇用促進住宅を民間が買い取り、リニューアルをし、賃貸住宅としたことが1つの要因であろうと考えております。

行政が公営住宅を整備することで、民間を圧迫しないようにしなければならないと考えておまして「第2期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして記載しておりますが、例えば民間を活用した分譲宅地の開発、整備などへの支援や、市有地の利活用の研究などを行い、今後の定住規模者に対する支援を充実させていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

答弁で、公営住宅という表現をされておりますが、私が言ったのは公営住宅を整備することが民間を圧迫しないようにとの答弁であります。私の求めているのは、行政懇談会である区長さんが出された要望で、優良宅地への取組を求められたのであって、公営住宅の整備を求められたものではありません。

先に南部産業団地の取組では、土地開発公社の形で取得した土地を、民間と一緒に取組んでいいと思いますか。優良宅地の提供の取組についても、農地取得などで市に間に入っていただくことで農家の方も農地を手放しやすくなる、協力してもよいとの声を確認しているわけでありますから、積極的に前向きに検討していただきたい。

また、ある市内の優良企業では、社員が市内に住宅を建てる条件に10年間月2万5,000円を支援する制度を設けておられます。市外の場合は月額2万円と差をつけておられるとのこと。以前にも質問で上げましたが、市の職員の方が勝央町黒土に住宅を建てている方がいると聞いています。個人の住宅の取得する件に介入はできませんが、市の税金で給与を受けておられる市民が市外に居を求めなければならない、これも優良で安価な宅地が市内になかったからではないのか。もちろん、それだけが理由ではありませんが、市長も所信で述べられておられるように、子育ての環境、ソフト面から子育て中の転入者が、美作の地を選んでおられるのが顕著になったとされておりましたが、1回目で述べましたように、英田地域は住宅環境には非常に恵まれています。今のまま放置すれば、地域から若者、小中学生がどんどん少なくなって消滅集落になってしまいます。区長さんの声として取り上げましたが、建設業者の方からも強い要望が出ております。市北部は市立病院、滋慶学園と大きな事業が取り組まれてきています。北部ばかりでなく、南部、特に英田地域への取組に地域の皆さんが期待をされております。

議員活動として市民の声を聞く活動に取り組んでいるところでありますが、大原地区にこれ以上なぞ宿泊施設が必要なのかとの疑問の声も聞かれます。剣道大会の合宿などの宿泊施設なら、愛の村でも作東の山の学校でも湯郷でもいくらでもあるではないか。業務委託で税金を投入しなければならないような無駄遣いはやめてほしいという声があります。

その点、箱物ではなく、宅地の造成であれば、後は市民が家を建ててくだされば、地域の活性化と、その他固定資産税のプラスとなる。市にとっても大きな経済政策と言えます。ぜひとも取り組んでいただけますよう要望いたします。

今回の質問は、声をかけていただいた多くの市民の皆さんが注目されています。前向きな検討をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねにもありますように、第1点目ですが、英田地域は交通の利便性の進展を1つの契機として、今後の住宅需要が見込まれる地域の1つであることは間違いありません。従いまして、私どもとしては何らかの手法で宅地の供給があればいいだろうとは思っております。

その中で、ちょっと考えなきゃいけないのは、話が若干飛ぶんですが、英田地域の子ども園をどうするかという議論があります。この子ども園をどうするかという議論は、非常に省略をして申し上げますと、単純化して申し上げますと、今ある幼稚園と保育園を統合して1本にすると。その際、どちらの場所も狭いので、

どっか別の場所を探すということになるわけですね。結論として言うと、今ある幼稚園の場所と、多分今ある保育園の場所が空くというところをどうするかという問題に多分膠着するわけでありまして、我々も当然ながら意識をしながらそれは見守ると。その土地を民間に宅造用地として売却するということが1つのアイデアであって、そのアイデアの中に若干の助成というか、市としての政策的な誘導のための助成を行うということが答弁の恐らく背景にあることであって、この私が申し上げたことについて言うと、ほぼ英田の地域の方々で一生懸命政策を考えている方々の頭にはずっと入る議論だと私は思っておりまして、議員も多分御同意をされておられると思うんです。あえて優良農地を買っていくという話にはなかなかならないということであろうかなとは思っております。

それから、その際残念なことに大原がどうっていう話をされると、それはあまりよくないと思うんです。それはやはり、それぞれの地域によって、大原の人はなんであんなところにグランドゴルフ場を作ったりするんならという話になってくるんで、その発言については、もし市民の方の中でそういう議論をされる方がおられることは、否定をする必要もないし、話も聞いたこともあるけれど、それを議員としてここの場で言うというのは、やや議会というものの性質から見てどうかと感じておるわけです。

我々としては、地域それぞれの特徴を考えながら、勝田にもかなり力を入れた政策をゆっくり時間がかかる政策なんですけども、やろうとしてますし、美作地域について言うと、御覧のとおり庁舎を持っていく先は豊国原地区に決まってるわけでありまして。ほかのところを持っていく限界があるわけでありまして、そういう大規模投資をするということと、文化センターの議論もあるし、それに合わせていくつかの集舎施設の整備、公民館の整備なんていうことも、当然に考えていかざるを得ない。作東においては、作東の今まで置かれた立場を考えながら、支援学校であるとか、支援学校もA足すB、つまり高等部と小中部を含めて考えないけん、みたいな話も申し上げているわけでありまして、それぞれの地域と話をしながらそれぞれの地域ごとに今後のプロジェクトを作ってきているという現状の中で、大原だけを取り上げておっしゃるというのは、ややバランスに欠いた御議論かと拝察いたしましたので、念のため補足をさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

市民の声をそのまま発言するのではなく、やっぱり自分で咀嚼してあまり政治的なことは言わないように、これは私の反省として、今後気をつけます。

先ほど市長の方の答弁にありました。現在の幼稚園、保育園のある地域、かつて就業センターが建っていた土地も今は更地になって空いています。それからそのすぐ近くに今空き家になってる個人の建物ですけど、土地もあります。あの辺かなり広範囲に、そういった利用できる土地があるかなと私も思います。前向きな市長の御答を私にこの件について答弁された方にしっかりお伝えして、市長もそういう考えを持っておられるということをお伝えしておきます。

以上をもちまして2020年倉地の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番10番、議席番号17番、倉地重夫議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後 4 時35分 延会

令和2年12月9日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(令和2年第9回美作市議会12月定例会)

令和2年12月9日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1 番	西 山 正 志	2 番	青 山 慶
3 番	和 田 広 宣	4 番	岩 崎 清 治
5 番	岡 野 鉄 舟	6 番	中 山 忠 明
7 番	重 平 直 樹	8 番	安 藤 功
9 番	金 谷 のり子	10 番	山 本 雅 彦
11 番	萬 代 師 一	12 番	山 本 重 行
13 番	尾 高 誉 久	14 番	鈴 木 悦 子
15 番	岩 江 正 行	16 番	日 笠 一 成
17 番	倉 地 重 夫	18 番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	福 田 昌 弘	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	千 原 善 弘
企 画 振 興 部 長	春 名 信 明	市 民 部 長	景 山 二 男
環 境 部 長	森 元 浩 之	保 健 福 祉 部 長	江 見 勉
経 済 部 長	遠 藤 宏 一	建 設 部 長	小 林 英 樹
消 防 長	高 山 宏 明	会 計 管 理 者	山 森 和 幸
教 育 次 長	平 田 幸 春		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	玉 櫛 哲 也
主 任	白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

17番、倉地重夫議員が葬儀のため午前中欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番11番、議席番号8番、安藤功議員の発言を許可いたします。

安藤功議員。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

議長より御指名を頂きましたので、8番安藤の一般質問をさせていただきます。

本当に早いもので、2020年も12月と余すところ3週間程度となってしまうかもしれませんが、月日のたつのは早いと感じる年頃でもあるのでしょうかし、時代の流れもあるのでしょうかし、早い気がいたしております。

というようなことを、毎年12月に言ってるような気がするんですが、コロナの第3波も収まりをみせておりませんが、市内でも感染された方もいらっしゃいます。心より御見舞いを申し上げますと共に、一日も早い御回復をお祈りいたしております。

今回の一般質問は3項目させていただくんですが、1項目めとして、美作市の持続可能性の維持、向上に向けた課題について。

2項目めが、非正規市の職員の待遇について。

3番目として、子どもたちの通学における安心、安全についてなんですけど、議長、2番、3番を入れ替えて、1、3、2と質問させていただきたい。よろしいでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

8番（安藤 功君）

先般、市長の行政報告の中でもお話が出ておりましたけど、2020年の流行語というのは3密ということで、コロナ関連でございましたけど、また、例年でしたらその言葉がマスコミでもいろいろと取り上げられて言葉の主人公として扱われるんですけど、ところが今年ちょっとその3密がかすむくらいの社会現象が起きておりますね。それは流行語大賞にノミネートもされていたんですが「鬼滅の刃」ですね。なぜ冒頭でそういうお話をするかといいますと、うちの孫たちも非常に以前から「鬼滅の刃」にはまってるんですけ

ど、世論というか、小さいお子さんを持つ保護者の方たちの意見として、アニメとかコミックスを見せるべきか、見せないべきか、というような賛否両論が結構話題となっております。人間対鬼の戦いを描いているということで、私も全然内容を知らなくて、これはちょっと1回見てみるほうがいいのかなと。文教委員長という立場もありまして、子どもに本当に良くないものであれば、何かしらのことを考えないといけないのかなということで、子どもがテレビ放映は1話から26話まであるんで、それをビデオに録ってあったんで、1話目を見てみようかなと見ました。それが、見ると物語にどんどん引き込まれて、ついには26話まで全部見てしまったんですけど、結局こちらがはまってしまったんですけど。というのが、確かに過激なシーンがあります。戦いの場面で、確かに子どもにとってはどうなのかなというところもあるんですが、でもこの物語の本質というのは、結局、人というのは死んでしまえば戻ってこれないんですよね。やはりこの世に。通常の面白おかしく描かれる漫画であったり、映画であったりすると、主人公とかその取り巻きの重要人物は、何かしらの策を持って生き返ってみたい、リセットされてもう一度生まれ変わってきたりとかような場面がよくあるんですが、この物語はそれはないんですね。人は亡くなるとやはり戻ってこれない、というようなことと、それから家族愛、それから仲間を大切にしたい気持ちとか、人類愛とか、そういったところにすごく重きを置いて描かれています。ただ、本当に過激なシーンがありますから、小さいお子さんは特に、親御さんと一緒に見て、見終わった後、人の命は大切にしないといけないとか、みんな助け合って生きていかないといけないねとか、そこまでフォローされたら、いい題材の物語かなという気がいたしました。その御家庭、御家庭で御判断をされると思うんですけど、そういった見方をすれば、本当に何かしらの気づき、学びになる部分も多いのかなという気がいたしております。集英社の回し者ではないんですけど、感想を述べさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたように、1項目め、美作市の持続可能性の維持、向上に向けた課題についてということで、7つの要旨に分けておりますので、1つずつ順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目として過疎と少子高齢化についてでございます。

美作市においても、過疎化、少子高齢化に歯止めがかかっていないのは皆さんも御存じのところだと思いますけれども、今後美作市が存続していく上で、避けて通れない大きな課題の1つでもあります。行政として、今何を一番にしなければならぬのか、次の一手をどう打っていくのかをお尋ねしておきたいと思っております。

2つ目として、中山間地域の農林業振興ということでございます。

私たちが暮らすこの中山間地域は、日本の人口の1割弱でございますが、国内の耕地面積の約4割、また、農業産出額の同じように4割を占めており、そして同時に多面的機能の面からも重要な位置づけの地域でもございます。しかしながら、人口減少と高齢化が顕著であり、耕作放棄地も増加の一途をたどっておるところでございます。その大きな原因は、地域人口の減少であり、人手不足で耕作放棄地が増えていると言われております。したがって、中山間地域を取り巻く環境悪化への対応に、もっと力を注がねばならないと考えております。具体的には、人口減少に歯止めをかけ、人々が中山間に住みたい、住み続けたいと思うようになるための方策づくりが非常に重要であろうと考えます。

先般、梶並活性化委員会のメンバーの方にお会いしてお伺いしたんですけども、市外からの若い世代の子育て世代ですね、移住希望者の中に農業を生業として生計を立てたいんだという人が結構いるんですよというようなことをおっしゃってました。美作市としての個別の取組と同時に、国に対しても声を大にして、そういった部分の取組強化を要望していただきたいと思いますと考えておりますが、現在と今後の取組について

お尋ねをいたします。

それから3つ目としまして、雇用と住宅の問題でございます。この雇用と住宅、これを成し遂げるには、美作市に生まれ育った方々や、移住定住でこのまちに人を呼び込むためには、あらゆるニーズに応えられる雇用の場の充実、そして住宅の整備が必要不可欠でございます。美作市での既存の企業に対する雇用拡大に結びつくような支援、また起業者への支援の取組についてお尋ねをいたします。

次に住宅に関してなんですけれども、今一度、市営の住宅の、公営の住宅の全戸数と入居率、入居人数の状況はどのようになっているかお尋ねをいたします。また、市が宅地造成して戸建て住宅を市民に確保しやすくするような手段は考えられないでしょうか。昨日もこういった質問が出ておりまして、重複いたしますがお尋ねをいたします。

また、農地を宅地に変更する場合の簡略化が図れないかと。これも一部農地をお持ちの方からのお話もありましたので、昨日もそんな議論が行われておりましたので、若干のお話は聞いておるんですけど、改めてお尋ねしたいと思います。

それから4番目としまして、子育て支援。やはりまちに住み続けていただくためには、どうしても子育て支援は、これも大きな課題の1つでございます。市としても、様々な取組をしていらっしゃると思いますが、過去に様々な議員各位、そして私も要望したことが何度かあるんですが、高校卒業年齢までの医療費の無償化に関してでございます。昨日来より質問も出ておりましたけれども、高校生の通学費の支援ということ、そういったこととも合わせてのお話になるのかもしれませんが、医療費の無償化というのは大事なことなんじゃないかなと思います。このことは、市民の子育て世代から特に要望が大変多くございます。どうしても自分の子どもの年代の保護者の方と、小学校なら小学校、中、高と、付き合いがどうしても濃い付き合いになりますので、そういった声がやはり多く届いてくるのは事実でございます。

そしてまた、なぜ改めて今回の質問にこの内容のことを含めたかと申しますと、この度、日本政策金融公庫が公表した教育費負担の実態調査結果の発表を見ての質問に至った理由がございます。その報告によりますと、高校入学から大学卒業までにかかる子ども1人当たりの教育費が平均で965万1,000円とのことで、前年比たった1年で26万円の増となっているそうです。これはあくまでも平均です。もっと高い人もいらっしゃるでしょうし、安い方もいらっしゃると思うんですが、平均で965万1,000円。これは本当に大変な大金ですよ。家計に大きな負担であることは間違いございません。そこで少しでも市民の暮らしを守る意味においても、そして住みたいまちに選んでいただくためにも、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思います。この965万円ですが、理系に至っては約1,200万円くらいだそうです。医学部は金額は申し上げませんが、途方もない金額でございます。その辺も医療費を無償化したからそんなに金額が大金なんであれなんですけど。でも少しでも負担が減るようなことを考えていただければなと思います。

それから、5つ目として観光振興。湯郷温泉を核として、美作市の観光振興には過去からも様々な取組を官民一体となって行ってきていると承知しておりますけれども、これからも関係者をはじめ、多種多様な方々からアイデアを募り、観光振興を図っていかねばならないということは皆さんもいつもおっしゃってますが、私もそう思います。

そこで、子どもたちから高齢者の方々まで幅広い方々に市外のまたは県外のいろんな企業や学生、特にマスコミの方々とか、旅行代理店とかそういった方々に対してアンケート調査を行ってみたいかがどうかということでございます。先般より市のアンケートの中にも一部そういったことも含まれておりましたので、もっと特化したアンケートもしてみたいんじゃないかなと思います。美作地域にこれがあつたら行きたい、行ってみたい、働いてみたい、暮らしてみたいといった意見などを募ってみるのも大変大きな参考

になるのではないのでしょうか。

また、地域を絞っての提案なんですけれども、美岡道の北部延伸も視野に、勝田地域の北部には右手養魚センター、トムソーヤコテージ村、そして津谷キャンプ場、それから袴ヶ仙、右手峠、梶並神社とか、いろんな観光資源がございます。それらを活用した面としての観光振興を考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

それから6つ目といたしまして、防災・減災ということでございます。我々の地域では、大きな災害はさほど多く起こらないという神話は昨今では通用しなくなっております。これはどの地域にも言えることですけれど、いつ、どこで、誰が被災するか分からない、異常気象というか、異常でなくなってるのかもしれませんが、そういう気象環境になっております。したがって、まずは何も無い平時よりハード面でも予算の許される限り、急傾斜の工事であったり、砂防や堰堤の工事、またのり面であったり河川の浚渫であったり、ため池の補強だったり、橋りょうの工事だったり、様々な土木工事が主になるのかと思うんですが、数を挙げればきりが無いんですけれども、早め早めの対応を取っておくべきであろうと思っておりますけれども、今後の市としての対応をお尋ねいたします。また、ソフト面についてもいろいろなことがございますが、これは後でまたお聞きしたいなと思います。そして、冒頭にも申し上げましたコロナ禍なんですけれども、大変な状況でございますけれども、コロナ禍を逆手に取ってというのは言い方がいいのか悪いのか分かりませんが、コロナ禍を側面から、違う面から見たときに、地域活性化に何とか取り組む1つの手法にならないかなと考えております。職種によっては、都会でないとできない仕事ばかりではございません。当然最近では、リモート何々、オンライン何々というようなことが、普通になってきておりますけれども、そういった部分も踏まえまして、企業の誘致であるとか、起業であるとか、市内にも高校、滋慶学園というような各種学校がございます。そういったところのアピールを今後とも図っていけばいいんじゃないかなと考えております。

たくさん多岐にわたった質問になりましたけれども、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

質問項目が7項目にもわたっておりますので、答えをされる方は、何について答えるかをはっきり明示して答えていただきますようお願いいたします。そうした方が、テレビを見ている方もよく分かるので、お願いいたします。

それでは、春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、安藤議員の1項目めの、美作市の持続可能性の維持・向上に向けた課題についての1点目と3点目と7点目につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の過疎、少子高齢化でございますが、美作市の総人口について御説明をさせていただきますと、平成27年8月に策定しました、美作市人口ビジョンでは、2040年の市の人口を2万5,000人以上に維持することを目標としておりまして、その過程の本年では、2万7,295人としておりました。しかしながら、住民基本台帳ベースではありますが、本年には2万7,194人と、目標値を若干下回っております。

その中で、自然動態につきましては、出生する子どもはここ5年間の平均が150名程度で減少傾向にございます。65歳以上の方は、本年3月31日現在で人口全体の40%を超えている状況ともなっております。

しかしながら、社会動態では、転入者が平成29年度と令和元年度に増加しておりまして、令和元年度におきましては、転入者数が合併後3番目に多い806人となり、社会減が合併後最も少ない37人の減少数となりました。

さらに、今年度におきましては、11月24日現在で、4月から11月までの期間の転入超過の累計が5人と、

それから11月末では2人というプラスになっております。

昨今、美作市への転入者の中では子ども連れの家族が多くなっているという傾向がございます。子どもを持つ家庭や、ひとり親家庭、障がいのあるお子様を持つ家庭など、子どもに対する特色のある支援に取り組んでいかなければならないと考えております。

3点目の、雇用・住宅についてでございますが、起業支援に関する取組としましては、今年度の地域おこし協力隊の採用の際に、右手地区への配置、右手養魚センターでございますが、この配置につきまして協力隊ということで継業バンクを利用しまして募集を行ったところ、6件の問合せがございました。最終的に1名の採用となりまして、現在活動を始められておるところでございます。昨年度の募集では、この協力隊の問合せのなかった団体であることから、継業バンクが有効な広報ツールであると考えております。

今回の案件が、事業承継の先行事例となるよう、協力隊のバックアップを引き続き行っていきたいと考えております。

7点目の、このコロナ禍のピンチをチャンスにでございますが、全国的に事業の存続において悩みを抱える中小企業や小規模事業者は増加しており、当市におきましても経営者の高齢化が進み、後継者が見つからず、廃業を余儀なくされる事業者が見受けられます。後継者不在の事業の存続は地域の活性化や社会生活の維持につながる課題と言われております。

一方で、先ほど議員がおっしゃったとおり、現在のコロナ禍の影響によりまして、新型コロナウイルスの感染リスクの高い都市部に比べ、感染リスクの低い地方での暮らしを求める傾向が強まっており、地方へ移住することへの意識が変化してきております。

事業承継のプラットフォームである継業バンクを活用しまして、地方で起業を志す人材と後継者不足に悩む地域の顔となる事業者の事業承継を進め、地域社会の維持や活性化に取り組みたいと考えております。

人口動態につきましては、人口が減少している中で、大字単位での推移を見ても、市内で増加している大字が数か所ございます。増加の要素はいろいろございますが、例えば技能実習生の転入で増加したり、雇用促進住宅を市が取得し、定住促進住宅として整備したことによる増加、民間経営の住宅地のある区域への転入増加などがありますが、その中で大原地域の中町地区も人口が増加しております。これは、大阪滋慶学園へ通学する生徒が下宿することでの人口増加となっているケースであります。

このように、学校があるということは、人口増加をはじめ、地域への波及効果を期待でき、市としましては、学校のアピールなどのバックアップや連携を強力に推進していかなければならないと考えております。

また、他の議員の御質問でもお答えしておりますが、ひとり親家庭をターゲットとしまして、資格取得支援制度を活用していただけるよう、関係部署や大阪滋慶学園との連携を図り、子育て支援を強化することで移住定住へつなげてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

経済関係につきまして答弁をさせていただきます。

まず、2点目の中山間地域の農林業振興についてでございます。

中山間地域を取り巻く環境の悪化への対応といたしましては、人口減少などによる農家の減少に対応するため、認定農業者を中心とする、地域の担い手づくりを行っております。

また、農地が耕作放棄地にならないように、農地中間管理機構を通じた農地集積にも取り組んでおり、今年度からは、農地集積専門員が美作市に駐在し、市と協力して取り組んでおります。

市外からの若い世代の就農希望者に対する支援につきましては、情報提供、マッチング、就農準備、就農開始、経営確立の各段階において、農業振興課において、随時営農相談を行っております。

また、農産物の生産団体や認定農業者を中心とする地元農家の経営安定のための支援を行うなど、安心して営農ができるように、経営所得安定対策事業などの有効活用を図り、就農者の増加と、地域への定着、経営の安定化に取り組んでおります。

また、地域の農業施設の維持管理を進めるために、多面的機能交付金の活用にも取り組んでまいります。

次に、3点目のうち、雇用関係などについてでございますが、市内の事業所に対して、美作市地域活力雇用創生事業雇用促進奨励金を交付することにより、雇用の拡大を支援しております。この制度では、正規従業員の雇用1人当たり20万円を事業所に交付し、市民の採用を支援してまいりましたが、令和2年度の雇用から10万円を事業所に、10万円を対象従業員に交付するということにしております。交付申請は、採用から1年経過後となりますので、令和3年度から新しい制度によって交付する予定としております。既に事業所から認定申請を受け付けておまして、11月23日までに18事業所から46名分が提出をされております。

また、起業に対する支援策として、本年度は岡山県の岡山起業支援金を紹介いたしました。地域課題の解決を目的とした、社会的事業を新たに起業される方が対象で、対象経費の2分の1、最大200万円でございますが、を補助する制度でございますが、美作商工会の支援を受けられた結果、2名の方がこの支援金を活用されて、飲食店を始められております。市の方でも対象経費の2分の1、最大100万円を補助するスタートアップ支援事業補助金という制度を設けておりますので、商工観光課まで御相談いただきたいと思います。

また、農地を宅地に変更する場合の手続きについては、農地法に基づく許可が必要となります。市の農業委員会は毎月委員会を開催しておりますので、農業委員会の方へ御相談いただきたいと思います。

次に、5点目の観光振興でございます。市が市民を対象に実施したアンケート調査では、「令和2年度暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケート」というのがありまして、その速報値でございますが、それを見ますと、知人やお客様にお勧めできる美作市のいいところは何かという質問では、「温泉・自然」の回答が半数を占めており、美作市に一番必要な観光施策について、あなたの考えに近いものはどれかとの質問では、「自然資源、景観の保全整備」の回答が約3割を占めており、次いで「様々な体験ができる施設の充実」、「子育て世代が利用しやすい施設の充実」と続いておりました。観光振興のため、多くの意見やニーズを把握することは重要であると思っておりますので、今後、観光振興協議会などと協議を行いまして、調査体制について研究したいと思います。

次に、勝田地域北部エリアの観光振興についてでございますが、トムソーヤ冒険村は、既に右手養魚センターと連携して、お客様に対応されております。津谷キャンプ場につきましては、この本議会に指定管理者の指定について議案を提出しております。津谷キャンプ場の指定管理者の候補者からは、右手地域に存在する木地師の館も含め、宿泊と体験ができる施設が連携することなどによる観光振興を提案されておまして、休暇を楽しみながら仕事をするワーケーションや、地方暮らしのPRも計画をされております。

また、エリア内にコースを設定するなど、同じ趣味を持つグループの利用促進を提案されておまして、右手峠や袴ヶ仙、木地山林道など、自然環境の活用についても期待をしているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

建設部からは、3点目のうち住宅について。それから、6点目の防災・減災の中でハード事業等につきまして、答弁させていただきます。

まず、市営住宅の全戸数と入居率、入居人数の状況ということでございます。

定住促進住宅は、3団地280戸ございますが、そのほかに市営住宅が55団地、534戸ございまして計814戸の管理戸数となっております。このうち、老朽化等によりまして、募集停止をしているものを除きますと、751戸を運営しております。

入居率につきましては、12月1日現在で、定住促進住宅の入居率は58%、入居者数は306人。市営住宅の入居率につきましては85%、入居者数は879人という状況でございます。

次に、市が宅地造成して戸建て住宅をという御提案でございます。市の事業といたしましては、現在宅地造成事業等の計画はございませんが、市営住宅を含みます賃貸住宅の個数としては、一定規模が確保されているのかなといった状況でございます。今後老朽化によりまして解体いたします市営住宅の跡地利用といたしまして、宅地分譲などについても検討する必要があると考えております。

続いて、6点目の防災・減災でございます。

近年の異常気象によるゲリラ豪雨等に備えまして、それぞれの分野で対応策を検討しております。

まず、県の事業となりますが、土砂災害対策といたしまして、急傾斜崩壊対策については、市内で1か所。砂防につきましては市内で5か所。河川の浚渫については今年度になりまして39か所で実施されておるところであります。

県の方からは、急傾斜、砂防、堰堤、のり面工事について各事業とも今後引き続き危険度の高い箇所から重点的に事業を実施していきたい。また、河川については現地において土砂堆積等による流水疎外の状況を確認の上、河道掘削等による対策を実施してきたところでもあります。令和3年度以降につきましては、今年度策定の岡山県河道内整備実施計画に基づきまして、優先度の高いところから実施していくと聞いております。

また、農林面でございます。ため池につきまして、こちらは決壊した場合に人的被害を及ぼす恐れのある防災重点ため池につきまして、順次ハザードマップを作成し、関係者の方々に周知するとともに、使用していないため池や不用になったため池については、廃止に向けた検討を地域の方々を行っているところでございます。

治山堰堤につきましては、下流の人家や公共施設に影響を及ぼす恐れのあるものについて、予防治山といたしまして、堰堤等の要望を県に進達しているといった状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

市民部から、4番目でございますが子育て支援について、乳幼児医療給付について答弁させていただきたいと思っております。

美作市では、市内に住所を有する誕生日から、義務教育を終了する日までの方に対して、病気やけがに伴い処方された薬や医療機関にかかることで発生する乳幼児医療費の自己負担分につきまして、無償としております。負担分といたしましては、年間約1億円の費用を負担しており、延べ4万4,000件で3,000人の方が利用されております。

岡山県内の状況につきましては、令和2年4月1日現在、27市町村のうち約半数、6市8町1村で18歳までの無償化を実施している状況でございます。助成対象年齢の引上げにつきましては、以前から安藤議員を

はじめ、他の議員からも一般質問を頂いており、検討してまいりました。

美作市では、「暮らしやすい住みやすいまちづくりアンケート調査」においても要望の多い事項でございまして、子育て世代の負担軽減のため、満18歳までの引上げにつきまして、来年度の早い時期に無償化できるように検討を進めてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

私の方からは、6点目の防災・減災について答弁させていただきます。

自然災害や、複雑多様化する事故、災害に対処するためには、市、県などの公的機関による災害対策はもちろんでございますが、防災関係機関と市民の方が一体となって防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが重要でございます。また、災害が発生した際の被害をできる限り小さくするという減災のためには、市民の方が地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要と考えます。

この地域防災力の要となるのが、自主防災組織です。大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとどめるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行い、また実際に災害が発生した際には、被災者の救出、救助、情報の収集や避難所の運営といった活動支援を行ってもらえる組織でございます。

市といたしましては、今後より一層、市内の自主防災組織の活動を支援し、市民の方の防災・減災に対する意識の向上に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

教育委員会の方からは、コロナ禍のピンチをチャンスにということでお答えいたしたいと思います。

市内小中学校につきましては、感染予防に配慮しながら、教育活動を継続してまいりました。影響は学校行事等様々な面でありましたが、例えば、修学旅行につきましては、中止や延期、内容の変更等を行って、その中で内容を変更する際、児童生徒が主体的に旅行を企画し、コロナ禍の中でも自分たちで思い出に残る修学旅行を成功させた学校の事例がございます。全ての学校でできるように働きかけておるのですけれども、取組が中止のままで、まだとどまっているところもございます。

それから、コロナ禍でマスクが不足する中、地域の方から提供を受けた布を使って、学校でマスクを作成し、それを再び地域に返す取組をした学校もありました。このようなコロナ禍の中でないと取り組めないような事例もつかんでおります。

国の施策としまして、GIGAスクール構想の前倒しが進んだということが1点上げられると思います。これが実現していくことで、学校の中での授業のICT化を進め、ICTを活用した学習が可能になっていくという辺りと、在宅で学習が支援できるという仕組みが整っていくということで、これから物が整備された中で、いよいよソフト面を充実させて、子どもたちの興味関心が高まる授業が展開できるような方向で取り組んでいるところでございます。

このように、各校で工夫し、魅力ある取組を行っておりますが、今後も予測不能な状況の中でも、工夫に取り組んで行ける、持続していくことを目指しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私からは、全体をカバーするお話を若干しておきたいと思いますが、まず第1は総論として持続可能性を確保するための政策というのは、あらゆる分野に及ぶということで、質問の構成もそうなっちゃってるんですけども、全ての分野で競争力を出していかなければいけないということになる。そこをまず確認をさせていただきたいと思います。

次に、全ての分野において競争力を発揮する源泉が実は財政なんです。その財政の支えの源泉は2つあって、1つは過疎制度ということであって、当市の場合に市民の方1人あたりに使う費用というのは、大都市圏に比べて圧倒的に高いんですが、それでぎりぎりもってるんですけども、それを可能にしているのが過疎制度ということで、我々として持続可能性を確保するためには、この過疎制度というのは、絶対に守らなければならないということは第1点であります。

第2点目は、それに加えて里山公園、都市公園の交付税増とか、あるいは太陽光パネル発電税とか、あるいは財政の中で基金をいかに運用して収入を上げていくか等々、やっぱりいわゆる法定外の収入をどう確保するかということで、今度は過疎の中でのもう少しプラスアルファというものを確保するということになるかと思うんです。

したがって、掛け声だけでやってるのではなくて、やはり財政的なバックアップ、裏づけを持ちながら持続可能性のある政策展開をしていくということが肝の肝と考えております。

それから、2番目は国策との関係なんですけど、例えば美作市が粘りに粘って消滅しないでずっと残っていても、他の地域が全部消滅したらこれはえらい寂しい話になるわけですね。東京には人はいないと。それは漫画みたいな話なんですけど、日本全体が消滅可能国なんですよ、今のままほっといたら。これはやっぱり国として直してもらわないとどないしようもないと。今菅政権の考え方の中で、ちょろっと出始めてるのは、老人医療費の話がありまして、あれは多分若年層に対する支援を上げることが前提にあるんだろうとは思ってますけど、そこがはっきりしていない。私としては、財政論的に言うと、日本の国債の価格などを見てますと、増発しても増発しても全然下がらないと。新財政論というのがありますけれども、特に内国債だけでやってれば何とかなるんじゃないかという考え方が最近主流になってるんで、できれば高齢者の方々の負担はそのままにしておいて、新たな国債の人について、若年層の福祉を徹底的にやるという方向を国民に対しては取っていただきたいというのが1点目です。

2点目は、外国人対策でありますけれども、日本に来られて、日本語ができて、日本の学校に子どもを通わせていると、顔色はちょっと違うけれども、頭の中は日本人という方がだんだん増えてるんですが、それであれば全然問題ないわけで。そういうことについて申し上げますと、例えば大坂なおみさんだっけそうだし、いろんな方々が日本人として活躍を、これは世界において日本人として活躍をされておられるんですけども、そのことを考えますと、やはり技能実習生制度というのはゆがみが多すぎる。3年、5年で帰りなさいと。どんなに強い思いを美作に持っていても。これは定住可能なグリーンカードとかビザ方式に変えてもらうというのが世界の趨勢であるし、日本の目指すべき道であり、それを量的にしっかりコントロールしながら定住化に向けてやっていくということを国策としてはぜひお願いをしていかなければ日本がつぶれると。若者重視の施策、そして一定程度の外国人の受入れをきちっとした形で行っていく。この2点を国に対してはぜひ言っていかなければならないと思っております。

あと、各論で若干の補足をいたしますと、先ほどの御答弁の中で、滋慶の話で中町が増えてるという話がありましたけど、今後の滋慶学園の運営について、橋本常務とも私、随分話をしてるんですけど、今の学校スタ

ップのほとんどが大阪等から回ってきてるんですけど、次第、次第に地元の方を採用、雇用をして、運営自身を地元化していくという話があります。そういたしますと、要するに大原かどうかは知りません。それが場合によっては西栗倉になるのか、佐用になるのか、分かりませんが、近隣のところにお住まいをされて、そこに通ってくるという比率がだんだん高まってきて、これが滋慶としても望ましいし、我々としても滋慶というものが地元の人の職場にだんだん変わっていくと、雇用の場が変わっていくとこういうことが望まれているということを申し述べさせていただきたいと思います。

そう考えますと、同じようなことが今後の支援学校の問題についても言えて、支援学校というのは、生徒規模は少ないんですが、教える方の規模は大体林野高校と同じくらいいるんです。そういう方々の雇用の場が、県職が多いんで、転々とするとはしても、市内に一定期間住んでいただける方々が増える。これはとっても楽しいことであります。

さらに、極めつけは何といっても自衛隊の学校、体育学校ですが、体育学校で言うと200人くらいかな。(聴取不能) 学校入れると400人くらいかな。そういう方々がまず来て、当然、官舎みたいなものが建つんですが、自衛隊の基地の中に、住まいのところができるんですけども、しばらく見ておきますと、大体定年近くになると、何割かの方々がその近くに家を買ってお住まいになるんですね。奈義を見てますと、まさにそのとおりで。そうすると、その段階を見据えながら、住宅、宅地供給というものをすると、ばしっとはまってくるというようなことになって、この辺をずっと視野に入れながら見てると、例の2万5,000人という目標も必ずしも、難しいというか諦めるべき問題じゃないということが明らかになってくると思っております。

様々な分野の施策の総動員と、ターゲットをしっかりと持った骨太の政策、これを組み合わせていく、そしてそれを情報通信のレベルで負けないようにやるということと、道路でもってつなぐということが我々の基本の方針だということを改めて申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員、10分間休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

先ほど市長の総括答弁の中に、顔の色が違うという表現がございました。ちょっと誤解を招くような表現だったように思いますので、少し言い直していただければと思います。

顔の色が違うが考え方が日本人のようだというような表現だったと思います。私も正確に議事録を見てないんで、そういう指摘も議員の方からございますので、市長、どうでしょうか。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

出身国ないし国籍が違うがというふうに訂正をしておきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上のような訂正でございます。

それでは、安藤議員、1問目の2回目の質問になります。始めてください。

安藤議員。

8番（安藤 功君）

2回目でございます。

先ほど、多岐にわたる質問にたくさんの御答弁を頂きましてありがとうございました。これを全部1つずつ再質問すると、とてもじゃないけど時間がなくなりますので、ピンポイントでお尋ねをしていきたいなと思います。

まず、市民部長の御答弁で、18歳までの医療費の無償化ということで、来年度の早い時期でという御答弁でございました。早い時期というのがどういう時期なのか分かりづらいので、おおむね、目安として、2021年の何月くらいにはとか、春先にはとか、もし何かありましたらその辺の具体的な予定を教えてくださいなと思います。

それから、建設部長なんですけど、県工事のを中心に御答弁いただいたんですけど、何も県工事だけでなく、市が管理している河川もあれば、市道もありますよね。よく私も行ったりしますけど、市道脇の山からいろんな枝葉とか木とかが出て大変困ってるんだとかいうようなことも含めて、災害にもつながる可能性もありますので、市が管理している河川、市道、それから市道脇に木もそうですけど、細かい砂利と言いますか、小石と言いますか、時にはこれくらいのもものごろごろと転がって落ちるような場所って結構あるんですよね。先般も旧勝田の地元の方に御案内を頂いた、それは市道だったんですけど、かなりの量の土砂とは言いませんけれども、石というか岩まではいかないものが多数側溝辺りに山積みになってるんですね。年に1回くらいは支所の方から業者の方に依頼があって取るんだけれども、毎年繰り返しているんだと。それが例えば、以前にもあったような集中豪雨が発生したときに、災害につながるんじゃないかと。それから、今なんでも平時に擁壁のようなもの、コンクリートでできて、上が金網みたいなものがあったりしますけど、特殊な何とか擁壁と言うんだそうですけど、そういった工事をちょこちょこやっていくということも重要なんじゃないかなと。災害が起きてからではやっぱり遅いんじゃないかなという気がしますので、市の管理に関してどういうふうにお考えかお尋ねします。

それから、林道もなんですけど、これは建設部長ではないと思うんですけど、これも地元の方に先般御案内を頂きまして、私有林もある山の林道、ちょっとこれ見てくれということで見させていただきました。同僚の和田議員も一緒に見させていただいたんですけど、そりゃもう道じゃないです、正直、すごいです。当然車は走れませんし。写真もたくさん撮ってますけど、もうそりゃ道としてのていなしてないどころか、荒野というか、荒れ果てた。沢がずっと流れてるんですけど、道と沢が一緒になってしまっていますから、上り坂なんですけど、川の中を歩いているような感じで上がったんですけど、やはりそういうところも何とかしないと、麓には集落もございまして、ちょっとそういったところにも目を向けていただきたいなという気がしておりますので、御担当の方は御答弁いただけたらと思います。

それから、防災・減災だけじゃないんですが、それに関して、防災システム研究所というのがございまして、そこに山村武彦氏という方が所長でいらっしゃるんですが、その方が防災についていろいろと述べられていることがありますので、御紹介したいと思います。

防災は、自助、共助、公助が基本と言われました。私はそれに、近助を加えることを提唱しています。近助、近くて助けるですね。自助は自分や家族を自分で守ることで。また、自主防災組織や、先ほどお話にありましたね。自主防災組織や自治会など、みんなで助け合う共助。そして、自治体、警察、消防、自衛隊などの公助も大切です。しかし、大規模災害時は、防災関係機関がすぐに全ての被災者宅にかけつけることはできません。公助には限界があるのです。また、いざというとき、不特定多数のみんなより、家族、隣人、向こう三軒両隣など、近くにいる人が頼りになります。少子高齢化時代は、みんなで助け合う共助と

もに、顔の見える近くにいる人が見守り、近くの人が助ける近助が不可欠です。自治会や自主防災組織の中に向こう三軒両隣の防災隣組を作るといいと思います。地域だけでなく、学校、職場、出先など、その場の近助の実践が重要です。学校でも、職場でもいじめをなくすることができるのは、近くにいる人です。見て見ぬふりをせず、近くにいる人が助け合わなければいじめはなくなりません。電車の中、コンビニなどで出先で困っている人が、お手伝いしましょうかと声をかけましょう。こうした近助という思いやりの心が浸透していけば、これからもずっと住み続けたいまちになるのです。

というような、防災だけじゃないんですね。だから、高齢者の見守りにしても、学校の中でも、そういった心構えというんですかね、そういったものを大事にしていけないといけないんじゃないかということも提唱されてまして、それに付け加えまして、御近所とは向こう三軒両隣の御近所同士が積極的に助け合うことです。阪神淡路大震災を例に挙げますと、この地震では、家屋などの倒壊で亡くなった方が大半を占めました。神戸消防局が神戸市民に行ったアンケートによりますと、阪神淡路大震災で地震直後、閉じ込められた人の救出救助に当たったのは、近くの人と答えた人が60.5%と圧倒的に多く、次いで家族18.9%、救急隊12.4%という結果になりました。約80%の人が近くの人や家族に助けられていたのです。

一方、亡くなった方のうち、92%が地震発生から14分以内に亡くなっていたことが分かっております。つまり、早く助けないと助からないということで、それができるのは近くにいる人だけです。というようなことが書いてあります。

そういったところをどういふふうにお考えかということをお尋ねします。

それから、12月1日に自民党の某国会議員の先生からメールを頂きまして、このコロナ禍において地方移住、田園回帰の動きということで資料を頂きました。たくさんいろいろと書いてあるんですが、その一番最後に、コロナ禍と田園回帰ということで、田園に帰るということですね。明治大学の小田切教授の文章が添付してありましたので、御紹介したいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大は強い地域的コントラストがある。都道府県別に大都市圏と地方部を分けてみれば、人口当たりの死亡率はおおむね3対1という格差が浮かび上がってくる。やはり、都市部の高密度が感染拡大に影響しており、逆に地方部の低密度の価値が評価され始めている。このような中で従来からも見られた大都市圏から地方部への移住、田園回帰の加速化が期待されていると。云々とありまして、この傾向が急速に進むのか否かは、あるいはそれが地方部にどのような意味があるかについては、必ずしも単純ではない。東京都ではこの10月まで4か月連続して転出超過が続いている。このことは、従来に見られないことであり、人口移動の基調変化が起こり始めているといえる。しかし、東京圏、東京都、神奈川県、埼玉、千葉の各県を見ると、10月でも転入超過である。これは東京都の傾向が東京圏までには及んでいないことを意味している。また、逆に地方部を見ても、転入者が増加する県はあるものの、それは大幅増加と言えるものではない。つまり、都内からの人口流出は減少が起きているが、主に東京県内及び外周部へ移動が起きているに過ぎないというようなことが書いてあります。いろいろと書いてあるんですが、一時的なものだから、地方も真剣に考えていく一つのチャンスになりますよというようなことで、地方部の自治体や関係者はメディアやビジネスに踊らされることなく、むしろ、地域づくりと連携する移住の在り方などを、この機会にじっくりと構想し、今後予想される本格的な動きに備えるべきではないだろうかということを進言をされております。

そういったところを聞いていただいて、どういふふうに感じられたかお尋ねをしたいと思います。

2回目でございます。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私の方から、乳幼児医療の市の助成ということで、18歳までいつの時期かということでございますが、まず、条例改正が必要になってまいります。それと、予算が関係しますので、3月議会で条例改正、当初予算等を出すことで検討してまいります。

その後、条例、予算が通りますと、受給資格者の交付が必要になってまいりますので、この交付期間として2か月程度かかると思っております。というのが、全ての方が高校生とは限りませんので、例えば結婚している方であるとか、社会保険に加入している方であるとかということで、申請書をもらうために2か月程度要するというので、早くても6月をめどに対象にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今現在の条例なんですけど、乳幼児医療という形の文言なんですけど、18歳までになると、乳幼児という言葉がぴんとこない状況がございますので、この辺の条例の名前も含めて協議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、防災・減災の中で、市が管理しております市道ですとか、河川という御質問でございます。

まず、道路の山からの土砂であるとかいった部分なんですけど、本来は山の事業ということで、所有者と協力いたしまして、治山事業が行われるところが理想なんですけれども、そうは言いつても、個々の事情に合わないといったところで、道路の方を守るという意味から、のり面対策であったりというようなことを行っております。

市道関連におきましては、今年度で7か所ののり面対策の事業を行っているところであります。また、谷間の水が寄るところで、土砂が道路に出てくるといったことがございます。こちらについても、本来であれば山の中で治山、堰堤などで土砂が出ないように食い止めるということが一番理想ではあるんですが、そうはいいつても、事業に合わないといったところでは、市道のそばにおきまして、土砂を食い止めるということで、待ち受け擁壁と言いますか、ポケットのようなものを作りまして、いったん道路にまで及ばないようなことといったような工事を進めているところであります。

それから、また河川におきましては、最近の中小の河川でも、国の手当てが始まったところで、今年度につきましては40か所で市の管理河川で浚渫なり修繕といったことを行っております。来年度以降も5か年計画ということで、新たな事業が国の方で行われておりますので、それに向けて、地域の方々から必要な箇所の情報を頂きながら整理している段階でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

安藤議員の2回目の御質問で、自助、共助、公助、近助について答弁させていただきます。

議員の御発言のとおり、大規模な災害が発生した場合、自衛隊とか消防でございますと、緊急消防援助隊、これが全国から駆け付けてまいりますけど、やはり相当時間が必要となります。その際に力になるのが御近所の力ではないかと思っております。特に近年は高齢のご夫婦だけの世帯ですとか、高齢者の方の独居の世帯が増えております。市としても可能な限り見守りは行わなければならないのですが、やはり、限りがご

ございますので、ぜひ普段から御近所の方に声かけや見守りをしていただきたいと思います。そして、集中豪雨等によって、避難が必要な際には、声かけをしていただいたり、避難の際の介助等をお願いしたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問に答弁させていただきます。

コロナ禍のピンチをチャンスにという関連になるかと思いますが、議員お話のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、田園回帰ですとか、地方移住の傾向が高まっているといった報道がございます。当市におきましても、コロナ関係で安全な所へ行きたいとの移住希望者からの問合せがあるなど、移住等に関する問合せ、移住等の補助金の申請件数ともに、昨年度と比べまして増加しているという状況でございます。

先日開催しました、総合戦略推進会議におきましても、田舎で仕事ができる環境があれば、移住者も増えるのではないかと御意見もあり、委員の皆様の移住・定住に対する関心の高さも伺えたところでございます。総合戦略の中では、様々な施策に取り組んでおりまして、集落生活圏の維持、課題解決。それから、空き家の対策に加えまして、第2期の総合戦略におきましては、魅力ある住宅地の供給の追加をしているところでございます。合わせまして、来年度より、ひとり親家庭等の若者世代への移住対策の取組も強化することとしております。

議員お話のとおり、長期的な視点の下、地域づくりと連携する移住の在り方など、この機会にじっくりと構想し、今後予想される本格的な動きに備えるべきとの御指摘を踏まえ、制度の改善、改良等も進めながら、美作市を選んでいただける移住対策に取り組んでいかなければならないと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員、何かおっしゃることありますか。

8番（安藤 功君）

3回目ですね。

いろいろと御答弁ありがとうございました。

先ほど、1回目で市長が御答弁に立ってくださったんですが、実は私、総括といいたいでしょうか。同じ3点を確認をしようかと思ってたんです。

それは、今後の美作市が持続していくための大きな一つのポイントになるんじゃないかなというのが、私なりに考えて3つありまして、まずそのうちの1つが美岡道の北部延伸と自衛隊関連と。先般、尾高議員もおっしゃってましたけど、佐藤総務会長のお話の中にも自衛隊関連にしてもそうですし、特に美岡道の北部延伸に関しては、とても発想もいいし、これはとても素晴らしい案だというようなこともおっしゃってました。どういうルートになるかは別としまして、道路ってすごい期間がかかるんだと思うんですが、一部の区間を例えば100円か、200円か、300円か分からないですけど、一部有料にするだけで工期が半分になりますよ、みたいな御提案も頂きました。それがどういった、国交省とのすり合わせも当然必要になるかと思うんですが、今年はいかんせんこのコロナ禍で、なかなか国交省とか国会議員の方々とお会いする機会も市長も少ないでしょうから、なかなか前にも進みにくい状態かとは思いますが、オンラインという手もありますし、ぜひとも前に進めるように市としても取り組んでいただきたいと思います。

それから、2つ目が滋慶学園なんです。市長おっしゃってました。というのが、先般、滋慶学園で戴帽式

が行われまして、私も少し戴帽式というのを当然聞いたことはあるんですが、初めて見させていただきました。というのは、私の妻が元看護師でございまして、戴帽式の話は、話としては聞いたことがあるんです。それに出席させていただきまして、本当に感動いたしました。ああいう光景、空気感、それから生徒の皆さんの輝く目といいですか、本当に感動しました。目頭が熱くなるくらい。そういった素晴らしい学園が我が美作市にあるんだというのを改めて感じることができました。いろんな方も滋慶学園の方に見学といいですか、いろんな形で行かれていますことがあるらしいんですが、その方たちは見てよかったです。聞いてるだけでなくて、行って素晴らしい最新の機材がそろえられてあって、ぜひともうちの娘に、息子に、孫に、ぜひ行かせてやりたいというような声も正直あります。直接そう言って来られる方がおられますし、実際に通っている方もいらっしゃいます。大切にしていきたい、大きな財産なのかなというような気がしております。

それから第3が支援学校なんですね。取りあえず、今日は支援学校の規模とか場所はまず置いとしまして、私の知り合いというか、年は少し下なんですけど、この4月中で中学校卒業されまして、女の子のお子さんなんですけど、お父さんと娘さんとひとり親家庭なんですけど、泣く泣くといいですか、お父さんと娘だからすごい絆で結ばれてるんですよ。この4月に誕生寺に入寮されました。当初、お父さんも仕事を辞めて誕生寺の近くに行って、娘と一緒に暮らしてというようなことも言ってたんですが、結局は仕事の関係上、いろんなことがあって、お父さんはこちら、娘さんはあちらへ入寮してるんですけど、その時に僕も親しいですから、安藤さん、美作市の支援学校ができるのをとっても楽しみにしていた一人なんです。娘と離れ離れになるのは、本当に悲しんですというような話をされておりました。現実にはそういう方がいらっしゃるんですよ。たまたま私とそなた1人なんですけど、やっぱり生の声を聞くというのは、議員としても大事な事なんだというのを改めて感じました。ですから、今後支援学校がどのような形で進んでいくのか、分かりませんが、今後の協議に委ねるところだと思うんですが、やはり北部延伸と自衛隊、滋慶学園、支援学校というのが、どうしても美作市にとっては大きなポイントになってくるんだろうなという気がしております。そういったところは、先ほど市長の方から前もってお話を聞いてしまいましたので、改めて、聞き直すというのはいかがなものかなと思うんですが、再度ありましたら、お聞かせを願いたいんですが、ないようでしたら、いいですか。

じゃあ、3回目です。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それぞれ、いろんな意味があります。

滋慶学園につきましては、今企画で勉強しておりますというか、ひとり親家庭の方々の移住定住促進というプログラムがあって、その時にとても重要なことは、ひとり親家庭の親御さんの再教育という問題があるというのは国でも議論されてるんですけども、その再教育の分野として介護福祉とか看護というのはとてもいいと言われていて、それが当市にあることが実は移住促進、ひとり親対策のところにとっても効果がある。そこには国が補助金出してくれるって言うんですよ。学費を、毎月10万くらい。だから、そういう活用ができるという広がりがある、段々できているということで大変喜んでおります。なければできません。

それから、もう1つ支援学校について言うと、私のところにも同じような話はなんぼかありまして、私のところには御本人から市内に行きたかったんだけどもということ、10数歳のお嬢ちゃんからそういう話がありました。まさに、当事者の方にとっては、とっても切実な問題であります。県内の支援学校のバランスを見ておきますと、もちろん岡山にもある、倉敷にもある。倉敷は市立ですけども。それから備前の方

にもあって、県北でいうと、誕生寺があって、新見、健森というのもありまして、結局また例によって、西高東低、南厚北薄で東北部だけが確か抜けてるんですよ。県は1回検討、平成23年、4年頃に市から申し上げて検討に入って、やめたと言ってしまうという、この状況を我々としては放置をするのは人道上の問題があると思います。できれば市立として、県が今なかなか財政的な余裕がないんで、多少の市の持ち出しをしながら、少しでもいい支援学校ができるように、そのことをまた市の魅力になるようにと思ってるんです。

ところで、最後に自衛隊体育学校について補足をすると、体育学校なのか、体育学校プラス（聴取不能）学校なのかは別として、いずれにしても学校とはいえ、これ駐屯地です。でありますので、いわゆる基地交付金が出るんですね、これ。これは住民の福祉向上にも本当に大きな効果があると、私は頭の中で何億という数字を厳密には言えませんが、少なくとも毎年1億か2億以上の交付金が交付されることになります。

そうするとまた、別途財源ができてきて、我々の子孫、子や孫のために有効にこれも年々歳々使えるということになるんで、人口の直接増加の効果だけではなくて、さらに一番最初に申し上げたように、やっぱりサステナビリティ、持続可能性を作るためにも振れる袖がなきゃ駄目なわけですから、振れる袖がまた増えていくという、2重の効果があります。

道路の件、体育学校の件、総務課長非常に興味を示しました。特に道路の件について言うと、国交省にお話されたんだと思うんですけど、国交省から出てこいという話がありましたね、ありましたけどコロナの関係でちょっと待ってくれということになっています。体育学校の件についても制服組のトップがもちろん幕僚長ですが、この地域のトップが中部方面隊、確か伊丹にあるんですけど、伊丹に行こう、行こうといってこれもまだ行けてないんですけども、そういうところに話をしておいてくれということで、出来上がったと言いませんけども、常に1歩ずつ前進する情報の行き来が、国と美作市の間では行われている。あまり急いでけばんづいちゃいけませんけども、前向きにチャレンジを継続をしていく。決して諦めないという態度が重要かと思って、精進していきますので、よろしく御支援をお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

先ほど申し上げた言葉がもうほとんど総括でございますので、いろんなことの小さな声、少数の声かもしれないんですけども、市民の皆さんの声をこれからも大事にしていかなければいけないと感じた次第の1項目めの質問でございました。

次行きます。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

申し上げましたとおり、3項目めを2番目にやらせてください。

3項目めなんですが、2番目として子どもたちの通学における安心安全についてということでお尋ねをさせていただきます。

交通事故、クマ、不審者から子どもたちを守るためにということでございます。

教育委員会としても、通学路等にクマ出没時などにおいて、スクールバス等の運行を適時行っていただきまして、保護者の方々からも安心していただいたことも多々ございました。本当に喜びの声も直接お聞きし

たことも何度もございます。

しかしながら、スクールバス運行に当たっては今までは、というか従来は運転手不足を理由に、運行に若干の時間を要することも、正直ありました。どうしよう。出してあげたいのはやまやまだけど、運転手がないみたいな話がありまして、結構困られてたところもあるんじゃないかと思うんですが、今年度9月ですか8月末ですか、スクールバスが民間委託となったということをお聞きをいたしております。現在は運転手などの不足というような問題が起きてはいないでしょうかということをお尋ねします。

また、スクールバス運行に当たって、バスに乗車するには一定のルールがあると思います。距離的なものとか、いろんな条件があるんだと思うんですが、現在はどのような取り決めが行われているかお尋ねをしたいと思います。

また、通学路における安全確保のための保護者等が危ない場所のパノラマ写真や映像をネット上に上げて、不審者対策や交通事故防止の観点から運営しているケースが増えてきているそうです。今、特に若い保護者の方とかいうのは、100%とは言わずとも、恐らくスマホをお使いなんだろうと思うんですが、そういうことを駆使することによって、様々な子どもたちの安全確保に取り組んでおられるということをお聞きしました。そのことによって、保護者、学校、地域が一体となって、情報共有が進み、通学路の安心安全が良く見えるようになったという報告もあるそうでございます。そういった取組を行政が主導になるのか、保護者が主導になるのかよく分からないですけど、美作市内の小中学校でもモデル的に取り組んでみたらいかかなと思っております。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、交通事故、クマ、不審者から子どもたちを守るためにということで、お答えをいたします。

スクールバスの運行につきましては、8月27日より民間業者委託により運行を行っているところでございます。民間委託を行うことによりまして、議員お尋ねの運転手不足につきましては、委託業者の中で運転手を確保していただいておりますので、不足によってスクールバスの運行に支障をきたしているという報告は受けておりません。ということで、委託をすることによってメリットが出てきたと評価しております。

現在のスクールバスの運行基準でございますが、スクールバスを整備していく中では、国庫補助等を受けて整備しておりますので、その辺りの兼ね合いから、小学校においては、地域の中心地域からおおむね4キロメートル以上、中学校におきましては6キロメートル以上ということで、児童、生徒を対象として振り分けております。

先般、各地域で開催されました行政懇談会の席上におきまして、各地域の方から通学時の安全確保をスクールバスで対応してほしいという要望がいくつか出されております。そのことについて、前向きに検討してまいりますとお答えをしておりますが、少し時間をかけながら、例えば下校時に一定のところまでは友達と複数で帰れるんだけど、途中から一人になってしまうという状況、以前一人だけで下校していたことによって、不審者の被害を被ったという事件もありましたので、少し事件等が発生しなくなると見直しを個々でしていかなければいけないかなということで、運用の見直しを検討してまいりたいと思います。

ただ、美作地域におきましては、近年クマの出没が大変増えておりますので、クマの出没、防犯対策で緊急を要するような場合は、臨時的に対応しまして運行を行って、児童生徒の安全を確保することに対応しております。

通学路の安全確保につきましては、これまで各校がPTAそれから地域のボランティアの方々と連携して

安全マップを作ったり、パトロール、青色の回転灯をつけた見回りの車もありますし、警察車両の中で赤色回転灯をつけながら登下校時に見回りをということで、できる範囲で対応していただいているところです。そうした見守りがあることで、犯罪あるいは事故の抑止につながっていくだろうと評価しております。さらに、学校とPTAと地域がより連携して児童生徒の登下校につきまして、安全確保ができるように取組を進めてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

2回目です。

御答弁からいきますと、運行基準、運用の見直しを検討したいというようなことで、市長の当初の行政報告でもちょっと触れられておられましたよね、行政懇談会において通学路に関する要望が非常に多いんだと。私がどこのルートを想定してこの質問してるかというのは、恐らく市長は御存じじゃないのかと思うんですね。クマもそうなんですけど、小さい子どもさんが1キロ以上、2キロ、もっとかな。特に下校時ですね。登校時はある程度まとまってるのかと思うんですが、国道沿いとはいえど民家が全くないところがあって、そこを小さなお子さんが登下校するというのは、正直危険です。危険と隣り合わせだと思います。

私は岡山県警の不審者等の緊急メールに登録しております、エリアを選べるんですけど、岡山下全域にエリアを設定すると、不審者情報が毎日というか1日に何件も入ってくるんですね。これはちょっとたまらんなということで、美作のエリアと備前のエリアをちょっとしてるんですけど、それでも3日、4日に一回は必ず不審者が、クマじゃなくてね、人間ですよ、相手は、入ってくるんです。様々な事例があります。声かけであったり、付きまといであったり、スマホで写真を撮ったとか、いろんなことが出て、そのメールはしばらくたって容疑者を検挙しましたとか、適正に対応しましたという返事が返ってくるんですよ。そうすると、あの時の事例はこういうふうに県警がやってくれたんだというようなことで便利というか、安心安全につながるなということで、登録しておりますが、不審者って結構年間通じて出てるんですよ。だから、通学時において、やはり子どもの安心安全を確保するためには、ぜいたくや甘やかしじゃなくて、危険から子どもを守るという意味では、早急にスクールバスだけではないのかもしれませんが、やはり子どもの命を守る行動というのを、行政が先頭に立って行っていかないといけないと感じております。

学校の見守り隊というか、登下校を見守ってくださってる方にも心から感謝をしているところなんですけど、子どもの命でございますので、今後も見直しの検討ということなんですけど、早期の検討をしていただいて、早めがいい報告が聞けるように進めていただきたいと思います。

この項はこれで終了といたします。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、3番目に入ってください。

8番（安藤 功君）

それでは、最後になりました、市の職員の待遇についてということでお尋ねをします。

美作市の非正規職員の待遇について。

国や地方自治体の公務員の5人に1人は非正規で働いておられ、この10年で1.4倍に膨らんでいるそうでございます。

そして、そのうち、女性は4分の3だということです。

そこで、美作市の数値はどのようになっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

それから、なぜ非正規職員が増えたのか、最大の理由は財政難と言われておりますが、人口減などで税収が細る中、人件費を抑え行政のスリム化を行うに当たって、安い労働力として非正規職員が重宝されているとの報道もございます。美作市のことじゃありません。報道があります。住民ニーズの多様化に伴い、公的サービスに求められる役割は広がっています。最前線で住民を支え、負担の大きい業務を担う非正規公務員も多くいらっしゃると思いますが、正職員との給与格差は依然として大きいとの報道もありますし、そして続いて、こうした中、4月から非正規の大半を会計年度任用職員とし、自治体は期末手当を支給できるようになったとのことでございます。法改正による制度改革ですが、しかし、手当を支払う代わりに、月給を減らす自治体もあり、低収入のまま、同一労働、同一賃金には程遠い、変わらない実態を憂う声は少なくないと締めくくっています。美作市の話じゃありません。という報道がありますということです。

美作市の実態と、今後の対応をお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

安藤議員の非正規職員の待遇ということで御質問でございます。

美作市における非正規職員の雇用の現状でございますが、この10年の動向は、一般会計における社会保険加入者で比較いたしますと約1.2倍となっております。そのうち女性が占める割合は70.2%ということでございます。

また、美作市における会計年度任用職員の業務の内容ということでございますが、職務の内容や責任の度合いについては、当然、常勤職員とは異なる設定とする必要があることから、あくまでも、補助的業務に従事することとなります。

次に、待遇面ですが、賃金、労働条件につきましては、同一労働、同一賃金の原則、本市の常勤職員との均衡や国の非常勤職員との均衡を踏まえた待遇としておりまして、フルタイム、短時間勤務を問わず、常勤職員と同じ給料表を適用し、再度任用された場合は、前歴を加味した給料の格付けということを行っております。また、期末手当につきましては、特例ではございますが、2年間で常勤職員と同様の支給率に合わせることといたしております。

また、共済事業につきましても、フルタイム勤務職員は、既に常勤職員と同様となっておりますが、短時間勤務者につきましても、令和4年4月から市町村職員共済組合に加入することとなりまして、常勤職員と同様の医療給付、そして福利厚生事業が受けられるということになります。

今後につきましても、運用実態を見ながら、期間をかけて正規、非正規の調整が必要となりますが、現に存在する職を漫然と存続させることなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な配置に努めるとともに、国からの情報提供に基づいた処遇の改善等に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御答弁いただきました。

美作市では、国の指導というか、国の要請どおりにちゃんとやっていますよという答弁なんですけど、間違っていたら訂正してください。非正規職員の方って、4月1日から翌年の3月31日までの1年間という雇用契約になるんですかね。また、採用試験を受けられて1日開けて4月1日から再雇用というか、また雇用さ

れるパターンがあろうかと思うんですね。2年、3年、4年と非正規職員として勤められてる方がいらっしやると思うんですが、正職の場合、当然給与が上がっていきますよね、年を追うごとに、何パーセントかという形で上がっていくと思うんですけど、非正規職員の方って、3年、4年継続的に雇用された場合、どうい、答弁の中のこの分に当たるといふところがあるのかもしれませんが、その辺りを教えていただければと思います。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

安藤議員の2回目の御質問でございます。

継続的に雇用された場合に給与はどうなるのかということだと思います。

先ほど私が申し上げた中で、常勤職員と同じ給料表を適応し、再度任用された場合は前歴を加味した給料の格付け、ということは、これは限度があって、5年間で頭打ちということになるんですけども、基本的には成績が通常であれば毎年級が上がっていくと。定期昇給というような形になってきようかと思えます。

また、御質問にはなかったんですけども、期末手当でございますけれども、他市ではこれまで会計年度になる前、嘱託職員と言っておった時には、期末手当の支払いをされてない自治体もあったようでございます。しかしながら、当市におきましては、1年間を通して働いていただきますと、1年で1.2月の期末手当といえますか、ボーナスといえますか、の支給をしておりました。それを令和2年、今年度につきましては2.0か月に上げて、来年につきましては2.3か月、そして令和4年には我々職員と同じ2.55か月と、今年人働でそういう数字になったんですけども、そういう数字に上がるような計画をさせていただいております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

分かりました。やはりその部分に隠れていたわけですね。ありがとうございました。

美作市としては適正にちゃんと対応してくださっているということなんで、また国の方でいろいろと改定をされれば、改善の方向にですね、同じように市の方としても対応してくださるような気はいたしましたので、よろしく申し上げます。

中国新聞に出てたすごい記事があったんですが、時間がないのでやめますが、美作市には当てはまらないなという気がしたので、これやめます。でもすごい実態があるところもあるんですよ。今の話を聞くとちょっとこれを話すのも的外れかなと思うんで、これはやめます。でも、すごいところがあるのは事実のようでございます。

以上で今回の質問を終わらせていただくわけでございますが、冒頭にも申し上げましたが、コロナ禍が一向に収束の気配がございません。自己防衛ということももちろんそうですが、美作市としては、僕は早め早めの抗原検査とかいろいろされて早めに手を打っておられると感じています。対応は素晴らしいと思います。今後もこの体制を続けていただきまして、そして市民の皆さんには、自分の命は自分で守るという気持ちも持っていただかないといけませんし、2020年も暮れていこうとしております。ここにいらっしやる皆様方、そしてテレビの向こうで御覧になっている市民の皆さん、そして全ての皆様方が安心安全で暮らしていただだけ、輝かしい新年を迎えられますように、そして皆様の御健勝と御多幸を御祈り申し上げまして、2020年12月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番11番、議席番号8番、安藤功議員の一般質問を終了します。
ただいまより午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議に入ります。
倉地議員が出席されております。
岩江議員が通院のため、午後から欠席されました。
それでは、一般質問を続行いたします。
続きまして、通告順番12番、議席番号2番、青山慶議員の発言を許可いたします。
青山議員、始めてください。

2番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可を頂きましたので、令和2年12月の一般質問を始めさせていただきます。
今回、私は2点について質問いたします。まず1点目が新型コロナ関連経済対策について、2点目が美作市内の森林経営計画についてでございます。
では、早速1問目から質問させていただきます。
もう皆さん、新聞やテレビなど、身近なところで、年末年始のイベントの自粛であったり、旅行などのキャンセルによって、主に飲食業ですとか、旅館業などが大幅な売上げ減が見込まれているという状況であることは、周知のことだと思いますので、細かいことは言いませんが、もう経済対策は不可避な状況にあると感じております。
美作市において、コロナ経済対策を今後どのように考えているのかということについて、答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新型コロナ関連の経済対策についてでございます。
新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増大し、第3波が到来したと言われております。経済対策として進められてきた「Go Toキャンペーン」もその是非が議論をされています。
このような状況から、市内の事業者も引き続き大きな影響を受けているものと考えております。
美作市では、事業者の方の事業を継続していただくために、支援を続けております。
8月に各世帯に送付しました「使って応援、がんばろうみまさか地域応援商品券」市民1人当たり1万円分のものでございますが、市内の事業所で御利用いただいておりますが、使用期限は令和3年1月20日となっております。11月30日までの利用状況、商品券の商工会への換金の状況でございますが、発行額2億6,963万円に対しまして、1億8,217万9,000円ということで、67.6%が325の店舗などで使用をされております。
9月定例会などで、補正予算を議決いただきました「事業継続応援給付金」の特に被害が大きい事業者を対象とした重点給付金は、2月から9月までの間のいずれかの連続する3か月の売上高が、前年同期と比較

して30%以上減少している事業者が対象で、給付金額は前年同期の1月当たりの平均売上高によって、10万円から100万円の間で4区分の給付額を設定しており、こちらは申請期限を令和2年12月25日としております。

売上高が20%以上減少した中小事業者に対する無利子貸付制度である「新型コロナウイルスに負けるな貸付金」は、期限を定めておりませんので、新規の方に限られますが、現在も御利用いただけます。

国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に助成金の20%を加算交付しております「新型コロナウイルスに負けるな給付金」につきましては、国の緊急対応期間の延長に合わせまして、12月までとしている期限を延長することになると考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることなどから、事業者の方への聞き取りなどによりまして、被害状況と市の対策である商品券や各種給付金の効果の把握に努めまして、追加の支援策を検討してまいります。また、国の補正予算など追加経済対策にも留意してまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

2回目の質問です。

先ほどの答弁であったり、先日の山本議員への答弁にあったように、対策にはかなり前向きなのかなと捉えております。

今までやってきた対策で効果があったもの、ちょっとまだフォローできてないものというところを考慮して、検討していただきたいんですが、各事業者さんに直接聞いたお話で、特に評判が良かったのが「負けるな給付金」ですね。国の雇用調整助成金の20%補助するというもの。これが非常に評判が良かったです。これについては、国が2月まで延長する予定だということで、美作市も延長の見込みとなっていると捉えております。

それから、休業補償ですか、ちょっと事業名は忘れてしまったんですけど、開店休業状態にあった場合に1日8,330円、売上があったけども8,330円に売上が届かなかった場合は、その半分を補助するというような助成制度があったかと思いますが、これが非常に評判が良かったです。

また、国の施策なんですけど「GoToトラベル」においては、単価の高い旅館は非常に効果があったようなんですけど、単価のリーズナブルな旅館などにおいては、あまり効果が感じられなかったと言っておりますので、この点が次は重点的に考慮しなければいけないところなのかなと思っております。

それから、12月25日までの重点給付金なんですけど、10万円から100万円を前年の売上に応じて補助するというものなんですけど、私が相談を受けた1件が、昨年の売上が220万円程度で、12で割ると18万ちょっとなんです。一番下の10万円の補助が月平均20万円なので、僅かに届かず利用ができなかったというのがありますので、ちょっとこの辺の制度の拡充といいますか、申請期限の延期等も検討いただきたいなと思っております。

それから、「使って応援商品券」でございます。これも非常に評判がよく、現在換金率が67.6%ということで、配布されたのが8月で1月20日までの制度でございますが、大体、今報告いただいたのが11月末だったということで、残り1か月半を残して67.6%、全体の期間が約5か月ですので、残りの期間を勘案した場合、このままのペースで行けば、ほぼ100%に近い利用率になるのかなと思っておりまして、これも非常に効果が高いと思っております。

萩原市長に質問なんですけど、第2弾の「使って応援商品券」といいますか、次は5,000円程度の商品券の

発行などは考えられないでしょうか。

以上、質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今、はいと言えらるほどの成熟度はないんですけども、我々の検討オプションの中には当然商品券は含まれています。3種類のチケットが入っていたんですが、どれをどうするかというところの中で、金額が変わってきたり、あるいは全部になったりするというような構造であります。まだ、財源の問題も若干ありますので、財源がどれくらいくるのかなということを見ながら、我々としてはこの商品券については、事業者の方々に結構評判が良かったということは、自分の耳にも入ってるんだけど、加えて、市民の方々にもそんなに評判悪くなかったとか、むしろ良かったということでもありますので、重要なオプションだということは間違いないと思っております。

それから、山本議員のときにもお答えしたんですけども、「GoTo」の影響がまばらなんですよね。まばらで、明るいところはまあいいとしても、暗いところにどうしても滞留しておられる事業者の方もおられるんで、そこを何とか手厚くということをお念頭におきながら、制度の設計はしていかに得ないのかなと思っております。その総額をある一定の範囲内におさめて、多少市としての持ち出しがあってもいいんですけども、財政に大きな禍根が残らないように配慮しながら、次の1月の戦線で片が付くかどうか分からないんですけども、まだね。どこまで続くか、かなり将来も想定しながらやっていきたいなと思っております。国の予算編成はもうすぐ始まるというか、見えてくる。そういたしますと、どのタイミングかはまだ決めかねてるんですけども、ひょっとすると非常に早い時期に、第何号か忘れちゃったけど、補正を考えるか、あるいは1月の早い時期に考えるかということもあり得ると思っております。

一方で、国がもごもごして年越して予算編成になっちゃうとまた、こっちも訳分からなくなってくるんですけども、今の政権与党の動きを見てると年内にある程度の方角を出していただけるものと思っておりますし、それを全国の自治体の中で真面目に新型コロナウイルス経済対策に取り組んでいるところは、強く期待しているというメッセージは、市長会等を通じて既に届けてあります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

総括します。

市長とも、執行部、遠藤部長等も大体認識は合っていると感じておりますので、経済対策に対して大いに期待しておりますし、私も年末年始に向けて、引き続き事業者の意見聴取とかに努めて、できるだけ声は執行部に届けていこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。また、1月は臨時議会があるものとして構えておきますので、よろしくお願ひします。

では、1問目は終了します。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに履いてください。

2番（青山 慶君）

続いて、2項目めです。美作市内の森林経営計画についてでございます。

森林は、中山間地に位置する美作市において豊富な資源の一つであります。これを活用することは美作市

の地域経済の活性化に大きく寄与するものと思われます。また、バイオマス発電所の計画の話も聞いておりまして、効率的に燃料となる樹木の供給ができるように、体制を整えることが重要と考えます。

そこで4点質問しますが、まず、森林経営計画とそれに伴う重要な税制であります、森林環境税及び森林環境譲与税について、簡単に説明させていただきますと、まず、森林計画制度とは何かということなのですが、森林経営計画制度は、森林の所有者、または森林の経営の委託を受けたものが、一体的なまとまりのある森林を対象に、単独または共同で、森林の施業や保護、路網整備等に関する5年間の計画を作成し、市町村長などの認定を受ける制度です。森林経営計画を作成すると様々な支援措置を受けることができ、費用負担を減らして計画的に森林の手入れを進めることができますというのが、森林経営計画制度のあらましでございます。

続きまして、森林環境税と森林環境譲与税の概要でございますが、まず森林環境税創設の趣旨でございますが、パリ協定の枠組みのもとにおける日本の温室効果ガス排出削減目的の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって、森林を集積すると共に、自然条件が悪い森林について、市町村自らが管理を行うことを踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして創設されたものでございます。

税の仕組みについてでございますが、まず、森林環境税でございますが、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村に徴収してもらい、税収については市町村から国の交付税及び譲与税特別会計に入ります。この税の始まる時期についてですが、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率上げが令和5年まで行われていることなどを踏まえて、令和6年から課税されることとなっております。

森林環境譲与税に関しては、国に一旦集められた税の全額を間伐などを実施する市町村や、それを支援する都道府県に客観的な基準で譲与し、森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、まだ森林環境税は徴収されていないんですけど、課税に先行して平成31年度から、令和元年度ですね、から開始されております。譲与税を先行するにあたって、その原資は交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応することとし、譲与税を徐々に増加するように設定しつつ、借入金とは後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還することとされている。譲与額を段階的に増加させるのは、主体となる市町村の体制の整備や、所有者の意向確認などに一定の時間を要すると考えられていることによるもので、平成31年度は約200億円から開始することとなっております。

税の用途についてでございますが、森林環境譲与税の用途については、間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に当てなければならないこととされています。また、都道府県はこれらの取組を行う市町村の支援などに当てなければならないこととされております。というのが、税制のあらましでございます。

それを踏まえて、4点質問しますが、まず1点目です。今市内にどのくらいの森林経営計画が樹立されているか。

2点目、森林経営計画とバイオマスの関連について。

3点目、森林環境譲与税をどのように活用していくのか。

4点目、森林経営計画の面積はどれくらい計画するのか。

以上、4点について質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

森林経営計画などについて御質問を頂きました。

まず、市内にどのくらいの森林経営計画が樹立されているかということでございますが、森林経営計画については、ただいま御紹介がありましたが、効率的な森林施業の実施などを目的としておりまして、この計画によって、国庫補助事業や税制上の優遇措置を受けることができるようになります。市内の森林経営計画は、美作市のほか、6つの林業事業者が認定を受けておりまして、16団地面積3,585ヘクタールで、市の森林面積3万3,046ヘクタールの10.8%となっております。この6つの林業事業者は、森林組合、株式会社など、市内外の法人組織またはその共同体となっております。計画の樹種別では、認定を受けた面積のうち人工林が2,180ヘクタール、天然林が1,405ヘクタールとなっております。

続きまして、森林経営計画とバイオマスの関連についてでございます。再生可能エネルギーを利用して、発電した場合、固定価格買取制度「FIT」と呼ばれているものでございますが、これによりまして、電気事業者に買い取られますが、木質バイオマスの発電利用では、間伐材や森林経営計画の対象森林から伐採された木材で未利用のものを燃料としたものの価格設定が一番高く、1キロワット/h当たり、税抜きで出力が2,000キロワット未満の場合、40円となっております。一般木質バイオマスでは24円、建築資材廃棄物では13円となっております、大きな差がございます。湯郷温泉旅館協同組合が最初に検討しました加温のための木質バイオマスボイラーでは、年間約4,200トンの木材チップを必要としました。また、民間事業者が出力1,900キロワットで計画した木質バイオマス発電では、年間約2万4,000トンの未利用間伐材などが必要とのことでもございました。木質バイオマス発電に必要なチップなどの供給には、森林経営計画の樹立とその区域内の素材生産量を増加させる必要があるため、市と美作東備森林組合、林業事業者が協力しながら供給体制を構築する必要がありますが、チップなどの買取価格が課題となっております。

次に、3番目の森林環境譲与税をどのように活用していくのかということですが、森林環境譲与税は、令和元年度に2,179万9,000円を収入しており、令和2年度では4,620万円を見込んでおります。この譲与額は市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するというようになっておりまして、先ほど紹介がありましたように、全額交付となる令和6年度、課税が始まる年度には7,340万円と試算をしております。令和元年度から森林経営管理法に基づき、森林所有者に対して美作市に経営や管理を委ねることにつきまして、意向調査を行っております。東粟倉地域と勝田地域を令和2年度に行いました。両地域の状況は、発送件数3,812件に対し、1,511件、39.6%の回答があり、そのうち美作市に経営や管理を委ねるとの回答は、812件、全体の21.3%で、面積は1,586.3ヘクタール、対象面積の20.3%でもございました。

令和3年度以降は大原地域、英田地域、作東地域、美作地域の順に調査を行うことにしていますが、市の方に経営や管理を委ねたいとの希望がある場合はぜひ森林政策課に御相談いただきたいと思っております。

既に経営管理を委ねたいと申出があった真神地区、川上地区の森林では、更新伐や保育間伐、新植などを行っております。

森林経営計画を作成することで、国から68%の造林補助金を受け、施業などを行うことができますが、採択要件がありますので、この森林環境譲与税はこの造林補助金の対象にならない施業などにあてて整備を行ってまいります。

次に、森林経営計画の面積はどれくらいかということでございますが、美作市に経営や管理を委ねると回答があった森林については、所有者から市が経営管理の委託を受け、経営管理権集積計画というものを作成して、林業経営を民間事業者に再委託したり、間伐作業を業務委託するなどして、経営管理をしま

す。経営管理権集積計画を作成する面積は、美作市に経営や管理を委ねると回答があった森林の集積状況を見ながら検討してまいります。また、お尋ねの森林経営計画の面積は、木質バイオマス発電への燃料供給がどのようになるかということによって大きく変わるものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

2回目の質問です。

森林経営計画は、市内で約10%樹立されているということ、それから森林環境譲与税の活用については、造林補助金の対象にならない施業などに当てて整備を行っていくという御解答でした。そこについては理解いたしました。

先ほどの答弁の中で、7点質問させていただきます。

まず、課題について、チップなどの買取価格が課題と答弁を頂きましたが、ほかにも大きな課題があると私は考えておまして、雇用についてが大きな課題になるんじゃないかなと思います。と言いますのは、バイオマス発電によって、木材の需要が高まることによって、林業は仕事は増えてきますが、働き手が確保できるのかということは大課題じゃないかなと思います。それが1点目で、雇用についてどう考えているのか。

2点目ですが、市に森林の管理を委託することができるという答弁がありましたが、委託することのメリットは何かというのが2点目。

3点目が、委託に関して条件があるのか、例えば場所ですとか、広さ、これ以上の広さじゃないといけませんとか、地目、あとは相続がされているかどうかというところが重要なポイントになってくるかと思うんですが、委託の条件は何かというのが3点目です。

続きまして4点目ですが、真神地区と川上地区では既に委託をしているようで、希望があれば森林政策課に問合せをということですが、申出というか委託というのは個人でもできるのか、それとも真神や川上のように地区でまとめた方が良いのかというのが4点目です。

5点目ですが、意向調査をされてるということですが、意向調査をした1,511件のうち、委託をしないと回答した人はなぜ委託をしないのか分かれば教えてください。

6点目、委託を希望するといった812件について、全て市で管理できるのかどうかということが6点目です。

7点目が、意向調査に未回答の要因が分かればお答えください。

以上7点です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず1点目、雇用が課題ではないかということでございますが、市では森林所有者に対して意向調査を行っていますが、市で経営管理を行う契約の増加に合わせ、市から委託を受けて森林を経営管理する、あるいは施業を実施する林業事業体の育成と、そこで働く林業従事者を育てていくことが重要だと考えております。林業事業体において雇用を増やしていただくには、中長期的に森林の経営管理を任せられることや、施業の発注があること、また年間を通じて施業があることなどが重要だと思います。

そのため、市では意向調査の結果に基づきまして、市が経営管理権を取得した森林については、事業の実

施時期を計画し、民間事業者に計画的に事業を配分していかなければならないと考えています。

また、市内の森林資源を活用して、木質バイオマス発電に必要なチップを供給するということになりますと、森林経営計画を樹立した区域内の素材生産量を増加させる必要があることから、雇用の拡大のため林業事業者の確保が課題になってくると考えております。

それから、2点目の美作市に経営管理を委託することのメリットということですが、市が委託を受けて経営管理を行うことになると、管理されずに放置されていた森林が適正に管理され、地域経済の活性化につながるものと思います。森林所有者にとっては、市に任せることによって、森林の管理コストがいらなくなる。また、市に管理を委ねられた場合はなかなか難しいケースが多いとは思いますが、場合によっては収益の分配の可能性があるということでございます。

3番目の委託の条件でございますが、市が委託を受けて経営管理を行う場合、市は土地の所有者と契約を交わさなければなりません。地目の方は山林でございます。共有名義の場合は、所有者全員の承諾が必要です。また、相続登記ができていない土地では、相続人全員から承諾を頂かなければ契約を締結することができません。そのほか、場所や広さにつきましては制限はございません。

それから4点目の申出は、個人でもできるのか、地区でまとめた方が良いのかということですが、市への申出は個人でも、地区でまとめてでも構いませんが、先ほど答弁しましたように、土地の所有者と契約を締結することができなければならないということでございます。委託をお考えの場合は、森林政策課の方へ御相談いただきたいと思います。

それから5点目の、東栗倉地域と勝田地域から回答があった1,511件中、委託しないと回答した人はなぜ委託しないのだろうかというようなことですが、1,511件中「美作市に経営や管理を委ねる」との回答は812件で、残り699件の回答の主な内容は、「自分で手入れを行う」が156件、「自分で預け先を探す、既に預けている」が90件、そのほか「分からない」とか、「売り払いたい」、「現状のままでよい」、「検討中」などの回答が170件で、全く記載のないものが283件ございました。

6点目の、美作市に経営や管理を委ねると回答があった812件を全て市で管理できるのかということですが、この回答があったものについて、現在、土地所有者を確認する作業を行っております。既に終わったものもございます。東栗倉地域から経営管理を市に委ねると回答があった204件のうち、回答をされた方と土地所有者が一致した35件、面積では22.57ヘクタールですが、これにつきましては、経営管理権集積計画を作成し、これからどのように森林整備を行っていくかということで、調査業務の方を既に発注しております。残りの169件については、回答された方と土地所有者が異なっていたため、その方々には、相続の状況などについてお尋ねをすることにしております。

それから7点目の、意向調査に未回答の要因が分かればということですが、この要因は分かりませんが、回答がなかった2,301件の内訳は、市内の方が1,399件、市外の方が902件でございました。森林については、その場所や境界が分からなくなっている場合も多いものと想像をしております。市内全地域の意向調査が一巡した後に、改めて再度未回答の方に対して意向確認を行っていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

では、総括させていただきます。

市内全域の意向調査が一巡した後に未回答の方に対して意向調査を行っていくとのことですが、回答があった中でも、申込人と土地の地権者の名義が違うというような確認にすごく時間がかかりそうな事務作業も

たくさんあると思いますので、相当大変かと思いますが、ぜひ頑張ってやってください。

美作市の森林経営計画は10%とまだまだこれからという状況です。美作市などに管理を委託することによって、管理してもらえ、または管理のコストの負担がなくなるというようなメリットがあることが分かりました。

意向調査は大原、英田、作東、美作の順で調査を行うようですが、調査を待つことなく、意思のある人は森林政策課に問合せをしていただければ、委託をすることが可能ということで、個人で委託手続きが難しい、高齢者が多い地域などは、地区で委託したい人をまとめて委託するということもできるということで、ぜひ広報などで広めていただいて、意向調査を待つことなく、できるだけ委託するところが増えて管理される森林が増えればいいなと思ってますし、私も地域に広めながら、自分の地区でもこういったことができるんだけど、皆さんどうですかと提案してみますので、御期待ください。

それによって、現状維持でいいとか、どうしていいか分からないであるとか、検討中と回答した東粟倉、勝田地区の人が、またそれを機にやってみようかという気になればなおよいかと思います。

森林計画を進めるに当たっての大きな課題として、未相続の土地があったりですか、意向調査に未回答というのも結構、未相続のものが多いいんじゃないかと思います。後は、仕事があっても働き手がいないという大きな2つの課題があると思いますので、この課題を消化するべく、今後も業務の方お願いいたします。

また、森林経営計画は推進することによって、相続が進むであつたり、森林が管理される、後は獣害対策にも当然なると思いますし、自然災害への抵抗力の向上ですとか、地域経済の活性化、バイオマス発電所ができれば、林業における雇用が進んで、さらに発電所における雇用も生まれるので、より地域経済の活性化につながると思いますので、ぜひこの件は力を入れて進めていってほしいと思います。

以上で私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番12番、議席番号2番、青山慶議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時53分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、一般質問を続行いたします。

続きまして、通告順番13番、議席番号9番、金谷のり子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）〔質問席〕

議長の許可を頂きましたので、令和2年12月議会、金谷のり子の質問に入ります。

先日、美作市内に住む、美作大学の社会福祉学科に通う学生が、このオレンジリボンを届けに来てくれました。そして、活動について紹介してくれました。11月24日火曜日に社会福祉学科1年生10名で、津山駅で児童虐待防止推進月間に合わせた啓発活動を実施されたそうです。美作市内にお住まいの小坂田ゼミに所属する学生で、コロナ禍、7月くらいでしたかね、お母さんが、学校に通えなくてすごく落ち込んでいるというようなお話をされていたのを覚えておりまして、突然家の方へ来てくれまして、その娘さんが生き生きとこのリボンを私に渡してくれて、活動の内容を話していただいたことに、すごく安心をいたしましたとも

に、ほっといたしまして、彼女がいきいきと学べる事、そして活動できるその喜びを感じ取れまして、よかったなと思っておりました。それで紹介させていただきました。

それでは、今回の質問は2項目でさせていただこうと思っております。美作市のひきこもりについてと、2番目には、美作市の精神保健及び精神障害者福祉への理解促進と医療費助成についてというこの2項目です。

まず初めに、国連は1992年12月3日を障害の日に制定いたしました。世界保健機関は、誰も見捨てないと約束をしております。

その中で、日本は家族や地域社会との関係が希薄になり、そして他者との接触が少なくなり、単身世帯の増加、婚姻率の低下、高齢者が団塊の世代が多いので、どうしても仕方がないのですが、いつまでも年金をもらうまで仕事をしなくてはならないという中で、逆に若者の社会的自立の遅れに影響してるのではないかなというようなことも言われているようです。いろいろな課題を持っております。若者がいきいきと生活できるということ、そういう社会にしていけないといけないと思っております。

余談ですが、明治維新に関わった主な人物の、大政奉還のときの年齢を調べたという情報がありました。勝海舟は44歳、岩倉具視42歳、西郷隆盛38歳、吉田松陰は既に他界しておりましたが37歳、坂本龍馬が32歳、大久保利通37歳、大隈重信や伊藤博文は20代後半でした。そのような現代と全然違うなど、昔はこの20代、30代の若者が維新を起こした真ただ中にいたのだなというのを見て、現代の若者も、なんかもっともっとやれるんじゃないかということをおもわせていただきました。そして、若い方はもちろんですが、女性の活躍にももっと目を向けていただきたいというようなことも考えております。

未来を未来の人と考える。政治はもちろん、社会構造、その点からも改革していくべきと思っております。30代、40代の人も生活しやすい美作にしていくことが必要です。その中で、美作市のひきこもりについての調査をされたというようなことを市民の方から聞きました。それがちょうど9月10日くらいだったんじゃないかと思うんですが、市民センターの方で、調査の結果を報告された後で、終わったというところで私ちょっと聞きまして、呼んでいただいて駆けつけたんですが、その時に、山陽学園大学の目良教授と名刺交換をさせていただいて、一度お話を聞きに行きたいということで、大学まで行かせていただいて、お話も聞かせていただきました。そのときに、勝央町や奈義町の女性議員もすごく興味を持っておられまして、一緒に行かせていただいて、勝央町や奈義町もこういったことでしたいなというようなこともおっしゃっておられました。その調査のことについての質問と、これからの実態調査と今後の対応ですね、そういったことを今回質問させていただこうと思います。

美作市の生活と健康に関する調査の2次報告がされ、社会的、職業的機能低下とひきこもり、その実態調査と今後の対応についてお尋ねいたします。

日本のひきこもり状態にある人は、100万人を超え、40代以上が多いとの調査結果があるようです。人口の約1%に相当します。皆さん御存じであると思いますが、社会問題である8050問題、80代の親が50代の子どもを経済的に支える必要がある状態を指します。子どもさんは、収入がなく親の年金が一家の主たる収入源となっているという状態のようです。80代ですと、高齢を迎えてリタイアした後、年金を収入源として、子どもや孫に支えられながら余生を送るのが一般的でありましたが、なかなかそうはいかない家庭が多いという現実があるようです。

つまり、当時10代から20代だった若者が、数十年ひきこもり生活を続け、50代を迎えてしまったということになるわけです。金銭的な面も心配なんですけど、現実一番つらいのは何らかの原因で引きこもっている本人、そして家族の方です。一旦ひきこもり状態になった人が再び社会と接点を持つようになることはそう簡

単ではありませんが、解決できる道はあると思います。

美作市の生活と健康に関する調査の2次報告がされ、社会的、職業的機能低下とひきこもりの実態調査の結果と、今後の対応について、調査の背景、調査の方法と対象、調査の実態、この調査をどのようにまとめたかをお尋ねいたします。

1回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、「美作市の生活と健康に関する調査」の調査の背景、調査の方法と対象、調査の実態、この調査をどのようにまとめたのかとの御質問です。

本調査は、「生活と健康に関する調査」と称し、大学研究機関と連携し、美作市民生委員、児童委員、岡山県在宅保健師「ももの会」の協力の下、美作市のひきこもりの現状把握と、今後の政策の基礎データとするために、1次調査を平成30年11月に、2次調査を令和元年9月に実施しました。

1次調査は平成30年11月1日現在で、美作市に住民票を有する20歳以上65歳以下の1万3,220人を対象とし、調査票の郵送返送方式で調査を実施し、また2次調査は1次調査の結果、「仕事、家事、育児、介護のいずれもしていない」、「仕事をしていない」、かつ「この4週間に親しい人との対面の会話が全くない」、「親しくない人との会話がなない」、「誰とも会話をしなかった」のいずれかに該当し、社会機能が低下している可能性がある約35名を対象としました。

さらに、同意の得られました128人に対し、岡山県在宅保健師の会員8名による訪問調査を実施いたしました。

128名の訪問調査の結果を分析すると、128名のうち67名が、仕事、家事、育児、介護を行っておらず、家族を除く他者との交流がない社会的機能低下者に定義づけられ、美作市全体では、約200人前後の社会的機能の低下者が存在すると推定されました。

ひきこもりの問題は、アウトリーチが困難で、なかなか実態がつかみにくいとされていましたが、全国でも例を見ない学術的な御協力を頂いたこの調査により、市内のひきこもりの一端がつかめたものと考えております。

この調査を貴重なデータと捉え、今後はひきこもり問題も含めた包括的な相談窓口の設置を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

ちょうど11月から12月にかけて、NHKの番組でひきこもりについて取り上げておられます。皆さん見られた方も多いかと思います。

様々な事情が家庭ごとにあり、本人もちろん、家族の方も同様に悩み、苦しみ、そして最期を迎えてしまうというような悲惨なことも起こり得る、このひきこもりの問題なんです、そのような現実が起こらないよう、美作市でも調査をされて、これから取り組んでいかれるということだと思いますが、このデータで235名を対象に同意の得られた128名に8名の在宅保健師の方が伺われて、67名が対象として2次調査をされた。そして美作市では200人前後のひきこもりの方がおられるのではないかと推定されたということですが、そこで、67名が対象とのことですが、残りの61名の方はどのような対象となるのでしょうか。何

かの障がいがあったり、社会的機能低下となられているのでしょうかということですね。

それから、2番目に不登校とひきこもりの関連についても調査がされているのでしょうか。

そして、3番目に今回の調査にはいわゆるニートと呼ばれる方もおられるんですが、そういった方も入っているのでしょうか。

そして4番目に、家庭内暴力の存在や、器物破損や家族拒否、家族関係の調整等の支援が必要となつてまいります。今まではどのような支援があったのかということと、これからの相談窓口はどこが担当となり、資格者が何人体制で行っていくのか、そしていつから始めていくのかということをお尋ねします。

そして5番目に、岡山県では29年4月より精神保健センターに「ひきこもり地域支援センター」と看板を上げて、保健師や専門医師の相談を受けているようですが、そことの連携はどのように行っていくのかという質問です。

2回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、1点目の128人のうちの67名を除いた残りの61人の位置づけという御質問ですが、今回の調査結果には、社会的機能を評価する尺度として、社会的職業的機能評定尺度「s o f a s」と言われておりますが、というものをを用いて評価されております。この「s o f a s」は、アメリカ精神医学会の診断基準にある指標で、1から100までの数値で個人の社会的機能を表現するもので、100が最も機能が高く、1が最も機能が低いというものです。通常、就労、就学している方では80以上、アルバイトなどフルタイムワークでない方は70以上で、60以下の方は、何らかの困難を抱えていると考えられており、ひきこもりや不登校の状態になると、50以下のスコアになると言われています。

今回の調査で50以下となった67名以外の61名については、スコアが51以上の方となりますが、まず1番最初の定義の仕事、家事、育児、介護のいずれも行っておらず、この4週間に親しい人との対面会話がな、誰とも話をしなかった、親しい人との対話がない、この概念に該当する方なので、社会的機能は重度ではないにしても、何らかの困難を抱えられている方もいらっしゃるかと考えております。

それから、2つ目の不登校とひきこもりの関連について調査がされているかということですが、今回の調査は20歳から65歳を対象としたアンケート結果を基に行っておりますので、不登校とひきこもりの関連については調査は行っておりません。

それから、今回の調査にニートと定義される人も入っているのでしょうかということですが、厚生労働省の定義では、ニートとは「15歳から34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方」となっております。今回の調査で特にこの定義に添った調査は行っておりませんが、結果としてこのような方が含まれている可能性はあるものと考えております。

それから、家庭内暴力の存在、器物破損や家族の拒否など、家族関係の調整等の支援が必要となった場合、今までどのような支援があったか、またこれからの相談窓口はどの担当となり、資格者が何人体制で行うのかとの御質問ですが、市の関わりとしましては、現在のところ数はさほどありませんが、直接的な支援につきましては、精神保健担当の保健師や支所の保健師が関わっており、保健所の保健師とも連携をして、定期的に訪問を行い、声かけや場合によっては手紙をドアの隙間に挟んだりして、コミュニケーションを図るなどして、最終的に就労に結びついたという事例もございます。

これからの相談窓口ですが、包括的な相談窓口として、市の社会福祉協議会に委託を行います地域包括支

援センターを相談窓口として、具体的な支援につきましては、精神保健担当の保健師や支所の保健師とも十分に連携を取り、医療へのつなぎや福祉サービスの利用、あるいは生活困窮者自立支援事業等を活用して、市社協とともに自立に向けた対応をしてみたいと考えております。

それから、5番目の岡山県では29年4月から新保健センター内に「ひきこもり地域支援センター」と看板を上げて保健師や専門医等の相談を受けているが、どのように連携を行うのかという御質問です。ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりに特化した相談窓口であり、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有した支援コーディネーターが当事者や家族の支援を行っており、また地域における関係とのネットワークの構築やひきこもり支援に係る情報の幅広い提供を行う、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っております。

美作市といたしましても、岡山県のセンターと支援関係機関と連携しまして、相談者の情報共有や支援についての専門的アドバイス、特に医療的見地からのアドバイス等を求めるなど、連携を図ってみたいと考えております。

〔9番金谷のり子議員「いつからというのは」と呼ぶ〕

時期につきましては、今現在も精神保健担当の保健師がおり、随時対応に当たっておりますので、今現在もそういった体制はできておりますが、先ほど申し上げました、地域包括支援センターとの窓口の強化ということとなりますと、来年春4月から体制を強化してみたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

来年の4月からまた本格的により強化していかれるということですので、心強いことですが、山陽学園大学の目良教授がおっしゃいましたのは、1つ絶対に言ってほしいのは、看板を大きく上げてほしいということをおっしゃいました。必ず見えるところに看板を上げてほしいという、そういう取組をしているんだということをおっしゃって、相談がしやすいようにしてほしいということであるのではないかと思います。

それと、津山でボランティアでひきこもりの方との対話をされている方と先月お話をさせていただきました。仕事をさせようという、そのようなことではなく、まずは外に出て話をしよう、何か相談することはないのかな。度合いによると思うんですけども、引きこもっておられる方の状態によって、いろいろと変わってきますが、偶然を装うように、自然に接して行ってほしいというようなことも。ボランティアに誘って行くのもすごくいいよとおっしゃっていました。私は先月、里山公園を歩かせていただきました。津山のレインボーメイトという視覚障がいのある方を伴走して、山に登ったり走ったりするグループの代表者の方がひきこもりの支援もされておまして、そこに伴走のボランティアをしている方がおられたんです。その若者がまさに、この人はひきこもりであったのよというようなことをおっしゃって、人様の役に立つというのは、またその方の活力になっていく、そういったこともあるんだなと思わせていただいたり、そのレインボーメイトの方とは今後もつながって行って、また美作市にも情報を伝えたいなと思っております。

これは、成功事例で、1つだけ最後の総括といたします。3月にある会社の臨時の職員が欲しくて、急に仕事をしてもらいたい人が欲しかったんですが、いろいろ探してもすぐに見つからなかった。コロナ禍の前でまだ仕事がある状態だったんですが、その方が友達に電話をして、ちょっと来て、頼むからといたら、そのお友達はもう仕事をされていたので、実はうちの子どもがねという話をされて、週に2時間だけ頼みたいんだけどと言ったら、ちょっと言ってみるわということで、子どもさんにお話をされたところ、出てきて週に2時間ですね、ほんの少し仕事をされたそうです。それが今でも3月から続けておられて、15歳から仕

事をしてなかった方なんです、少しずつ仕事できていったという事例もあるようなので、これはやっぱり職場の人、企業の方々との連携も理解をしていただいて、少しでも社会に出れるような協力をしていただくということも大切であると思います。

そのことについて、何かほかにあればお願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

重要な点がさらっと行っちゃったんで、ぜひ補足をとってるんですけども、このいわゆるひきこもりの方々を念頭においた生活健康調査というのは、発端が実は市の民生委員児童委員協議会にあったことは御存じだと思うんです。これはとっても重要なことで、私どもの民児の方々、特に以前の方々が、この社会的機能低下の問題を強く意識をしていたということ。次に、それを何とか民児の手で解決に向けて、それこそ伴走者としていく入り口としてこれを始めたということなんです。市が全部これをやったわけではなくて、目良さんを中心とした知恵を民児の方々や在宅保健師の方々の協力でもっておやりになったという、この物語がとっても素晴らしいと思っています。そういう物語が起きている地域というのは、全国でほとんどないんですよ。みんな概数でぼんやりと語ってきたものが、100名以上の対面まで持ち込んだということに驚くべき学術的なデータだけでなく、社会資源的な温かみのある背景があったんだということを、ぜひこの場を借りて市民の皆さんにも御納得いただきたいと思うんです。結構温かい、いいまちなんだということが、この調査の実施でもって、私は証明をされつつあるんだろうなと思う点が1点です。

それから2点目は、順に言うとAYA世代の話、それから（聴取不能）の話、そしてこのひきこもりの話を含めて、私どもの市議会の本会議の場で、正式にきちとした内容として論戦が交わされたということは、これは目良さんが言う大きな看板の第1号、新聞がどう書くかは知りませんが、新聞さん来てますか、寝てますか、よろしく願いをいたしたいと思います。こういうことができているということが、議会と当局の協働性というか、二元代表制の中でのそれこそ共同歩調というところで、とても私は自慢できると思います。

社協のところはどう看板出すかについては、これは私は分かりませんが、こういった問題が相談対象になってるんだということ、あるいはAYA世代の問題や（聴取不能）の問題も、社協の今後できる相談窓口にもまず第一報を頂ければ、その後専門的チームが控えていると。目良さんにも話してたんですよ。目良さんが相談窓口を作れ、作れというもんですから、作るけど、あんた協力せないけんでと言うたら、よく分かってますから言うてくれております。力強いバックアップも各方面から出てくると思っています。

そして、何より重要なことは、先ほどお話がどこかであったわけでありまして。安藤議員だ。防災の関係で、共助、公助のほか近助というのがあって、これが実はこの種の問題においてとても大切なんですよ。近所の協力、御近所の御支援というのが実はとても大切な要素である。そのことも合わせてこの場を借りて市民の方々にお伝えしたくて、あえて俺にもしゃべらせろということをお願いした次第です。

以上であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。総括でお願いします。

9番（金谷のり子君）

市長から大切な市民の方の御協力によって、これが成し遂げられたという、これからのいい方に皆さんが少しでも幸せになれるような方向に向かうと信じております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

10分間休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時36分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは金谷議員、2項目めに入ってください。

9番（金谷のり子君）

2項目めに入らせていただきます。

美作市の精神保健福祉と精神障がい者への理解促進と医療費助成についてお尋ねします。

11月23日の新聞の記事に、ストーカー規制法施行から24日で20年になるのに合わせ、2016年におきた殺人未遂事件の被害者が共同通信に手記を寄せました。

彼女は今も心的外傷後ストレス障害「PTSD」に苦しみ、一人で外出できない日々です。二十歳のときにストーカーにより、首や胸など30か所以上刺され、一時は生死をさまよったそうです。あれから4年、何をすることも後遺症と恐怖が付きまとい、全く進めていない。焦りと不安を感じる。外出時に誰かが後ろにいる。普通の人にはなんでもないことでも、私にとっては命を奪われるかもしれない恐怖を思い起こさせる。この恐怖が心的外傷後ストレス障害を引き起こすとの内容です。この方以外にも、様々な原因により心の病気を患い、精神障がい者となり、治療、療養をしている方もおられることと思います。

外来の患者さんは全国で約392万人とのことです。この数は人口1,000人当たりだと、身体障がいのある方が34人、知的障がいのある方は9人、精神障がいのある人は31人となり、国民のおよそ7.4%の人が何らかの障がいを持っております。

美作市の人口を2万7,000人として当てはめると、身体障がい者の方は918人、知的障がい者の方は243人、精神障がいを持つ方は837人となります。先ほど質問した、ひきこもりの問題にも関係してくることもあるかと思えます。

全国各地で精神保健福祉への理解促進、早期治療並びにその社会復帰及び自立と社会参加の促進、また、精神障がいの発生をとどめ、精神健康の保持及び促進を図り、精神障がいの福祉の増進や国民の精神保健の向上を図るとして、厚生労働省、都道府県、市区町村での運動実施をするようになっております。心の病気とも言いますが、脳の病気とも言えます。脳の中は見えません。人それぞれ頭の中は違います。そして、頭の中にあるコップの大きさも人それぞれ違うので、例えば同じ暴言を吐かれたとしても、その言葉を何とも思わない人、その一言で恐怖を覚える人、いろいろ人それぞれでございます。そして、その中には認知症等も含まれていると伺います。

美作市における運動の実施の内容についてお尋ねします。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、児の方が病気や負傷の治療等を受けた場合に、医療費の患者負担分はどのようになっていますか。

この2点についてお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、1点目の運動の実施についての御質問です。

精神保健及び精神障害者福祉への理解促進につきましては、障害者基本法に基づく12月3日から9日までの障害者週間及び11月の精神保健福祉普及月間の趣旨に基づき、各機関に障害者福祉、精神保健福祉の普及啓発と、障がい者の自立と社会参加の促進に取り組んでおるところでございます。

当市では、毎年勝英地域自立支援協議会における「元気になるうや部会」に参加し、当事者、家族の会とともに、障がい者に対する理解を深め、心のバリアフリーを推進する活動を実施しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、地域交流事業である「元気になるうやフェスタ」は、中止となっております。

また、今後のコロナ禍においてできる普及啓発として、「元気になるうや部会」が中心となり、勝英管内の障害福祉サービス事業所で作成した作品等を、各管内市町村窓口に配布し、住民の皆様へ精神保健福祉の理解を深めていただくとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に取り組むことを予定しております。

それから、2番目の医療費の患者負担についてですが、障がい児、者の医療費の自己負担ですが、岡山県の制度で、心身障害者医療費助成制度があり、対象は65歳までに身体障害者手帳1級、2級の手帳を交付されている方、また知的障がいの最重度、重度の判定の方、それから身体障害者手帳3級の所持者で、かつ知的障がいの中度の判定の方が、この助成制度の該当になり、病気や負傷等の医療費の本人負担が1割となります。

障がい児につきましては、乳幼児等医療費給付制度が適応されますが、その給付対象年齢以降については、心身障害者医療費助成制度の受給要件を満たせばその対象となります。

精神障がい者につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級、または2級所持者で65歳以上の方は、申請により後期高齢者医療制度の適応を受けることができ、病気や負傷の医療費の自己負担が1割となります。

また、国の制度で、精神通院医療制度があり、指定された病院への精神医療の通院については、自己負担が1割となりますが、これら精神医療以外の病気や負傷の場合の医療費の自己負担は3割ということになります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、教育委員会として、障がい者への理解を進める教育をどのようにしているかということでお答えしたいと思います。

市内小中学校におきましては、道徳の時間や総合的な学習の時間の中で、障がい者理解について学習を行っております。その中には様々な障がいがあるわけですが、見た目にはっきりとつかみやすいような身体障がいを中心とした取扱いで、授業や疑似体験、あるいは障がい者の方に直接話を聞く中で理解を深める活動を行っているのが現状です。学年に応じて1年生から6年生まで、中学校1年、3年と発達段階に応じた学習に取り組んでおります。

もう1つは、特別支援学級と普通学級が授業の中で交流をする時間がございます。その中で障がいのある子ども、障がいのない子ども合わせて同じ教室の中で学習を進めていくことで、それぞれの周りの子どもたちが障がいの特性を理解していく、実地の学習を積み重ねることができるものと考えております。

ただ、残念なことに、精神障がい全般につきましては、小中学校で取り上げられず、日本の福祉教育の課題となっているのが現状でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

先ほど教育長より、市内の小中学校におきまして、障がい者理解の学習を行っておられるということでございます。ただし、精神障がいにつきまして取り上げられず、日本の福祉教育の課題となっているということでございますが、そこについてもう少し詳しくお話しいただけたらと思います。そして、私自身も精神障がいについて、今現在理解したい気持ちは強く持っております。しかし、今まで私自身が正しく理解できていたかどうかというのは、本当に反省するところで、もっともっと早く理解をする勉強をすればよかったなと反省をいたしております。

このようなことで、全ての人が自らが暮らしたい地域で自分らしい生活を送ることができるよう、長期入院を余儀なくされている人々や、誤った理解から差別や偏見に苦しんでいる人、そして、苦しんでいる家族、そういった方をなくすために、障がいのある人と接して話を聞く学校カリキュラムなども取り入れていただければと感じたところです。正しい知識を知ることが何よりも大切だと考えます。

私は先日、精神障がいの当事者の会の代表の方とお話をさせていただきました。今年の3月議会に提出されている、精神障がい者と身体障がい者、知的障がい者の医療費公費助成の格差を解決するという請願がございました。そのことについてお話を聞きましたところ、もうできているのかと思っていたと。情報がないわけですね。請願は出したんですが、と言われて、まだ格差の解決はできていないんです、頑張りますというお話をして帰りました。とても穏やかで、とてもいい方です。普通にお仕事もなさっておられます。そして、いろいろな理解をしていくことをその方もお話されておられました。

そんな中で精神障がい者の年金と他の障がいの方の年金にも差があるようなお話を聞いたこともあるんですが、年金の方はどのようになっているのか。

そして、先ほど答弁がありましたように、病気や負傷等の場合の自己負担額が他の障がい者の方は1割で、精神障がいの方が3割とのことで、この格差についてどのように考えられるのでしょうか。そして、県の助成はどのようになっているのでしょうか。格差をなくす美作市独自の助成を考えていただきたいものです。

そして、この請願は、重度の方の格差をなくすという請願でありました。重度の方は何人くらいおられるのでしょうか。

そして、先ほどの答弁の中に、心のバリアフリーを推進する活動をしているということですが、そういったことの具体的なことを教えていただきたい。

この質問を2回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、金谷議員の2回目の質問にお答えします。

2017年のNHKの地域ナビという記事がウェブ上にあるわけですが、そこで情報を見ますと、うつ、統合失調症、依存症、認知症などの精神疾患の方が全国で約400万人に上るという記事がありました。これまで、家族や施設の中に閉じ籠もり、閉じ籠もりというのが本当にいい表現かというのはちょっと正確でない部分があるかと思えます。閉じ込められている場合もあるのではないかと思います。地域との交流の場がないまま、社会の一員としての生活をするのが難しい状況が続いている方が大勢いるというのが現状でございます。

接点を持たれている症状の軽い方というのは、少しずつ交流ができていような場合もございますので、その辺りが解消していく、理解をしていく1つのきっかけになるのではないかと考えております。

こうして、障がいの特性が理解されないということは、見た目、受け止めたままで判断されますので、差別や偏見というのが助長されますし、非常に解消されない現実というのはあると思います。

学校が精神障がいの理解促進で果たしているというのは、先ほどの答弁で詳しく述べなかったわけですが、もう少しそのところを詳しく説明させていただきます。

精神障がいということになりますと、発達障がいの分野になってきます。平成15年頃から精神医学会の方で精神疾患として診断がなされるようになってきましたのが、発達障がいでございます。学校現場では、特別支援教育の充実を図り、知的障がいとともに、発達障がいへの理解も徐々に進んでいるのが現在の状況でございます。特別支援学級では、先ほども申し上げましたように、普通学級と交流する授業時間がかなりありますので、その中で普通学級の子どもたちも障がいを持っている子の特性を理解する、そういう場が自然に授業の学習の中の流れで得られているのが実情でございます。

このような取組が他の様々な疾患の理解の基礎になっていくのではないかと。普段触れないような精神疾患についても、考え方を同じくして理解できるのではないかと考えております。

基本になるのが、これは大人も子どももなんですけれども、障がいを持っている方は、自分の都合で対応するのではなく、相手の都合を尊重するということが基本になります。つまり、こちらが言いたいことだけを相手に要求するのではなくて、相手の人が何をしてほしいのか、どうしてほしいのか、そのところを酌み取ることが、まず交流していく中での基本となります。それらが積み上がっていくことによって、相互の理解が進んでいきます。ですから、家庭にとどまっているひきこもりの方も、地域の中で声をかけて、社会参加を促すことで、徐々に近所周りに出歩けるようになったという事例も聞いております。

それから、自立を促そうということで、家族が動いていって、仕事の方へ就くように押し出したらそれが続くようになったという成功事例も聞いております。

私の経験の中では、やはり教育という仕事についておりますと、どうしても職場の中でのパワーハラスメントと今では言われるんですけれども、それが表にあまり出ないところで圧力としてそれが引き金となってしまう病になるという先生方もたくさんおられました。幸いにして、先生方が休みを取りながら、適切に医療機関につながって、職場に復帰するためのプログラム、あるいはこれも教員の場合は転勤という解決の仕方もございます。そういった中で仕事を続けて、うまく復帰できたという例も数多くありますので、御紹介しておきます。

やはり、これは少数の方に1人でも多くの方が関わってくださることで、状況は良くなっていくものと思っておりますので、今後とも皆様方の御協力をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、精神障がい者の年金と他の障がいの方の年金に格差があるのだろうかという御質問でございます。

単刀直入に言わせてもらいますと、格差はございません。障害者年金について少しお話をさせていただきますと思います。

障害者年金は、病気やけがによって、生活や仕事などが制限されるような場合に現役世代の方も含めて受け取ることができる年金でございます。障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金の2種類がございます。

す。病気やけがで初めて医師または歯科医師に診療を受けたときに、国民年金に加入されている場合につきましては、障害基礎年金が支給されます。厚生年金に加入していた場合については、障害厚生年金が請求できるという形になっております。厚生年金に該当する状態にもよりますが、軽い障がいが残ったときにつきましては、障害厚生年金につきましては、障害手当金という一時金が出るような場合もございます。その中で、まず厚生年金の分でございますが、これは1・2級について、金額には差がございますが、頂けます。それから、3級についても支給があります。それから障害者手当でございます、先ほど申しました一時金がございます。

国民年金の方の手当でございますが、こちらにつきましては、1、2級のみということでございます。ですから、障害者年金については、厚生年金と国民年金加入者については差がございますが、障がいの内容については差がないということでございます。

特に、身体障害者手帳の等級と、この障害者手当の等級の1、2級というのは内容が違います。ですから障害者手帳の1級を持っていても、1級相当の障害者年金をもらえるという形ではございませんので、その状況を医師の診断を見まして判断をされますので、そこのお間違いないようにしていただきたいと思っておりますし、国民年金に加入されている方についての障がいについては、市民部市民課の国保年金係が担当しておりますので、そちらのほうに御相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

答弁の関係で御質問の順番が前後しますが御了承いただきたいと思います。

まず、重度の方は何人おられるのでしょうかという御質問ですが、現在の精神保健福祉手帳の所持者数ですが、1級が12名、2級の方が103名、3級が22名ということになっております。

これとは別に自立支援医療と申しまして、精神通院、病院に通っている場合の医療費の受給者証の保有者が380名ということになります。この中で1級の手帳の判定基準というものがございまして、この基準によりますと、入院患者の場合、院内での生活に常時援助を必要とする、それから在宅においても医療機関へ外出を自発的にできず、付添いが必要、家庭生活において常時援助を必要とするというような基準になっておりますので、一概には申し上げることはできませんが、今のことから行けば1級相当の方が重度と考えることができるのではないかなと思います。

県内でこの精神手帳の精神障がい者の助成制度を独自でやっている段階ですが、現在実施しているのが岡山市でございます。来年の春から美咲町がこの事業を岡山市に次いでやると聞いております。その岡山市が実施されている制度の内容を市の方にお聞きしたところ、まず精神手帳の2級、3級につきましては、症状がまだ安定していない、固定していないということで、1級については症状が固定ということにほぼなるので、これは重度として医療費の給付の対象にしていだろうという医師との協議の中でそのような方向になったとお話ございました。ですので、岡山市の場合は手帳の1級と、精神通院の受給者証を合わせて持たれている方を対象とされているということございまして、人数的には岡山市の場合で、当初210名程度、今現在では20人程減少しているということのようでございます。

それから、精神疾患の場合は地域の中で生活してもらうというのが国の政策でもありますので、入院については岡山市の場合は1年を限度に助成をするという方向のようでございます。

それから、美咲につきましても、来年春から実施予定ですが、同じ対象で絞ると対象者数は3名程度とい

う状況でございます。

仮に、美作市が岡山市、美咲と同じように条件をしまして、手帳の1級なおかつ医療の受給者証をお持ちの方で対象者を絞りますと、12月1日現在では6名という状況になっております。

ですので、重度心身障がい者、身体障がい者や知的の重度の方の医療費の助成制度があつて、なぜ精神障がい者の方にはないかということでございますが、まずは症状が固定ということが基本的な考え方になろうかと思っておりますので、そういったところをよく調査、研究をしていくことが重要なかと考えます。

それと、岡山県におきましては、重度心身障がい者の医療費について先ほどの説明した身体障がい者と知的障がい者の方の医療費の助成については、岡山県が2分の1の助成制度を持っております。これを精神疾患の方には、こういった助成制度を設けていないということもございまして、その辺の考え方の整理も県の方によく確認をして、制度をもし創設するとなれば、その辺の研究も十分していかないといけないのかなと考えております。

それから、最後に心のバリアフリーということですが、これは広く障がい者理解を進めていくということになろうかと思っておりますが、今年はコロナ禍におきまして、職員研修などは全くできていない状況ではございますが、昨年度までであれば、職員に対しまして障がい者の差別解消法でありますとか、今年3月に制定を議決していただきました、手話言語条例でありますとか、多様なコミュニケーション条例とか、そういったものに関する研修等を行ったり、今後行っていく予定としております。そういった研修を繰り返す中で、多くの皆様に障がい者理解を深めていこうという方向で啓発の方を進めている状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

3回目なんですけど、最初の質問でいたしました精神障がい者の中の種類の1つでありますPTSDとか、教育長がおっしゃいました統合失調症、高次脳機能障害、依存症、てんかんとかいろいろな症状のある障害があるようでございます。うつというのもよく誰でもなる可能性のある病気ということです。その中に認知症も入ってるんですかね。認知症も私は入っているように私は思うんですけど、私の母も軽度の認知症でございます。認知症については、すごく理解が進んでいる、サポーターの方とか市の方でも皆さんよく分かってる。私も母がなっておりますから、さっき10分ほど前に言ったことは忘れるんだけど、前からよく覚えてることはすごく覚えてると。今日デイサービスに行くんだよと昨日の夜言ってたのに、朝になって忘れてまして、支度してるんですけど30分ほどしたら忘れてるという。それでも軽度なんですよね。こういうことはオープンに言えるんです。皆さんがよく知っておられて、理解をされているから。こういうものなんだということを理解しているということがオープンに言える社会。みんなが知っている。私も去年うつになってねとさきと言えんと思うんですね。私なら言うと思います。精神障がいについては言いにくい社会である。もっともって理解、子どもたちにもなんらかの機会に正しい理解をしていくべきであると思っております。

国自体がそれを進めていないというのも大きな課題である。世界の中で日本は遅れているんです、ということですよ。

先ほどから格差について説明していただきました。これが令和2年2月5日に請願を出されていて、私自身が紹介議員ではないんですけども、これがまだ通っていない、予算がつかないということで、このことについて市長はどのように思われますか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

請願が出てくるということは、第1のステップなんですけど、それがやはり今、議員が最後に取り上げられて議論されたように、請願の審査を賛成、反対でするだけじゃなくて、社会的背景やその意味をこういう議会の中で正々堂々と議論をする、そのことが第2歩だと思っております。

そして、その中で今日の議論も様々な形で市民の方々に御理解いただく助走になるんですが、市民の方々の思いがそれを拒否するものではないと思いますけれども、サポーター的な反応があるということを感じながら、私どもとしては決してネガティブじゃないんですよ。一方で先走ってやったという感じもよくない、市民の方々の思いの進化とともに実現をしていくということだと思っています。できれば来年度くらいにはそういうことができるような雰囲気づくり、これが必要だと思いますし、またそういうことのためにも、来年の4月というのは重要な選挙になるのかなと思っております。多くの方々が障がい者の方々のためにも市政をどう使うんだというようなことを議論しながら、選挙が展開することを私は期待をさせていただきたいと思っております。

2点目は、さわさりながら、実はこの問題の根本は、国の障がい者政策にあることは間違いないわけでありまして、もともと視覚障がいとか、身体障がいとか、ヒアリング障がい、そういうところから始まってきた障がいの認定及び支援というものが段々内臓障がいとかいうところにも及んでいき、そして知的障がいも戦後になってきちっと位置づけられ、精神障がいもゆっくりと出てきて、それが半分くらいは統合されたのかな、全体の障がい者福祉政策の中で。ただし、まだ従前にはなっていないんですが、流れとしては、障がい者施策は全体として一体化させていこうという流れがあるのは間違いないと思っています。国における政策のさらなる精神障がいの政策の進化が、多分2、3年うちには来るとは思っているんですけども、それまで地方行政として、岡山市のように若干先行していくということも、選択肢の1つだろうと思っております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、総括をお願いします。

9番（金谷のり子君）

ここでは予算はつけていただけないということで、大変残念なんですけど、来年に向けてまた私も覚えておきますし、一緒に頑張ろうと思います。

それと、地域の皆様も誰でもなり得る、うつであったり認知症、それを含む精神障がいについての理解が必ずしていただけると信じております。

皆さんが地域で住めるような社会を作っていくかといけませんので、頑張っていきたいと思っております。

これで私の12月の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番13番、議席番号9番、金谷のり子議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

明日10日の議事日程は議案質疑の予定でしたが、本日一般質問が終了いたしておりますので、明日10日

は一般質問と議案質疑を行いたいと思います。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後 3 時16分 延会

令和2年12月10日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(令和2年第9回美作市議会12月定例会)

令和2年12月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (議案第94号～議案第116号)

日程第3 請願・陳情について

請願第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

請願第3号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」案の廃案を求める請願

陳情第3号 指定自動車教習所設置に関する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	西 山 正 志	2番	青 山 慶
3番	和 田 広 宣	4番	岩 崎 清 治
5番	岡 野 鉄 舟	6番	中 山 忠 明
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 の り 子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	倉 地 重 夫	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	福 田 昌 弘	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	千 原 善 弘
企 画 振 興 部 長	春 名 信 明	市 民 部 長	景 山 二 男
環 境 部 長	森 元 浩 之	保 健 福 祉 部 長	江 見 勉
経 済 部 長	遠 藤 宏 一	建 設 部 長	小 林 英 樹
教 育 次 長	平 田 幸 春	消 防 長	高 山 宏 明
会 計 管 理 者	山 森 和 幸		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	玉 櫛 哲 也
主 任	臼 井 隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、副市長より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

議長から発言の許可を頂きましたので、この場をお借りして御報告させていただきます。

おやこ家庭応援特別臨時給付金の再出金に係る予備費の充用についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事の両面を1人で担うひとり親世帯では、子育て負担の増加や収入減により、特に大きな困難が生じていることに鑑み、今年7月に「美作市おやこ家庭応援臨時特別給付金」の支給を行ったところですが、しかしながら、コロナ禍において、経済面における影響が長期化しており、特にひとり親家庭については、経済的基盤が弱い傾向にあることから、総理は夏と同様に、児童扶養手当を受給している低所得のひとり親世帯などを対象に、1世帯5万円、さらに2人目以降の子ども1人につき3万円を、年内に再支給を行いたいとの考えを表明されています。

国において、既に経済対策の内容は閣議決定されていますが、国の予備費を活用するかどうかについては、現時点では決まっておられません。国において予備費対応することとなった場合においては、市の予算計上は間に合わず、支給が遅くなることが危惧されることから、このような場合において、市の予備費で対応したいと考えております。

正式な通知が届いていないため、制度の詳細は不明ですが、市内で対象となる給付世帯数は約230世帯で、事務費を含めた執行見込額は約1,600万円と考えておりまして、年内に執行することが求められており、このような形を取るものでございます。

なお、次の補正予算において、財源構成を行いたいと考えております。

以上、このたび国において緊急に制度化に向けた取組が進められている給付金への対応方針について、御報告させていただきました。御理解のほどよろしくようお願いいたします。〔降壇〕

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

それでは、議事に入ります。

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番14番、議席番号7番、重平直樹議員の発言を許可いたします。

7番、重平議員。

7番（重平 直樹君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

議長の発言許可を頂きましたので、私の令和2年12月議会の一般質問を始めたいと思います。

今回の一般質問は、1項目目が消防団活動について。

2項目目が、火葬場と斎場について。

3項目目が、大原こども園の新築工事についてでございます。

1項目目の消防団活動から入ります。

1、費用弁償について。私は現役消防団員です。元ですが美作市方面隊第二分団副分団長をした経験がありますので、この質問をいたします。

本題に入ります。美作市の消防団員には、団員1万円から団長10万円までの10段階までの年報酬が条例で定められております。消防団員が会議などに出席されても費用弁償がないと思いますが、各種委員会などに出席した場合はどのような対応となっているのかお尋ねいたします。

2として、消防車両について。平成19年6月2日から中型免許が制定され、施行後に普通免許取得者は車両が5トン以上の中型車が運転できなくなりました。また、平成29年3月12日からは、普通免許と中型免許の間に、準中型免許が定義され、施行後から免許を取得する際、普通免許か準中型免許のどちらかを選ぶことができますが、準中型免許は技能講習で普通免許よりも7時間プラスになり、費用も余分にかかります。市が管理している消防車両が限られると思い質問いたします。

今後の消防団活動に支障は出てこないのかとお尋ねしたところ、道路交通法改正後に免許取得者が新たに入団した場合は、市長を通じ、普通免許で運転できる消防自動車の製造メーカー等へ要望する。また、今後消防車両の運転について交流を含めやりたいとのことでしたが、その後はどうなっているのでしょうか。進捗状況をお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

改めまして、おはようございます。

重平議員御質問の項目1、消防団活動について、1、報酬及び費用弁償について、2、消防車両についての2点の答弁をいたします。

まず、1、費用弁償についてでございますが、費用弁償につきましては、支払いの対象は、美作市消防団条例第16条に記載してあるとおり、消防団員が公務のために出張するときは、美作市職員等の旅費に関する条例を準用して支給しております。当然公務以外のものについては支給を行っておりません。

また、訓練等で出動したときは、美作市消防団条例施行規則第18条に定める額を費用弁償を行っております。

続きまして、消防車両についてでございます。

現在、美作市が管理しております消防団車両は、消防ポンプ自動車、以後ポンプ車と言いますが、20台、積載車110台でございます。平成29年3月22日以降に普通免許を取得された団員の方で、運転に制限、運転できないものにつきましては、ポンプ車が該当するものと思われませんが、20台保有しているうち、車両総重量が3.5トン以上のものが10台該当しております。今のところ団本部等へ支障が出ているといった声は届いておりませんが、ポンプ更新に当たって、地元の方と新しい免許制度に係るところも打合せに入れるようにしております。その打合せによって、車両の仕様を決めているというところでございます。

最近の更新では、新制度の普通免許で運転できる3.5トン未満のポンプ車を1社が製造しており、1台導入している実績がございます。普通免許の対応につきましては、対象となる消防団員数を見ながら、検討してまいりたいと思っております。

また、消防車両の運転研修につきましては、消防団員の研修の中に入れるということを前向きに検討していきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

費用弁償についてですが、先ほどの答弁の中で、訓練等で出動したときには費用弁償をしていると言われたが、具体的には、訓練等とはどのようなことを言うのか。例えば、操法訓練とか、非常呼集の放水訓練とか。

それと、主要会議などには費用弁償を検討する余地はないのか。もしくは、10段階の金額見直し等は考えられないのか。答弁をお願いします。

2の消防車両についてですが、最近の更新で、3.5トン未満のポンプ車を1台導入したということで、普通免許で運転できる消防自動車メーカーへの要望していただいたと思っております。

消防車両の運転研修も、今コロナ禍で無理でしょうが、収まったらぜひとも実行をしていただきたいと思います。

2回目としますが、費用弁償の方の答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

重平議員2回目の質問、費用弁償について、具体的にどんなものが訓練で出ているかということと、見直しというところの答弁をさせていただきます。

具体的に言いますと、操法訓練大会出動であったり、これは令和元年度の実績でございますが、消防団員等の水難救助訓練、これは消防学校で行われたものです。それから、新入団員の規律訓練。それとか、美作地区消防関係者総合訓練大会とか、非常呼集。それから、昨年は行われました、美作市総合防災訓練。それから、排水ポンプの説明会とかに出しております。昨年の実績といたしまして、約250万の出動手当を支給しております。

それから、報酬等の見直しということですが、これにつきましても検討する時期がきているんじゃないかということで、今団本部会議の方でも話題が上がっているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

訓練等のところは分かりました。250万円出してるということで、見直しの方もぜひしていただきたいと思います。

いずれにしても、団員は昼は仕事をし、夜に会議なり操法訓練を行っております。費用弁償及び報酬を見直していただきますようお願いしまして、この項を終わります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

7番（重平 直樹君）

2項目めは、火葬場と斎場についてです。

この件につきましては、過去の議事録を見ましたら、平成27年12月、平成28年9月、平成29年3月と9月、令和元年6月議会、それと今議会の中山議員を含め、7名から8名の議員が質問されております。

その答弁の中で、検討委員会があるようなお話をされたと思います。特に、老朽化が進んでいる旧美作町三倉田地区にある火葬場については、昭和45年から既に築50年がきております。余談ですが、私より1つ年上になります。50年の間、修繕、修理しながらよく頑張ったと思います。そろそろ暇を出してあげたいと思います。

そこで、進捗状況として、どこまで内容が進んでいるのでしょうか。また、会議の参加メンバーは何人で、年に何回開催されたのかお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、美作市の火葬場建設についてということで、進捗状況、会議のメンバー、年に何回開催したのかということで、御答弁させていただきます。

美作火葬場建設庁内検討委員会のメンバーにつきましては、副市長、総務部長、企画振興部長、私市民部長、総務課長、財政課長、企画情報課長、市民課長、そして担当であります、くらし安全課長の職にあるものの9名をもって組織しておりまして、庶務につきましてはくらし安全課で処理をしている状況でございます。

令和2年度、今年度において計画しておりました他市への視察は、コロナ禍の状況で中止をしておりますが、庁内の検討委員会は2回開催しております。7月27日と10月30日に開催しております。

今後につきましては、数回の委員会を開催しまして、基本構想をまとめまして、年度内には報告ができる状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

令和2年度は2回開催しているが、委員会発足した年度はいつか。令和2年度以外の年ごとの開催数は何回か教えてください。

次に、行政は継続だと思います。以前安部元副市長の答弁の中で、美作市の将来人口予測のデータでは、2040年には人口1万9,000人という数字が出ております。市長も言っておりますように、何とか2万5,000人で止めようという計画を持っていますと答弁されているが、誰しも長生きはしたいが、いずれ寿命がきて亡くなります。2万5,000人で人口減少を止める話ではないし、別であり、いくら頑張っても寿命を延ばすと言っても限界があるので、早急に話を進めてもらいたい。安部元副市長が言われた一定の方向を出してもらいたい。

この人口推計のやつで、先日尾高議員が山陽新聞の滴一滴のことを言われたので、私も山陽新聞見て、滴一滴のところを見たら、12月8日に兵庫県の明石市の泉市長の記事が出ておりました。市役所の職員や娘、息子たちが、進学などで一旦市外へ出て、子どもを産んだ後また戻ってきている。全国屈指の子育て施策で知られる同市、先日公開された市長のインタビューの動画を見て、改めて驚かされた。市長に就任して10年目、人口増加が続き、市が目標とする人口30万人を近く突破する見通しという記事があります。増加が

目立つのは、25歳から39歳と5歳未満の子ども、幼い子を連れた夫婦が、ここなら2人目を生めるかもと転入してこられる。

市が進めるのが、5つの無償化。0歳児に無償で紙おむつを提供し、駅前に整備した室内遊び場も無料で開放する。給食費も第2子以降の保育料も無料、子どもの医療費は来月には高校生まで無料になるということです。最初は市の財政がもたないと批判があったみたいですが、駅周辺の人通りが増えると、商業地の地価が上がり、税収も伸びた。出生率は全国や県の平均を上回る1.7まで回復した。大都市のベッドタウンで企業誘致や産業振興に注ぐ力を子育て支援に回せた事情もあり、どの自治体でも真似ができるものではないと書いてありますが、美作市も明石市とは違うとは思いますが、行政目線ではなく、市民目線で地域の特性を見て考えればやれると、泉市長は言っておられます。これも余談ですが。

2回目の質問です。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、庁内検討委員会の年度ごとの開催回数でございますが、庁内検討委員会ができたのが平成29年3月15日施行の庁内検討会要項がございます。その後、29年には1回開催しております。令和元年度については、視察を含め2回開催してる状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

回数は29年に1回、令和元年が視察を含めた2回ということで分かりました。

私が平成25年4月に議員になってからでも、7、8名の議員が火葬場関係の質問をしていたが、その都度、その都度、元副市長や、元市民部長を含め、答弁で前行きがしてないのが現実であり、本当にやる気があるのか見えない。火葬場のトラブルが長期にわたった場合、迷惑を被るのは私たち市民でございます。

7日の中山議員の質問に対しての答弁で、死亡推計、市民の声をと言われたが、死亡推計では今後どのように推計されているのか、年度ごとに示してもらいたい。また、市民の声をと言われたが、どのようなときに市民の声を聞かれたのか、今でも7、8名の議員に多くの市民からの声があります。市民の声として質問をしてきています。やっとここに来て、市民の声なき声が届いたのか、前向きな答弁がありました。必ず必要で大切な施設です。私も協力できることがありましたら、協力はしますので、早急に工事が取り組めるようにしてもらいたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

死亡者推計でございますが、令和2年の実績値で588件でございます。これから5年ごとに推計をしておりまして、令和7年で591人、令和12年で588人、令和17年で573人、令和22年で544人という形で推計を出しております。

それから、市民の声につきましては、火葬場を使われた方からそろそろこの施設は古いんで何とかしてほしいからという声を聞いているような状況でございます。

それから、今後につきましても自治振興協議会も含めて意見等を聞いてまいりたいと思いますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員、総括してください。

7番（重平 直樹君）

5年ごとの推計で500台がずっと続いておるということは、必ず必要なものですし、早く回してもらいたいということです。市民の皆様の思いと、長年にわたり質問された議員の思いがあります。新火葬場のことなので、1日も早く新築できるようによろしく願いいたしまして、この項を終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

7番（重平 直樹君）

大原こども園新築工事についてでございます。

1が埋め戻し工事について。2が岡山県土木工事共通仕様書に基づいて工事されていないが、よいのかということです。

先般、全員協議会がありました。図面と写真を資料として提出され、再利用の予定であった既設ラップルコンクリートを請負業者、市の監督ミスにより、撤去してしまったと説明がありました。このことは、こども園の建物に重大な影響を及ぼすものであります。大原断層の真上に建つ園舎が本当に安全なものか、市民からも不安の声が上がってます。子どもたちが安心して学べるためにも、丁寧な説明が求められております。どのように説明されるのか、お尋ねいたします。

私は全協でも質問しました。ラップルコンクリート撤去後の埋め戻し工事についてお尋ねいたします。

提出された工事写真では、掘削した一番底からの転圧巻き出し圧の写真が一切ありませんでした。十分な転圧は到底できているようには思いません。岡山県土木工事共通仕様書に基づき施行を行っているのかと質問しました。全協での平田次長の説明では、建築工事であり、岡山県土木工事共通仕様書は適用しなくてよいと説明されましたが、今でもそのようにお考えでしょうか。建築は当然公共建築工事標準仕様書が適用されますが、書かれてない事項は建築工事であっても、掘削から基礎コンクリートまでは岡山県土木工事共通仕様書に基づいて工事を行うことは工事発注者、施工業者等の関係者では当たり前のことだと認識しておりますが、埋立て状況写真は建築仕様書の基準通り30センチの厚さの丁張りを何か所か設置し、専用転圧機械で転圧しているものでなければならないと思います。

また、転圧機械は重機、現場写真にはバックホーしかありませんが、バックホーで転圧しているから大丈夫と答えられております。本当に転圧できておりますか。スチールローラーなどの転圧機械は何のためにあるのでしょうか。先日15番議員が重機販売店で確認をしたとも言っておりますが、本当によいのですか。掘削面を隅々まで転圧できてますか。発注者、工事監督者としてそのような考えで責任を果たせておりますか。写真で確認できない以上、あくまでも施工業者の責任においてしっかりとした対処をさせるよう指導すべきであります。また、確認できる写真がたくさんあるのですか。あるなら議会に提出してください。それも、この間のような白黒じゃなしに、カラーで提出していただきたいです。

ラップルコンクリートを破棄し、柱状改良杭を施工するなら、しっかりとした転圧ができていないと、改良杭の強度に影響しませんか。この点は市長は、この間答弁でありましたが、疑問に思います。

再度申し上げます。土質調査、試験、現場での数値に基づく管理など、写真と一緒に議会に提出していただきたい。柱状改良杭、転圧、荷重試験、現場密度試験等、材料検収写真などがございます。

子どもたち、保護者たちの安全、安心のためにも、執行部としてきっちりとした対応をしていただきたい。

答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、重平議員の、大原こども園新築工事についての質問にお答えします。

まず1点目の埋め戻し工事についてでございますが、新大原保育園の建築工事の埋め戻しなどの土工事につきまして、主たる仕様書は、公共建築工事標準仕様書、基礎工事編等に基づき行っております。

今回現場で実施しております埋め戻しは、巻き出しの厚さが1メートル程度であれば、大型のバックホーによる機械転圧でも専用転圧機と同等の効果が得られるとの計算結果が請負業者から示されたので、設計事務所、教育委員会で協議し、バックホーによる機械転圧として施行するように決定しております。

2点目の、岡山県土木工事共通仕様書に基づいて工事されていないが、良いのかという点につきましては、新大原保育園新築工事は、建築工事となりますので、岡山県土木工事共通仕様書も参考としてはおります。しかし、公共建築工事標準仕様書及び建築工事管理指針等に基づき施行しております。

工事の進捗に伴う写真等ですけれども、通常は工事が終了し竣工検査の後に提出される資料であります。教育委員会にはそうした一連のものが順次あるのではなく、最後に提出されるという資料でございます。皆様方から御質問を受けまして、工事関係者から必要な情報を提供を受けながらお示ししている状態ですので、即出してくださいと言われてその場に提出できないので時間を要しているというところは御理解いただけたらと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干補足が要るんですが、お尋ねの中に、あたかも新保育園、こども園、むさしこども園が大原断層の真上にあるというような表現がありました。これは間違いであります。

今の大原保育園が断層に近いことは事実である。今の保育園が断層に近いのであるから、より安全なところに新保育園を作ろうと始まった話であることをここで重ねて御説明を申し上げておきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

真上ではないにしても、すぐ近くに断層があるというのは間違いのないわけで。

先日、岩江議員の質問で中程度の地震を想定していると答弁があったと思われませんが、中程度の地震とはマグニチュードで言うとどのくらいの数値を言うのでしょうか。大原断層は最大7.2と言われてますが、これが中程度の地震と思われているのでしょうか。この地震に柱状改良杭が耐えられるのでしょうか。

公共建築工事標準仕様書に基づくなら、埋め戻し巻き出し圧は30センチとなっております。それが1メートルでよいというのも、いろんな資料を見たり、インターネットで見たりしましたが、だいたい30センチから40センチ。1メートルというのは僕は探しきりませんでした。

先日より工事の答弁を技術者じゃなく教育長、教育次長がされていますが、質問の意味を理解されておりますか。請負業者よりバックホーで転圧の計算結果が示されたのでオーケーとのことですが、その計算結果を提示していただきたい。

ラップルコンクリートを破棄し、柱状改良杭を施行するなら、しっかりとした転圧ができてないと改良杭

の強度に影響しませんか。市長が言われたように、豆腐にくぎを刺して地盤改良になると思いません。柱状改良杭は、鉄筋コンクリートではなく、セメントミルクといって、鉄筋が全然入っていない杭でございます。そして、市長も言われたように、柱状改良杭が岩盤に到達している確認写真を提示してください。

また、セメントミルクのプラント、使用材料などの確認ができる写真を提示してください。

再度申し上げます。土質調査、試験、現場での数値に基づく管理などを写真と一緒に議会に提出していただきたい。教育長の答弁では最後になるか終わらんと出せれんような答弁でしたが、市が発注者なんですから、業者に言うたらそのくらいの写真とか資料は出していただけるんじゃないかなと思います。

基礎工の変更に伴う建物の構造計算書も、当然提出していただきたい。

これらの証拠書類は、現在あるものですから、請負業者の責任で必要書類です。

誤解のないようにいいますが、先日岡野議員も言われましたが、今は執行部の責任を追及しているのではなく、請負業者の責任を確認するために質問しております。執行部が請負業者をかばう必要があるのですか。

子どもたち、保護者達の安全、安心のために執行部としてきっちり対応していただきたい。

2回目ですが、写真とか資料は出せるのか、出せないのか、しつこいようですが、答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねにもありましたように、現在我々は大金をはたいて工事の施行をお願いしてるというか、やってもらってるわけで、発注者としてのしっかりした権利がありますので、請負業者の方々に対して証拠を示せといった結果が今のところの状況であります。そして、その中で議員もおっしゃったように、あるいは私が申し上げたように、岩盤に到達するかどうかで全然変わるわけですね。岩盤になりますとエヌ値も60くらいになってくると。したがって、柱状改良杭の長さ、そして岩盤の位置ということが明らかになれば、これはもう全く分かるわけでありまして。写真で土の中を撮るといのはほとんど無理なんで、ドスンと当たってるということが体感的に確認すればいい。証拠としてはやはりボーリング調査の報告書というのがあって、地表からどういうものが出てきたかというのを図示して一般的には成果物としてでますし、また、副産物としてというか、その証拠としてボーリングコアが数センチごとの単位で提供されていて、それは私ども当然確認するように言っております。そしてその一番コアになるボーリング調査の結果表などについては、これは私たちとしても、確認をいたしましたところですから、当然議会の皆さんに共有することは私としては何の問題もないし、それが一番の安心、安全の材料になるだろうと思います。準備をしているかどうかは知りませんが、私からは以上のようにお答えをして、我々としても子どもたちのために心配なんで、豆腐の下に岩盤があって、豆腐を今度転圧でもってある程度固めて、縦の軸をまず固定する。横の軸を安定させるということが重要と。

追加して申し上げますと、何度も言いますが、道路や駐車場の転圧とは違うということ申し上げておきます。道路や駐車場の転圧というのはローラーでもってやると。簡単に言いますと、差がありますと穴ぼこができて車の盤圧でもって拡大していくと。そういう種類のところとは若干違うということは何度も申し上げさせていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

私の方からは、先ほど御質問がありました今回の設計にあたっての構造計算に基づいて、前回答弁させていただいた中規模程度のことについて答弁させていただきます。

建築基準法の改正に合わせて、中規模地震というのが、国土交通省から示されておる資料によりますと震度5強程度といったものを想定するようになっております。マグニチュードとの関係は私はよく分かりませんが、建築基準法では、一応中規模地震とうたわれておりますので、それに基づいて構造計算がなされ、杭についても柱状改良杭で大丈夫だということで設計がなされております。

資料につきましては、現在私どもは業者の方からお借りしております。一応出すことについては確認は取っておりますが、今この場で用意できておりませんので、後ほど提出させていただきたいと思っておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

また平田次長は面白い答弁しますけど、よく分からん人が議会の議場で中程度じゃマグニチュード5じゃ、7.2じゃと、よくそがいなと言いますね。震度、どっちでもいいけど。

それと、検査結果にしろ、写真にしろ資料としていただけるのなら、僕にだけじゃないですよ。議員全員に分かりやすいカラーのやつでお願いしたいです。

これ以上やっても答えが出ないと思っておりますので、また次の議会に機会があったら、もうちょっと私も勉強して、やらせていただきたいと思っております。

私の12月議会の一般質問はこれで終わらせていただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番14番、議席番号7番、重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時03分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番15番、議席番号3番、和田広宣議員の発言を許可いたします。

3番、和田議員。

3番（和田 広宣君）〔質問席〕

それでは、3番、公明党美作市議団和田でございます。議長の許可を頂きましたので、令和2年12月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

今回は、2項目の通告をさせていただいております。

それでは1項目め、子どもの未来を守り育てる取組、3歳児健診における弱視早期発見についてお尋ねいたします。

四国の徳島に住む義理の妹の子どもは、小学校入学前の就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、左目が弱視であることが分かりました。眼科医からは、もっと早い段階で気づき、治療を開始できていたら、視力が上がる可能性は違っていたと言われたとのこととあります。すぐに手術をし、失明は免れましたが、

小学校3年生の今も視力はあまり上がっていない状態です。

弱視のお子さんを持つお母さんの中には、なぜもっと早く気づいてあげられなかったかと自分自身を責める方も多くとお聞きしております。

日本弱視斜視学会のホームページに記載されている文章を引用して弱視の説明をさせていただきます。

「弱視という言葉は、通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で、一般的に使われていますが、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を差し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼びます。」

平成29年4月7日付の厚生労働省通知では、3歳児健康診査における視力検査の実施について次のようにあります。「子どもの目の機能は、生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において遠視、近視、乱視の強い屈折異常や斜視が見逃される場合に、治療が遅れ、十分な視力を得られない」との指摘がなされています。

視力は、成長に伴って発達し、6歳で大部分の子どもが大人と同じ視力を持つとされています。正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力に大幅な回復が期待されるそうでもあります。

そこで質問ですが、当市の3歳児健診の受診率、視力検査の実施内容と精密検査受診件数の推移をお尋ねいたします。

次に、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発についてお尋ねいたします。

3歳児健診における視力検査は、視力の検査のみでなく、近視、遠視、乱視、不同視、斜視または瞳孔不同などを見つける機会となり得るため、屈折異常検査の大切さについて、保護者へさらなる啓発が重要でないかと考えます。

視覚以上の早期発見が、視力向上につながることの大切な機会であること、またこの機会を逃すことによって治療が遅れ、十分な視力が得られないということをどれだけ保護者の方が認識されていらっしゃるでしょうか。だからこそ、さらなる啓発の必要性、周知を図っていく必要があると考えます。

そこで、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発についての現状をお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、3歳児健診における弱視の早期発見について、御質問に答弁をさせていただきます。

美作市における3歳児健診の受診率及び視力検査の精密検査受診件数の推移につきましては、過去5年を遡ると、受診率では、平成27年度が87.8%、28年度が91.4%、平成29年度が94.4%、30年度が93.9%、令和元年度が94.1%となっております。

また、精密検査の受診件数ですが、平成27年度に2件、28年度に1件、平成30年度に2件、令和元年度に1件となっております。

視力検査の実施内容につきましては、国の基準に合わせて実施をしており、保護者にお子さんの目に関するアンケートの記入及び家庭で視力検査を実施してもらい、当日健診に持参していただきます。健診当日は、保健師によるアンケート及び視力検査の確認と、2次問診を行った後、小児科医師の診察を行う流れとし、弱視や遠視、近視、乱視の屈折異常及び斜視の早期発見、早期治療に努めております。

健診結果で精密検査が必要な児童があった場合には、保護者に対し、眼科医療機関の受診を勧めるとともに、その後の受診結果についても確認を取っております。

また、3歳児健診時に家庭で視力検査が実施できなかった場合には、おおむね半年後に再度アンケート及び視力検査表を送付し、再検査を実施していただけるよう配慮をしております。

次に、2番目の保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発についての御質問ですが、議員の言われますとおり、視力異常の早期発見が視力向上につながる大切な機会であり、機会を逃すことによって治療が遅れ、十分な視力が得られなくなることはございます。

重要性の周知、啓発についてですが、3歳児健診の案内送付時に、目と耳に関するアンケートを同封しますが、アンケートには視力検査の大切さを明記しており、アンケート内容を確認していただければ、お子さんのしぐさによるチェック項目が記載してありますので、それで異常に気付かれることもあるかと思えます。保健師も気になる所見があれば、受診をお勧めしますし、お子さんのためには早期に専門医につなぐことが大切と考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

3番（和田 広宣君）

答弁では、3歳児健診の受診率は、担当課の皆さんの努力もあって年々着実に増加してるとのことですので、各種健診や視力検査のみならず、屈折異常検査の必要性、また早期発見、早期治療の重要性については、保護者の皆様へ十分に周知がなされているものと判断いたします。

現在、本市では各家庭でランドルト環を用いて保護者自身が視力検査を実施し、アンケートに記入の上、保健センターに受診するという方式になっているということであります。

ランドルト環というのは、アルファベットのCのようなマークで、皆様も片目を隠しながらCのような形の輪の切れ目の向きが右、左や、上、下などとお答えになった経験があるかと思えます。

検査の際、保護者が異常と察知できた場合や、何らかの不安を相談できた場合は、保健センターで保健師の方が個別に対応していただき、さらなる精密検査のため、眼科医への受診を勧奨して下さっているということでもあります。

一方、日本眼科学科によると、弱視の子どもはもともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、見えないとか見えにくいというような訴えることがほとんどないそうであります。また、片目だけ弱視の場合、片目の目が見えていると、もう一方の異常に子ども自身も、保護者も気づきにくいとのことでもあります。視力検査がうまくできなかった場合や、異常を見逃す可能性、また子どもがうまく答えられなかったり、検査を擦り抜けてしまうこともあります。だからこそ、この3歳児健診における視力検査の位置づけは、見る力が発達するこの時期に、将来を見据えた上でも、治療を開始できるか否か、重要な節目となるわけでもあります。

3歳児健康診査について、日本小児眼科学会では、眼科医や視能訓練士の診察を推奨していますが、多くの自治体で実施できていないのが実情のようであります。

また、提言の中では、特に眼科医等の診察が困難な場合、視力検査に加えて、フォトスクリーナーと検査機器を用いた屈折検査の実施を推奨しています。

これは、手持ち自動判定機能付きフォトスクリーナー装置というもので、一眼レフくらいの大きさのものであります。カメラで撮影するような感じで子どもの目元を映し出し、屈折異常や斜視などの両目の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に乗ったままでも検査が可能であり、受診者の負担が少ないことが特徴であります。6か月以降の乳幼児から成人まで近視、遠視、乱視等屈折異常や、不同視、斜視、瞳孔不同の検査を、短時間で負担なく実施することが可能で、眼科医や視能訓練士の専門職でない方で

も検査を実施することができます。子どもたちには数秒間小鳥のさえずりのような音がするカメラに似た機器を見つめてもらい、写真撮影をするような感覚だけで、負担もなく検査を受けることができます。結果は自動的に数値で印刷され、スクリーニング成功率は97%とされ、多くの自治体で導入の検討が始まっているとのことであります。

他県になりますが、既に昨年4月より栃木市や高知市が3歳児健診での活用を開始しています。昨年導入した高知市によると、令和元年4月から6月に3歳児健診を受けた573人の中で45人の方が精密検査が必要とされ、すぐに検査を受けた26人中、治療が必要とされた方が14人、その内半数以上の9人がこの機器を使わなければ見つからないケースであったそうであります。

また、今年の6月から導入された千葉県船橋市では、3歳児健診で対象者全員に検査をしているそうあります。ヒアリングさせていただいた船橋市の市会議員の方からは、6月のデータで447人のうち、31人のお子さんが精密検査が必要となったそうであります。また、検査を実施している保健センターからは、このフォトスクリーナー装置を導入してから、今のところデメリットはないと言われていると伺いました。

そこで、先ほど答弁いただきました当市の精密検査受診率は年間視力検査数を150名の9割、135人とした場合、5年間で1%以下ということになります。先ほど紹介した高知市や船橋市の7%に比べ、かなり低水準となっていることから、3歳児健診において弱視の見逃しが起きている可能性を心配するものであります。

そこで、質問ですが、3歳児健診の視力検査において、視力検査やアンケートによる問診に並行してフォトスクリーナー等の検査機器を導入する考えはないでしょうか。早期発見、早期治療をすることで、未来あるお子さんが良好な視力を獲得するため、弱視のお子さんを持つお母さんが自分を責めなくても済むよう、ぜひ導入を検討していただきたいと思っております。

執行部のお考えをお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今具体的な話を聞いて、なるほどなと思えました。検討いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

3番（和田 広宣君）

検討していただくということ。今すぐやりますという答弁をぐっとこらえた答弁であるのではないかと察するところであります。ここであえて言質を取らずに、総括をさせていただきます。

執行部の方でも調べておられると思いますが、フォトスクリーナーは120万円程度するとのことであります。少なくとも今後子どもたちの未来を開くことを考えると、決して高くはないと思うのは私だけでなく、この議会におられる多くの方もそうであると思われまます。

先に紹介したおいに、先日話を聞く機会がありました。片目の視力がほとんどないにも関わらず、3歳児健診のときも、その後治療を受けるまで全く不便を感じることなく、それが当たり前と思っていたとのことであります。

他市においても、本人、親、保健師が誠心誠意取り組んで気づけなかったことが多くあります。先ほど市長が検討していただくということを言っていただきましたので、我が美作市においても、政府のガイドラインに沿って適切に検査が実施されているわけですが、それと並行して機器を使ってさらに検査の精度を上げ

ていっていただけるよう強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

3番（和田 広宣君）

それでは、2項目め、U I J ターン促進・支援について、美作市と岡山県及び近隣市町村の取組についてお尋ねいたします。

今議会でも複数の議員から若者の定住について質問がありました。

地方創生がうたわれて久しいわけですが、特に若者世代の動向は、各市町村の繁栄と安定を左右する大きな要素であります。

そのため、岡山県では、他府県より岡山県に就職した若者に対して、県内企業と協力し、奨学金返済の助成を行うなど、U I J ターンの促進を図っており、美作市でも2社が登録されておられます。

そこで、その他若者の定住につながる就職支援に対して、美作市の取組と近隣市町村の取組の状況についてお尋ねいたします。

次に、先日市民の方から電話での相談がありました。内容は、昨年大阪の大学で学ばれている子どもさんが、県北で行われる企業就職説明会に参加された際、他市町村の友人は、帰省に要した交通費の助成を申請したのですが、御本人は住所の登録が美作市ということで、交通費の助成が受けられないということでありました。高校在学中に企業説明会の案内を希望し、住所等を登録したとのことでありましたので、商工観光課に問合せたところ、企業説明会の案内は、希望者全員に届くが、交通費助成は津山圏域事務組合が行っているもので、美作市は参加していないため、受けられないとのことでありました。しかし、経済部長からは、美作市だけ助成がないのはよくないので、何か対策を考えていくとのことでありました。

その後の検討状況はどのようになっているかお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、2項目めのU I J ターンの促進・支援についてのお尋ねに御答弁をさせていただきます。

就職に関する支援につきましては、東京23区に在住、または東京圏在住で東京23区に通勤する方が岡山県のマッチングサイト「晴れの国で働こう！岡山県しごと情報サイト」の移住支援金対象求人に就職され、当市に転入された場合に、単身者で60万円、2人以上の世帯で100万円の移住支援金を支給する制度がございます。

近隣市町村の取組状況としましては、定住につなげるための住居の支援に関するものになりますが、空き家に残っている撤去に要する経費につきましては補助制度を設けている市町村が、津山市など7市町村、県下でございます。当補助金の創設によりまして、空き家バンク登録の際に障害となっている家財の片づけが進み、空き家バンクの登録件数の増加が見込まれますことから、住居の支援につながるのではないかと考えております。当補助制度につきましては、来年度、令和3年度予算要求に向けて検討をしているところでございます。

また、県外の事例となりますが、島根県浜田市では、ひとり親家庭を支援し定住を促す取組を行って成果を上げていると聞いております。浜田市を参考にひとり親家庭の支援制度の活用や、市ホームページの情報発信の強化など、市として取り組めるところから強化してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

U I J ターンの促進・支援につきまして、経済部関係の検討状況ということでございます。

市の就職支援制度としてまして、企業説明会への交通費の助成と、企業面接時の交通費助成について検討を進めております。

まず、企業説明会への交通費助成は、県外に居住する新規学卒者と、大学へ進学するために美作市から転出した大学生、及び大学卒業後3年以内の者を想定しておりますが、この方が美作市または津山広域事務組合が開催する企業説明会や就職面接会などに参加する際の交通費の一部、限度額2万円でございますが、を助成するもので、津山圏域1市5町から転出されている大学生などと同様の助成が受けられるようにしようと検討しております。

また、企業面接時の交通費助成につきましては、市内の企業が採用のための面接をする際、またはインターンシップなどを実施する際に、就職希望者に対して、交通費を支給した場合、その一部を助成しようとするものでございますが、実際にこの制度を活用することができるかということなど、調査を行った上で、市内企業への就職支援となるよう、制度を検討したいと思います。

どちらの制度につきましても、令和3年度から実施ができるように検討を進めたいと考えております。

なお、近隣市町村のその他の就職支援制度では、津山広域事務組合が地域企業説明会等参加助成金のほか、津山圏域の企業面接に参加するために、県外から参加するために必要な交通費の一部、限度額2万円でございますが、助成する「I J U ターン就職活動助成金」という制度を設けていらっしゃいます。〔降壇〕
議長（岡本 泰介君）

和田議員。

3番（和田 広宣君）

まず、経済部の方では、津山広域事務組合が行っている事業と同等の企業説明会参加への交通費の助成と企業面接時の交通費助成の検討を早速進めていただいているということでありますので、令和3年度の予算に計上されるのを楽しみに見守っていきたいと思います。

次に、企画振興部では、空き家に残っている家財の撤去費用を助成することにより、空き家バンクの登録件数の増加につなげるとのことでありました。

先日、果物の栽培を営みながら就農の研修等にも携わっておられる方にお話をお聞きする機会がありました。その方によると、田舎で就農したいという問合せはよくあるとのことであります。ところが、いきなり家を買うわけにはいかず、いつも住むところで困っているとのことでありました。また、研修期間中にお試し的に住む家があると話が進むのだがという話でもありました。

そこで、先ほどの空き家バンクの登録物件の一部を一時的に市が管理し、短期のお試し住宅に利用することは制度的に可能でしょうか。

また、移住する場合、仕事とともに住居は必ず必要なわけですが、まずは賃貸から入るのがハードルは低いと思われれます。1回目の質問では、近隣市町村の取組を質問しましたが、余りお答えがなかったので、少しだけ御紹介させていただきたいと思います。

津山市では、津山圏域1市5町以外から就職、操業、就農を機に津山市内の賃貸住宅に入居する場合、月1万5,000円が1年間補助されます。また、20歳から24歳の若者や、18歳未満の子育て世帯には、月3万円を1年間補助する就職促進家賃助成制度があることは両部長とも御存じのことと思います。

他府県や、県南からのUターンにおいても、また企画振興部長が先日答弁されていた、津山への転入超過

に歯止めがかからないことの要因の1つではないかと考えます。

何か美作市の対策としてU I Jターンの就職、就農者への津山市同等の家賃補助は検討できないでしょうか。

また、財源の確保が難しいということであれば、例えば、近年入居率が60%を下回っている定住促進住宅の空室へ1年間低価格、または無償で住んでいただき、2年目以降元に戻すということで、移住から定住を促進することはできないでしょうか。

次に、1回目に紹介しましたが、執行部から余りコメントがなかったので、改めて御案内させていただきます。

岡山県では他府県より岡山県に就職した若者に対して、県内企業と協力し、奨学金返済の助成を行うなどの、U I Jターンの促進を図っており、実績もあるとのことでもあります。実際、奨学金の返済に苦勞している若者は多いと聞いております。月1万5,000円を上限に最大5年間、合計90万円を県と企業が折半で助成するもので、就職、転職の条件として魅力ある制度と思われそうですが、美作市では2つの企業の登録にとどまっております。企業は県との折半分月々7,500円を5年間、45万円負担するわけでもあります。

そこで、企業負担分のうち、半額程度を市が負担することにより、企業の負担を減らし、登録企業拡大を推進し、人材不足である看護や介護業界を中心にU I Jターンで就職の促進につなげることはできないでしょうか。

以上、執行部の御意見をお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

まず、空き家バンク登録物件の一部を一時的に市が管理し、短期のお試し住宅に利用することは制度的には可能かというお尋ねでございます。

空き家バンクの登録件数は現在商談中のものを含めると、現在のところ売買物件が27件、賃貸物件が3件となっております。移住を検討されている方からの問合せの多い賃貸物件の登録件数が少ない状況でございます。

和田議員御提案の、空き家バンク登録物件を一時的にお試し住宅に利用することは、成約の進まない売買物件の有効活用になるとともに、移住検討者の美作市への転入を後押しするものであると考えられますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

次に、U I Jターンの就職、就農者への関係でございます。定住促進住宅の活用ということでございますが、議員御提案の定住促進住宅の活用方法につきましては、移住定住の担当課、企画情報課でございますけれども、こちらにおきましても、定住促進住宅の空室をお試し住宅として利用することができないものかと考えておまして、今後定住促進住宅の担当課と協議を進めてまいりたいと考えております。

それから、奨学金返還に伴う、半分程度の負担というお話でございますが、この事業につきましては、県単独の事業ということでございまして、企業の皆様並びにU I Jターン、就職希望者に対しましては、制度の周知不足があったように感じております。当制度の登録されている企業は、県内では54社ございますが、議員お話のとおり、市内ではそのうちの2社しかございません。そういった状況でありますことから、就職支援の担当部署とも連携をしまして、商工会を通じるなど、対象となる企業への周知を行いまして、企業の意向等を確認した上で登録企業を増やすことから取組を進めたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

家賃補助の質問があったのかな。

和田議員。

3番（和田 広宣君）

1項目めに引き続き、非常に前向きな答弁を頂きました。

確認させていただきますが、空き家バンクの売り物件を一時的にお試し住宅として住んでいただくこと。また、定住促進住宅の空室を一部お試し住宅として利用することは前向きに検討していただくということでもあります。

また、企業の奨学金返還支援は、まずは周知に力を入れ、企業負担分がネックになっているのであれば、その時点で再度検討すると理解します。よろしいでしょうか。

次に、他地域からの転入に対しての家賃補助については答弁がありませんでした。費用対効果が見込めない、または今は財源がないので将来検討するということがよろしいでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

実は、ひとり親家庭の転入がことに重要だという観点から、家賃補助ないしは定住促進住宅等の家賃の減額ですね。今は3万円とか2万8,000円とかになってますけども、それを例えば1万円とか5,000円とか、一定期間減額するというようなことについて、検討を指示しておりまして、それは答弁の行き違いということでもあります。

我々としては、置かれている状況がより厳しいというようなこと。政府もひとり親家庭に対する対策を今急いでいるというようなことも含めて、非常に国としても重要な課題を地方でも引き受けるということで、その辺を念頭に置いて家賃のところを早急に検討するようにと今指示をしておりますので、お答えの一部といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員、総括をお願いします。

3番（和田 広宣君）

総括いたします。

家賃補助に対しては、ひとり親世帯を先行して考えていっていただくということでもあります。

当市は新築購入や中古物件購入にまた改築に対しては手厚い補助があるわけでありまして。賃貸補助は、学生向けの補助はあるものの、移住、定住に関しては梶並地区の3件のお試し住宅があるのみとお聞きいたしました。

今回の空き家バンク登録物件や、定住促進住宅でのお試し住宅は、発信方法次第では、比較的低コストで移住のハードルを下げることができると思われまして、今後の執行部の取組に期待したいと思います。

本年はまさしくコロナに始まり、コロナ禍のまま来年を迎えようとしております。

2月26日代表質問で公明党としてコロナ対策本部の早期の設置を訴えました。公明党が訴えたからというわけではないのですが、翌2月27日には他市に先駆け、美作市新型コロナウイルス感染症予防対策本部が立ち上がりました。すぐに政府から要請のあった市内学校の休校への対応をはじめ、備蓄用マスクやアルコールの配布、全市挙げての手作りマスクを作り、経済対策として「コロナに負けるな給付金」及び「貸付金」と有効な対策は次々と打たれました。最近では罹患された方には申し訳ない部分もありますが、大原病院のクラスターを迅速な対応で今回最小限で抑えられたことは、美作市が救われたという思いであります。

対策本部並びに執行部の皆様、また御尽力いただいた病院関係者の皆様には改めて敬意を表したいと思います。

これからも、さらなる感染拡大の対応や経済対策が必須であります。一議員の役目として、執行部と協力し、市民の皆様の財産と命をお守りすることを御約束し、私の本年最後の一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番15番、議席番号3番、和田広宣議員の一般質問を終了いたします。

以上で今議会の一般質問は全て終了いたしました。

ちょっと早いですが、きりがいいので、ここで昼休憩にしたいと思います。

再開は1時です。

午前11時40分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案質疑（議案第94号～議案第116号）

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「議案質疑（議案第94号～議案第116号）」に入ります。

議案第94号から議案第116号までを一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申合せにより、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。

また、通告をしていないものの質疑は1議案につき、1件の質疑となっております。

通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

なお、通告した方も、通告なしの方も、議案質疑は質問席で行ってください。

議案質疑は、一般質問化しないようお願いします。

質疑の発言につきましては、先般御手元に配付しております発言通告順により、議案ごとにその都度発言を許可いたします。

はじめに、議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号13番、尾高誉久議員。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

それでは、議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」の質問をいたします。

国の方針は、インターネット社会においては印鑑を省略をしようじゃないかとする動きがあると私は理解しておるんですが、それを踏まえて、この中の11ページから2ページにかけて、第15条でタイトルが多機能

端末機による印鑑登録証明の申請及び交付の特例についての質問です。

その中で、最後の方を読むと、マイナンバー個人番号カードを利用し、かつ暗証番号、途中省略して、を用いて自ら印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。受けることができる。受けなければならないわけじゃなくて、受けることができるわけです。ということは、現在の印鑑登録証明書は当然利用できるということだと思うんですが、そうなのですかということと、個人番号カードは私もイータックスの関係もあって作っております。身分証明にもなるということは聞いておりますが、確か山本雅彦議員がこの質問をされた際に、美作市の利用率が民で18%で官で24%のような答弁だったと思うんです。国においても18から20くらいじゃないかと思っただけです。それで、非常に低調というようなことで、印鑑登録をしようじゃないかというような思いなのか、これと非常に関連しとんで、議案第111号でまた通告しておりますので、質問しようと思っただけですが、これにその他の保険証なんかも取り込んでマイナンバーカードの啓発に努めていくんだというような国の方針でやられとるのについても、その保険証は使えて、マイナンバーが使えるのかということで、非常に行政の取扱いとしては手間暇かかるというか、なんか一本化しないということで、メリットはあるのかと。

それで、高齢者が大変不安に思ってるのは、普及が進まないのは不安に思ってるんじゃないかと思うんです。個人ナンバー、記憶は定かじゃないんですけど、預金が気づいたらなくなってしまったというようなことがあって、もし、そういうようなことがあるんだしたら、次のときに言いますけど、国が責任もって交付すりゃいいじゃないかという思いを持ってるので、その質問をしたわけです。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」ということで、今回この改正を行うに当たっては、コンビニ交付ができるということで、マイナンバーカードを使ってコンビニ交付ができるということで、それに対応する条例の改正でございます。

先ほど言われました現在の印鑑登録書は使えるのかということでございますが、これはマイナンバーカード、今現在あります赤い手帳でございますが、印鑑登録証、両方使えるということでございます。

実際には、今現在では、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書を窓口に来ていただいて、市長に申請しなければならないという形になっておまして、今回は新たに開始するコンビニ交付につきましては、全国のコンビニエンスストアで、多機能端末、マルチコピー機というのが置いてあるんですが、そのコピー機を利用して、マイナンバーカードを利用し、暗証番号が必要でございますが、暗証番号などの必要な事項を入力することで、自動で交付をできるという形でございます。印鑑登録証を提示しない場合の特例ということでございます。

また、もう1つは、市役所または支所の窓口においても、今現在では印鑑登録証を提示していただくんですが、今回は印鑑登録者本人が申請する場合に限りまして、印鑑登録証に代えてマイナンバーカードを提示することによって、交付することができるということになってまいります。

それから、保険証の件もあったんですが。

〔13番尾高誉久議員「保険証というのは、例えばの話をしたんですよ。そういう動きがあるかということ」と呼ぶ〕

はい。保険証につきましては、国の方で来年3月に保険証をマイナンバーカードですることができるといいう形になってまいります。それにつきましては、美作市の方でも今年の7月に国民健康保険でございます

が、更新するときそのパンフレットを送らせてもらって、国保加入者の方につきましては周知をしているという状況でございますし、この令和3年2月号の広報紙でもマイナンバーカードの普及とそれから保険証の交付ということで、お知らせをするようにしています。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

要するに、コンビニ交付できるから非常に便利ですよということで、きっと便利なものだったら国民の皆さんも市民の皆さんも大いに変えられてくると思います。数字が上がることを願っておりますが、今までもきっと便利なものだったのに、なぜこんなに数字が上がらないのかと私は疑問に思っておりますので、今度は議案第111号のときに、この意見は申し述べますので、ここではそのように理解いたしました。

私の考えと少し違うのは、簡単に言うと、ベクトルが違うんじゃないかなと思ってるんです。国の動きはこうなのに、国民の動きはこうだと。マイナスのベクトルとプラスのベクトルになつとるんじゃないかなという思いがしたんで、これ以上は一般質問になりますんで言いません。分かりました。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第94号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第95号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号13番、尾高誉久議員。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

それでは、議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」ということで、1ページに美作市特定施設運営基金、次の施設の整備、及び円滑な運営を図る経費に当てるために資金とする。1、美作市ケーブルテレビ放送施設。2、作東バレンタインホテル。3、大芦高原国際交流の村。4、常備消防等防災施設というのが改正前で、改正後は、タイトルも美作市特定施設運営基金から、美作市産業基盤強靱化基金と。内容的なものは、農業用施設の防災、減災、農林業振興に資する施設、設備の整備及び、先進農業に関する対策並びに美作市の主要産業向上に要する経費に当てるための資金と書いてあります。後補足等は省略して質問しますが、新たな基金の用途が拡大するのですか。早急に投げよう

とする施設があるのですか。農業施設ですか。基金はどのくらいですか。今回の補正にも上がっていたので、この4点についてお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、議案質疑に御答弁させていただきます。

本条例の改正の内容としましては、先ほど議員もおっしゃいましたけども、後継者不足による耕作放棄地の広がりなど、ほ場の管理が不十分となることに伴いまして、国土の保全、水源の涵養、自然環境などの多面的機能の維持が危惧されることから、農業施設の防災、減災対策、農林業振興に資する施設、設備の整備、先進農業に取り組む方に対する支援、さらには農林業のみならず、市の主要産業の振興に資する経費に当てるために、出資や助成などをするための財源として改めて基金を創設しようとするものでございます。

併せて、これまでの美作市特定施設運営基金につきましては、産業基盤強靱化基金に統合いたしまして、一括した基金として管理しようとしております。

特定施設運用基金の残高を産業基盤強靱化基金に引き継ぐようにしてございまして、特定施設基金に属してございました基金のうち、産業基盤強靱化基金の目的にどちらかと言えば合致しない、美作市ケーブルテレビ放送施設、それから常備消防等防災施設に係る基金残高につきましては、今回の補正予算におきまして、情報制作費に966万1,000円、それから常備消防費に99万8,000円を充当してございまして、これを精算いたしております。

作東バレンタインホテルにつきましては、基金残高が0円ということになってございましたので、大芦高原国際交流の村に係る残高相当額でございます1,506万6,000円、そのみをこの強靱化基金に引き継ぐようにしてございます。

それから、どれくらいになるのかというお尋ねですけれども、今回の補正予算におきまして、諸支出金の基金費に積立金としまして1億17万7,000円をお願いしてございまして、この財源の内訳としましては、大規模太陽光発電設備の固定資産税の償却資産税の増加分ということで、約4億ございますが、そのうちの交付税の留保財源率を掛けた約1億円と端数の17万7,000円につきましては、令和元年度の実績でございますが、各3社からの株式の配当金ということになっております。合計しまして1億17万7,000円となっております。これを積立てますが、大芦高原国際交流の村分の1,506万6,000円を足しますと合計で約1億1,600万円という規模になると見込んでおります。

早急にこの資金を投じようとする施設があるのかというお尋ねでございますが、現段階では農業施設の防災、減災に関するものとして、大環橋井堰のポンプ化に伴う、年間の維持管理経費等の経費を想定しているところでございます。

市としましては、令和3年度からこの基金を活用しまして、市内の主要産業の強靱化に積極的に取組を進めたいと考えておりますことから、本定例会に条例の一部改正と補正予算をお願いいたしておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

非常によく分かりました。先ほどの国の方針とは別に、ベクトルが細いものが太くなってその方向に向か

って行っていると、私も素晴らしいことだと思います。評価いたします。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第96号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第97号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第98号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第99号「美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第99号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第100号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第101号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第101号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第102号「市道路線の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第102号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番、岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

それでは、通告に従いまして議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」質問をいたします。

まず、最初の質問として2つさせていただきます。1つ目は、指定管理者選定委員会の開催日時とそれぞれの協議内容。それから2番目としまして、プレゼンテーション実施日の参加者数及び審査項目ごとの評価内容についてまずお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、指定管理者選定委員会の開催日時と協議内容ということでございます。

開催日時につきましては、第1回目を令和2年5月20日に、第2回目を5月29日、第3回目を10月15日に開催しております。

第1回目と、第2回目の選定委員会につきましては、公募、非公募の決定についてと、募集要項及び仕様書について協議をいたしております。具体的には、募集の期間を令和2年6月8日から7月27日とすること、応募資格や、募集範囲を日本国内で放課後児童クラブ等の児童福祉施設の運営実績を有する事業者とすること、また指定管理料の設定についてなどを委員会からの意見を聴取し協議をいたしております。

なお、募集の結果3団体からの申請があり、当初のスケジュールでは8月5日にプレゼンテーションの実施を予定していたところですが、第1次審査、書類審査になりますが、をしたところ、3団体とも提案内容が極めて優れて僅差であったことと、3団体の法人所在地が東京都であり、当時新型コロナウイルス感染症が東京を中心に拡大していたことから、改めて追加資料の提出を求め、審査を行うこととし、プレゼンテーションを10月15日に延期しております。

2つ目の質問の、プレゼンテーションの実施日の参加者数及び審査項目ごとの評価ということで、先ほども答弁しておりますが、10月15日に開催しました第3回の指定管理者選定委員会において、プレゼンテーションを実施し、審査に当たっては、美作市選定委員会委員5名の出席のほか、有識者として、福祉関係大学関係者1名と金融機関関係者1名に依頼をしております。

審査項目及び審査基準としましては、大きく7つの項目を設定し、合計点数を140点とし、合格ラインを60%の84点としております。

このたび指定管理者の候補として決定をしております、株式会社共立メンテナンスにつきましては、基本

的事項を除く6項目のうち、施設の管理経費の収支計画が適正なものであること、管理を安定して行う物的、人的能力を有しており、または確保できる見込みがあること、指定管理業務の実施を通じての地域貢献、応募者の実績、全体的事項の5項目において、他の申請者よりも高い点数であり、評価できる内容であったということで、候補者の決定に至っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

指定管理者は法人でなければいけないんですが、第1点目にお聞きしたいのは、私もプレゼンをインターネットで出しておりますので、分かるわけですが、第1候補者から第3候補者までのそれぞれの法人について、募集期間中その申請を受け付けた日は、それぞれの候補者についていつかというのが1点でございます。それから、それぞれの法人の種類、つまり共立メンテナンスのように株式会社なのか、そうじゃなくてNPO法人なのか、法人の性格についてお聞きしたいと思います。

2つ目の質問ですが、指定管理者選定委員会のメンバーについて言われたんですが、7名だと思うんですが、その5名がどういう市の職員であったか、あとの2人有識者がどういった肩書の方かということをお聞きしたいと思います。

それから、御承知のように、指定管理者制度というのは、2つ目的があると思うんですが、1つは経費が安くなることと、もう1つは、美作市にないノウハウをその公募者が持っているということが必要なんですが、実績報告を受けてから、いろいろと当年度の公募をする過程において、第1期社協から引き継いだ共立メンテナンスがいろいろと苦勞されてる部分もあるし、市から見れば十分行き届いた点もあったのではないかと思います。そういった意見交換は実績を受ける中でどういったものがあつたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、指定管理料については、債務負担行為のところの説明するんですけども、プレゼンのときには、幾らで提示をされたのか、まず2回目の質問をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず受付の日ですが、共立メンテナンスですが、令和2年7月27日です。それから別の法人は令和2年7月27日。それから3社目につきましては、同じく令和2年7月27日です。同じです。3社とも同じ日でございます。

法人の形態ですが、2社につきましては株式会社、それから1法人につきましては、特定非営利活動法人NPOということになります。

それから、審査会のメンバーですが、委員長につきましては政策審議監。それから副委員長は私になります。その他委員につきましては、高齢者福祉課課長、社会福祉課課長、それから高齢者福祉課課長補佐、で以上が5名で、有識者につきましては、美作大学の生活科学部の教授、それから金融機関につきましては日本政策金融公庫の支店長にお願いをしております。

それから、プレゼンの金額ですが、2社につきましては3億円。候補者予定の共立メンテナンスにつきましては3億。それからもう2法人につきましては3億と、3億100万円の金額の提示を頂いております。

それから共立との実績を受けてからのその具体的な共立が示す実績に対する意見というか美作市の考え方という御質問だったと思うんですが、共立の方からは毎月担当の方に定期的な報告がございます。それに

きましては、その月の例月の利用人数であるとかそういった類の報告と、その月内に起こった事故であるとか、そういった報告があるものと思っております。それから年に1回保護者と共立メンテナンスと私どもの市とで、連携会議を開いております、それは年に1回になりますが、その連携会議に先立ちましては、必ず共立メンテナンスから保護者へのアンケートを実施しております、そのアンケート結果の内容についての報告でありますとか、各クラブの支援員等から日頃の放課後児童クラブの各施設の状況等についての報告を受けております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目は、選定結果についてという報告がインターネットで私出して手元に持ってるんですが、その選定の審査項目及び配点の中でお尋ねをいたします。

1つは、5のところですね、5って言えば分かりますよね。部長であれば、指定管理者の実施を通じての地域貢献というところ、分かりますか。その第3候補者はその部位について14なんです。5年もしておられる共立メンテナンスとの差が0.5なんです。この辺第2第3の法人は私分かりませんので、この数字をぱっと見たときに、もっと差があってもいいんじゃないかなという思いがあるんですけど、これは審査委員会の中ではどういう判断をされたんでしょうかということでございます。

それから、2つ目は審査項目7の全般のところの評価なんです。第1、第2、第3を順番に言いますと、16、16、15なんです。全般というのは、どうしても最後の調整的な評価になる可能性が多いんですが、これはどういうふうの評価をなさったんでしょうかということでございます。

つまり、どういったことかと言いますと、5年実績のある共立メンテナンスと同じ経験があるかどうかは分からないんですけど、全般を通じて、つまり1から応募者の実績の6までを通じてどういった判断でそういうふうになったのかということでございます。

それから、最初の質問と関連がありますが、つまり、指定管理者が次回のプレゼンをする時には経験のある指定管理者というのは非常に有利なんです。有利であるんだけど、苦勞された部分もあるんですけど、お聞きしたいのは、この評価の中にどういう評価があったかということをお聞きするために私は聞いたんですけど、首をかしげておられるんですけど、つまりモチベーションを高めていただくために依頼をしている市としては、アドバイスをしたり、そういったことはなかったですかということなんです。

改めてお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

春名政策審議監。

政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕

選定委員会の委員長でございますので私の方から提案の内容の評価ということでお答えいたしますが、これは、審査委員が個別に個々の評価に基づいて評価をいたしております。それを合計いたしまして、その平均点と言うことになりますので、個別の評価ですので、プレゼンテーションの時点で相手方の出した資料、あるいは提案内容を個々に判断しておりますので、これを選定委員会の方で統合してじゃあ何点にしようというつけ方はしておりませんので、これは個別の判断となります。

また、特に最後の項目でございますが、最後の項目については、恐らくこれは事業者のどういうふうに行っているかという力強い意見とかそういう心持ちを特に見るようなところが全般になろうかと思っております。これにつきましては同じように個別に審査員が審査した点を合計し平均ということになっておりますので、協

議の方で一括してこの点にするというようなものではございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第103号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第104号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第104号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第105号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第105号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第106号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第106号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第107号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第107号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第108号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール、多目的運動広場、遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第108号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号5番、岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

では、通告内容、今の103号と同じような質問ですがさせていただきます。

まず、1点は指定管理者選定委員会の開催日時とそれぞれの協議内容でございます。

それから2番目はプレゼンテーション実施日の参加者数及び審査項目ごとの評価内容、これに基づいて2回目、3回目を質問したいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、指定管理者選定委員会の開催日時などでございますが、第1回を令和2年8月13日午前10時から開催しまして、公募について協議して、募集期間それから指定機関を含めて募集要項とその添付資料となります業務仕様書、申請書類などを決定いたしました。

そして、公募した結果1社から申請がありまして、第2回目は令和2年10月29日に午前10時から委員会を開催して、申請者からのプレゼンテーションを受けた後に候補者の選定について協議し決定をいたしております。

次に、プレゼンテーション実施日の参加者数などでございますが、このプレゼンテーションには指定管理者選定委員会の委員として5名。それから2名の有識者に出席を、2名の方は金融機関関係者でございますが、出席を頂きました。指定管理者選定委員会では委員がそれぞれ審査項目ごとに5段階評価で採点し、その評価点を基に総合的に検討し候補者を選定したのですが、申請は1社でございましたが、評価点、これは委員が採点した採点の平均値でございますが、これが140点満点中94.10点ということで、市が求める一定水準である60%の84点を超えているという評価点でございました。

審査項目ごとの評価内容でございますが、委員個々が評価したものではございますが、施設の応用の発揮の項目では平均で40点中28.25点となっております。利用者増のための取組として、減容化施設による市内で捕獲されたイノシシ、ニホンジカの全頭処理への取組、ジビエ認証を取得して消費者に安全で安心な商品を届けることなどが評価されたものと感じております。

また、施設の管理経費の縮減の項目では、チルド商品の販売やペットフードの開発などで、市が示した指定管理料で管理運営が行われること、それから管理を安定して行う物的、人的能力の項目では、継続的に安定して運営できる能力や、経営の安定性が評価されたものと感じております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

103号と同じ質問をさせていただきますが、この1社についての受付はいつなされたのでしょうかというのが1点目でございます。今部長が言われました、質問してるのは私なんです、よかったか悪かったかという判断のしようがないので、このプレゼンテーションをインターネットで出したものを基本にしながらか質問をいたしま

す。

管理を安定して行う物的、人的能力ということで30点満点中20.35、率にして67.8なんですけど、私の気にかかることは、施設の運営について職員の方とお話をする機会もあるんですけど、私が情報公開請求をして令和元年度の実績報告書、年度協定に基づくものを手元にもって数字を見た上で質問をいたします。この評価と関連すると思われるところ。

常勤職員の人が3人、非常勤が5人、合計8人で元年度やっていらっしゃるんですけども、その実績報告の中で出ております元年度のイノシシ、シカ、アナグマですか、これをトータルで捕獲してる量を見ますと、イノシシについては276頭、それからシカについては1366、それからアナグマが12頭ということなんですけど、私なぜこの数字を言ってるかというのと、一番捕獲の多いところを見ますと、ニホンジカが158、イノシシが31、アナグマが7というところなんですけど、この1番繁忙期の中で実績報告で出ている職員の常勤が3人、それから5人で、要するに物すごくハードであったのかということが、この指定管理者が管理をされる上で、人件費なんかを見ましたときに、元年度が剰余が出てるんですね。つまり、職員の交替というか、福利的などところを受託されている指定管理者がされていたんだろうかということがヒアリングしてないんで分かんないんですけど、その辺をちょっとお聞かせください。

ということと、もう1点は12月でございますので11月末では、その職員の方というのは、この現状の8人のままなのか、それとも変わっているのかという辺り。これは良い判断になりますので、この辺はいかがでしょうかね。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

申請につきましては10月16日に受付をしております。

それから、施設での受入れなどの対応についての御意見だったと思いますけど、当然毎日決まった数が入ってきたりするものではありませんが、もちろんこちらとしても今おっしゃったような詳細については把握しているわけではございませんので、その辺については答弁しかねますので。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

部長、3回目の質問なんですけど、これ指定管理者の選定をする本議会の担当常任以外のものの質問なんです。この質疑を常任委員会で深めていただかなければいけないために議案質疑の制度があると思うんですけど、要はそのところなんです。

質問を1点いたしますよ。くどいようですが、例えば8人でいらっしゃるのであれば、8人。いや7人でいらっしゃるのであれば、現業の作業をされている方と、事務で例えば予算を作ったりいろいろされているというのは別におられるのか、現業の方が兼ねていらっしゃるのか。これ非常に労働体系の中で重要なことだと思うんですね。

つまり、受託されている指定管理者が管理をどうされているか、この辺はいかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

現状といいますより、提案をされている内容で答弁をさせていただきますが、職員につきましては、施設

長、それから一次処理責任者、二次処理責任者、それから減容化処理施設の責任者の4名が常勤で、そのほかパートの非常勤の従業員として3名ないし4名で運営するという事です。それで、事務の方は、施設長とパートの職員1名で処理するという事になります。

なお、本社の企業戦略室でフォローをしていくという提案でございます。〔降壇〕

5番（岡野 鉄舟君）

委員会へ引き継ぎます。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第109号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第110号「津谷キャンプ場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第110号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号5番、岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

一般会計補正予算について、質問を順次いたします。

まず5ページをお開きください。第2表の債務負担行為補正でございます。その中の美作市放課後児童健全育成事業施設管理運営事業の期間と限度額の積算根拠ということで3億100万円。それから2番目には先ほどの美作市獣肉処理施設管理運営事業の1,449万円の限度額の積算根拠。

それから26ページの歳出予算でございますが、款10、項1、目事務局費の中の節が報酬の三角213万3,000円。それから給料のプラス540万円、職員手当等の227万6,000円で、要は人の動きが分からないので、これはどういった内容かということでございます。

それから、目3の教育研修センター費の三角の補正額122万2,000円、これは節はそのままになっておりますので、これもどういったことかということでございます。

それから28ページの款教育費、項が幼稚園費、1幼稚園費で、そのところの節の給料の三角の520万、職員手当の303万1,000円の減。それから共済費の195万の減、これも人の動きがどうかという意図でございます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

美作市放課後児童健全育成事業施設管理運営事業の債務負担行為の期間と限度額の積算根拠ということでございます。

まず、期間につきましては指定管理者は支援員等の雇用を安定的に継続させ、施設の良好な運営を実施することにより、保護者等からの信頼を高め、連携体制の充実を図る必要があるため、問題がない限り、短期間での変更は行わないことが望ましいことと考えております。しかし、長期間になると、児童数の推移やクラブの統廃合なども考えられるため、指定管理料の算定などが困難となるため、従来通りの5年ということで期間の設定をさせていただいております。

限度額の積算根拠としましては、指定管理料の主要部分となります、人件費につきましては、現支援員の処遇改善や新規人材の雇用体制の確保を行う必要があるため、国の交付金、これは子ども子育て交付金ですが、の増額、おおむね2%から3%の範囲内で人件費の増額を行う積算を行っております。具体的には人件費と人件費を除く事業費から利用料を差し引いたものを指定管理料と定めることとなり、人件費につきましては市の保育士に用いる給料表の月額あるいは時間給を参考に用いて積算をしております。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、2番目の美作市獣肉処理施設運営事業の期間と限度額の積算根拠などについてでございます。

まず、債務負担行為の期間でございますが、獣肉処理施設は平成30年度から指定管理の運営としております。30年度から始めて、3年間で令和2年度までということになっておりますが、新たな期間の指定管理者を募集するにあたりまして、現在の運営が安定していることや、期間を長くすることで、より効率的な管理運営が期待できることから、5年間ということにしております。

それから、限度額につきましては、指定管理者による平成30年度、それから令和元年度の運営結果から指定管理料を除いた場合の収支不足が、これの2年間の平均でございますけど、途中で消費税率が変更になっておりますので、そういった調整を加えた上でその収支不足額が175万8,000円、これに令和2年度から運営を始めております減容化施設の運営のために要する光熱水費のみを加えるということで、電気代と重油代の見込みが年間114万円、こちらを加算した合計の289万8,000円を1年間の指定管理料として5年間ですの限度額を1,449万円としております。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

私の方からは3点目から9点目について答弁させていただきたいと思っております。

まず、3点目の会計年度の任用職員の減額についてでございますが、こちらにつきましては学校相談員2名募集していたものが1名しか応募がなく、今後も採用の見込めないため減額するものでございます。また、もう1点スクールバスの運営を8月27日、2学期から民間の方に委託しておりまして、それによりまして市で直接雇用することがなくなったことによりまして減額するものでございます。

それから4点目の給料の増額については、教育委員会事務局職員の人事異動によるものと、教育長の就任が6月22日からになって、4月1日から6月21日までの給料を減額するものでございます。

それに合わせまして、5点目の職員手当、6点目の共済費が人事異動等によりまして所用の措置を行ったものでございます。

それから、7点目の幼稚園費の給料の520万円の減額につきましては、これも人事異動に伴うものでござ

いまして、大きな要因といたしましては、東栗倉幼稚園が休園したことによりまして、大きく変わっております。

8 点目、9 点目やはりこれは人事異動によりまして所要の減額を行ったものでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）

債務負担公費補正について質問します。

まず、放課後児童クラブの方ですが、5 年間で3 億ですから約6,000 万、約1,000 万増えてるんですけども、今の現行の指導員の数と来年3 年度から5 年間の指導員の数というのはどういうふうになるのでしょうかということ。

それから、遠藤部長の方に質問しますのは、今が指定管理料が500 万ですね。これ、5 年ですと1 年当たり300 万くらいに下がるんですが、何で私がこれを質問するかと言いますと、今、僕最初に指定管理のところで質問したところが気にかかるから聞いてるんですけども、この指定管理料を下げるばかりが能じゃないんで、下げる以上は、下げても職員の方の福利厚生というのは必要なんですけど、その辺は大丈夫なんでしょうかということなんです。それを指定管理者と話をされてるかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

現行では、本年の12 月1 日で契約社員が7 名、パート職員が57 名と聞いておりますので、全部で64 名でございます。来年度になりまして、1 名がパートから契約社員に移行するということになりますので、契約社員が8 名、パートが56 名の64 名ということで職員の数については積算を行っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

職員の人件費といいますか、福利厚生などはもちろん会社の基準に従ったものになると思いますが、候補者の提案では精肉の売上やペットフードの売上で、売上を増やす努力をしたいということで、利益が出た場合には今後の施設運営に役立てるといような御提案を頂いております。議員が心配されている点につきましては、今後の業務運営の報告を受ける中で注意してまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）

3 回目はしませんが、よく現場の意見も若干伺っておりますので、よくコミュニケーション取ってください。

議長（岡本 泰介君）

それでは、続きまして通告順番2 番、議席番号13 番、尾高誉久議員の発言を許可します。

尾高議員。

13 番（尾高 誉久君）〔質問席〕

17 ページの下の方にあります、2 款総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費の報酬41 万1,000 円、会計年度任用職員報酬パート41 万1,000 円について。

それから、次は19ページの真ん中へんというか上の方にあります。まず民生費、社会福祉費、障害者福祉費の扶助費2,308万4,000円で、障がい児施設措置費として、（給付費等）2,388万4,000についてお伺いいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私の方から、戸籍住民基本台帳費の会計年度任用職員の報酬41万1,000円について御説明させていただきます。

この報酬につきましては、マイナポイントの事業を国庫補助金10分の10の補助率で活用しまして、会計年度任用職員を1月から3月まで2名を雇用するものでございます。

マイナポイント事業につきましては、消費活性化を目指しているところでございますが、10月25日現在国の方では4,000万人分の予算に対して全国8,000万人しか申請がなく、より一層の推進が必要になっているということで、任用職員を雇用して、マイナポイントの業務推進を行うこととしております。

また、美作市のマイナンバーカード交付率でございますが、一般質問でも答弁いたしました11月末現在では18.3%であります。令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになることもありまして、マイナポイント業務に加え、マイナンバーカードの普及拡大を目指しておりまして、この任用職員の主な業務といたしましては、マイナポイントの設定、マイナンバーカードの申請、設定、交付を行います。そしてマイナンバーカードの申請につきましては、市役所の窓口での申請の受付に加えまして、確定申告会場での出張申請を受付することとしております。

41万1,000円でございますが、2名実際には計算しますと84万8,322円必要となりますが、今年度2月の補正予算で臨時特別給付金、児童手当でございますが、そちらの方に1名3か月分を充用しておりますので、その部分が43万8,200円予算として余剰になりますので、差し引きしまして41万1,000円が今回の補正をしている金額でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

ページ19の目2、障害者福祉費、節扶助費2,308万4,000円についてですが、これは児童福祉法に基づく障がい児を対象とした児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス給付費の増額補正になります。

理由としましては、令和元年度末で月平均利用者数と比較して令和2年9月の段階で児童発達支援が5人、放課後等デイサービスが20人増えており、利用者数が増えているということと、またサービスの支給量においても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県立誕生寺支援学校が休校になったことに伴い、サービス利用が増えたためです。

また、今年度になりまして、新たに近隣の町村に児童発達支援事業所が2か所、これは西栗倉と奈義になります。それから放課後等デイサービスが2か所、これは奈義と勝央になりますが、に増えたこともあり、サービス利用の増が見込まれるため、それに伴う不足分を増額補正するものです。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

丁寧な説明ありがとうございました。

市民部長、続きなんですけど、自治振のうちの方の会長が言われたのが、国民健康保険証をマイナンバーにするのはいいんだけど、それでこれもできるでしょ、できる。しなければならない。それで便利なんだと。便利なものをできるんですよ。しなければならない、国が言ってることがよく分からないというのはね、ものすごく便利なものはすればいいんですよ。それをできるんだよというて、まるで飽をしゃぶらすようなことを言いながら、将来的に無知になるんじゃないかなと思ってるから、できるというなら、素晴らしいならばやればいい。令和5年でしたか、令和5年と言われましたね。実施に移すんは何年言うたんかな。

〔「3年後」と呼ぶ者あり〕

3年か。言われてもすぐなんだけど、自治振のうちの方の会長が言われたのは、なぜ国が作らないのと、そんな便利なものを。便利なんですよ。いや、便利なんだ。なぜ国が率先して作らないのと。窓口にきてできるんだよって。言っというて、マイナンバー、マイナンバーで統一して、それを落として紛失していつの日にか預金がなくなったって。高齢者の人が一番不安に思ってるのは、インターネット、インターネット言うんだけど、怖いというのが皆さんの話聞いて思うんですよ。だから、もっと安心できるようなマイナンバーにしてもらいたい。そのためには、これは一般質問のようなことになるんで言いませんけど、国が保障すりゃええんですよ。本当にそう思います。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第111号の質疑を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

続きまして、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第112号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第113号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第113号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第114号「令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第114号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第115号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第115号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第116号「令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第116号の質疑を終了いたします。

以上で、全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表を御覧ください。

お諮りします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり各常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第3 請願・陳情について

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第3「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしております付託表のとおり、請願第2号は、文教厚生委員会、請願第3号は、産業建設委員会、陳情第3号は、総務委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり付託いたします。

なお、請願2号、3号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

それでは、倉地議員をお願いします。

17番（倉地 重夫君）

請願第2号。

国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願。

美作市議会議長、岡本泰介様。

新日本婦人の会津山支部、支部長山本宣子。

請願主旨。新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で、3密を避けるためクラスの2分の1程度で授業できる分散登校や、時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは、いつもよりも勉強がよく分かった、手を上げやすかったなどの声が聞こえ、教職員からゆとりを持って子どもたちに一人一人丁寧に関わることができた。保護者から、感染から子どもを守るには、20人くらいがいいなど、肯定的な声が上がりました。

20人で授業を受けられるようにすることが、感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながる実感されました。

感染拡大防止の対策として、教室の密を避けるための少人数学級、授業、学校規模の縮小などが必要です。

そのためには、教職員を増やすことが不可欠です。現行の40人学級では、子どもたちの命と健康を守ることができません。教室に社会的距離を確保するには、20人程度で授業できるようにすることが必要です。今20人学級を展望した少人数学級の前進が求められています。

さらに、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている学校現場の状況があります。子どもも教職員もくたくたになっている。消毒作業など荷重な労働、感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など、悲痛な声が上がっています。

様々な課題を抱えた子どもたちが増える中、一人一人に行き届いた教育を保証するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、国の責任による少人数学級は小2で止まったまま8年連続で見送られています。コロナ禍の中で、20人学級を展望した少人数学級の前進は、圧倒的多数の父母、保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応えて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。

しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保証するためには、地方に負担を押し付けることなく、国が責任を持って少人数学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。

以下の主旨に沿って、下記について国に対する意見書を採択してください。

記。1、子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保証するため緊急に20人程度で授業ができるように

すること。そのために、教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。

2、20人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。

以上。

議長（岡本 泰介君）

続けて、請願3号。

17番（倉地 重夫君）

請願第3号。

自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」案の廃案を求める請願。

美作市議会議長、岡本泰介殿。

請願団体、岡山県農民運動美作支部、美作市竹田1688、支部長岡本昌弘。

請願の主旨。

日頃より、日本の農業と国民の食糧を守るために奮闘されていることに敬意を表します。

種苗法改正案は、先の通常国会で食の安全を願う多くの消費者、農民、市民の反対の声に押され、一度も審議されることなく継続審議となりました。しかし政府は、臨時国会での成立を狙っています。

種苗法改正案は、日本政府も批准する食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が規定する、農民の自家増殖の権利を原則禁止するものです。これは、種苗農産物種子法廃止と同時に成立した農業競争力強化支援法で法的機関が保有する種子の危険を民間企業に提供することを盛り込み、さらに海外企業が日本での品種登録をやすくするなど、日本の優良品種を多国籍企業に提供するものと言わざるを得ません。

自家増殖を禁止しても海外流出を防げないことは、農水省自身が認めています。自家増殖禁止は、許諾料や毎年種子を購入せざるを得なくなるなど、農民に負担増を強いることは明らかです。

農水省は、育成権が及ぶのは1割にも満たない登録品種だから影響はないといいますが、実際の栽培では米で3割以上を占めるなど、登録品種の利用が増えています。

また、人気の在来種をゲノム編集技術で栄養素強化の性質などを組み込んで、新たな品種として登録し、在来種を企業の特許の権利下におき、もうけの種にすることを可能にしています。

さらに、種子企業は遺伝子組換え種子の開発依頼、種子の栽培マニュアル、契約に肥料や農薬などの使用料や使用時期を組み込み、農民の栽培に対する自主的判断を奪う傾向も強めており、栽培面からも企業依存をも狙っています。

このように、種苗法改正案は、種子の企業支配を拡大させ、品種の多様性と農民の栽培技術を奪い、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化を支えてきた農産物への安定生産への消費者の願いにも逆行します。

以上の主旨から、下記の事項について請願します。

要請項目、種苗法改正案を撤回すること。

以上。

議長（岡本 泰介君）

紹介が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は22日午前10時からです。

午後 2 時32分 散会

令和2年12月22日

(第 7 号)

1. 議事日程（7日目）

（令和2年第9回美作市議会12月定例会）

令和2年12月22日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第79号、議案第82号、議案第94号～議案第116号、請願第2号～請願第3号、陳情第3号
（委員長報告、質疑、討論、採決）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	西山正志	2番	青山慶
3番	和田広宣	4番	岩崎清治
5番	岡野鉄舟	6番	中山忠明
7番	重平直樹	8番	安藤功
9番	金谷のり子	10番	山本雅彦
11番	萬代師一	12番	山本重行
13番	尾高誉久	14番	鈴木悦子
15番	岩江正行	16番	日笠一成
17番	倉地重夫	18番	岡本泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	福田昌弘	政策審議監	春名利亮
総務部長	岡本和之	危機管理監	千原善弘
企画振興部長	春名信明	市民部長	景山二男
環境部長	森元浩之	保健福祉部長	江見勉
経済部長	遠藤宏一	建設部長	小林英樹
消防長	高山宏明	会計管理者	山森和幸
教育次長	平田幸春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	玉櫛哲也
主任	臼井隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

12月10日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第79号、議案第82号、議案第94号～議案第116号、請願第2号～請願第3号、陳情第3号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（岡本 泰介君）

初めに、日程第1、議案第79号、議案第82号、議案第94号から議案第116号、請願2号から3号、陳情第3号、それぞれの委員長報告、質疑、討論、採決を一括して議題といたします。これらの議案などにつきましては、9月10日及び12月10日に各常任委員会に付託となっております。いずれも各常任委員会において審査終了の旨報告があり、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書はお手元に配付のとおりです。この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長、中山委員長、報告をお願いします。

中山議員。

6番（中山 忠明君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

令和2年12月美作市議会定例会、産業建設委員会の委員長報告をいたします。去る12月14日、午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、執行部からは市長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして、慎重に審査いたしました。審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

まず議案第101号「市道路線の認定について」では、委員より、スエ支線の終点位置について、道の途中である。突き当たりまで限定したほうがよいのではないかとの質問があり、執行部より、これより先は幅員が狭小となり、車は通行できないことから、この位置としているとの答弁がありました。

次に、議案第102号「市道路線の変更について」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」では、委員より、指定管理料の根拠について質問があり、執行部より、指定管理者による平成30年度及び令和元年度の運営結果から、指定管理料を除いた収支不足額の平均に消費税率を調整した175万7,800円に、1年間の減容化施設の運営に要する電気代、重油代の負担見込額113万9,600円を加えた289万7,400円を1年分とし、指定管理の期間が5年なので、限度額を1,449万円としているとの答弁がありました。

委員より、施設に個体を持ち込んでも受け取らないことがあるのかとの質問があり、執行部より、減容化

施設ができたことにより、食肉にならない個体も搬入をしていただいているとの答弁がありました。

委員より、減容化施設で溶かすと言っていたが、どのくらい減容化できるのかとの質問があり、執行部より、鹿1頭をそのまま投入すると、1日の稼働時間約5時間で分解される。減容化率は約60%である。骨と皮のほか、パウダー状になったものが残るとの答弁がありました。

委員より、減容化施設でどれくらい処理したのかとの質問があり、執行部より、本格運用を始めた今年4月から10月までに、食肉にならない個体と残渣を合わせて3万5,900キログラムを処理した。1頭を35キログラムとすると、約1,000頭を処理したことになるとの答弁がありました。

委員より、獣肉処理施設での仕事は重労働である。コストを切り詰めるばかりではなく、ここで働いてよかったと思えるようなことになるよう運営管理を行っていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第110号「津谷キャンプ場の指定管理者の指定について」では、委員より、オートキャンプもできるのかとの質問があり、執行部より、オートキャンプ場とはしていない。しかし、車の乗り入れが可能な区域があるので、指定管理者がどう運営するかであるとの答弁がありました。

委員より、オートキャンプが人気である。市内にはオートキャンプ場はないのかとの質問があり、執行部より、大芦高原キャンプ場は一部をオープンサイトとして運営している。候補地としては、高原キャンプ場があるとの答弁がありました。

委員より、愛の村パークには、広い駐車場がある。オートキャンプ場に活用できないのかとの質問があり、執行部より、指定管理者から提案を受けているので、協議を進めるとの答弁がありました。

委員より、津谷ではグランピングを希望する事業者があったが、そのことはなくなったのかとの質問があり、執行部より、グランピング事業はなくなった。通常のキャンプ場として運営するとの答弁がありました。

次に、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」では、経済部所管において、委員より、工場設置の奨励金の交付先である継続2社と新規3社はどこかとの質問があり、執行部より、交付先会社名の答弁がありました。

次に、議案第114号「令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第116号「令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、質疑はありませんでした。

次に、継続審査としていた議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」では、執行部より、建物が所在する土地について、市が無償の地上権を有すること、またその土地を通行し、使用する承諾を得ていることを確認するため、土地所有者と確認書を交わしたと報告がありました。

委員より、確認書には期間の定めがないが、問題ないのかとの質問があり、執行部より、存続期間の定めがない土地、地上権設定も有効であるとの答弁がありました。

委員より、地元のほうはどう言っているのかとの質問があり、執行部より、地区の代表の方から、今後、地域で素麺工場の使用を検討しない。所有者である市の判断に任せると意見を頂いているとの答弁がありました。

委員より、普通財産にして、施設の活用をどのように進めるのかとの質問があり、執行部より、今後の利用については、地元関係者と、この敷地の土地所有者も含め、協議し、進めていくとの答弁がありました。

全議案の質疑終了後、産業建設委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、議案第101号「市道路線の認定について」、議案第102号「市道路線の変更について」、議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定

について」、議案第110号「津谷キャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」の産業建設委員会所管分、議案第114号「令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第116号「令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

続いて、請願の審査に入り、請願第3号「自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」案の廃案を求める請願」については、委員より、既に国会で可決されているので不採択との意見がありました。

討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択と決定しました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、審査の過程で出された意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討を頂き事業執行に当たられますようお願いいたします。産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、令和2年12月美作市議会定例会、総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る12月15日、午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より市長以下関係職員出席の下総務委員会を開会いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、継続審査としております議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」及び陳情第3号「指定自動車教習所設置に関する陳情書」の9件でありました。これらの審査に当たりましては、まず陳情を除く8件につき説明を受け、質疑、討論、採決し、最後に陳情第3号につき審査の後、討論、採決をいたしました。

それでは、審査の過程において、特に議論となった点について順次御報告を申し上げます。

まず、議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」では、委員より、条例改正が市民に与える影響はどうかとの質問があり、執行部より、改正前の状態と変わらないとの答弁がありました。

議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」では、質疑はありませんでした。

議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員より、市民が不利益を被ることはあるのかとの質問があり、執行部より、文言訂正であるため、そのようなことはないとの答弁がありました。

議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」では、委員より、吉野農協の跡地取得について、建物はあるのか。あるのなら、どれくらいの規模なのかとの質問があり、執行部より、建物はなく、用地のみの取得となるとの答弁がありました。

委員より、美作市産業基盤強靱化基金の次年度以降の積立額と今後の利用計画があるのかとの質問があり、執行部より、出資については具体的なものは無いが、大遷橋井堰のポンプ化による年間維持費の助成を予定している。また、次年度以降の積立額等については協議検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、債務負担行為補正の美作ラグビーサッカー場、美作野球場芝等管理委託業務について、岡山県と美作市の管理範囲はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、ラグビーサッカー場は、岡山県の施設。野球場、テニスコート、みまさかアリーナ、構陵館は、美作市の施設である。今回の債務負担行為は、ラグビーサッカー場と野球場を対象としたものであるとの答弁がありました。

委員より、ラグビーサッカー場は全部で5面があるが、全てが対象かとの質問があり、執行部より、5面全てが対象であるとの答弁がありました。

委員より、消防施設費に係る購入した備品、発電機について説明してほしいとの質疑があり、執行部より、備品の種類、発電機の内容について答弁がありました。

次に、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」では、委員より、胸部CTの受診者が増えたとのことだが、どの程度増加したかとの質問があり、執行部より、当初、30名の予算を組んでいたが、12月4日現在で72名となっているとの答弁がありました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」の総務委員会所管分、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の総務委員会所幹部につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」では、パネル税条例の内容に対して、改めての確認としての質疑があり、委員より、法定外目的税については、地方税法第733条の総務大臣の同意要件があり、また国の法定外税の新設・変更への見直しの指針においても規定をされている。今議会の一般質問の答弁において、3要件の答弁があった。1号要件については、面積と償却資産が異なることから、1号要件に該当しないという答弁であったが、発電施設設備として償却資産を納めているにもかかわらず、パネル税として独立して取り出して課税することは二重課税になる。地方税法では、このことを想定しているのか。また、3号要件については、再生可能エネルギー促進という国の施策に反するのではないかととの質問があり、執行部より、1号要件については、償却資産は取得価格、金額は主な課税標準であるが、今回のパネル税は面積という違いがあるので、課税標準は違っていると解釈している。また、3号要件では、国の政策を阻害するものではないとの答弁がありました。

また、委員より、想定が変わったということで負担をパネル事業者だけに求めるのは不公平ではないかとの質問があり、執行部より、降雨量が200ミリから600ミリに変わったため、あくまでも災害リスクに対する予防的な事業において一部負担をしてもらおうというものであるとの答弁がありました。

また、委員より、パネル税の根拠は降雨量の想定が200ミリから600ミリになったからということだが、何ゆえパネルにのみ負担を求めるのかとの質問があり、執行部より、降雨想定が変わったことによる負担をパネルに求めることについては、許可が出たときの法令の許可であるので、遡及してまで求めることになっていない。下流において災害の危険度が増すことに対する事業の財源として、納税という形で負担をしていただくものであるとの答弁がありました。

また、委員より、第1条に目的が書かれているが、規制するのであれば、他の条例や規制で規定すべきではないかとの質問があり、執行部より、今回のパネル税は、規制を目的にしているものではなく、安全・安心な環境を目指すための財源として負担をしていただくものとの答弁がありました。

また、執行部より、市内の事業者への意見聴取アンケートの結果資料が提出され、市内在住、在所の太陽光発電事業者60件を対象に、10月中旬から下旬にかけて、電話による意見聴取を実施し、事業用発電パネル税導入の可否及びその理由、パネル税導入の考え方に対する意見、パネル税導入に当たっての要望などについて、56件、93.3%の回答を得ることができた。その概要は、パネル税導入の可否については、「賛同する」が5件で9%、「やむを得ない」が20件で36%、「賛同できない」が31件で全体の55%、「賛同する」と「やむを得ない」を合わせると25件で、全体の45%であったとの説明がありました。

委員より、「賛同する」や「やむを得ない」と選択した理由が回答とマッチングしていないのはなぜかとの質問があり、執行部より、「賛同する」「やむを得ない」「賛同できない」のいずれかを聞いた上で、率直な思いをお聞きしている。生の声をそのまま記録しているので、回答とその理由が合っていない場合もあるとの説明がありました。

また、委員より、アンケートの方法について、電話でのアンケートでは不十分ではないか。きちんと説明をしたのかとの質問があり、執行部より、マニュアルをつくり、できるだけ分かりやすく、かみ砕いて説明をした。マニュアルについては、後ほど提出するとの答弁がありました。

また、委員より、60件が対象との説明であったが、60件しか対象がいらないのかとの質問があり、執行部より、市内に在住、在所の事業者を対象に実施しており、その数が60件になるとの答弁がありました。

また、委員より、パネル税課税に係る納税義務者の件数と市外事業者への意見聴取の有無についての質問があり、執行部より、10キロワット以上の事業者数は全体で233件あり、このうち170件が市外事業者であるが、大半は反対であると考え。今のところ、市外の事業者への意見聴取は予定していないとの答弁がありました。

採決に際し、委員より、市内の納税義務者へのアンケートが電話だけでは不十分だと思う。丁寧なやり方が必要では。また、市民向けアンケートの集計を受け、その後に議論を進めたほうがよく、引き続き継続審査とすべきとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

最後に、陳情の審査に入り、陳情第3号「指定自動車教習所設置に関する陳情書」については、委員より、高齢者について自動車教習所に確認したところ、1教官が担当できる受講者が3名であったが、6名に変更されたこと、更新講習所の案内通知は免許期限の6か月前に送られており、予約申込みの期間はあると思われる。また、2月、3月の通常の自動車免許受講者が多い繁忙時期は難しい場合もあるが、その時期を除くと、期間に余裕を持って予約していただければ、現在は受講を受け入れることができない状況にはなく、受講申込みの困難は解消されているとのことであったとの意見があり、また執行部に確認したところ、執行部にも同様な要望書が出ている。指定教習所は県内に19校あり、近隣に比べ少ない状況ではなく、委員が聞かれたように、一時は困っていたが、現在、若干余裕があり、6か月前から受講の予約ができるので、

早めに予約してほしいとの教習所の意見であったとの説明がありました。

他の委員から、市内に教習所があることは理想だが、学校を設置となると難しいが、研究の余地はある。使われなくなった公共施設に来てもらう。補助金を出さずに建物を建ててもらえばいいのではないか。また、他の委員から、敷地8,000平方メートルを市が用意して設置することは無理があるなどの意見がありました。

討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

このほかにも、審査の過程において様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討、協議を頂き、事業執行に当たられますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る12月16日、午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、委員全員、岡本議長出席の下、執行部より萩原市長、荒木副市長、福田教育長、春名政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。付託の議案は、議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」外11件で、審査に当たっては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査において議論となった点について御報告を申し上げます。

まず、議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」では、委員より、内容は字句の訂正だけなのかとの質問があり、執行部より、そのとおり、字句の訂正だけであるとの答弁がございました。

次に、議案第99号「美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員より、利用者負担について、実費の額とするということだが、以前は500円であったものがどれぐらいの金額になるのかとの質問があり、執行部より、一般の方で600円ほどになると聞いている。また、おやつをつける場合や食事の内容を変えることがあり、個人個人で一定の金額でないことから、実費の額としているとの答弁がございました。

委員より、改正前の500円の中におやつ代は含まれていたのかとの質問があり、執行部より、食費代500円の中には入っていないとの答弁がありました。

次に、議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」では、委員より、放課後児童クラブの指定管理者の選定について、3業者が提案した指定管理料に明確な差があったのか。また、5年間の経営管理の収支計画について具体的な差があったのかどうかとの質問があり、執行部より、市が募集要項であらかじめ示した指定管理料の上限額は3億100万円であり、その範囲内で5年間の施設管理の収支計画の提案を受け、金額は3億100万円と3億円であった。毎年、人件費に処遇改善を見込むことで、年度ごとに指定管理料が増額する内容の提案を頂いた法人もあったが、いずれにしても5年間の限度額となる3億100万円以内で管理計画の収支を合わせることになる。議決後は、速やかに法人と市と双方

でこれらの詳細を協議し、確定する予定であるとの説明がありました。

委員より、地域貢献という審査項目があるが、どういった内容かとの質問があり、執行部より、地元雇用や再雇用に配慮がなされているか。クラブ、行事等が地域との連携が図られているかなどの内容を審査する項目であるとの答弁がございました。

委員より、5年間という長期の指定管理となると、社会情勢の変化により想定不可能なことも発生し得ると考えられる。大幅な収入減など、経営に直結する収益に影響が生じた場合の対応について、どのような契約内容になるのかとの質問があり、執行部より、指定管理の基本協定では、協定書第34条と第35条において、特別な事情や定めのない事項においては、甲乙双方の協議の上、協定の変更を行うと明記してあるとの答弁がございました。

委員より、審査項目ごとの点数配分はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、市の指定管理者制度運用の手引の中に、基本となる項目と配点基準を設けている。指定管理選定委員会において、対象となる施設に合わせた項目と配点を最終決定しているとの答弁がありました。

委員より、応募業者の力量を公平に審査できているのかとの質問があり、執行部より、指定管理者募集において、あらかじめ市ホームページ等にて、大項目や配点など、様々な条件を公表している。放課後児童クラブの場合、子どもに関する事項や学校と保護者の関係などの項目に配点を高く設定しており、応募者が企画案を提出する際の目安を示すことで、一定の公平性を担保しているとの答弁がありました。

次に、議案第104号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」では、委員より、これは公募したのかとの質問があり、執行部より、指定管理者が地域に根差し、利用者や家族からの信頼性が高く、設置目的を満たしているとする理由により、公募していないとの答弁がありました。

次に、議案第105号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第106号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、議案第107号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第108号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」は、委員より質問はありませんでした。

次に、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」の保健福祉部所管では、委員より、障害児施設措置費について、放課後等デイサービス施設が2か所増えたということだが、どこの地域に増えたのかとの質問があり、執行部より、市内ではなく、奈義町に1か所、勝央町に1か所増えているとの答弁がございました。

委員より、美作から奈義、勝央へ行かれているのかとの質問があり、執行部より、奈義へは勝田地域から、勝央へは美作地域から利用される方が多く、地域により利用する場所が限定されるものではないが、送迎が可能な範囲で利用されているとの答弁がございました。

委員より、美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園管理運営事業の債務負担行為について、指定管理料が増額になっているが、増額の理由の中で、小修繕の総額が大きくなるから増額したように聞き取れたが、10万円未満の小修繕は指定管理者が、それ以上の高額な修繕は公費で行うものと理解している。その辺をもう一度確認したいとの質問があり、執行部より、10万円未満の小修繕については、指定管理者で対応することになっているので、指定管理料には見込んでいないとの答弁があり、委員より、債務負担行為の美作市障害者地域活動支援センターなごみの委託料の増額理由は何かとの質問があり、執行部より、現在、なごみでは、一般相談支援と日中の活動の居場所づくりを行っているが、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとしての機能を持てるように、来年度からなご

みに専門職を1名増員するものである。具体的には、現在なごみには社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員が正職員として在勤しているが、看護師を1名、正職員として増員する予定であるとの答弁がございました。

委員より、第三の居場所事業について、利用人数、登録人数は何人かとの質問があり、執行部より、利用人数は4月から11月までの延べで699人の利用があり、月平均では87人となっている。登録人数は5世帯8人で、学年別では、小学6年生が4人、3年生が3人、1年生が1人となっているとの答弁がありました。

委員より、第三の居場所事業は100%補助のはずだが、一般財源が含まれているのはなぜかとの質問があり、執行部より、補助率については10分の10であるが、人件費を含め年間2,000万円以上を執行する必要があるため、予算執行上、一部一般財源を充当しているとの答弁がございました。

委員より、作東老人福祉センターについて、今回5年間の債務負担を計上しているが、施設は20年以上たっている。今後、施設をどのようにしていく考えかとの質問があり、執行部より、屋上の漏水や入浴施設のソーラーパネルの一部故障など、今後、順次対応していきたい。施設は地元の社交の場で、地元の方がほとんどボランティアのような形で管理をしており、今後5年はまだ大丈夫と判断している。将来的にも残していきたいと思っているが、10年、20年といった長期的なことも考えていく必要があるという答弁がありました。

委員より、施設は、平成元年ぐらいに温泉を掘り、介護保険が始まった2000年ぐらいに改修されたと記憶している。入浴施設の配水管など、20年もたっており、いつ破裂してもおかしくない。地域の方がこれまで管理をしてきているが、もう限界と思われるので、そろそろ先の計画を立てたほうがよいのではないかとの意見がございました。

次に、教育委員会所管分では、委員より、小1グッドスタート支援員を配置できなかった理由と、来年はどうする予定なのかとの質問がありました。執行部より、1年生は35人学級で、36人から2学級になる。30人から35人まで、1学級で比較的人数が多い状況の場合は、小学校のスタートに、基本的な生活習慣の確立、落ち着いた学習支援を考え、県が配置する事業となり、人数という枠に至っていないので、配置できなかった。来年度については、人数が変動している状況だが、現在のところ、小1グッドスタート支援員については配置する状況になるとの答弁がございました。

委員より、保育所等の広域入所の委託料の関係を当初予算から含めて説明していただきたい。また、スクールバス運行の委託料についての質問があり、執行部より、広域入所の負担金は、私立保育所等の委託料に関わるもので、利用する方が当初より増えたことにより増額となる。歳出に関しては、公立保育所利用者が減ったことと私立保育所等利用者が増えたことによる委託料の差額としての増額である。スクールバスの委託料については、今回契約した通常登下校便以外の臨時的にスクールバスを運行する委託料であるとの答弁がございました。

次に、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」直営診療施設勘定、議案第113号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第115号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）」では、委員より質疑はございませんでした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第99号「美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、議案第104号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、議案第105号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第106号「美作

市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、議案第107号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第108号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」文教厚生委員会所管分、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会所管分、議案第113号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第115号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）」の12議案について、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

続いて、請願の審査に入り、請願第2号「国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願」については、委員から、教育委員会としてはどのように理解しているかとの意見があり、教育委員会より、国は40人が基本だが、小学校1年生は30人から35人の考えである。いきなり20人は、物理的にも人的にも無理がある。対応には4年はかかると思われるとの説明がありました。

また、委員から、この請願はあくまでこのたびのコロナ関連だけだが、今後の少子化も見越してならよいが、この内容では疑問であるとの意見がありました。

討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択といたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。このほかにも審査の過程において様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望は真摯に受け止めるとともに、今後もしっかりと検討協議を頂き、事業執行に当たられますようお願いをいたしまして、文教厚生委員会委員長報告といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

各委員長の審査結果の報告はただいまお聞きのとおりです。

これより10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員長報告は終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、産業建設委員長に対する質疑はございませんか。

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

質問させていただきます議案は、議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」でございます。

本議案につきましては、過日の議案質疑において、私が質問をいたしております。私は、この施設について議案質疑をしたのは、現場の声を少し聞いておりましたから、気にかかることから指定管理者についての議案質疑をしたわけでございますが、先ほど中山委員長の報告がございました。たしかこういったことがあったと思います。職場の労働安全について、その安全確保をするように要望したということでございますが、そこで第1回目の質問でございます。

私が令和元年度の指定管理者の実績報告書を情報開示しております、その数字も若干、遠藤部長に申し上げますところでございますが、改めてお話をしますと、令和元年度において、一番繁忙期は、令和元年の

10月の鹿が158頭、イノシシが31頭と、こういうところと、年度末の令和2年3月の鹿154頭、それからイノシシが17頭と、一番そうでない閑散期が令和元年8月の鹿が57頭、イノシシが33頭という実績が上がっております。そのときの職員体制がどうであったかと申しますと、常勤の方が3人で、非常勤の方は5人で、実質体制は8人ということであったんですが、そこで、ちょっと前置きが長くなりましたが、質問の1点は、委員会の審議の中で、そういった労働条件について、具体的な質問があったのかどうかということをお聞きします。もしあったのであれば、どういったようなことがあったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

中山委員長。

6番（中山 忠明君）

岡野議員の質問に真摯に答えたいと思います。

委員会では、そういう話は、労働条件とかというようなことについてはありませんでしたが、岡野議員、ちょっと勘違いされと思うんですが、これは、ジビエの処理施設は、近年、本年から、4月から10月にかけて、鹿の減容施設を稼働さすことによって、同じメンバーで、かなりその労働条件というんですか、時間も大変、楽な仕事ではないわけですね。36トンからのものを減容化して、それを後、処理をするという、その作業が残っております。我々の委員会としては、そういうことを事細かにするのではなしに、そういう現場の声を、我々委員会も、今議会において、産建の立場として現場を視察しております。そういう中で、やっぱり現場の人の大変なんだという思いを聞いてきておりますので、執行部に対してもっといろいろと、ここで働いてよかったなど、そういう思いをできるだけ生かしていただけるようお願いをしたということでありました。それで一応、委員長報告としての発表をさせていただきましたが、岡野議員の言われる、もっと、我々は、労働条件とかそういうのじゃなしに、本当に現場の声を生かしていただけるように執行部をお願いをしたということを再度この場をお借りしまして、岡野議員の質問に答えられたかどうかは分かりませんが、若干、岡野議員の言われた質問は、ここで発表することにはちょっとそごが生じとんじやないんかと思っておりますので、再度ちょっと質問していただければありがたいんですけど。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

簡単に質問させていただきます。本件は、来年度からの指定管理者の指定に関するものを産業建設委員会で御審議を頂きまして、私は、その委員外の立場として、この本会議で最終的に判断をする参考にしたいということをお聞きをしております。

簡単に御質問をさせていただきますと、元年度の実績はそのとおりということで、令和3年度の指定に向けて、現場の声を十分執行部には聞いていただき、労働環境が保たれるような判断を産業建設委員会としてはされたのかどうかということをお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

中山委員長。

6番（中山 忠明君）

全くそういう方向で委員会をしております。

5番（岡野 鉄舟君）

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔登壇〕

総務委員長に対する質疑を2点だけお尋ねをいたします。1つには、太陽光パネル税のことについてでございます。それからもう1点は、この自動車教習所かな、自動車教習所設置に関する陳情書の問題。この2点についてのお尋ねをいたします。

太陽光の関係については、私もこの12月にもまた一般質問させていただいたんですが、総務省のほうでは、3項目クリアしてこなんだから、これはどがいもならんというて言っとるわけじゃな。3項目。1つにしてみたら、みんなの同意が要るといふこと。それからもう一つは、国の施策に逆行せやへんかというふうな問題。このようなことを言うと、この国の施策についての今、最近、菅総理大臣、脱炭素社会に向けてとやうて、一生懸命、頑張られてる。そういうふうな中で、再生エネルギーを考えたときに、このことについて、どがいな形の中でその議論されたんじゃろうかなというふうなことをお尋ねします。

それから、この大きな業者が来て、美作市に。会社が倒産された。放置されとった。そこに大きな資本を入れて、美作市はどうもならなんだ。ならんところを、今言いよる大きな資本が来て、資金を投入してくれた。それで、美作市も業務協定書、自然保護協定書、自然保護協定書では、災害のときにも1.5倍の関係のやつを、災害のやつをクリアしてせえといふことで、やっとなるわけじゃ。首を振らんでええんじゃ、黙っとけ。それで、やっとなるのに、何で今頃になってからに、このような話が出てきたんか。

それと、継続継続とやうて、長いこと継続して、総務委員会としてこのような、この定例会だけで議論するんじゃなしに、委員会としては今までなぜ議論したことがあったんかなかったんか。それなら、総務省のほうに行って、話ししたことがあるんかないんか。調査研究したんか、なかったんか。このことについてもお尋ねして、それから私は、平成28年の萩原市長のこれを法定外税というのは、これは坊主丸もうけみたいなものじゃからなというふうな、議会運営委員会の中で、そういうふうな発想の中で考えられとる。坊主丸もうけじゃあというふうな、坊さんがそれほどうかるんかどうかなんか知らんけど、丸もうけじゃあというふうな、そういうふうな発想ですといふことは、ちょっといかがなものかな。これについては、どがいな皆さん議論されたんかなという問題。

それと、今言いよるこれが、美作市の顧問弁護士がおられますがな。上に上げてしまとって、はしごを外すようなことをされて、恐らく業者も今度は黙っていないと思います。それで、弁護士のほうとも、これはちいとはその研究をされたんじゃろうか。これを今言いよるこの税金を導入した場合については、向こうが裁判でも起こしてきたら、美作市はどがいなるんか。そのことについての研究をされたのかどうなんかなといふこと。

それと、やっぱしええかげんにせなんだから、マスコミがすぐ拾うんじゃ、これな。また美作市はパネルじゃ、継続審議じゃ、継続審議って何を議論しようか知らんけど、継続じゃとやうて。取りあえず、全国に先駆けて、どこのも、ええことだったら、よそより進んですりゃあええんじゃけども、4回も5回も議論継続

せないけんようなこの問題をマスコミ通じて全国に発信するという事は、美作市の大きなダメージ、ダウンじゃ、これは。これらについては皆さんどがい議論しとるんじゃろうかと思つてね。

それと、自動車教習所の問題。これは、私のほうにも何人かの人が相談に来たんですよ。というのは、今、最近、農耕用のトラクター、ロータリーが1メートル70になったら、免許、試験場へ行かないけんや。この試験場へ行くのに割合つかえとるらしい、ごっついほど。それで、半年ぐらいつかえとるから、どがいにもならんじゃと。それで、鳥取へ行ったら、一月か二月ほどしたら来てくれと言つたけん、予約したんじゃと。3回行かないけんらしいな。3回。それで、鳥取へ行ったら、県外のほうに行ったら、こっちの津山や、それから勝央だったら、11万円と言つたのかな。それで、鳥取へ行つた人やこうは、そがいせなんだら、乗つたら免許証まで、これは無免許で乗つとることになるので、免許証まで取り上げされるんじゃと。そのことを言つとりました。そうしたら、鳥取へ行つたら13万円要つたんやて。今これだけ農業がもうからんのにね。13万出したら、もうたまったものじゃないと言つて。美作市もこういうような関係で、農家の人が困つとんじゃ。それだったら、よその学校には、今言いよるたくさんの助成金を出しよるけども、美作もちょっとお手伝いしてやろうかというような、市のほうが皆さんにお手伝いしてあげようかというような考え方は、まだ議論はほかのことはしたことはないし、してあげても罰は当たらんと思う。非常に困つとるんじゃ。道路を走つたら、もうすぐ違反でやられるわけじゃから。

それと、この前、一旦停止、70、もうわしもその年になつたんじゃけども、一旦停止をしたんじゃと。せないけんところをせなんだんじゃと。それで捕まつたんじゃ。そうしたら、7,000円罰金が来たと言つた。そうしたら、はや講習に行かないけんらしいんじゃ。今はね。若い人はどがいもないよ。一旦停止しても、一旦停止のところを止まらなかつたり、携帯電話や、今言いよる罰金払うようなことになつたら、はやもう教習所へ行かないけん。このような調査については、市のほうはどこまで把握されつたんじゃろうかなというような感じするんじゃけども、これらについては、議論はあつたんかなかつたんか。それは、やっぱし自動車教習所は、年寄りが一番困るといふのは、津山へ行くんじゃ遠いんじゃな。前は大原やこうだったら、佐用があつた。平福へ。すぐ近くだつた。災害が出てから、あそこは流れてしもうた。教習所はなくなつた。

それと、今、若い子ども、学生は、少子・高齢化の中で非常に少のうなつとるけども、今言いよる高齢者の関係が非常に、今言いよるこの間も、この前はまだ「みかん」じゃなんじゃというやつは私はなかつたんじゃけども、70過ぎたら行かないけんのに、別にな。それで、今度は75になったら、今度、自分も行かないけんじゃけども、何やら「みかん」じゃなんじゃといつて、そういうようなものが出てきて、それを暗記しとつて、自動車教習所へ行かないけんようなことになる。

そうやけん、取りあえず、トラクターの問題、これらについては議論したんか、していなかつたんか。それから、需要がどのくらいあるのかといふのはどこで把握されたんか。需要があるんか、ないんかしたら、これについたら、したんか、してなかつたんかといふことについての、そのことについてのお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

まず、パネル税のほうの質問、たくさんあつたんですが、継続審議になっているんだけど、継続審議をしたのかという御質問であつたと思います。これは、委員長報告で私も申し上げましたように、報告をいたしておりません。これは、前回9月からの継続審議になっている理由といひますのは、法定要件は733条に

規定をされておりまして、国の通達の中で、納税義務者の意見を聞きなさいよと、こういうのがございます。そのことが9月段階でできていないということが原因でございます。その後、御承知のように、委員会を開くかどうかというのは、私ども常任委員会と議会との審議状況を勘案しながら、総務委員会であれば私が判断をすることになると思うんですが、今議会に至るまでの間にそういったアンケート調査とか納税義務者の意見が把握ができていないという状況にありましたので、閉会中に審議をいたしておりません。そして、本議会でやったという結論でございます。

それから2つ目の質問として、委員会として調査をしたのかどうかということでございますが、今12月議会に上程されているものについては、委員会としての調査はいたしておりません。ただ、廃案となりましたが、9月レベルの段階では、同僚議員と私は東京のほうへ個人的に政務活動の一環として調査をいたしております。ただ、今、岩江議員の御質問の委員会として調査をしたかということについては、調査をいたしておりません。

それから、3つ目の坊主丸もうけの議論でございますが、何回か議員の御質問、発言をお聞きいたしましたが、この坊主丸もうけの議論は、委員会では話題といいますか、審議をいたしておりません。

それから4つ目に、裁判を起こされた場合の議論、これは廃案となった議案の経緯では、多大な一般財源が伴うということはありませんが、今議会においては議論をいたしておりません。

次に、陳情に係ります指定自動車教習所の設置に関わる御質問でございましたが、2つあったと思います。

1つは、トラクターが1.7メートルを超える場合は、要するに試験を受けることが必要なんです、その場合のことにつきましては、委員の皆様から意見が出たということはありません。

それから、市のほうで調査をしたかということでございますが、先ほど私が委員長報告の中で執行部の活動の内容を報告しているとおりでございます。再度申し上げますと、市長宛てには請願書が出ておりますが、指定教習所は県内に19校あり、近隣に比べ少ない状況ではなく、一時は困っていた状況が、若干余裕があり、6か月前からの受講の予約ができていますので、早めに予約してほしいという教習所の意見であったという説明でございました。

それから、ニーズの把握をしたかということでございますが、これも、委員会の委員長報告は審査の経緯と結果をありのまま報告することでございますので、お答えは、言わせていただければ、ニーズの把握はいたしていないというのが答えになるかと思えます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

これ、自動車教習所の問題、先ほど後になって、自動車教習所の、私、よそのほうの人から頼まれてまして、まちのほうもやっぱり高齢者がたくさん、ここだけじゃなしに増えとんで、自動車教習所はもう大変忙しいらしいです。それで、どがいぞこちらのほうでお願い、ちょっと泊まってできる場所はないかといって探して、津山の教習所へちょっと相談したら、うちは泊まったらんのじゃけど、勝央町のあそこのところが、よそから来られた人があそこへ泊まって講習ができるんじゃというふうな形の中でやられとらしいんじゃということで、そこへお願いして、これは15日ほど待ったら余裕ができるからというて、お世話したことがあるんじゃけども、あそこの（聴取不能）のほうのところから、よその人があそこへ泊まって、自動車教習所へ行きよる。それから、ここだけじゃなしに、よそからでも来るんじゃ、これな。よそからでも。

それから、やっぱり議論するんだったら、いろんな情報を聞いて、否決するんだったら、これだたらほ

んまに無理じゃなど。滋慶学園やこうでも、680人と言いつつやつが360人で、360人が150人前後はか、まだ来とらんのじゃというような状況でも、金を入れてするわけじゃから、市民が、やっぱし高齢者が困つとる。津山へ行かないけん。津山へ行ったら遠いんじやと。違反しても、やっぱし今、講習受けないけんようになつた。一旦停止でも講習受けないけんようになつたということや。トラクターやこうでも、今言いよる、ここが満タンじゃから、鳥取へ行つて2万円高う出して、鳥取でも行かないけんような状況じゃと。やっぱしそういうふうなきちつとした調査がされて、報告を受けて、初めて採択じゃとかどうのこの、否決じゃとかというようにするのが我々の仕事じゃないんかと思うんじやけども。

それと、太陽光の問題でも、やっぱし発想が、これは議運の中で市長が説明しとられたから、議事録に書いとんじやけん。坊主丸もうけじゃ、丸もうけみたいなものじゃからのうというような。そがいな問題じゃなしに、ほんまに災害だったら、その災害の問題については、ここもあのメガソーラーの関係についたら、工事中には大分質問させてもらいました、ここで。仕事しよるときにはそのことを言わずに、済んでしもうてから、今度は税金を払え。ほんまにこれが、また委員長の今の話の中では、委員長も東京へ行かれたんじやと。そうじゃけども、国の施策で3つクリアせないけん、これな。1つ欠けても駄目ですよと。3つクリアしたら、まちが同意したら、うちは許可を出しましよと、認可しましよと言うとるわけじゃから、国が今言いよる再生エネルギーで脱炭素社会を進めないけんというて言いよるようなときに、おい、美作市へ行つて、風力をしようか、何をしようかというて行つたら、後から何が出てくるやら分からんという悪いイメージばっかしが全国にマスコミのブラウン管を通じてやるようなことがあつたら、これはもう大変なことになるので、美作市は怖いところじゃと言われたら、このことはこの間も言うたん、一般質問で。だから、そのようなことについてどこまで議論されたんかというところは、していないんだったら、していないで。この施策の一番大事なのは、国の施策に、今、国を挙げてやろうと、政府が挙げてやろうとしよるやつに、逆行しやせんかなということについての議論はあつたんかかなかつたんか、このことについて教えてください。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

国の施策についてどうかという意見は、今、委員長報告には簡単に答弁を書きましたが、御承知のように、国は再生エネルギーを進めておりますので、その方向性と反するのではないかという意見はございます。いろいろと今、岩江議員、御質問されましたが、今、質問をお聞きしながら、私、委員長の采配が、采配といたしますか、あれがまずくて、十分な審議ができていなくて誠に申し訳ないとは思っておりますが、委員長報告で先ほど私が報告をさせていただきましたのが全てでございます。

15番（岩江 正行君）

はい。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

13番尾高議員。

13番（尾高 誉久君）〔登壇〕

総務委員長報告された中で、岩江議員も言われた太陽光の継続審査について、せっかく市民が見ておられるので、議長ね、議長、なぜ質問するかというと、これはあくまでそれぞれの常任委員長に対して、議長、することなんだろう。

議長（岡本 泰介君）

そうです。

13番（尾高 誉久君）

さっきの質問ができるなら、これから私、質問するから。だから、修正案は出なかったのかというのが1点。というのは、私も一般質問したが、10キロ以上でということではなくて、50キロ未満のところは免除するとか方法を取って、それで50キロ以上のメガソーラーの会社に対してそれを、50円を賦課していくんだ、パネル税を賦課していくんだということについて、総務委員さんみんなが、これは二重課税だと言って反対しているのか、していないのか、そのこと。それから、すなわち新しいやり方については意見が出なかったのか。あくまでこれは総務委員会に、3条件があるにしても、美作市がこれを切り開いていくんだと。それで、地球温暖化に関する排ガス規制はクリアしているんだから、御褒美をもらってもいいんじゃないかというような議員は出なかったのか。また、ある意味の保険ですね。パネル税をもらうことによって、小さな小額の金額で多額の補償をしなきゃいけないんじゃないかというような議論がなされたのか、なされなかったのかということについて、まずお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

3点あったと思いますが、いずれの御質問に対しても、発言はございませんでした。

議長（岡本 泰介君）

尾高委員。

13番（尾高 誉久君）

だから、答弁と質問というのは、今の状態でしょう。議長、もっとしっかり議長をやってよ。それをルールとして守つとるから議会というものがあるんだから、そのことをしっかりもっとやってくださいよ。市民も望んでいるんだから。これ以上長く言わんけど、もっとしっかりやりなさい。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）〔登壇〕

先ほどからパネル条例についての委員長に質問がありますが、私が理解できていないところについて、委員長報告の中で、継続になった理由について、いま一度詳しく説明していただいて、そこについて理解したいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

私の委員長報告申し上げましたのは、もう一度申し上げましてから補足説明をいたしますが、市内の納税義務者へのアンケートが電話だけでは不十分と思うと。丁寧なやり方が必要では。また、市民向けアンケートの集計を受け、その後に議論を進めたほうがよく、引き続き継続審査とすべきということでございます。これが取りまとめでございますが、この背景を私なりに説明いたしますと、委員長報告の中でも若干触れましたが、このパネル税については、強行規定である733条の1号から3号までの要件と、その法律要件を附則する国の通達がございます。その通達の中に、納税義務者の意見を十分聞きなさいよと、こういうのがご

ざいます。そこで、私が委員長報告で申し上げましたように、市民向けのアンケートの、もちろん税を納めるのは納税義務者であります、それができていないということが背景にありましたので、委員からの継続審議の意見があった。そのように理解をしております。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

それでは、その後の納税義務者への意見聴取とか、これからの納税する方の意見を聞くための前向きな議論はありましたでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

前向きな議論といいますか、私は今申し上げましたように、その発言があっただけでございます。この私どもの発言を受けて、執行部のほうでは慎重に対処していただけるものと思っております。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

それでは、その問題点については、ここでこの次に議論が尽くされ、3月に向かってということで理解してよろしいですね。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

付託を受けました私ども総務委員会におきましては、今、議員の言われたことを基本にしておりますし、執行部の前向きなあれを向けてなされると思いますので、慎重に審議をしていきたいと思っております。

9番（金谷のり子君）

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、それでは総務委員長に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

議案質疑の段階で、私は放課後児童クラブのことについて議案質疑をしております。委員長報告は限られた紙面の中でされていると思うんですが、私は一番気にかかりますのは、社協から共立メンテナンスが委託を受けて、5年間の期間を過ぎて、来年度からスタートと、こういうことの、これに向けての指定管理者なんですが、何が気にかかりますかといいますのは、指定管理者である共立メンテナンスからどのような反省と今後の展望、モチベーション等を、こういうふうにやってほしいとか、そういった審議が指定管理を公募する段階で、美作市の指定管理者の手引にはあるんですが、その辺のことを文教厚生委員会の中ではどのよ

うな議論がなされたでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8 番（安藤 功君）

先ほど委員長報告で申し上げましたのが要旨でございまして、要するに3社の公募があったんですが、その中で共立さんが今、決定ということだったんですが、その以前に、要するにどういう評価でどういうふう
にプロポーザルの審査をしたというようなお話はありました。点数の配分とか、いろいろなお話がございま
したが、この5年間された業者さんに対しての要望であるとか反省点というようなことは、委員会では議論
しておりません。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）

担当常任以外の者としては、この場しか委員長報告を受けてのあれしか判断をする材料がないんですが、
イメージ的な質問をいたしますと、社協から共立メンテナンスが受けてから5年がたっております。その当
時1年の親御さんは、5年生の親御さんになっていらっしゃる。一方で、直近では1年生の親御さんが
いらっしゃるという、それぞれ親御さんから見たときに、放課後児童クラブとは一体どういうものかという
一つがよく分かっていらっしゃる親御さんと、こんなものかなという親御さんがいらっしゃると思うん
ですが、具体的に担当常任委員会として、この本指定管理案件について、もう少しこれはこうすべきじゃないか
とか、いや、これはよかったとか、そういう議論はあったんでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8 番（安藤 功君）

岡野議員さんも総務委員長をされているので、委員長報告とはどういうものかというのをよく御存じの上
で質問されているんだと思うんですが、議論していないことは申し上げることができませんので、先ほどの
答弁と同じになります。

5 番（岡野 鉄舟君）

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

それでは続きまして、討論、採決に移ります。討論、採決は1議案ごとに行います。

初めに、議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、委員長から本案については、会
議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申出がありますので、継続審査の申出についてお諮り
いたします。

議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方
の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第79号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第82号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第94号「美作市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第94号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第95号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第95号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第96号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第96号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第97号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第97号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第98号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第98号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第99号「美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第99号「美作市いきいきゆうゆうの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第99号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第100号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第100号は委員長の報告どおり可決されました。
続きまして、議案第101号「市道路線の認定について」討論に入ります。
反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第101号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第101号は委員長の報告どおり可決されました。
続きまして、議案第102号「市道路線の変更について」討論に入ります。
反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第102号「市道路線の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第102号は委員長の報告どおり可決されました。
続きまして、議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第103号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第103号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第104号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第104号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第104号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第105号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第105号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第105号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第106号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第106号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第106号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第107号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第107号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第107号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第108号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第108号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第108号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第109号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第109号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第110号「津谷キャンプ場の指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第110号「津谷キャンプ場の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第110号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」について討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第111号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第10号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第111号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第112号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第112号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第113号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第113号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第113号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第114号「令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第114号「令和2年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第114号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第115号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）」について討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第115号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第115号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第116号「令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第116号「令和2年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第116号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第2号「国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願」について討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

倉地議員、自席で結構です。

17番（倉地 重夫君）

私は、この請願の紹介議員の立場から、賛成の討論で参加します。

当市における現状の実態で、児童数の減少に伴い、既に少人数学級になっているとして不採択の意見を述べられた委員もおられますが、今回の請願は国に対する要望であり、この見識は当たらないと思います。国においても5年かけて35人学級に取り組むとの合意がなされましたが、文科省は当初から30人学級を求めているものであり、財務省の圧力によって、不満足な結果となっています。日本の教育予算は、GDP比較で、OECD24か国中、最下位であります。北欧各国はいずれも5%以上、お隣、韓国は4.1%、OECD平均で4.2%。そんな中で、我が国は2.9%であります。

コロナ禍の分散登校で、教える側も教わる側も一時的に20人学級以下の学級で教わり、方程式が理解できた。ある生徒は、自分はばかではなかったと思わず声に出したといいます。そして、暗記型でない、みんなで深く考え合う豊かな授業は、少人数学級でこそ可能であります。子どものケアという点でも、少人数学級が急がれます。教員は、子ども一人一人の個性を理解し、子どもの変化を感じ取りながら向き合えます。一律指導で大声を出す必要もなく、子ども同士の関係も落ち着いたものになります。分散登校のとき、不登校の子どもが教室に顔を見せたと各地で語られています。こうしたよさが実感できたからこそ、今度こそ少人数学級の声が全国に広がったのです。

今回の不十分さの根底には、教育にはお金をかけない政府の姿勢があります。当議会におかれましても、請願を採択していただき、国に対して一日も早い少人数学級の実現を求めるものであり、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、請願第2号「国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

議長（岡本 泰介君）

賛成少数。よって、請願第2号は不採択となりました。

続きまして、請願第3号「自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」案の廃案を求める請願」について討論に入ります。

なお、討論は、原案に対しての討論となりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論はございませんか。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

これは、紹介議員、倉地議員さんなんですけども、これがあるのが、出されたのが11月10日頃だと、このようにあります。それで、もう既に12月2日に衆参両院を通過して、国会でこのことについてはまずは通過して可決がなされているということで、委員会でも倉地議員のほうに取下げをされたらどうですかということを開きましたら、委員会のルールとして要望書が出ないと取下げができないということで、倉地議員も理解されて、分かったということで、産建の皆さんがこれは出すべきではないだろうというふうに私は認識しておりますので、十分倉地議員の思いを我々も受けて、全員反対ということでございました。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、請願第3号「自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」案の廃案を求める請願」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

議長（岡本 泰介君）

賛成少数。よって、請願第3号は不採択となりました。

続きまして、陳情第3号「指定自動車教習所設置に関する陳情書」について討論に入ります。

なお、討論は、原案に対してとなりますので、原案に対して賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

委員長に対する質疑を……

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、原案に対しての……

15番（岩江 正行君）

この不採択に反対で。

[「原案」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

原案に対しての反対、賛成を述べてください。

15番（岩江 正行君）

逆か。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、賛成討論はございませんか。

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

本陳情は総務委員会所管で、私は総務委員長でもあります。その結果は、先ほど委員長報告で申し上げたとおりでございます。私は今、18人の議員の一人として、この陳情に対する賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

傍聴者の方と、それからテレビを見ていらっしゃる方がどういった陳情かがお分かりにならないと思いますので、簡単にまずこの陳情書の内容を紹介させていただきます。

〔「討論ですから、自分の討論を述べてください」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

討論ですから、内容を言われることはないです。

5番（岡野 鉄舟君）

それでは、省略しましょう。

議長（岡本 泰介君）

趣旨は言われる必要ないですから。

5番（岡野 鉄舟君）

はい。

私は、ここの陳情にあります70歳以上75歳未満のワンステージというところなんですが、この陳情の趣旨はよく分かります。そこで、なぜ賛成をするかということをお申し上げますと、賛成の立場としたら、1つは、美作市の地方創生のビジョン、人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略、これは人口減少の抑止、雇用の創出ということでございます。もう一つは、美作市の公共施設等総合管理計画の観点からということをお踏まえて、私なりに賛成討論をさせていただきます。

この陳情書は、設置をということでございますが、2つあると思います。1つは、公設公営をしてほしいということと、この最後に、陳情書の最後にこういうふうに書かれております。県北の優良な指定自動車学校に働きかけ、その理解と協力の下に、誘致の設置を検討するのも良策かと、こういうふうに付言をされております。では、公設公営がどうかということでございますが、やはりこれは昨今の箱物を造ってどうするかということを考えたときに、なかなか無理はあろうと思いますが、私は、1つは、公の施設として設置するのはありでございますが、民間に来ていただく設置という意味では、最後の7番目のところの陳情書に書いてある趣旨は、陳情者の気持ちとしてはお持ちであろうと思います。そういった意味で、この民間の方が市内に設置をされる場合には、人口減少抑止の効果も出ますし、雇用の創出も生まれますし、そういった意味では、この陳情書につきましては時宜を得たものと考えております。

岩江議員も私に質問をされましたが、なかなかこれからの時代を迎えるときに、市内で近くにあるという

ことは非常に助かるという思いがございますので、この陳情書は、私は賛成の立場として意見表明をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

委員長報告を受けました。これこそ継続審議だったら分かるんじゃないけど、不採択というのが、調査をきちっとされとって、トラックの免許、非常に困っておられる、免許を取るのに。それから、高齢者、75歳を過ぎたら、非常にまたあそこの自動車教習所に行かないけん。そういうような形の中で、調査されたのはどこに聞いたのか、自動車教習所に聞いたんじゃないというような報告だったように思うんですが、やっぱり利用者のほうに軸足を置いたような説明じゃなかった。利用者に軸足を置いた議論が、総務委員会の中で議論がなされていないように、そのように受け止めたので、私は、このことについてはもう少し、継続だったら分かるんじゃないけども、不採択ということについては、この原案に対しては、私は賛成です。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

賛成の立場から討論させていただきます。

私も、個人的に当事者として、予約を申し込んで、結局身近なところで受験することができなかったという経験を持っています。年がたって、遠いのほうまで道が分からんところを探して行くというのは非常に大変なことでありまして、身近なところにこういうような施設があれば非常に助かる。その思いから、陳情に対して賛成の立場から討論に参加します。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、陳情第3号「指定自動車教習所設置に関する陳情書」について、原案のとおり採択することに

賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成少数。よって、陳情第3号は不採択となりました。

以上で、今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より挨拶をお願いいたします。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、議長のお許しを頂きまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、この10日に滝宮の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの件でございますが、当市におきましても対策本部を設置し、様々な取組を行ってきたところでございますが、まずおかげさまで他の養鶏場における風評被害等はほとんどないというようなことで、本当に安心をした次第でありますし、また鳥の処分でございますが、鶏64万羽、これにつきましては、まず予定より1日早い14日に殺処分が完了。そして、17日には、その養鶏場の防疫措置も完了。そして、当市の美作クリーンセンターも協力をして進めておりました焼却処分についてでございますけれども、県南の岡山、倉敷と総社でしたか、御協力を頂く中で、順調に進んでおまして、実はこの22日、今日までに全部終了するという報告を頂戴しております。今回の焼却作業の実施につきましては、クリーンセンターが所在する周辺地区住民の皆様をはじめ、当該施設の運営委員や監視員の方々にも御理解を頂きました。また、有事に際し迅速に対応していただいた当該施設の包括運営事業者の協力にも感謝をいたしますし、また英田地域の方々の交通の御不便をおかけしたこと、本当に御協力に感謝をいたしますし、最後になりますけれども、岡山市、倉敷市、総社市、協力いただきました。そして、何よりも岡山県当局、そして自衛隊の方々の本当に念の入った24時間体制での殺処分についての迅速な動きについては、感謝に堪えないわけでありまして、本当に皆さん、御苦労さまでございました。

次に、新型コロナウイルスでございますけれども、御心配をかけましたが、先月の11月の22日、大原病院でクラスターの発生があったこと、これはもう議会でも随分お話をいたしましたがおかげさまで全ての対策が終了し、27日以降については全く何の問題もないということの中で、保健所等の立会いの下に、12月11日をもって収束、制圧という判断を頂戴しているところでございまして、そのことを受けまして、その次の日、12日から、感染対策を万全に行った上で通常業務に復帰。したがって、14日からは、外科、整形外科、小児科、眼科を順次再開しているということで、本当にほっとしているわけでありまして。11月22日の発生以降、入院、外来患者の皆様をはじめとして、市民の皆様には御心配と御不便をおかけしましたということで、病院からも深くおわびの気持ちが市民の方々に伝わるようにという要請も頂いておりますが、その一方で、きちっとした感染防止対策、早期発見、即座に隔離、早期治療ということをまさに実例として示していただいた大原病院のスタッフの方々、院長はじめ、全てのスタッフの方々に、心深く御礼、感謝を申し上げるわけでありまして。

次に、また新型コロナでございますけれども、政府の方針でございますが、この状況下の中で、子育て、仕事の両面を親一人で担う、そういう状況になっていらっしゃるひとり親世帯の方々、子育て負担の増加、収入減、大きな困難が生じているという報道でございます。このことを受けまして、国は7月に給付を行いましたおやこ家庭応援特別給付金、これにつきましては年内再交付というようなことで方針を決定されました。当市としましては、その財源につきましては、議会でもお話ししましたが、国のほうの予備費というようなことを聞いてはいるんですが、具体的に来ないないので、私どもとしての予備費の流用によって給付金を

お支払いしようと。そして、クリスマスというわけでありまして。24日の日に口座に振込ができますように、今、市で事務を進めています。24日の日に、温かい皆さん、国民の方々の気持ちをお受けになって、いいお年を越してくださいと、こういう気持ちでお支払いをすることにしたいと思います。

さらに、新型コロナウイルスですが、この週末の状況等を皆さん御心配になったと思うんです。岡山市、倉敷市で50人を超える大規模なクラスターが発生。県南が全然収まらない。一方で、県北はとって、これも落ち着いていなくて、連日、感染者が確認をされていて、津山も真庭もなかなか収束をしない。さらには、学校生徒に感染が及んでいるということになっているわけです。数的に見ましても過去最高、111人の感染が20日の日に出たわけでありまして、そして岡山県当局も、これは大変だということで、医療機関が逼迫した状況に向かっているということで、医療非常事態宣言を発出されておるわけでありまして。私どもとしては、おかげさまでかなり徹底した対策を取れる体制を取っておりますし、市民の方々の防疫意識も非常に高いということがございますけれども、なお念を入れて様々な対策をお願いしたいというふうに思っております。県外に行ったりする必要がある方、あるいは戻ったときには大原病院で検査をしていただく等々のきちっとした対策をそれぞれの立場でもお願いをしておかなければなりません。どうぞよろしくお願い致します。

経済面でございますが、G o T o トラベルが皆さん心配をしていたわけでありまして、全国一斉に停止という方向転換になったこと、御案内のとおりでございますが、この結果、回復の兆しが見えつつあるというふうな調査、ヒアリング結果もございます。これは大変であります。そして、私どもとしましては、国の方策もある程度見えてまいりましたので、新たな経済対策を今検討中でありまして、そして1月第1週はちょっとかかるんですが、予算として仕上げて、関連する議案もあるかもしれませんが、近々補正予算審議のための、1月中だと思いますけれども、また臨時会をお願いする必要があるんじゃないだろうか、多分あるだろうというふうに思っております。年末年始で大変お忙しい中ですが、議長はじめ、議員の皆さま方におかれましては、こういった状況にあることを御賢察の上で御協力を賜りますようお願いをいたします。

さて、9月議会の一般質問でございましたが、若年層のがん患者の方々をはじめとして、年齢は40歳以下なんだけども、介護が必要な可能性があるという御指摘があったわけでもございました。私、岡山市市長会を代表する立場で、実は県の介護の委員会の委員をずっとさせていただいております。この問題は重要であるということで、様々に議論をいたしました。このたび、岡山県は、第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画というものの改定素案をようやく取りまとめたんですが、この中に、地域共生社会の実現を目指し、介護保険を利用できない40歳未満の若年層の介護など、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築について、好事例の横展開などの支援を行うと。お金は出さないんだけど、温かく見守るということだと思いますが、いずれにしても、介護保険の中でできるんだということを県としても明言してくれるように、私、再三再四お願いをしておりましたが、県としても分かったということで、今の素案に初登場の文言でありまして、これは恐らく全国的に見ても、小さなことのように見えますけれども、大きな前進を岡山県全体として一歩進めたということではなからうかと思っております。AYA世代という言葉があります。谷間の世代とも呼ばれます。こういう方々、介護保険制度は今のところ適用されないように見えているんですけども、今のお話の中にありましたように、これからじわじわその活用ができると、日常生活の支援、苦しいときに介護の支援が年齢、性別問わずやれるんだということをぜひ来年の私の予算の中でも示すように努力をしていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

このところ、急に寒くなりました。今日の朝も、この辺りでマイナス5度ということになっております。ぜひ皆さま方におかれましては、新型コロナへの対策を徹底しながら、インフルエンザにもかからず、健やかな新年をお迎えいただきますように御祈念を申し上げて、御挨拶といたします。1年お世話になりました、ありがとうございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

令和2年第9回12月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

皆様には、12月2日開会以来本日までの21日間にわたり、御熱心に御審議を賜り、適切な御決定によりここに全議案を議了し、閉会する運びとなりました。市長はじめ執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市政発展、向上のため、より一層の御尽力を頂きますようお願い申し上げます。

また、先ほど市長の挨拶にもございましたが、新型コロナウイルスが拡大状況になっております。岡山県も感染者が増大しております。議員の皆様におかれましては、なお一層御注意いただきまして活動をしていただきますようお願いいたします。市民の皆様におかれましても、日常生活におきまして予防対策をしっかりお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日もって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和2年第9回12月美作市議会定例会を閉会いたします。

午後0時25分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和2年12月22日

美作市議会議長 岡本 泰介

会議録署名議員 岡野 鉄舟

会議録署名議員 中山 忠明

そ の 他 資 料

一般質問【令和2年第9回（12月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
1	16番 日笠一成	1. みまちゃんネルの議会中継・再放送について	①議会の中継・再放送の視聴状況について	60
		2. 交通弱者対策について	①交通体系の検証・対策について	61
2	4番 岩崎清治	1. 暮らしやすく・住みやすいまちづくりについて	①暮らしやすく・住みやすいまちとは、他市との比較は ②前回までの反省点・相違点 ③アンケートの目的	64
		2. 学校給食について	①公会計化 ②給食費滞納の状況 ③給食材料の地産地消 ④指定管理 ⑤食物アレルギー対応	73
3	15番 岩江正行	1. 下町ほ場整備事業進捗状況について	①工事施工中に不備があり未だ換地も完了していないが、問題はどこに原因があるのか 優良農地整備はいつ完了するのか尋ねる (イ)地権者33人中、未だ耕作の出来ない人が13人、未耕作地が2.1haとのことだが原因の究明と問題解決に向けての取組について尋ねる (ロ)下町ほ場整備組合の役員は平成28年5月8日に全員辞職していると聞いているが誰が窓口で話を何回ぐらいしているのか (ハ)産廃の問題はいつ解決したのか、地権者は承諾・同意しているのか (ニ)地権者会議はいつするのか	79

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
		2. 品確法遵守と建設中の大原こども園について	<p>①品確法、品質管理、工事請負契約書に基づき施行されているか(同等以上)の品質管理は万全か</p> <p>②土木工事共通仕様書に記載されている監督責任を明記されているか、工事施工時の留意事項として強固な地盤改良工事について尋ねる</p> <p>(イ)埋戻し材料検査(圧縮性の小さい材料、透水係数の小さい材料を使用しているか)</p> <p>(ロ)高まきを避け十分な締固め能力をもった機械で薄そうに締固めしているか</p> <p>(ハ)丁張検査と工事写真は万全か</p> <p>(ニ)締固め施行管理、品質管理、出来高管理は万全か</p> <p>(ホ)ラップルコンクリート撤去と設計監理と監督責任について(一括下請の禁止、丸投げ禁止)業法違反</p> <p>(ヘ)瑕疵担保責任について尋ねる</p>	82
		3. 若者定住、雇用創出について	<p>①美作市職員の新規採用についての疑問 市民からの嘆願書、新型コロナウイルス関係で学生たちの就職活動も制限があつて大変な時、美作市においては再任雇用を優先していないか、若者定住と雇用創出について尋ねる</p> <p>②美作市の雇用実態、求人倍率について尋ねる 全国では何番目か、県内では何番目か</p> <p>③6人生まれて50人も亡くなっている 若い力が地域の活性化に必要と思うが今の美作市の行政は少子高齢化社会に歯止めをかけるのではなく逆行してはいないか尋ねる</p> <p>④フリーターやニートの増加について 中高年層の再雇用問題の課題について</p> <p>⑤新型コロナウイルスが感染拡大する中で、生活困窮者の雇用 一人親家庭の雇用実態 子育てしやすい条件整備について尋ねる(子育て支援制度資金の利用状況)</p>	90

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
		4. 地球温暖化対策環境保全について	①二酸化炭素（CO2）の排出と脱炭素社会地球環境保全について尋ねる ②化石燃料依存社会から脱炭素化を促進するための計画案はあるのか ③美作市太陽光パネル税について尋ねる ④メガソーラー建設、開発許可、自然保護協定書については（被害想定をした上での許認可か） ⑤平成30年11月28日議会運営委員会での坊主丸儲け発言について ⑥土居地区太陽光メガソーラーは許認可は岡山県知事の権限で美作市長にはない。美作市としては市民の安全安心の調整や万が一の自然災害などに備え、全国に先駆け事業主と毎年5,000万円の積立金を供託しているとあるが説明を求める	97
		5. 人・自然・暮らし輝く元気な町づくりについて	①移住、定住で人口減少に歯止めを 内閣府が若者向け、地方移住サイト立ち上げ ②交通の利便性を生かした観光行政、三県境、兵庫県、鳥取県、岡山県との連携で観光ルートの作成について尋ねる ③美作市の魅力を発信、都市との交流で生産者と消費者をつなぎ、中山間の農林業振興、消費拡大について尋ねる	/
4	6番 中山忠明	1. 大原保育園建設について	①大原保育園建設に係る現場監理の不備について	106
		2. 美作市新火葬場建設について	①新火葬場建設の進捗状況について	111
		3. 美作市共同バスの運行について	①美作市共同バスの今後の運行について	113

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
5	5番 岡野鉄舟	1. 新型コロナウイルス禍における消防職員の安全確保対策等について	① コロナ感染者の搬送を想定してどのような安全確保対策を考えているのか ② 感染危険手当を創設すべきではないか	116
		2. 新型コロナウイルス禍における教育行政について	① 令和元年度間における美作市の「児童生徒の問題行動等に関する調査結果」はどうか (1) 小学校における、いじめ、長期欠席・不登校、暴力行為の数値（件数等） (2) 中学校における、いじめ、長期欠席・不登校、暴力行為の数値（件数等） ② 「児童生徒の問題行動等に関する調査結果」について、平成29年度、平成30年度、令和元年度の推移（数値等）結果をどう分析しているか ③ 令和元年度結果について、次のことを尋ねる (1) 取組 (2) 成果と課題 (3) 対応など ④ 令和元年度における、小中学校の1週間当たり60時間を超える勤務をしている職員の割合はどうか	119
		3. 新型コロナウイルス感染防止対策等について	① 感染防止するためにどのような対策（啓発）をしているのか ② 感染が疑われる場合 (1) 取るべき対応（手順）は何か (2) その広報はどうしているのか ③ 感染者が出た場合の対応について (1) 公表の考え方（基準）はどうか (2) 誹謗・中傷を防ぐための対策は何をしているのか	124
		4. 令和2年3月改訂美作市人口ビジョンについて	① 合併後の人口推移を踏まえ、平成27年8月策定の美作市人口ビジョンをどのように分析、検証したのか ② 改訂版には、どのような特色を出したのか	128

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
		5. 第2期「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について	①第1期「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(逐次改訂分を含む。)の反省点はなにか ②その反省点は、今回の改訂にどのように生かされているのか ③新型コロナ禍における産業振興にどのような工夫がなされているか	132
		6. 新大原保育園建設に係る地盤改良の工法変更について	①次のことを尋ねる (1)工法変更するようになった原因 (2)原因を把握した後の対処の経緯、変更内容 ②工法変更後の安全性はどのような手順で確認したのか ③請負契約の瑕疵担保責任の内容をどのように考えているのか	136
6	10番 山本雅彦	1. デジタル社会への取組について	①美作市の課題と取組はどうか	142
		2. 新型コロナウイルス感染症について	①今後の新型コロナウイルス感染症対策への経済対策について	145
		3. 高校生の通学支援について	①令和3年度よりどの程度の取組となるのか	149
		4. 河川について	①河川の浚渫計画について ②水産資源の保全について	151
		5. 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体について	①美作市としての考え方及び取組について	154

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
7	14番 鈴木悦子	1. 武蔵の里整備について	①楽市楽座かやぶき建物について 耐震診断結果はどうだったのか ②その結果をうけて今後どう考えるのか	159
		2. 医療的ケア児に対する支援について	①H28、児童福祉法の改正についてどう考えるか ②医療的ケア児の地域における受け入れ体制の整備を行い 医療的ケア児等の地域生活支援の向上についてのお考え	162
		3. 大原地区、吉野川洪水対策について	①古町、下町より要望書が提出されている今の状況について	168
		4. 朽木地内国道179号線の安全安心 について	①朽木地区より歩道整備について要望書が提出されている 今の状況について	
8	13番 尾高誉久	1. コロナ対策について	①第5回臨時議会のコロナ予防対策について	171
		2. 災害復旧について	①災害復旧のあり方について	174
		3. 入札等について	①入札方式について ②指名委員会の役割について ③予算価格について ④随意契約と市内業者について	179
		4. 市政について	①萩原市政についてお尋ねします	182

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
9	1番 西山正志	1. 旧もうもう工房跡地の進捗状況について	①旧もうもう工房跡地についての、9月議会以降の進捗状況について 9月議会で質問し、今後の計画を示されたが、その後の進捗状況	184
		2. 地域交流センターの新設について	①檜原、豊国地区への地域交流センターの新設について 現在檜原、豊国地区に地域交流センター施設はないが、人口の増加する地域であり、地域交流センターの新設は検討できないか	185
		3. 多面的機能支払交付金について	①近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の困難化が発生している 今後の美作市の取り組みについて	186
		4. 里山公園の拡大について	①今後の里山公園の拡大計画について	188
		5. 高校生への通学支援について	①美作市の将来を担う子供たちの重要性から、市内で生活する高校生が高校に通学するにあたっての通学支援について	189
10	17番 倉地重夫	1. 新型コロナウイルス感染症から市民をどのように守るのか	①市民の命と健康を守るという地方自治法の定める「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」の見地から、市民の声とその対応をお尋ねいたします	190
		2. 市内の家庭から、市外で暮らしている学生に対する支援について	①6月議会で要望をしましたが、学生の置かれている環境が大変な状況になっています これらの学生に食糧支援を求める	196

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
		3. 告知放送端末の活用について	① 9月議会で、告知端末の空きチャンネル、(FM-7)を通じて議会中継を放送して欲しい、の取り組みについて ② Jアラートと称して、けたたましい警報が放送されるが、緊急時、(停電時)にはどうなるのか ③ FM・AMラジオ放送がクリアな音で受信できると説明してきたと思うが、実態は	198
		4. 今回の行政懇談会で出された要望について	① 英田地域に宅地の造成を求める	204
1 1	8番 安藤 功	1. 美作市の持続可能性の維持・向上に向けた課題について	① 過疎・少子高齢化 ② 中山間地域の農林業振興 ③ 雇用・住宅 ④ 子育て支援 ⑤ 観光振興 ⑥ 防災・減災 ⑦ このコロナ禍のピンチをチャンスに	210
		2. 非正規市職員の待遇について	① 美作市の非正規市職員の待遇について	226
		3. こどもたちの通学における安心安全について	① 交通事故・くま・不審者から子どもたちを守るために	224
1 2	2番 青山 慶	1. 新型コロナ関連経済対策について	① 年末年始のイベント自粛に伴う飲食店等の売上減が見込まれる 経済対策をどのように考えているか	229
		2. 美作市内の森林経営計画について	① 市内にどのくらいの森林経営計画が樹立されているか ② 森林経営計画とバイオマスの関連について ③ 森林環境贈与税をどのように活用していくのか ④ 森林経営計画の面積は、どれくらい計画するのか	231

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	ページ
1 3	9番 金谷のり子	1. 美作市のひきこもりについて	①美作市の生活と健康に関する調査の2次報告がされ、社会的職業的機能低下とひきこもり、の実態調査の結果と今後の対応について (1)調査の背景、調査の方法と対象、調査の実態 この調査をどのようにまとめたのかをお尋ねします	236
		2. 美作市の精神保健及び精神障害者福祉への理解促進と医療費助成について	①美作市における運動の実施内容についてお尋ねします ②身体障害者、知的障害者、精神障害者、児の方々が病気や負傷の治療等を受けた場合に医療費の患者負担分はどのようになっていますか	242
1 4	7番 重平直樹	1. 消防団活動について	①報酬、及び費用弁償について ②消防車両について	252
		2. 火葬場と斎場について	①進捗状況	254
		3. 大原こども園新築工事について	①埋め戻し工事について ②岡山県土木工事共通仕様書に基づいて工事されていないが、良いのか	256
1 5	3番 和田広宣	1. 子供の未来を守り育てる取り組み	①3歳児健診において弱視の早期発見について ②保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発について、どのように考えているか	259
		2. UIJターンの促進・支援について	①美作市のUIJターンの促進・支援と岡山県及び、近隣市町村の取り組みについて	263